

荒川将来像計画 推進計画 新旧比較表 (現行、改定案)

令和6年1月

荒川の将来を考える協議会

改定後
推進計画（改定案）

現行
2010 推進計画

荒川将来像計画 推進計画 （改定案）

荒川の将来を考える協議会



NEXT
ARAKAWA

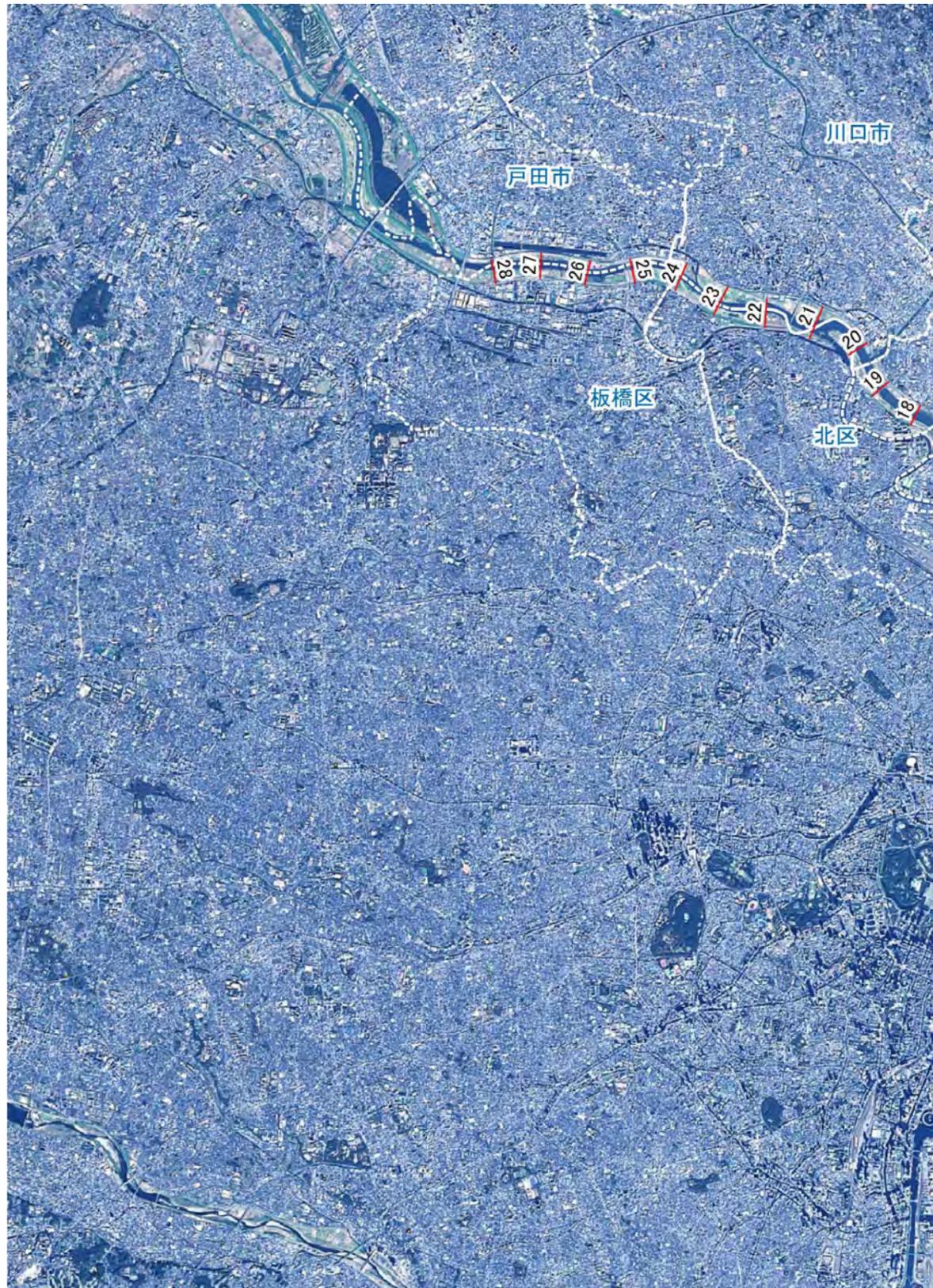
荒川将来像計画 2010 推進計画

荒川の将来を考える協議会

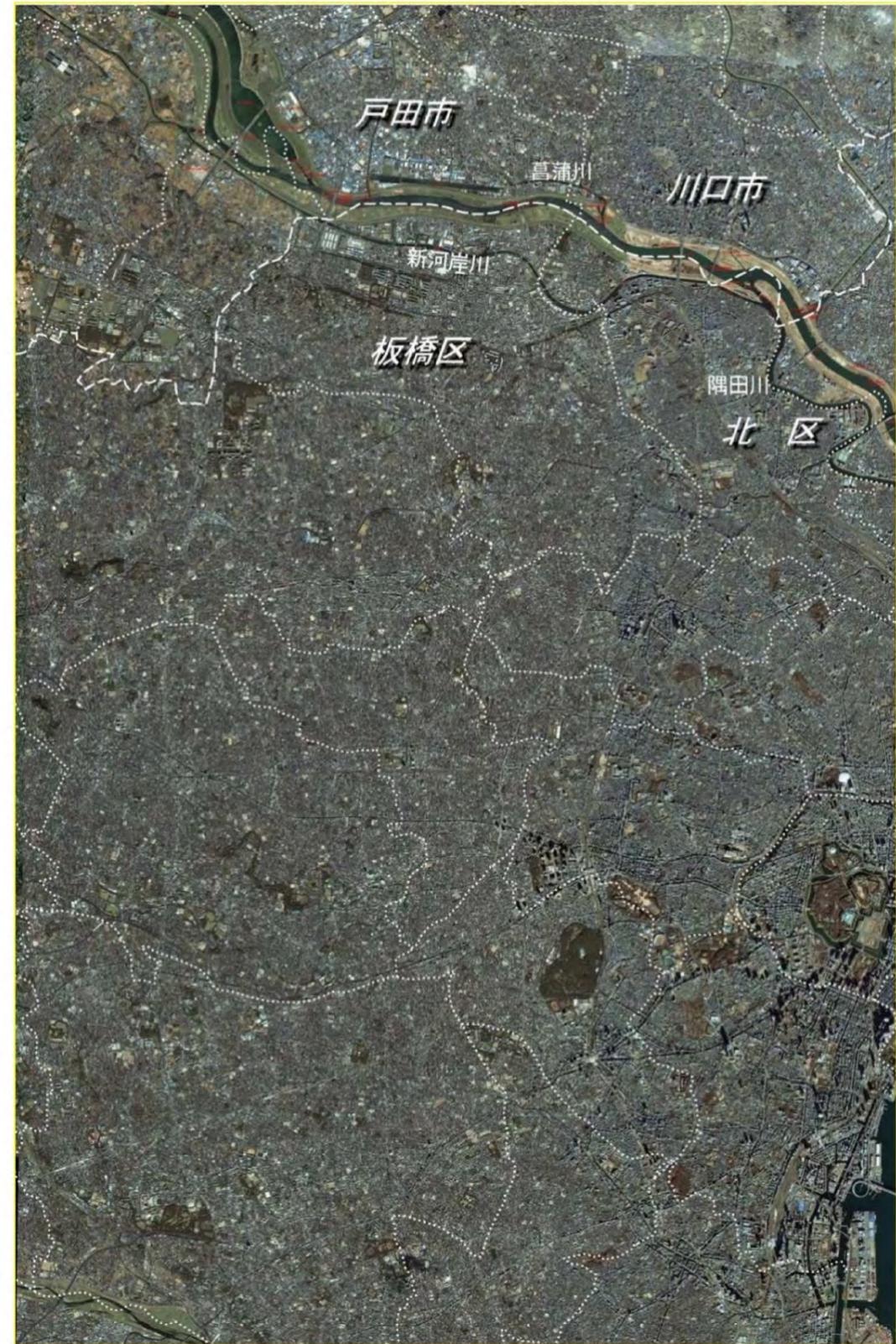
改定後	現行
推進計画（改定案）	2010 推進計画
荒川将来像計画 推進計画（改定案） 目次	
第1章 1. はじめに 1-1 (1) 1.1 「荒川将来像計画 2010 推進計画」とは？ 1-1 (2) 1.2 「荒川将来像計画 2010 推進計画」の検討体制について 1-2 1.2.1 荒川の将来を考える協議会 1-3 (3) 1.3 「荒川将来像計画 2010 推進計画」の構成 1-4 第2章 荒川下流域の川づくりを振り返って 第1節 1.4 荒川下流部のあらまし 1-5 (1) 1.4.1 荒川流域の概要 1-5 (2) 1.4.2 荒川下流部の特徴 1-6 (3) 1.4.3 荒川下流部の経緯 1-7 第2節 「荒川将来像計画 1996」の概要 (1) 「荒川将来像計画 1996」の理念 (2) 将来像計画 1996 の方針 第3節 現状の7つの課題～荒川市民会議委員へのアンケート結果より～ (1) 自然地の整備に関する課題 (2) 水際ライン（低水護岸）の整備 (3) 河川敷の利用上の課題 (4) グラウンドやゴルフ場等の自然度向上 (5) 河川敷のゾーニング計画について (6) 仮置き土砂の取り扱い (7) 魅力ある川づくり 第4節 市民参加の川づくりの現状と課題 (1) 荒川市民会議 (2) 市民活動と行政の連携について 第3章 2. 荒川下流における川づくりの考え方 2-1 第1節 2.1 これからの荒川の川づくりのあり方について将来像計画の理念 2-1 2.1.1 “健康・Well-Being な川づくり”を目指して 2-1 2.1.2 流域治水（River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!） 2-3 第3節 2.2 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり 2-4 (1) 2.2.1 荒川下流部における河川環境の現状 2-4 (2) 2.2.2 荒川下流部の自然地 2-8 (3) 2.2.3 荒川下流部に望まれる自然の姿 2-11 (4) 2.2.4 自然地の保全と再生の考え方 2-14 (5) 水辺の再生と管理について (6) 外来種の対策 (7) 荒川の水質の改善について 第4節 2.3 適切な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり 2-25 (1) 2.3.1 荒川下流部の河川利用の現状 2-25 (2) 2.3.2 荒川下流の適正な利用の推進と新たな魅力づくり 2-41 (3) 水面の適正な利用について (4) 良好な河川景観を保全する川づくり 2.3.3 自然と共存した利用施設の整備 2-49 2.3.4 快適に利用できる川づくり 2-52 第2節 2.4 災害に強い安全・安心を守る川づくり 2-61 (1) 2.4.1 堤防の決壊を防ぐために 2-61 (2) 2.4.2 災害時の救助・復旧活動をスムーズにするための川づくり 2-68 (3) 2.4.3 防災意識の向上のための川づくり 2-73	第1章 はじめに (1) 「荒川将来像計画 2010 推進計画」とは？ 1-1 (2) 「荒川将来像計画 2010 推進計画」の検討体制について 1-1 (3) 荒川将来像計画 2010 推進計画の構成 1-11 第2章 荒川下流域の川づくりを振り返って 第1節 荒川下流部のあらまし 2-1 (1) 荒川流域の概要 2-1 (2) 荒川下流部の特徴 2-2 (3) 荒川下流部の経緯 2-3 第2節 「荒川将来像計画 1996」の概要 2-8 (1) 「荒川将来像計画 1996」の理念 2-8 (2) 将来像計画 1996 の方針 2-8 第3節 現状の7つの課題～荒川市民会議委員へのアンケート結果より～ 2-15 (1) 自然地の整備に関する課題 2-16 (2) 水際ライン（低水護岸）の整備 2-17 (3) 河川敷の利用上の課題 2-18 (4) グラウンドやゴルフ場等の自然度向上 2-19 (5) 河川敷のゾーニング計画について 2-20 (6) 仮置き土砂の取り扱い 2-21 (7) 魅力ある川づくり 2-22 第4節 市民参加の川づくりの現状と課題 2-24 (1) 荒川市民会議 2-24 (2) 市民活動と行政の連携について 2-24 第3章 荒川下流の川づくりの考え方 第1節 これからの荒川の川づくりのあり方について 3-1 (1) 荒川下流の川づくり基本構想・理念 3-1 (2) これからの荒川下流の川づくりに向けた取組み内容 3-2 第2節 災害に強い安全・安心を守る川づくり 3-3 (1) 堤防の決壊を防ぐために 3-3 (2) 災害時の救助・復旧活動をスムーズにするための川づくり 3-5 (3) 防災意識の向上のための川づくり 3-9

改定後	現行
推進計画（改定案）	2010 推進計画
(4)2.4.4 災害発生時に備えた川づくり 2-76	(4) 災害発生時に備えた川づくり 3-12
第5節2.5 自らできる川づくり支援を推進するパートナーシップによる川づくり 2-77	
(1)2.5.1 沿川住民・企業等のあらゆる関係者と行政連携による取り組みの実施状況 2-77	
(2)2.5.2 今後の荒川下流部を守り育てていくための沿川住民活動と行政の連携について .. 2-78	
第4節3. 新たなゾーニング計画 3-1	第3節 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり 3-13
第2節3.1 荒川将来像計画 2010-地区別推進計画の土地利用区分 3-1	(1) 荒川下流部における河川環境の現状 3-13
(1)3.1.1 基本的な土地利用区分の考え方 3-1	(2) 荒川の自然地 3-16
(2)3.1.2 個別の土地利用区分 3-2	(3) 荒川下流部に望まれる自然の姿 3-19
第1節荒川将来像計画 2010 のゾーニング計画の目標	(4) 自然地の保全と再生の考え方 3-22
(1)3.2 平成20年度末の現況土地利用状況 3-5	(5) 水辺の再生と管理について 3-25
(2)3.3 推進計画の将来的なゾーニング計画の考え方 3-6	(6) 外来種の対策 3-32
3.4-ゾーニング全体目標について 3-8	(7) 荒川の水質の改善について 3-33
3.5-ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方 3-9	
附図3.6 荒川将来像計画 2010 推進計画の現況土地利用図および将来ゾーニング計画図 3-10	第4節 適切な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり 3-37
4. 荒川将来像計画の推進方策 4-1	(1) 荒川下流部の河川利用の現状 3-37
4.1-荒川将来像計画の推進の枠組み 4-1	(2) 荒川下流の適正な利用の推進と新たな魅力づくり 3-51
4.1.1 荒川将来像計画の推進体制 4-1	(3) 水面の適正な利用について 3-66
4.1.2 荒川将来像計画の周知 4-1	(4) 良好な河川景観を保全する川づくり 3-67
4.2-荒川将来像計画のフォローアップ 4-2	
4.3-荒川将来像計画の改定プロセス 4-2	第5節 自らできる川づくり支援を推進する川づくり 3-70
	(1) 市民・行政連携による取り組みの実施状況 3-70
	(2) 今後の荒川下流を守り育てていくための市民活動と行政の連携について 3-74
	第4章 新たなゾーニング計画
	第1節 荒川将来像計画 2010 のゾーニング計画の目標 4-1
	(1) 平成20年度末の土地利用状況 4-1
	(2) 推進計画のゾーニング計画の考え方 4-2
	第2節 荒川将来像計画 2010 地区別計画の土地利用 4-4
	(1) 基本的な土地利用区分の考え方 4-4
	(2) 個別の土地利用区分 4-5
	附図 荒川将来像計画 2010 推進計画のゾーニング計画図 4-9

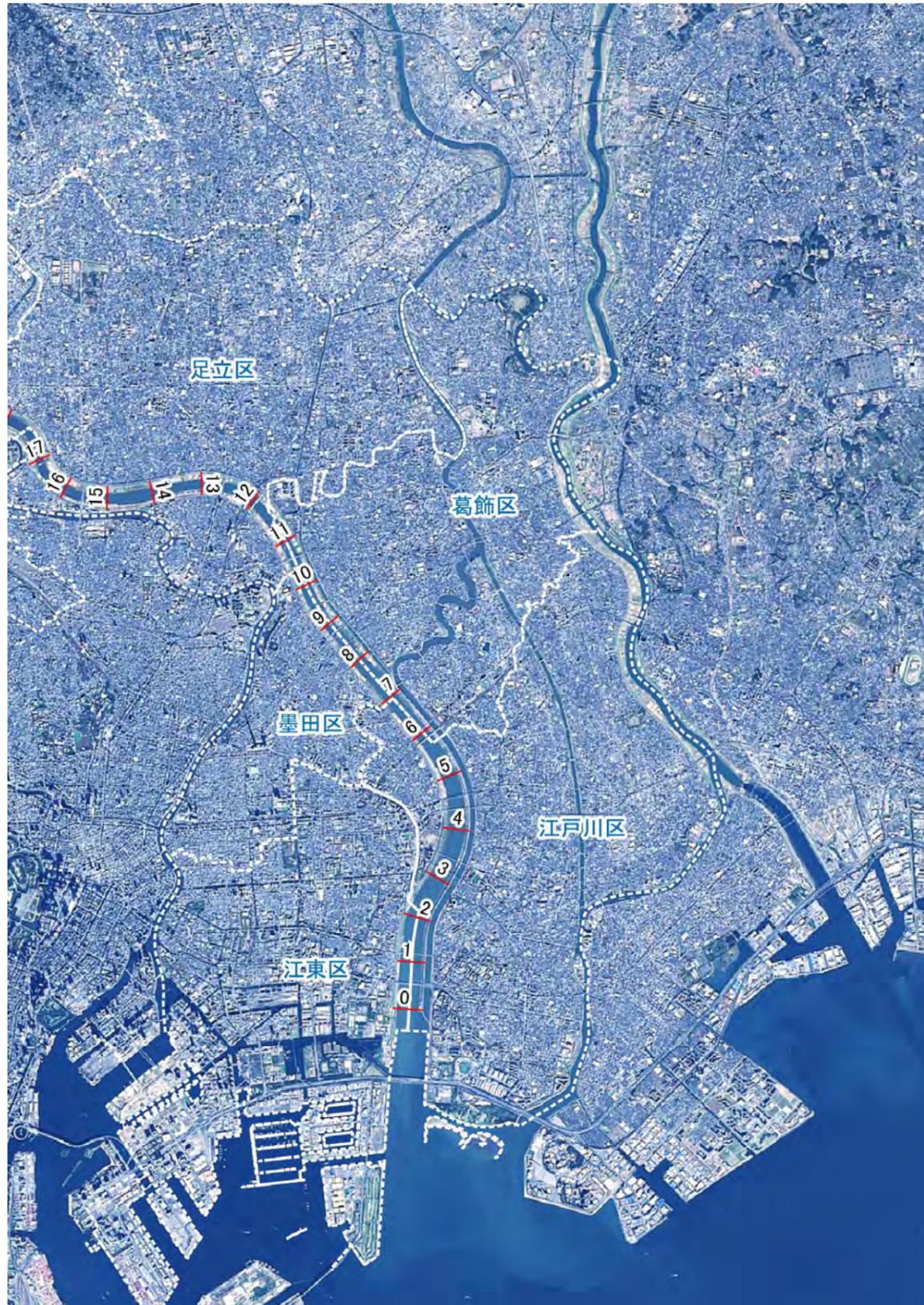
改定後
推進計画（改定案）



現行
2010 推進計画



改定後
推進計画（改定案）



現行
2010 推進計画

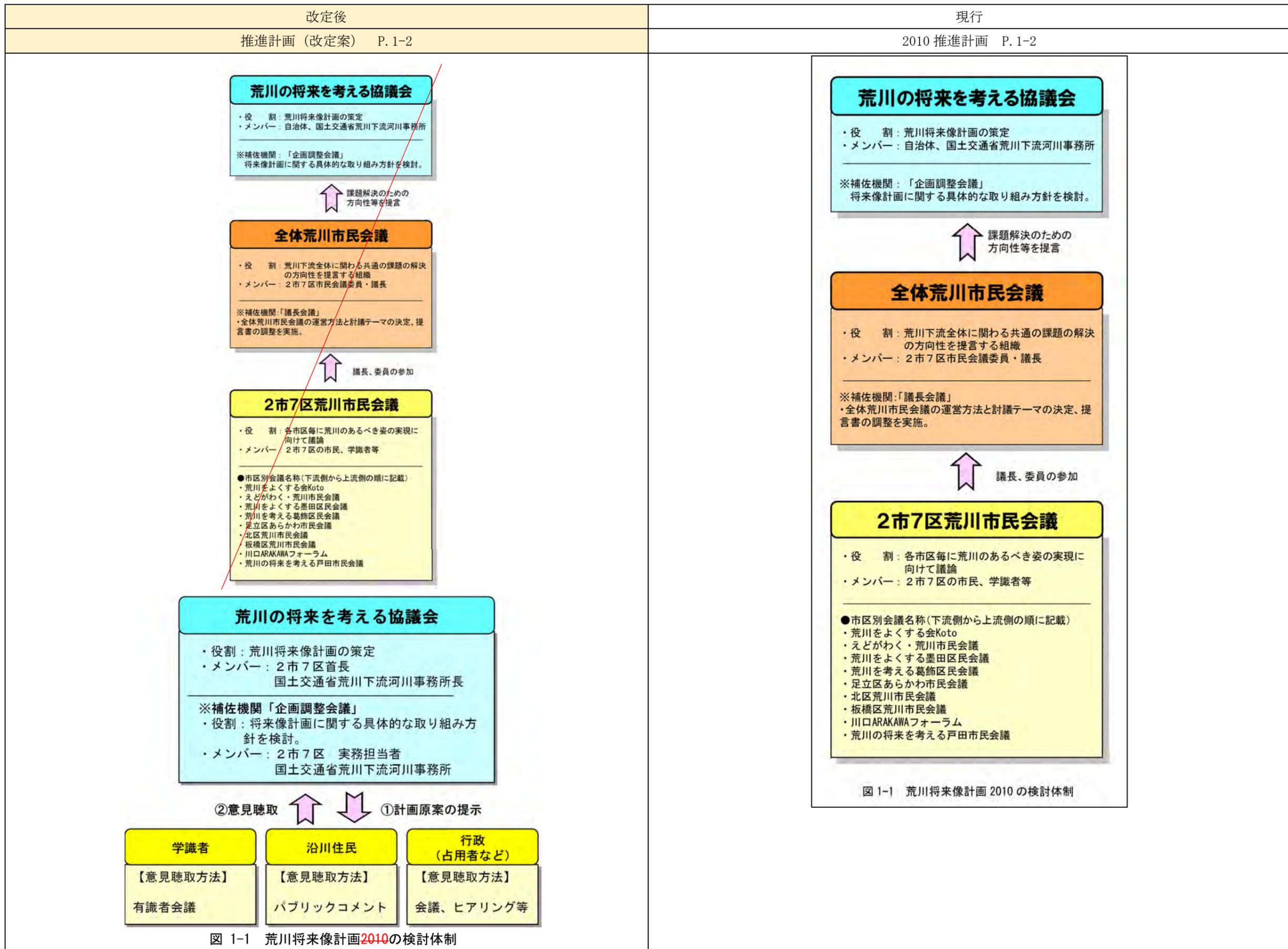


改定後	現行
推進計画（改定案）	2010 推進計画
<p style="text-align: center;">荒川将来像計画2010推進計画の策定に寄せて</p> <p>荒川下流部では1996年(平成8年)「荒川将来像計画全体構想書」(以下、「荒川将来像計画1996」と表記)の策定以来、「荒川将来像計画1996」を基に、動植物の生息・生育場となる自然地の保全や、河川利用のための野球場等のスポーツグラウンド、公園・広場、スロープやトイレ、ベンチ等の利用施設の整備など、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間とするための取り組みが進められてきました。平成18年度末時点では、年間1,600万人もの人々が荒川下流部に様々な目的で訪れるようになり、沿川住民にとって貴重な憩いの空間を提供しています。</p> <p>しかしながら「荒川将来像計画1996」の策定から10年余りが経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川に対する国民のニーズの多様化と合わせて、河川敷の自然地における不法行為や漂着ゴミ、河川敷における迷惑行為の増加などが課題となっています。</p> <p>こうした中、荒川に関心のある市民が集い、荒川のあるべき姿について議論する場として、「荒川市民会議」が沿川2市7区毎に設置され、熱心な討議が続けられてきました。</p> <p>この度、2市7区荒川市民会議からの提言の内容を受けて、荒川下流部の沿川2市7区と国土交通省荒川下流河川事務所は、「荒川将来像計画1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、社会情勢の変化や新たに発生した課題への対応、及び整備・保全が進められてきた河川敷の維持・管理の重要性を踏まえ、これまでの川づくりの考え方やゾーニングの考え方を見直し、「荒川将来像計画2010 推進計画」としてとりまとめました。</p> <p>これからの荒川の望ましい姿を少しずつでも実現していくために、今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p>	<p style="text-align: center;">荒川将来像計画 2010 推進計画の策定に寄せて</p> <p>荒川下流部では 1996 年（平成 8 年）「荒川将来像計画全体構想書」（以下、「荒川将来像計画 1996」と表記）の策定以来、「荒川将来像計画 1996」を基に、動植物の生息・生育場となる自然地の保全や、河川利用のための野球場等のスポーツグラウンド、公園・広場、スロープやトイレ、ベンチ等の利用施設の整備など、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間とするための取り組みが進められてきました。平成 18 年度末時点では、年間 1,600 万人もの人々が荒川下流部に様々な目的で訪れるようになり、沿川住民にとって貴重な憩いの空間を提供しています。</p> <p>しかしながら「荒川将来像計画 1996」の策定から 10 年余りが経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川に対する国民のニーズの多様化と合わせて、河川敷の自然地における不法行為や漂着ゴミ、河川敷における迷惑行為の増加などが課題となっています。</p> <p>こうした中、荒川に関心のある市民が集い、荒川のあるべき姿について議論する場として、「荒川市民会議」が沿川 2 市 7 区毎に設置され、熱心な討議が続けられてきました。</p> <p>この度、2 市 7 区荒川市民会議からの提言の内容を受けて、荒川下流部の沿川 2 市 7 区と国土交通省荒川下流河川事務所は、「荒川将来像計画 1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、社会情勢の変化や新たに発生した課題への対応、及び整備・保全が進められてきた河川敷の維持・管理の重要性を踏まえ、これまでの川づくりの考え方やゾーニングの考え方を見直し、「荒川将来像計画 2010 推進計画」としてとりまとめました。</p> <p>これからの荒川の望ましい姿を少しずつでも実現していくために、今後とも、皆様方のご協力をお願い申し上げます。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案）	2010 推進計画
	

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 1-1	2010 推進計画 P. 1-1
<p>1. はじめに</p> <p>(1) 1.1「荒川将来像計画 2010 推進計画」とは？</p> <p>「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組みをとりまとめられたものです。</p> <p>「荒川将来像計画」が初めて策定されたのは、平成8(1996)年4月であり、「荒川将来像計画全体構想書 1996」に基づき、荒川下流部のあるべき姿の実現に向けて、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められてきました。一方、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などが課題となっています。その後、平成22(2010)年に「荒川将来像計画 2010 推進計画」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画」が策定されました。</p> <p>「荒川将来像計画全体構想書 1996」の策定から約25年、「荒川将来像計画 2010 推進計画」及び「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の策定から約10年が経過し、社会情勢の変化やこれまでの取組状況等を考慮し、「荒川将来像計画 2010 推進計画」を改定する運びとなりました。「荒川将来像計画 2010 推進計画」本「荒川将来像計画推進計画」（令和6(2024)年1月改定予定、以降、推進計画）は、これまでに得た知見をもとに、このような課題を整理し、これらの解決とより荒川を魅力的な川とするために「荒川将来像計画全体構想書（令和6(2024)年改定予定、以降、全体構想書）」の理念・川づくりのあるべき姿を示しそれらを実現するための考え方を踏まえ、今後20年～30年に実施する具体的な取組み事項をとりまとめたもの計画です。</p> <p>本推進計画は、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）と国土交通省荒川下流河川事務所にて構成される「荒川の将来を考える協議会」が、荒川市民会議をはじめと下流部で活動する活動団体や地域沿川住民の意見を踏まえ、ついで策定しました。</p> <p>また、近年の気候変動の影響による水災害の激甚化、頻発化の懸念や、日本社会全体の少子高齢化の進展による将来的な人手不足等の課題に対して、流域全体のあらゆる関係者が協働で行う治水対策「流域治水」の取組や、デジタル技術等新技術を活用した生産性向上や業務プロセス等の変革を目指す取組などの働き方改革を推進し、本計画が持続可能な取組となるよう努めていきます。</p>	<p style="text-align: right;">【1.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <hr/> <p>(1) 「荒川将来像計画 2010 推進計画」とは？</p> <p>「荒川将来像計画」は、荒川下流部をより魅力的な川とするための川づくりのあるべき姿を示し、それらを実現するための取組みをとりまとめられたものです。</p> <p>「荒川将来像計画」が初めて策定されたのは、平成8年4月であり、この計画を踏まえ、荒川下流部のあるべき姿の実現に向けて、自然地と河川利用、治水のバランスのとれた魅力ある空間となるよう整備が進められてきました。一方、策定より10年余りの年月が経過し、社会情勢等が変化してきた中で、河川敷の自然地への要望の増加や不法投棄や漂着によるゴミの増加、河川敷における迷惑行為の増加、などが課題となっています。また、当時策定した市区毎に概ね10年を目途とした具体的な実施計画である「地区計画」は、少しずつ現状と乖離が見られるようになり、その見直しが求められるようになりました。</p> <p>「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、これまでに得た知見をもとに、このような課題を整理し、「荒川将来像計画 全体構想書 1996」で掲げた荒川下流部の将来の望ましい姿を「将来像」として踏襲しつつ、社会情勢の変化や新たに発生した課題への対応及び整備・保全が進められてきた河川敷の維持・管理の重要性を踏まえ、これまでの川づくりの考え方やゾーニングの考え方の見直しを行った計画です。本計画は、荒川下流部の沿川関係自治体である2市7区（江東区、江戸川区、墨田区、葛飾区、足立区、北区、板橋区、川口市、戸田市）と国土交通省荒川下流河川事務所にて構成される「荒川の将来を考える協議会」が、荒川市民会議をはじめとする地域住民の意見をふまえて、策定しました。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 1-2	2010 推進計画 P. 1-1
<p>(2) 1.2 「荒川将来像計画 2010 推進計画」の検討体制について</p> <p>推進本計画は、「荒川の将来を考える協議会」においてが主体となって、荒川下流部の沿川自治体である2市7区荒川市民会議の議長、委員で構成される「全体荒川市民会議」の討議や調整を重ねて作成されました。</p> <p>なお、検討計画の作成にあたっては、地域住民で構成される「2市7区荒川市民会議」の委員やインターネットや広報誌などを介した地域住民の方々、河川敷利用者、河川敷利用団体を対象にアンケート調査を行いあらゆる人の意見を広く収集するため、沿川住民や活動団体、主たる占有者を対象にパブリックコメントを実施したほか、学識経験者から助言を得るなど、多くの意見を収集し、反映に努めました。</p>	<p>(2) 「荒川将来像計画 2010 推進計画」の検討体制について</p> <p>本計画は、「荒川の将来を考える協議会」が主体となって、荒川下流部の沿川自治体である2市7区荒川市民会議の議長、委員で構成される「全体荒川市民会議」での討議や調整を重ねて作成されました。</p> <p>なお、検討にあたっては、地域住民で構成される「2市7区荒川市民会議」の委員やインターネットや広報誌などを介した地域住民の方々、河川敷利用者、河川敷利用団体を対象にアンケート調査を行い、多くの意見を収集し、反映に努めました。</p>



改定後	現行
推進計画（改定案） P. -	2010 推進計画 P. 1-3
<p>1) 2市7区荒川市民会議</p> <p>① 2市7区荒川市民会議の位置づけ</p> <p>「2市7区荒川市民会議」は、荒川将来像計画を実現するために責任を持ってそれぞれで行動し、「荒川の将来を考える協議会」に対して提言を行う目的で設立されました。メンバー構成は、2市7区に住む市区民等、学識経験者、主たる荒川の占有者、2市7区の自治体・国土交通省荒川下流河川事務所の行政担当となっています。市区民の委員については、「荒川に思いがあり、会議に参加したい方」を各市区の広報誌を通じて公募しています。</p> <p>本計画の策定に当たっては、地区計画書の達成状況について1年間議論し、アンケート調査を行い、現状の問題点の指摘を行いました。</p>  <p>② 2市7区荒川市民会議の活動概要</p> <p>荒川下流部沿川2市7区の自治体毎に設置された荒川市民会議の設立以来の活動概要を以下に示します。</p>	<p style="text-align: right;">【1.荒川将来像計画2010の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <p>1) 2市7区荒川市民会議</p> <p>○ 2市7区荒川市民会議の位置づけ</p> <p>「2市7区荒川市民会議」は、荒川将来像計画を実現するために責任を持ってそれぞれで行動し、「荒川の将来を考える協議会」に対して提言を行う目的で設立されました。メンバー構成は、2市7区に住む市区民等、学識経験者、主たる荒川の占有者、2市7区の自治体・国土交通省荒川下流河川事務所の行政担当となっています。市区民の委員については、「荒川に思いがあり、会議に参加したい方」を各市区の広報誌を通じて公募しています。</p> <p>本計画の策定に当たっては、地区計画書の達成状況について1年間議論し、アンケート調査を行い、現状の問題点の指摘を行いました。</p>  <p>○ 2市7区荒川市民会議の活動概要</p> <p>荒川下流部沿川2市7区の自治体毎に設置された荒川市民会議の設立以来の活動概要を以下に示します。</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P.-</p>	<p>2010 推進計画 P.1-4</p>
<p style="text-align: center;">江東区「荒川をよくする会Kotto」</p>  <p>【メンバー】 14名(平成22年1月時点) 【設立】 平成9年4月 【活動経緯】 これまでに、原風景の復元を目標とした砂町エコスペースの計画や新砂河口干潟について討議を行うとともに、現地見学会を開催してきました。 近年は、平成18年度に整備が完了した新砂河口干潟の今後の維持管理のあり方、河川敷利用のマナーを中心に意見交換を行いました。</p>	<p style="text-align: right;">【I.荒川将来像計画2010の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <p style="text-align: center;">江東区「荒川をよくする会Kotto」</p>  <p>【メンバー】 14名(平成22年1月時点) 【設立】 平成9年4月 【活動経緯】 これまでに、原風景の復元を目標とした砂町エコスペースの計画や新砂河口干潟について討議を行うとともに、現地見学会を開催してきました。 近年は、平成18年度に整備が完了した新砂河口干潟の今後の維持管理のあり方、河川敷利用のマナーを中心に意見交換を行いました。</p>
<p style="text-align: center;">江戸川区「えどがわく・荒川市民会議」</p>  <p>【メンバー】 12名(平成22年1月時点) 【設立】 平成8年11月 【活動経緯】 これまでに、中土手、平井、小松川の3つの地区を中心に、整備や利用等について話し合ってきました。 近年は、全国川サミットや世界海拔ゼロメートルサミットについての意見交換を行うとともに、荒川将来像計画の点検について、討議を行いました。</p>	<p style="text-align: center;">江戸川区「えどがわく・荒川市民会議」</p>  <p>【メンバー】 12名(平成22年1月時点) 【設立】 平成8年11月 【活動経緯】 これまでに、中土手、平井、小松川の3つの地区を中心に、整備や利用等について話し合ってきました。 近年は、全国川サミットや世界海拔ゼロメートルサミットについての意見交換を行うとともに、荒川将来像計画の点検について、討議を行いました。</p>
<p style="text-align: center;">墨田区「荒川をよくする墨田区民会議」</p>  <p>【メンバー】 16名(平成22年1月時点) 【設立】 平成9年1月 【活動経緯】 これまでに、八広水辺公園の整備を中心に検討を行い、その討議結果を踏まえた公園整備が行なわれました。 近年は、平成18年度に整備が完了した八広水辺公園の維持管理方法、自然地のあり方を中心に意見交換を行いました。</p>	<p style="text-align: center;">墨田区「荒川をよくする墨田区民会議」</p>  <p>【メンバー】 16名(平成22年1月時点) 【設立】 平成9年1月 【活動経緯】 これまでに、八広水辺公園の整備を中心に検討を行い、その討議結果を踏まえた公園整備が行なわれました。 近年は、平成18年度に整備が完了した八広水辺公園の維持管理方法、自然地のあり方を中心に意見交換を行いました。</p>
<p style="text-align: center;">図1-3 2市7区荒川市民会議の概要(1/3)</p>	<p style="text-align: center;">図1-3 2市7区荒川市民会議の概要(1/3)</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P.-</p>	<p>2010 推進計画 P.1-5</p>
<p>葛飾区「荒川を考える葛飾区民会議」</p>  <p>【メンバー】15名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年11月 【活動経緯】これまでに、堀切水辺公園の整備や本根川橋上流駐車場跡地の活用方法などについて討議を行うとともに、荒川に関する知識を高めるための学習会や現地見学会を開催してきました。 近年は、将来像計画の見直しや河川敷への樹木植生等を中心に討議を行いました。</p>	<p style="text-align: right;">【1.荒川将来像計画2010の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <p style="text-align: center;">葛飾区「荒川を考える葛飾区民会議」</p>  <p>【メンバー】15名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年11月 【活動経緯】これまでに、堀切水辺公園の整備や本根川橋上流駐車場跡地の活用方法などについて討議を行うとともに、荒川に関する知識を高めるための学習会や現地見学会を開催してきました。 近年は、将来像計画の見直しや河川敷への樹木植生等を中心に討議を行いました。</p>
<p>足立区「足立区あらかわ市民会議」</p>  <p>【メンバー】15名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年12月 【活動経緯】これまでに、市民会議構成員の植物観察記録を基に、荒川下流部における植物の変遷についてとりまとめた他、「市民参画で実現する維持管理運営」と「市民参画で実現する整備」の2テーマについて提言書を取りまとめました。 近年は、将来像計画の点検・見直しや都民ゴルフ場跡地等を中心に討議を行いました。</p>	<p style="text-align: center;">足立区「足立区あらかわ市民会議」</p>  <p>【メンバー】15名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年12月 【活動経緯】これまでに、市民会議構成員の植物観察記録を基に、荒川下流部における植物の変遷についてとりまとめた他、「市民参画で実現する維持管理運営」と「市民参画で実現する整備」の2テーマについて提言書を取りまとめました。 近年は、将来像計画の点検・見直しや都民ゴルフ場跡地等を中心に討議を行いました。</p>
<p>北区「北区荒川市民会議」</p>  <p>【メンバー】10名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年11月 【活動経緯】これまでに、イベント・スポーツエリア整備や水辺再生について討議・提言を行ったことによって、野球場の配置計画変更や水際部自然体「北区・子どもの水辺」の開園などに至っています。 近年は、荒川将来像計画の見直し、水辺散策路の整備について討議を行いました。</p>	<p style="text-align: center;">北区「北区荒川市民会議」</p>  <p>【メンバー】10名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年11月 【活動経緯】これまでに、イベント・スポーツエリア整備や水辺再生について討議・提言を行ったことによって、野球場の配置計画変更や水際部自然体「北区・子どもの水辺」の開園などに至っています。 近年は、荒川将来像計画の見直し、水辺散策路の整備について討議を行いました。</p>

図1-4 2市7区荒川市民会議の概要(2/3)

図1-4 2市7区荒川市民会議の概要(2/3)

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P.-</p>	<p>2010 推進計画 P.1-6</p>
<p>板橋区「板橋区荒川市民会議」</p>  <p>【メンバー】16名(平成22年1月時点) 【設立】平成9年2月 【活動経緯】これまでに、陸上競技場、駐車場、自然地そして草地系広場の整地および維持管理について討議を行ってきました。 近年は、これまでに整備された自然地、運動施設の活用、維持管理についての問題点をまとめ、荒川下流河川事務所と板橋区に提言書を提出しました。</p>	<p style="text-align: right;">【1.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <p>板橋区「板橋区荒川市民会議」</p>  <p>【メンバー】16名(平成22年1月時点) 【設立】平成9年2月 【活動経緯】これまでに、陸上競技場、駐車場、自然地そして草地系広場の整地および維持管理について討議を行ってきました。 近年は、これまでに整備された自然地、運動施設の活用、維持管理についての問題点をまとめ、荒川下流河川事務所と板橋区に提言書を提出しました。</p>
<p>川口市「川口ARAKAWAフォーラム」</p>  <p>【メンバー】6名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年10月 【活動経緯】これまでに、河原町、三領グラウンドの整備内容や、水辺の楽校整備などについて討議を行うとともに、現地見学会や勉強会を開催してきました。 近年は、水辺の楽校整備、三領水門付近のグラウンドおよび河原町原っぱの自然再生と管理、利用のあり方、ゴルフ場のエコアップについて討議を行いました。</p>	<p>川口市「川口ARAKAWAフォーラム」</p>  <p>【メンバー】6名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年10月 【活動経緯】これまでに、河原町、三領グラウンドの整備内容や、水辺の楽校整備などについて討議を行うとともに、現地見学会や勉強会を開催してきました。 近年は、水辺の楽校整備、三領水門付近のグラウンドおよび河原町原っぱの自然再生と管理、利用のあり方、ゴルフ場のエコアップについて討議を行いました。</p>
<p>戸田市「荒川の将来を考える戸田市民会議」</p>  <p>【メンバー】13名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年12月 【活動経緯】これまでに、河川敷の自然地や、スーパー堤防の上部利用、水質の問題などについて討議を行うとともに、現地見学会を開催してきました。 近年は、戸田公園高規格堤防の上面整備、親水公園のせせらぎ水路及びその周辺整備を中心に議論を行いました。</p>	<p>戸田市「荒川の将来を考える戸田市民会議」</p>  <p>【メンバー】13名(平成22年1月時点) 【設立】平成8年12月 【活動経緯】これまでに、河川敷の自然地や、スーパー堤防の上部利用、水質の問題などについて討議を行うとともに、現地見学会を開催してきました。 近年は、戸田公園高規格堤防の上面整備、親水公園のせせらぎ水路及びその周辺整備を中心に議論を行いました。</p>
<p>図1-5-2市7区荒川市民会議の概要(3/3)</p>	<p>図1-5 2市7区荒川市民会議の概要(3/3)</p>

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P. -</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P. 1-7</p>
<p>■（コラム1）荒川市民会議の設立趣意■ 荒川市民会議設立趣意書（平成9年）</p> <p>荒川下流部の沿川市区には約170万人の人が住み、荒川は多くの人々にとってふるさとであり生活していく場であり続けるでしょう。</p> <p>荒川市民会議は、荒川の将来をより良いものにしていくために、立場や思想の違いを越えて、市民や学識経験者、企業、行政が互いの持つ英知を提供し合おうとするものです。荒川市民会議は、荒川の持つ様々な価値や機能について知識を深め、これを守り育てていくことを活動の目的とします。</p> <p>荒川市民会議は、自己を研鑽し、自己の責任において考え行動し、互いの人格を認め合い、互いに協力し合う人々の集まりです。</p> <p>荒川市民会議の運営の原則</p> <p>1. <u>それぞれの自由な立場で自由な発言を行う</u></p> <p>荒川市民会議は構成員全員が平等で自由な立場から公に発言する場であり、社会的な地位や役割によって発言が制約されたり、非難や中傷されたりすることのないようにします。</p> <p>2. <u>互いの発言を尊重し合うこと</u></p> <p>構成員は各々様々な人生を経て形成された人格を持っており、各々の発言や行動はその人格に基づくものですから、決してこれを否定してはいけません。</p> <p>また、構成員は各々自己の現在の人格に満足することなく、更なる研鑽を積み、発言を尊重してくれている他の構成員の姿勢に応えなければなりません。</p> <p>3. <u>お互い真摯に納得のいくまで議論を行う</u></p> <p>構成員は、自ら研鑽するとともに真剣に議論することとし、十分に時間をかけ合意に至るよう努力します。</p> <p>4. <u>荒川のより良い将来を実現するために、善意に基づき発言し行動する</u></p> <p>荒川のより良い将来を実現することは、全ての人々の望みであると考えており、構成員は各々自己の責任において、荒川のよりよい姿やあるべき姿に向けて、お互いにパートナーシップを発揮し、一歩一歩行動していきます。</p>	<p style="text-align: right;">【1.荒川将来像計画2010の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <p>■（コラム1）荒川市民会議の設立趣意■ 荒川市民会議設立趣意書（平成9年）</p> <p>荒川下流部の沿川市区には約170万人の人が住み、荒川は多くの人々にとってふるさとであり生活していく場であり続けるでしょう。</p> <p>荒川市民会議は、荒川の将来をより良いものにしていくために、立場や思想の違いを越えて、市民や学識経験者、企業、行政が互いの持つ英知を提供し合おうとするものです。荒川市民会議は、荒川の持つ様々な価値や機能について知識を深め、これを守り育てていくことを活動の目的とします。</p> <p>荒川市民会議は、自己を研鑽し、自己の責任において考え行動し、互いの人格を認め合い、互いに協力し合う人々の集まりです。</p> <p>荒川市民会議の運営の原則</p> <p>1. <u>それぞれの自由な立場で自由な発言を行う</u></p> <p>荒川市民会議は構成員全員が平等で自由な立場から公に発言する場であり、社会的な地位や役割によって発言が制約されたり、非難や中傷されたりすることのないようにします。</p> <p>2. <u>互いの発言を尊重し合うこと</u></p> <p>構成員は各々様々な人生を経て形成された人格を持っており、各々の発言や行動はその人格に基づくものですから、決してこれを否定してはいけません。</p> <p>また、構成員は各々自己の現在の人格に満足することなく、更なる研鑽を積み、発言を尊重してくれている他の構成員の姿勢に応えなければなりません。</p> <p>3. <u>お互い真摯に納得のいくまで議論を行う</u></p> <p>構成員は、自ら研鑽するとともに真剣に議論することとし、十分に時間をかけ合意に至るよう努力します。</p> <p>4. <u>荒川のより良い将来を実現するために、善意に基づき発言し行動する</u></p> <p>荒川のより良い将来を実現することは、全ての人々の望みであると考えており、構成員は各々自己の責任において、荒川のよりよい姿やあるべき姿に向けて、お互いにパートナーシップを発揮し、一歩一歩行動していきます。</p>

改定後 推進計画（改定案） P.-	現行 2010 推進計画 P.1-8
<p>2) 全体荒川市民会議 「全体荒川市民会議」は、各市区の市民会議における荒川将来像計画の現状の課題や要望について、河川全体に係わる共通の課題等を議論・調整する会議で、メンバー構成は、2市7区の荒川市民会議委員、議長となっています。 全体荒川市民会議は、平成19年度から平成20年度にかけて、2市7区市民会議における旧計画の目標達成状況点検アンケートで浮き彫りとなった荒川下流部全体に共通する課題等の解決の方向性を議論し、「荒川下流の将来に向けて2市7区に共通する課題への提言」をとりまとめました。 この提言書には、新たな協働の仕組みに関する提言と、アンケートの結果、整理された課題の中で優先度の高い5つの事項についての提言がまとめられています。残された課題については、必要に応じて討議を行っていく予定です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">図1-6 全体荒川市民会議の開催状況</p>	<p style="text-align: right;">【I.荒川将来像計画2010の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <p>2) 全体荒川市民会議 「全体荒川市民会議」は、各市区の市民会議における荒川将来像計画の現状の課題や要望について、河川全体に係わる共通の課題等を議論・調整する会議で、メンバー構成は、2市7区の荒川市民会議委員、議長となっています。</p> <p>全体荒川市民会議は、平成19年度から平成20年度にかけて、2市7区市民会議における旧計画の目標達成状況点検アンケートで浮き彫りとなった荒川下流部全体に共通する課題等の解決の方向性を議論し、「荒川下流の将来に向けて2市7区に共通する課題への提言」をとりまとめました。</p> <p>この提言書には、新たな協働の仕組みに関する提言と、アンケートの結果、整理された課題の中で優先度の高い5つの事項についての提言がまとめられています。残された課題については、必要に応じて討議を行っていく予定です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">図1-6 全体荒川市民会議の開催状況</p>

■(コラム2)『荒川下流の将来に向けて、2市7区に共通する5つの課題への提言』の概要■

①新たな協働の仕組みに向けた提言

- ・提言の内容をたたき台とし、継続的な議論を進めていく必要があること、各市区の荒川市民会議を代表して協議会へ提言する場が必要であることから、この仕組みの一例として「荒川市民会議代表者会議」の設置を提言する



図1-7 代表者会議の開催イメージ

②共通する5つの課題への提言

I. 自然地の利用と適切な管理

- ・自然地は、適切に「管理していく」ことを前提とする
- ・荒川下流の自然環境を保全していくには、人による適切な維持管理が必要である



図1-8 管理が必要な自然地のイメージ

II. 自然豊かな水辺づくり

- ・水際を緩やかにするなど可能な範囲で“水路”から“川”に戻す整備方法を検討する
- ・水辺は人と川とが触れ合える貴重な空間としていく

III. 水質の改善

- ・荒川本川の水質を改善することが必要である
- ・水質の改善には地域住民の理解と努力が重要である

IV. 河川敷の利用促進

- ・河川敷利用のマナー向上を図り、魅力的な荒川を目指す

V. 利用施設内（特にグラウンド）について、エコアップ（自然環境を向上させる取組み）を図る

- ・荒川下流部の全体的なエコアップと魅力の向上を図る



図1-9 荒川らしい自然な水際の整備例

③新たな川づくりの目標・荒川の将来像

【新たな川づくりの目標】

～放水路から川らしい水辺のある川～

【荒川の将来像】

- ・自然豊かな水辺のある川
- ・賑わいのある川
- ・安全な河川環境を確保し、豊かな自然を取り戻そう
- ・多様な主体が連携し、見守り続ける荒川

【I.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第1章 はじめに

■(コラム2)『荒川下流の将来に向けて、2市7区に共通する5つの課題への提言』の概要■

①新たな協働の仕組みに向けた提言

- ・提言の内容をたたき台とし、継続的な議論を進めていく必要があること、各市区の荒川市民会議を代表して協議会へ提言する場が必要であることから、この仕組みの一例として「荒川市民会議代表者会議」の設置を提言する



図1-7 代表者会議の開催イメージ

②共通する5つの課題への提言

I. 自然地の利用と適切な管理

- ・自然地は、適切に「管理していく」ことを前提とする
- ・荒川下流の自然環境を保全していくには、人による適切な維持管理が必要である



図1-8 管理が必要な自然地のイメージ

II. 自然豊かな水辺づくり

- ・水際を緩やかにするなど可能な範囲で“水路”から“川”に戻す整備方法を検討する
- ・水辺は人と川とが触れ合える貴重な空間としていく

III. 水質の改善

- ・荒川本川の水質を改善することが必要である
- ・水質の改善には地域住民の理解と努力が重要である

IV. 河川敷の利用促進

- ・河川敷利用のマナー向上を図り、魅力的な荒川を目指す

V. 利用施設内（特にグラウンド）について、エコアップ（自然環境を向上させる取組み）を図る

- ・荒川下流部の全体的なエコアップと魅力の向上を図る



図1-9 荒川らしい自然な水際の整備例

③新たな川づくりの目標・荒川の将来像

【新たな川づくりの目標】

～放水路から川らしい水辺のある川～

【荒川の将来像】

- ・自然豊かな水辺のある川
- ・賑わいのある川
- ・安全な河川環境を確保し、豊かな自然を取り戻そう
- ・多様な主体が連携し、見守り続ける荒川

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P.1-3</p>	<p>2010 推進計画 P.1-10</p>
<p>3)1.2.1 荒川の将来を考える協議会</p> <p>「荒川の将来を考える協議会」は、長期的、広域的な視野から、荒川における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての行政機関の合意形成とその推進を図りながら、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを設立目的としています。</p> <p>メンバー構成は、江東区長、江戸川区長、墨田区長、葛飾区長、足立区長、北区長、板橋区長、川口市長、戸田市長、国土交通省荒川下流河川事務所長となっています。</p> <p>「荒川の将来を考える協議会」は、「全体荒川市民会議」から提出された「荒川下流の将来に向けて2市7区に共通する課題への提言」や「企画調整会議」から提出された「荒川将来像計画—全体構想書2010—推進計画(案)」について審議し、「荒川将来像計画—全体構想書2010—推進計画」の策定を行いました。</p> <p>計画策定後も、「企画調整会議」を中心にフォローアップとして、5年を目途に計画の検証を行い、将来に向けて、地域沿川住民、沿川自治体、河川管理者、主たる占用者が相互に協力して、荒川の川づくりを行って担っていくための中心的な役割を果たしていきます。</p> <p>なお、「荒川の将来を考える協議会」の下部組織として、荒川下流部沿川2市7区の関係部局と国土交通省荒川下流河川事務所による企画調整会議があり、平成19年度に実施された荒川市民会議委員へのアンケート調査結果から整理された7つの課題について、具体的な対策の検討・立案を行いました。</p> <div data-bbox="409 829 1335 1186"> </div> <p>図1-10 「荒川の将来を考える協議会」の開催状況</p>	<p style="text-align: right;">【I.荒川将来像計画2010の策定経緯】 第1章 はじめに</p> <p>3) 荒川の将来を考える協議会</p> <p>「荒川の将来を考える協議会」は、長期的、広域的な視野から、荒川における魅力的な川づくり、地域づくりにあたっての行政機関の合意形成とその推進を図りながら、荒川の将来に向けた具体的な行動の実施主体として、主導的な役割を担うことを設立目的としています。</p> <p>メンバー構成は、江東区長、江戸川区長、墨田区長、葛飾区長、足立区長、北区長、板橋区長、川口市長、戸田市長、国土交通省荒川下流河川事務所長となっています。</p> <p>「荒川の将来を考える協議会」は、「全体荒川市民会議」から提出された「荒川下流の将来に向けて2市7区に共通する課題への提言」や企画調整会議から提出された「荒川将来像計画2010 推進計画」について審議し、「荒川将来像計画2010 推進計画」の策定を行いました。</p> <p>計画策定後もフォローアップとして、5年を目途に計画の検証を行い、将来に向けて、地域住民、沿川自治体、河川管理者が相互に協力して、荒川の川づくりを担っていくための中心的な役割を果たしていきます。</p> <p>なお、「荒川の将来を考える協議会」の下部組織として、荒川下流部沿川2市7区の関係部局と国土交通省荒川下流河川事務所による企画調整会議があり、平成19年度に実施された荒川市民会議委員へのアンケート調査結果から整理された7つの課題について、具体的な対策の検討・立案を行いました。</p> <div data-bbox="1596 1270 2597 1669"> </div> <p>・討議状況</p> <p>・全体荒川市民会議からの提言書の提出状況</p> <p>図1-10 「荒川の将来を考える協議会」の開催状況</p>

(3)1.3「荒川将来像計画 2010-推進計画」の構成

「荒川将来像計画 2010-推進計画」は、長期計画である「将来像計画全体構想書 1996」を踏襲し、理念・考え方に基づき、荒川下流部全体の今後概ね 20～30 年後の望ましい姿を目指した計画として、以下次の構成によりとりまとめたもの計画です。

~~第 2 章は、荒川将来像計画 1996 策定時の理念、方針を振り返るとともに、10 余年の経過の中で生じた現状の課題を整理しています。~~

第 32 章では、荒川下流部の現状と全体構想書の理念を踏まえ、治水・環境・利用の相互関係を大切にされたバランスのとれた川づくりに向けた基本的な考え方、方向性を示しています。

第 43 章では、全体構想書 1996 のゾーニング計画と現在の河川敷の利用状況を踏まえ、今後の緩やかな土地利用誘導を図るための新たなゾーニングの考え方を設定し、沿川 2 市 7 区によって検討する地区別計画における土地利用区分等の骨格定義や、ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方を示しています。

第 4 章では、荒川将来像計画を持続可能な計画とするための推進方策を示しています。

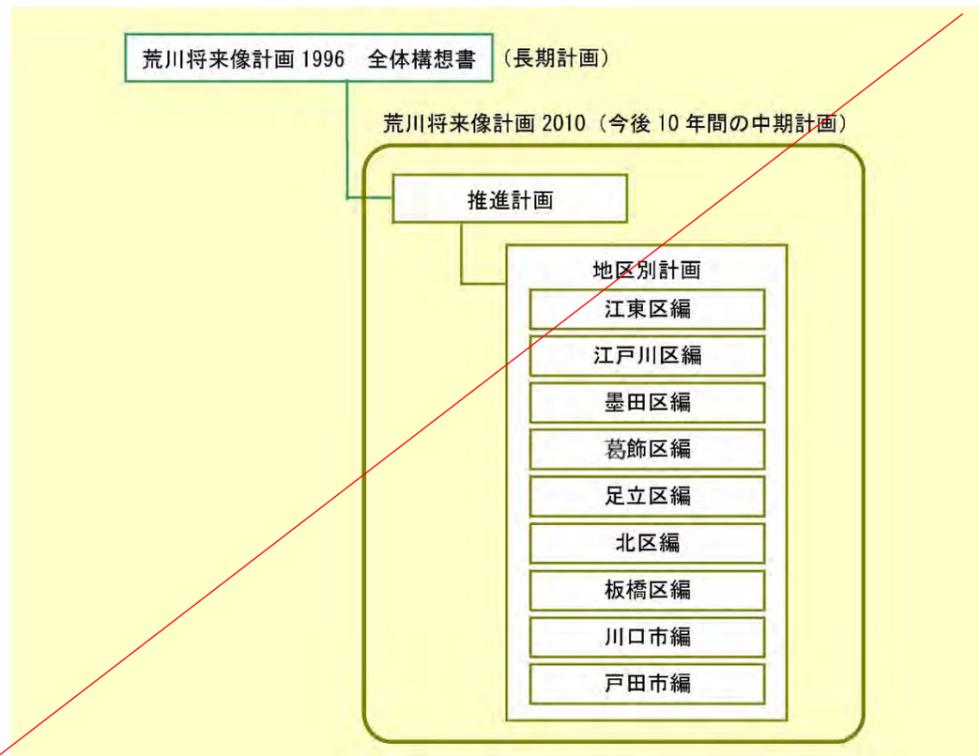


図 1-11—荒川将来像計画の構成

【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第 1 章 はじめに

(3) 荒川将来像計画 2010 推進計画の構成

「荒川将来像計画 2010 推進計画」は、「将来像計画 全体構想書 1996」を踏襲し、荒川下流部全体の今後概ね 10 年後の望ましい姿を目指した計画として、以下の構成によりとりまとめたものです。

第 2 章は、荒川将来像計画 1996 策定時の理念、方針を振り返るとともに、10 余年の経過の中で生じた現状の課題を整理しています。

第 3 章は、治水・環境・利用の相互関係を大切にされたバランスのとれた川づくりに向けた基本的な考え方、方向性を示しています。

第 4 章は、全体構想書 1996 のゾーニング計画と現在の河川敷利用状況を踏まえ、今後緩やかな土地利用誘導を図るための新たなゾーニングの考え方を設定し、沿川 2 市 7 区によって検討する地区別計画における土地利用区分等の骨格を示しています。

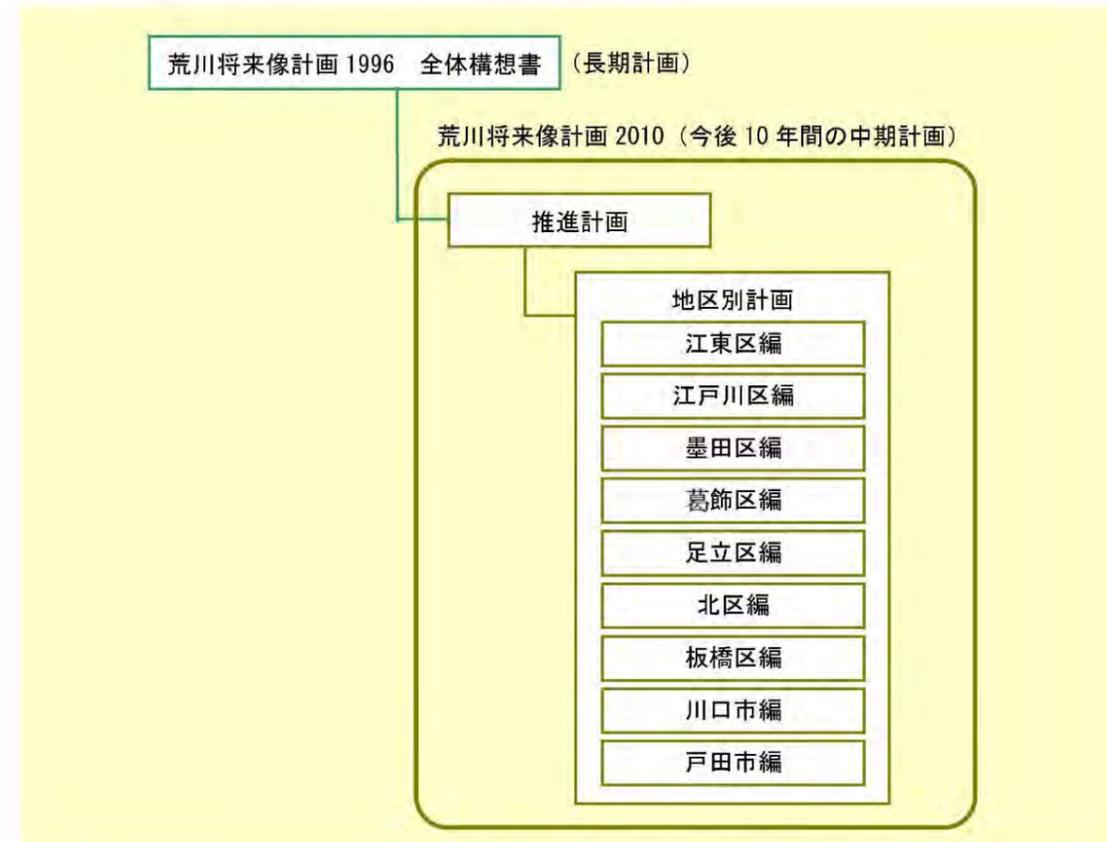


図 1-11 荒川将来像計画の構成



図 1-2 推進計画の位置づけ

改定後	現行
推進計画（改定案）	2010 推進計画
	 <p>The image shows the cover of the 2010 Promotion Plan. It features a light blue background with a large white number '2' in the center. Below the number, the text '荒川下流の川づくりを振り返って' (Looking back on the river construction in the lower reaches of the Arakawa River) is written in black.</p>

第1節-1.4 荒川下流部のあらまし

(+)1.4.1 荒川流域の概要

荒川は、その源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳（標高2,475m）に発し、秩父盆地を北流して長瀨溪谷を流れた後、埼玉県大里郡寄居町において南東に流向を変え関東平野に入り、武蔵野台地の北西端から埼玉県中央部の平野を流下し、下流部の東京都区部と埼玉県の低地を流れ、東京都北区志茂において隅田川を分派し、東京湾に注いでいます。

流域面積は2,940km²、流路延長は173kmであり、**荒川将来像本計画の対象となるのは、河口から28.8km（笹目橋）までの下流区間です。**

流域内の土地利用は、山地が約43%、農地が約**1814%**、宅地市街地等約**2832%**、その他約11%**となっています。流域内人口は、日本の人口の約14分の1です。流域内の人口にはあたる約9301,020万人であり、その多くは、中下流部の沖積低地、台地、山地、丘陵に集中しています。特に下流域部にあたる東京都内の沿川の人口密度は約12,90014,400人/km²であり、これは全国の一級水系河川の中なかで最も高いものとなっています。**

荒川水系では、河川法に基づく河川整備基本方針が平成19年3月30日、**河川整備計画が平成28年3月18日（令和2年9月変更）に策定されています。**

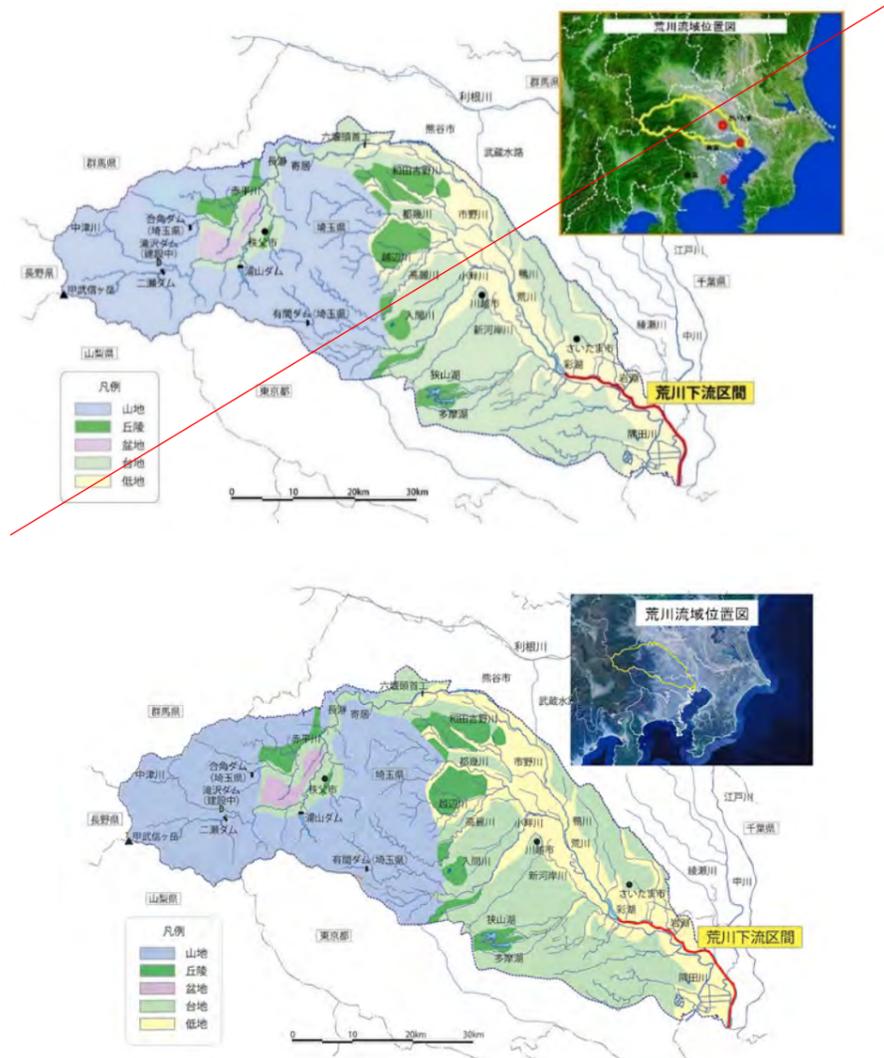


図 21-13 荒川流域の地形と主要河川図

【I.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第2章 荒川下流の川づくりを振り返って

第1節 荒川下流部のあらまし

(1) 荒川流域の概要

荒川は、その源を埼玉県秩父山地の甲武信ヶ岳（標高2,475m）に発し、秩父盆地を北流して長瀨溪谷を流れた後、埼玉県大里郡寄居町において南東に流向を変え関東平野に入り、武蔵野台地の北西端から埼玉県中央部の平野を流下し、下流部の東京都区部と埼玉県の低地を流れ、東京都北区志茂において隅田川を分派し、東京湾に注いでいます。

流域面積は2,940km²、流路延長は173kmであり、本計画の対象となるのは、河口から28.8km（笹目橋）までの下流区間です。

流域内の土地利用は、山地が約43%、農地が約18%、宅地市街地等約28%、その他約11%となっています。流域内人口は、日本の人口の約14分の1にあたる約930万人であり、その多くは、中下流部の沖積低地、台地、山地、丘陵に集中しています。特に下流域にあたる東京都内の沿川の人口密度は約12,900人/km²であり、これは全国の一級河川のなかで最も高いものとなっています。

荒川水系では、河川法に基づく河川整備基本方針が平成19年3月30日に策定されています。

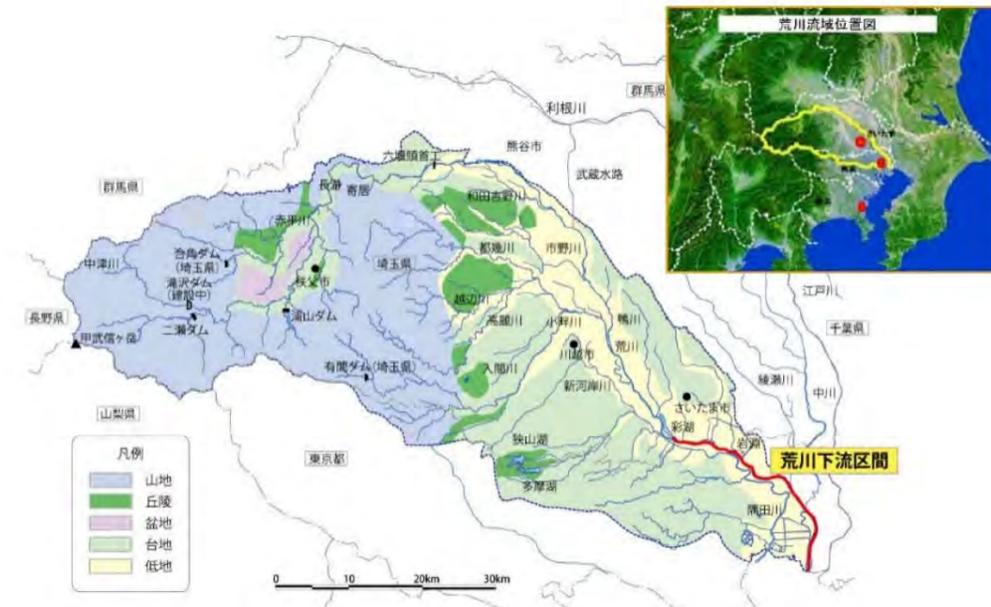


図 2-1 荒川流域の地形と主要河川図

(2)1.4.2 荒川下流部の特徴

荒川下流部は、江戸時代以降の産業、経済、政治、文化、社会の発展の礎となり、その後の人口・資産の急激な増加、産業の発展等を受け、~~想定区域内人口が約540万人にも達するなど~~、高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えている日本の産業・経済の中核を支える重要な地域です。

荒川は、~~広大な流域を有しており~~、荒川下流部は最下流の約30km ~~に位置している区間になります~~。この広大な流域に降った雨は、河口に集中することになりますが、~~上流域部のダム、や中流部の調節池~~、~~や広い河川敷で貯めることで~~荒川下流部に流れる水量を~~少なく調整~~しています。もしも、上流のダムや調節池、広い河川敷による治水機能がない場合には下流部の洪水氾濫の危険性が高まり、甚大な被害が予想されます。

また、荒川には武蔵水路を通じて利根川のダムの水をから導水しており、~~水質の改善や安定した水道水の供給に寄与しています~~。一方で、利根川からの水供給が~~ない場合には無くなると~~、~~渇水時の水不足~~、水質の悪化や首都圏の水道水に不足等、深刻な影響を与えること事態が考えられます。

このように、人口密集地域を流れる荒川下流部では、上流や中流の治水機能の効果により、~~川幅約500mで洪水氾濫を抑え~~ると共に~~を流すこと~~、平常時には都市部の貴重なスペースとして、河川敷を有効に利用~~することができ~~ています。また、水利用に関しても、利根川からの水供給により、水質の改善や安定した水道水の供給を行うことができ行われています。



図 21-24 荒川上流部の二瀬ダム



図 21-35 荒川中流部の荒川第一調節池(彩湖)



図 21-46 荒川中流部の広い河川敷

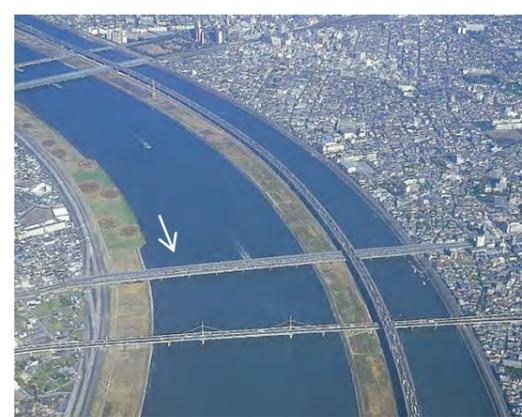


図 21-57 荒川下流部の河道

【I.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第2章 荒川下流の川づくりを振り返って

(2) 荒川下流部の特徴

荒川下流域は、江戸時代以降の産業、経済、政治、文化、社会の発展の礎となり、その後の人口・資産の急激な増加、産業の発展等を受け、~~浸水想定区域内人口が約540万人にも達するなど~~高密度に発展した首都圏を氾濫区域として抱えている日本の産業・経済の中核を支える重要な地域です。

荒川は、広大な流域を有しており、荒川下流部は最下流の約30kmに位置しています。この広大な流域に降った雨は、河口に集中することになりますが、上流域のダムや調節池、広い河川敷で貯めることで荒川下流部に流れる水量を少なくしています。もしも、上流のダムや調節池、広い河川敷による治水機能がない場合には下流域の洪水氾濫の危険性が高まり、甚大な被害が予想されます。

また、荒川には武蔵水路を通じて利根川のダムの水を導水しており、利根川からの水供給がない場合には、渇水時の水不足、水質の悪化や首都圏の水道水に深刻な影響を与えることが考えられます。

このように、人口密集地域を流れる荒川下流部では、上流や中流の治水機能の効果により、川幅約500mで洪水を流すこと、平常時に河川敷を利用することができています。また、水利用に関しても、利根川からの水供給により、水質の改善や水道水の供給を行うことができています。



図 2-2 荒川上流部の二瀬ダム



図 2-3 荒川中流部の荒川第一調節池(彩湖)



図 2-4 荒川中流部の広い河川敷



図 2-5 荒川下流部の河道

(3)1.4.3 荒川下流部の経緯

① 荒川放水路の開削（明治～昭和初期）

現在の荒川下流部の流路は、明治43(1910)年8月水害（関東大水害）により、隅田川および中川など、他の主要河川が氾濫したことを契機に「荒川放水路」として整備されたものです。

これは、首都東京の水害対策として、洪水を海へ早急に流すために、岩淵から中川河口までの幅約500m、全長約22kmにわたって掘られた水路であり、明治44(1911)年の開削工事着手から、昭和5(1930)年の完成まで20年を要しました。延べ労働人員は310万人であり、工事は主に人力で行われたため大変な工事でした。また、放水路の整備に当たっては、用地として買収約1,088ha、移転戸数1,300戸という多くの人々の協力がありました。

荒川放水路が昭和5(1930)年に完成し、荒川下流部、特に隅田川沿川にもたらされた治水効果は大きく、放水路の存在は、首都東京の発展を支えていく礎となりました。



図 21-68 荒川放水路開削前の流路

② 経済復興～高度経済成長期の荒川下流部

① 甚大な水害の発生

昭和20(1945)年代、戦後の疲弊した日本に大型台風が次々に襲来し、毎年のように千人を超える人命が失われました。特に昭和22(1947)年のカスリーン台風の際には記録的な集中豪雨となり、荒川や利根川で洪水が発生しました。このとき、利根川の栗橋で大規模な堤防決壊がおこったことにより、埼玉と東京では30万人を超える人々が被災しました。この甚大な被害により、治水計画の見直しが迫られ、国を挙げての治水対策が急がれました。また、昭和34(1959)年9月には伊勢湾台風による大規模な高潮被害が発生し、これを契機に「東京湾高潮対策計画」が策定され、荒川では河口より掘切橋までが高潮区間として高潮堤の整備が進められました。

【1. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第2章 荒川下流の川づくりを振り返って

(3) 荒川下流部の経緯

1) 荒川放水路の開削（明治～昭和初期）

現在の荒川下流部の流路は、明治43(1910)年8月水害（関東大水害）により、隅田川および中川など、他の主要河川が氾濫したことを契機に「荒川放水路」として整備されたものです。

これは、首都東京の水害対策として、洪水を海へ早急に流すために、岩淵から中川河口までの幅約500m、全長約22kmにわたって掘られた水路であり、明治44(1911)年の開削工事着手から、昭和5年の完成まで20年を要しました。延べ労働人員は310万人であり、工事は主に人力で行われたため大変な工事でした。また、放水路の整備に当たっては、用地として約1,088ha、移転戸数1,300戸という多くの人々の協力がありました。

荒川放水路が昭和5年に完成し、荒川下流部、特に隅田川沿川にもたらされた治水効果は大きく、放水路の存在は、首都東京の発展を支えていく礎となりました。

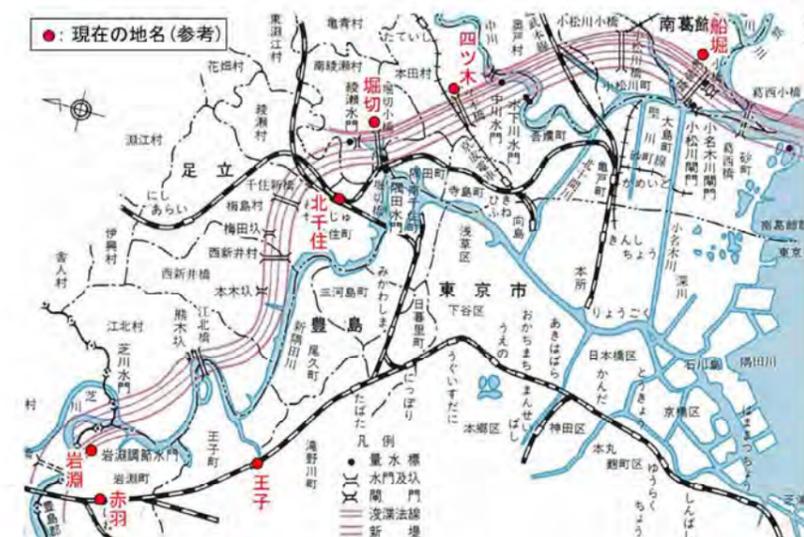


図 2-6 荒川放水路開削前の流路

2) 経済復興～高度経済成長期の荒川下流部

① 甚大な水害の発生

昭和20年代、戦後の疲弊した日本に大型台風が次々に襲来し、毎年のように千人を超える人命が失われました。特に昭和22年のカスリーン台風の際には記録的な集中豪雨となり、荒川や利根川で洪水が発生しました。このとき、利根川の栗橋で大規模な堤防決壊がおこったことにより、埼玉と東京では30万人を超える人々が被災しました。この甚大な被害により、治水計画の見直しが迫られ、国を挙げての治水対策が急がれました。また、昭和34年9月には伊勢湾台風による大規模な高潮被害が発生し、これを契機に「東京湾高潮対策計画」が策定され、荒川では河口より掘切橋までが高潮区間として高潮堤の整備が進められました。

② ii) 経済復興と地盤沈下の進行

戦後の復興と高度経済成長期を迎え、工業が発展し、荒川沿川の開発と工場立地が進みました。一方で、経済復興が軌道に乗った昭和 27(1952)年頃から荒川下流部における地盤沈下が顕在化しました。この原因は、主に工業用地下水の汲み上げによるものであり、最も沈下した地区では 50 年間で最大 4.5m 程度の沈下量を記録しました。

この地盤沈下の影響もあり、荒川下流部の河川敷の湿地化が進みましたが、その後、河川敷の造成と水際の整備を進められたことで、現在の多くの人が利用できる河川敷が整備されとなりました。

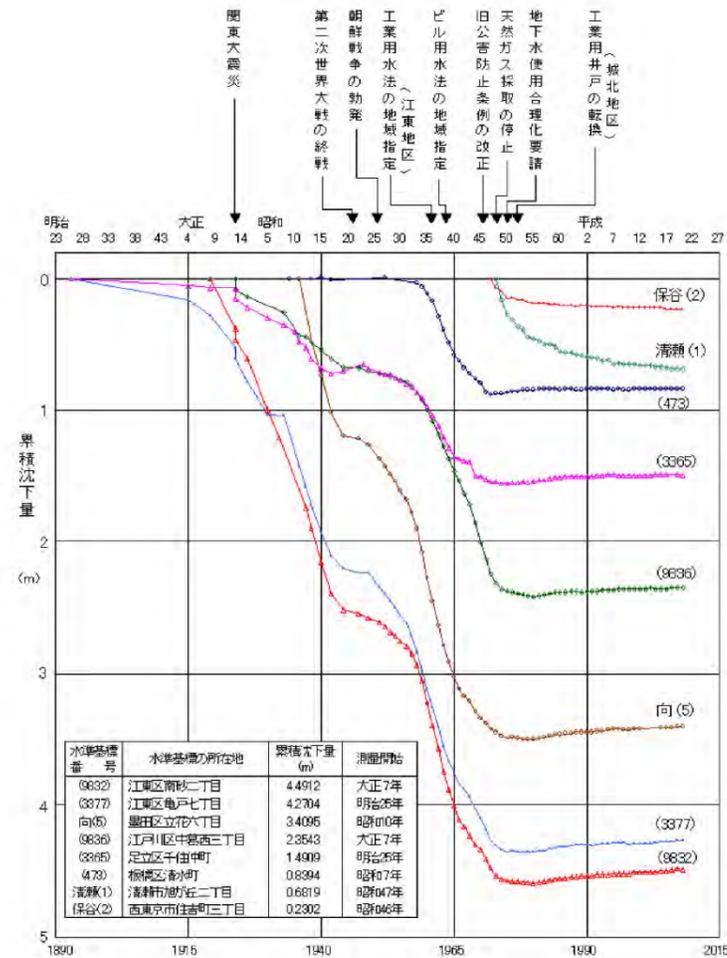


図 21-79 荒川下流部地域の主要水準基標の累計変動状況

(出典：東京都ホームページ、<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2008/07/60i7o303.htm>)

② 経済復興と地盤沈下の進行

戦後の復興と高度経済成長期を迎え、工業が発展し、荒川沿川の開発と工場立地が進みました。一方で、経済復興が軌道に乗った昭和 27 年頃から荒川下流部における地盤沈下が顕在化しました。

この原因は、主に工業用地下水の汲み上げによるものであり、最も沈下した地区では 50 年間で最大 4m 程度の沈下量を記録しました。

この地盤沈下の影響もあり、荒川下流部の河川敷の湿地化が進みましたが、その後、河川敷の造成と水際の整備が進められ、現在の河川敷が整備されました。

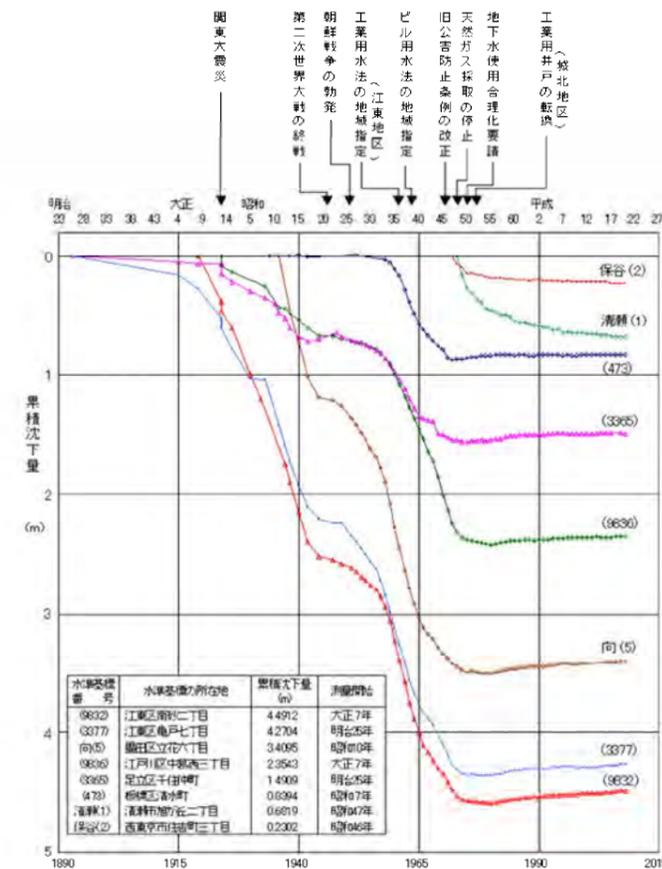


図 2-7 荒川下流部地域の主要水準基標の累計変動状況

(出典：東京都ホームページ、<http://www.metro.tokyo.jp/INET/CHOUSA/2008/07/60i7o303.htm>)

改定後

推進計画（改定案） P. 1-10



昭和 22 (1947) 年
カスリーン台風発生年の状況



昭和 39 (1964) 年
河川敷が広範囲で湿地化



昭和 49 (1974) 年
河岸が直線化、河川敷が造成され、**河岸が直線化**湿地が消失



昭和 59 (1984) 年
河川敷上のグラウンド利用が進む



平成 13 (2001) 年
河川敷上のグラウンドや緑地公園の整備が進む

図 21-911 荒川下流部の河川敷の変化 1 (9k~13k 付近)

現行

2010 推進計画 P. 2-6

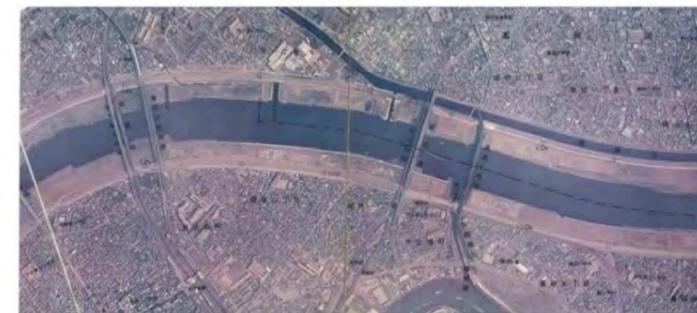
【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って



昭和 22 年
カスリーン台風発生年の状況



昭和 39 年
河川敷が広範囲で湿地化



昭和 49 年
河川敷が造成され、湿地が消失し、
河岸が直線化



昭和 59 年
河川敷上のグラウンド利用が進む



平成 13 年
河川敷上のグラウンドや緑地公園の整備が進む

図 2-9 荒川下流部の河川敷の変化 (9k~13k 付近)

改定後

推進計画（改定案） P. 1-11



平成 21 (2009) 年
引き続き、河川敷上のグラウン
ドや緑地公園の整備が進む



令和元 (2019) 年
河川敷上のグラウンドや緑地公
園に大きな変化はない

図 1-12 荒川下流部の河川敷の変化 2 (9k~13k 付近)

現行

2010 推進計画 P. 2-6

【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って



昭和 22 年
カスリーン台風発生年の状況



昭和 39 年
河川敷が広範囲で湿地化



昭和 49 年
河川敷が造成され、湿地が消失し、
河岸が直線化



昭和 59 年
河川敷上のグラウンド利用が進む



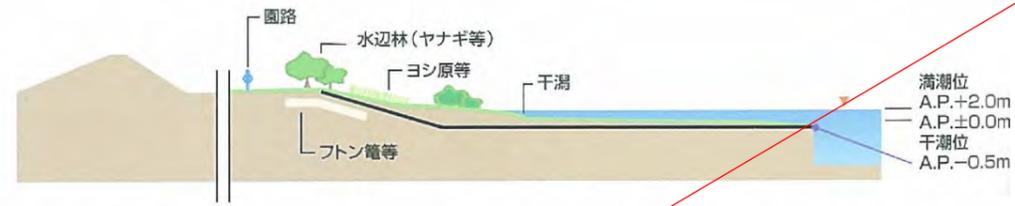
平成 13 年
河川敷上のグラウンドや緑地公園
の整備が進む

図 2-9 荒川下流部の河川敷の変化 (9k~13k 付近)

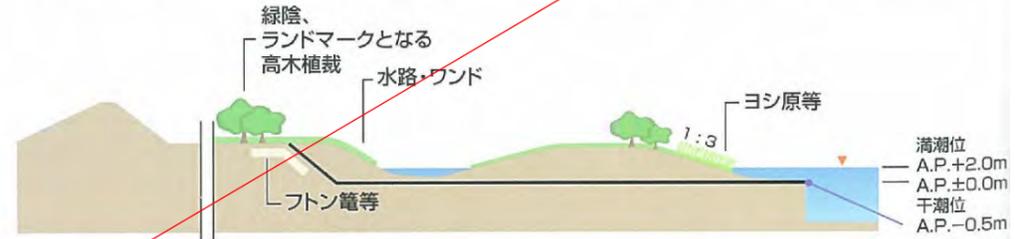
改定後	現行																				
推進計画（改定案） P. 1-12	2010 推進計画 P. 2-7																				
<p>3) 現在の荒川下流部</p> <p>放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進む中で、共に、荒川下流部の河川敷においてもグラウンドや公園としての利用が進められました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、「貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい」、という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。</p> <p>一方で、令和元年東日本台風では、荒川上流部の熊谷水位観測所、治水橋水位観測所、菅間水位観測所で氾濫危険水位を超え、越辺川、都幾川では堤防が決壊する等、甚大な被害が発生しました。荒川下流部においては、荒川第一調節池等の洪水調節効果により、大きな被害は生じなかったものの、洪水の恐ろしさを再認識することとなりました。</p> <p>現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など等、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。</p> <p style="text-align: center;">表 21-1 荒川に求められる多様な価値</p> <table border="1" data-bbox="320 751 1412 1503"> <tr> <td data-bbox="320 751 557 884">1) 多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川</td> <td data-bbox="560 751 1412 884">荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育ててきました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 886 557 1079">2) 人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川</td> <td data-bbox="560 886 1412 1079">荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭、職場、地域での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1081 557 1213">3) 物流やレジャーのための「水面利用の場」としての荒川</td> <td data-bbox="560 1081 1412 1213">戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、現在でも石油を運ぶタンカーや貨物船、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やレガッタカヌーの練習など等、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1215 557 1373">4) 安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川</td> <td data-bbox="560 1215 1412 1373">荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(スーパー高規格堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、見晴らしのよい眺望の開けた水と緑の潤い豊かなまちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1375 557 1503">5) 震災時の避難場所、輸送路等としての荒川</td> <td data-bbox="560 1375 1412 1503">広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。</td> </tr> </table>	1) 多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川	荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育ててきました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。	2) 人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川	荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭、 職場、地域 での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。	3) 物流やレジャー のための「水面利用の場」としての荒川	戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、 現在でも石油を運ぶタンカーや貨物船、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やレガッタカヌーの練習など 等、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。	4) 安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川	荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(スーパー 高規格堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、 見晴らしのよい眺望の開けた水と緑の潤い豊かな まちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。	5) 震災時の避難場所、輸送路等としての荒川	広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。	<p style="text-align: right;">【1.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第2章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>3) 現在の荒川下流部</p> <p>放水路の完成により沿川の治水に対する安全性が高まり、東京近郊の都市化が急速に進む中で、荒川下流部の河川敷のグラウンド・公園としての利用が進められました。しかし、平成に入ると、大都市東京の中を流れる荒川放水路の水辺は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」としての希少性が注目され始め、貴重な動植物や汽水域の環境を保全したい、という流域内外の住民の方々からの積極的な声が聞かれるようになりました。</p> <p>現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など、荒川下流部のもつ多様な価値に目が向けられています。</p> <p style="text-align: center;">表 2-1 荒川に求められる多様な価値</p> <table border="1" data-bbox="1584 890 2623 1856"> <tr> <td data-bbox="1584 890 1792 1068">1) 多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川</td> <td data-bbox="1795 890 2623 1068">荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育ててきました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1071 1792 1289">2) 人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川</td> <td data-bbox="1795 1071 2623 1289">荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1291 1792 1467">3) 物流やレジャーのための「水面利用の場」としての荒川</td> <td data-bbox="1795 1291 2623 1467">戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、現在でも石油を運ぶタンカーや貨物船、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やレガッタの練習など、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1470 1792 1688">4) 安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川</td> <td data-bbox="1795 1470 2623 1688">荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(スーパー堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、眺望の開けた水と緑の潤い豊かなまちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1584 1690 1792 1856">5) 震災時の避難場所、輸送路等としての荒川</td> <td data-bbox="1795 1690 2623 1856">広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。</td> </tr> </table>	1) 多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川	荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育ててきました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。	2) 人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川	荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。	3) 物流やレジャーのための「水面利用の場」としての荒川	戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、現在でも石油を運ぶタンカーや貨物船、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やレガッタの練習など、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。	4) 安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川	荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(スーパー 堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、 眺望の開けた水と緑の潤い豊かな まちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。	5) 震災時の避難場所、輸送路等としての荒川	広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。
1) 多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川	荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育ててきました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。																				
2) 人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川	荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭、 職場、地域 での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。																				
3) 物流やレジャー のための「水面利用の場」としての荒川	戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、 現在でも石油を運ぶタンカーや貨物船、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やレガッタカヌーの練習など 等、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。																				
4) 安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川	荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(スーパー 高規格堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、 見晴らしのよい眺望の開けた水と緑の潤い豊かな まちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。																				
5) 震災時の避難場所、輸送路等としての荒川	広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。																				
1) 多様な生態系を育む「自然環境」としての荒川	荒川は、南関東の平野部における「身近でまとまった自然が残る水辺環境」として希少性があり、多様な生態系を育ててきました。周辺市街地で自然がほとんど失われたこと、さらに、汽水域という特別な環境を有していること等から、積極的な自然の保全と創出が求められています。																				
2) 人々がスポーツや散策を楽しむ「利用環境」としての荒川	荒川は、野球やサッカー等の広い空間を必要とするグラウンドの要望が従来から強いところですが、それ以外のスポーツ・レクリエーションに対する要望も高まっています。また、雄大な河川景観の中でのランニングやサイクリング、散策や釣り、学校や家庭での環境教育のフィールドとして、さらには大都会の喧噪を離れ、疲れた心身を預けられる「癒しの場」としての価値を認める人も増えています。																				
3) 物流やレジャーのための「水面利用の場」としての荒川	戦後の一時期まで舟運で賑わった荒川ですが、現在でも石油を運ぶタンカーや貨物船、遊覧のための水上バス、プレジャーボート等の航行やレガッタの練習など、規模や能力の異なる船による水面利用がなされており、将来的にも水面の有効利用が望まれています。																				
4) 安全と良好な水辺環境を両立する「治水と街づくりの場」としての荒川	荒川沿川地域には莫大な資産や人口が集積していることから、大洪水が発生しても決壊しない幅の広い堤防(スーパー 堤防)を整備することが求められます。これにより洪水に強く、 眺望の開けた水と緑の潤い豊かな まちづくりが可能になりますが、市街地と河川敷とを一体として考えることも求められます。																				
5) 震災時の避難場所、輸送路等としての荒川	広大な空間を有する荒川の河川敷は、震災時の避難場所、緊急物資輸送路、消防部隊の展開場、物資の置き場等に高度利用されることが期待されています。また、水路は、物資運搬ルートとしての役割が期待されています。																				

改定後	現行
推進計画（改定案） P.-	2010 推進計画 P.2-8
<p>第1節「荒川将来像計画 1996」の概要</p> <p>沿川住民や関係自治体等からのさまざまな意見を総合的にとりまとめ、河川の利用と保全・整備等についてバランスのとれた新しい川づくりや河川の適切な管理を進めるために、平成8年4月に「荒川将来像計画 1996」が策定されました。</p> <p>(1)「荒川将来像計画 1996」の理念</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、荒川を守り育てていくためには、荒川の歴史や文化、あるいは自然への認識を深めるとともに、多くの人々が荒川の将来をともに語り合い、行動し、来るべき21世紀に向けて荒川の将来像を描くことが大切という認識から、テーマを“21世紀につながる健康な川づくり”とし、その実現を目指して次の5つを川づくりの理念として掲げました。</p> <p>1) 多くの生き物を育む荒川 2) 河川空間の節度ある利用を図れる荒川 3) 安心して快適な暮らしができる安全な荒川 4) 子供たちが川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川 5) きれいで豊かな水が流れる荒川</p> <p>(2) 将来像計画 1996 の方針</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、“21世紀につながる健康な川づくり”の理念を実現するよう以下の4つの方針に基づき、将来像計画を策定しました。</p> <p>1) 方針1：自然の保全と創出</p> <p>昭和30年代の荒川は、地下水の汲み上げによる地盤沈下により、河川敷は広い範囲で湿地化し、豊かな自然環境が発達していました。その後、河川敷の造成により湿地系の自然地が少なくなっています。これが、荒川を単調に見せていることは否めません。</p> <p>したがって、豊かな自然の広がっていた過去の状態を参考にしつつ、荒川らしい自然の保全・創出をしていくこととしました。</p> <p>2) 方針2：節度ある利用と快適な川づくりの方針</p> <p>荒川らしい自然を保全・創出しながら、人々の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、川にふさわしい適正な利用を促すこととしました。</p> <p>また、人々が荒川を快適に利用できる施設として、ゴルフ場やグラウンドから階段、トイレ等の整備のあり方を定めておくこととしました。</p>	<p style="text-align: right;">【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第2章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>第2節 「荒川将来像計画 1996」の概要</p> <p>沿川住民や関係自治体等からのさまざまな意見を総合的にとりまとめ、河川の利用と保全・整備等についてバランスのとれた新しい川づくりや河川の適切な管理を進めるために、平成8年4月に「荒川将来像計画 1996」が策定されました。</p> <p>(1) 「荒川将来像計画 1996」の理念</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、荒川を守り育てていくためには、荒川の歴史や文化、あるいは自然への認識を深めるとともに、多くの人々が荒川の将来をともに語り合い、行動し、来るべき21世紀に向けて荒川の将来像を描くことが大切という認識から、テーマを“21世紀につながる健康な川づくり”とし、その実現を目指して次の5つを川づくりの理念として掲げました。</p> <p>1) 多くの生き物を育む荒川 2) 河川空間の節度ある利用を図れる荒川 3) 安心して快適な暮らしができる安全な荒川 4) 子供たちが川と触れ合い、誰もがくつろげる荒川 5) きれいで豊かな水が流れる荒川</p> <p>(2) 将来像計画 1996 の方針</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、“21世紀につながる健康な川づくり”の理念を実現するよう以下の4つの方針に基づき、将来像計画を策定しました。</p> <p>1) 方針1：自然の保全と創出</p> <p>昭和30年代の荒川は、地下水の汲み上げによる地盤沈下により、河川敷は広い範囲で湿地化し、豊かな自然環境が発達していました。その後、河川敷の造成により湿地系の自然地が少なくなっています。これが、荒川を単調に見せていることは否めません。</p> <p>したがって、豊かな自然の広がっていた過去の状態を参考にしつつ、荒川らしい自然の保全・創出をしていくこととしました。</p> <p>2) 方針2：節度ある利用と快適な川づくりの方針</p> <p>荒川らしい自然を保全・創出しながら、人々の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、川にふさわしい適正な利用を促すこととしました。</p>

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P. -</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P. 2-9</p>
<p>3) 方針3：安全な河川の整備方針 防災機能をさらに充実させた安全な河川の整備として、スーパー堤防や地震に強い川づくりを、地域と一体となって進めることとしました。</p> <p>4) 方針4：住民参加の荒川づくりの取り組み 多くの人々に日常から荒川への関心を持ってもらい、荒川の将来を一緒に考えてもらうためのイベントや、地域交流、情報交流、自然再生、ゴミ収集、水質検査等を推進することとしました。</p> <p>■（コラム1）「荒川将来像計画1996」の4つの方針■</p> <p>1) 自然の保全と創出 荒川らしい自然保全・創出については、以下の方針により推進することとしていました。</p> <p>a) 荒川らしい自然の拠点を保全し、創出する 荒川らしい自然の拠点として、残されている規模の大きいまとまったヨシ原、干潟などを保全するとともに、地形や地質などの条件を勘案しながら、新たな自然地の創出を図ります。</p>  <p style="text-align: center;">図 2-10 水際のヨシ原</p> <p>b) ビオトープとネットワークの整備 大小様々な形態の自然地の拠点を連携させるものとして、水際や堤防を利用した自然の回廊を整備し、全川を覆う自然のネットワークをつくります。また、スポーツ・レクリエーション等の場として様々に利用されている場所は、積極的に荒川の自然と共存できる利用施設へ改良します。</p>	<p style="text-align: right;">【1. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第2章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>また、人々が荒川を快適に利用できる施設として、ゴルフ場やグラウンドから階段、トイレ等の整備のあり方を定めておくこととしました。</p> <p>3) 方針3：安全な河川の整備方針 防災機能をさらに充実させた安全な河川の整備として、スーパー堤防や地震に強い川づくりを、地域と一体となって進めることとしました。</p> <p>4) 方針4：住民参加の荒川づくりの取り組み 多くの人々に日常から荒川への関心を持ってもらい、荒川の将来を一緒に考えてもらうためのイベントや、地域交流、情報交流、自然再生、ゴミ収集、水質検査等を推進することとしました。</p> <p>■（コラム1）「荒川将来像計画1996」の4つの方針■</p> <p>1) 自然の保全と創出 荒川らしい自然保全・創出については、以下の方針により推進することとしていました。</p> <p>a) 荒川らしい自然の拠点を保全し、創出する 荒川らしい自然の拠点として、残されている規模の大きいまとまったヨシ原、干潟などを保全するとともに、地形や地質などの条件を勘案しながら、新たな自然地の創出を図る。</p>  <p style="text-align: center;">図 2-10 水際のヨシ原</p> <p>b) ビオトープとネットワークの整備 大小様々な形態の自然地の拠点を連携させるものとして、水際や堤防を利用した自然の回廊を整備し、全川を覆う自然のネットワークをつくる。また、スポーツ・レクリエーション等の場として様々に利用されている場所は、積極的に荒川の自然と共存できる利用施設へ改良する。</p> <p style="text-align: center;">2-9</p>



●干潟…水際部を非常になだらかにすることで、カニや貝が生息でき、これを餌とする鳥もやってきます。



●水路・ワンド…静かな水面をもつ水路やワンドは、魚や水生生物の生息場所に適しています。

図 2-11 荒川での多自然化河岸の整備例

c) ~~街の自然との連携~~

~~沿川の街においても、小河川や用排水路、緑道等を保全・活用することにより、自然地の拡大、ネットワーク化を図ります。~~

●水路(クリーク)



●池



●湿地



図 2-12 自然地の拡大とネットワーク化を図るための要素

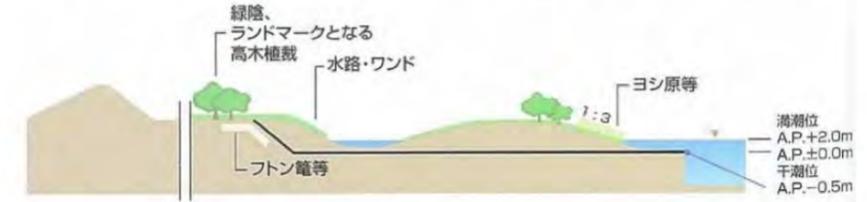
d) ~~水質の浄化~~

~~荒川の下流部に流入する支川、水路の水質は悪化してきており、今後これらの水質浄化を進めます。また、多自然型護岸等の整備を行い、川の自然浄化機能を促進する川づくりを進めます。~~

【I.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って



●干潟…水際部を非常になだらかにすることで、カニや貝が生息でき、これを餌とする鳥もやってきます。



●水路・ワンド…静かな水面をもつ水路やワンドは、魚や水生生物の生息場所に適しています。

図 2-11 荒川での多自然化河岸の整備例

c) 街の自然との連携

沿川の街においても、小河川や用排水路、緑道等を保全・活用することにより、自然地の拡大、ネットワーク化を図る。

●水路(クリーク)



●池



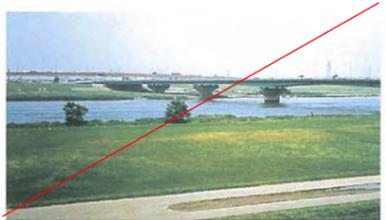
●湿地



図 2-12 自然地の拡大とネットワーク化を図るための要素

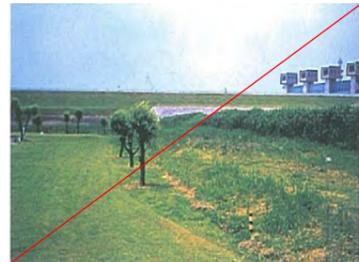
d) 水質の浄化

荒川の下流部に流入する支川、水路の水質は悪化してきており、今後これらの水質浄化を進める。また、多自然型護岸等の整備を行い、川の自然浄化機能を促進する川づくりを進める。

改定後	現行
推進計画（改定案） P.-	2010 推進計画 P.2-11
<p>2) 節度ある利用と快適な川づくりの方針</p> <p>a) ゾーニング計画を定め、節度ある利用を行う ゾーニング計画を以下の分類で定め、地域の方々に周知することにより、川にふさわしい適正な利用を促します。</p> <p>ア) 自然保全地 自然保全地として保全型の管理を行っていくゾーンで、「大規模自然地」と「中規模自然地」にゾーン区分します。</p> <div data-bbox="489 525 1261 745">   </div> <p>イ) 草地系利用地 人が川を様々な楽しむ場となるゾーンです。荒川の自然植生が繁茂する「野草系広場」と、芝生を中心とした「芝生系広場」を定めます。</p> <div data-bbox="489 924 1261 1144">   </div> <p>ウ) 施設系利用地 人々がスポーツ・レクリエーションを楽しむゾーンで、「ゴルフ場」「スポーツグラウンド」「利用施設・広場」の3つに区分します。</p> <div data-bbox="489 1344 1261 1564">   </div>	<p style="text-align: right;">【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第2章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>2) 節度ある利用と快適な川づくりの方針</p> <p>a) ゾーニング計画を定め、節度ある利用を行う</p> <p>ゾーニング計画を以下の分類で定め、地域の方々に周知することにより、川にふさわしい適正な利用を促す。</p> <p>ア) 自然保全地</p> <p>自然保全地として保全型の管理を行っていくゾーンで、「大規模自然地」と「中規模自然地」にゾーン区分します。</p> <div data-bbox="1736 756 2448 955">   </div> <p>イ) 草地系利用地</p> <p>人が川を様々な楽しむ場となるゾーンです。荒川の自然植生が繁茂する「野草系広場」と、芝生を中心とした「芝生系広場」を定めます。</p> <div data-bbox="1736 1176 2448 1375">   </div> <p>ウ) 施設系利用地</p> <p>人々がスポーツ・レクリエーションを楽しむゾーンで、「ゴルフ場」「スポーツグラウンド」「利用施設・広場」の3つに区分します。</p> <div data-bbox="1736 1606 2448 1806">   </div>

~~b) 自然と共存した利用施設整備の推進~~

~~荒川の自然ネットワークを形成するという方針を実現する上で、河川敷に占める面積の割合が大きいゴルフ場とグラウンドは自然を取り込んだ施設としての改良を進めます。~~



~~図 2-19 ゴルフ場の自然度向上の取組み~~



~~図 2-20 グラウンドの自然度向上の取組み~~

~~c) 人々が快適に利用するための施設整備~~

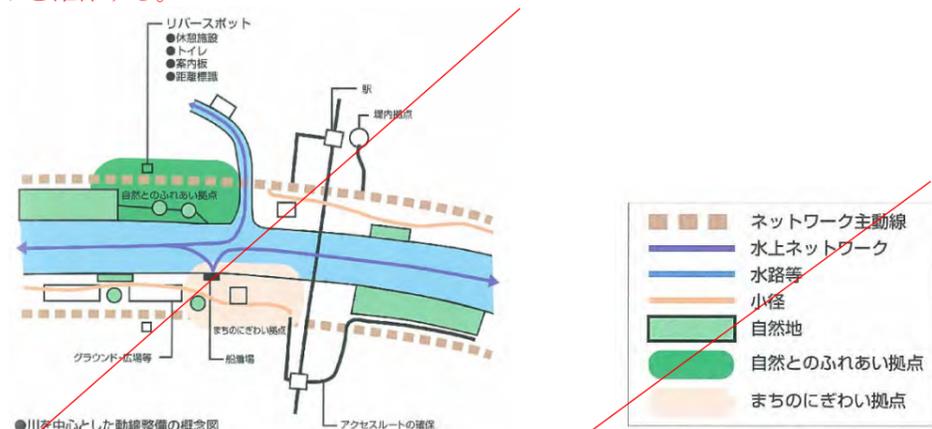
~~スポーツ・レクリエーション、散策、レガッタ、釣り等の様々な活動の場として、荒川を快適に利用するための施設や拠点の整備を行います。~~



~~図 2-21 水上デッキの整備例~~

~~d) 街と川の交通ネットワーク~~

~~荒川では、広大な河川敷をサイクリング・船・あるいは徒歩で移動しながら、川を様々な楽しむことができます。そのために、堤防天端や、緊急用河川敷道路を使って、川沿いの移動の主動線をつくります。また、川の中の自然や様々な利用施設をつなぐ小径をつくります。また、水上バス等の水上ルートを整備して、上下流や対岸を結びます。さらに、最寄り駅や堤内拠点から川へのアクセスルートを確認する。~~



~~図 2-22 川を中心とした動線整備の概念図~~

【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って

b) 自然と共存した利用施設整備の推進

荒川の自然ネットワークを形成するという方針を実現する上で、河川敷に占める面積の割合が大きいゴルフ場とグラウンドは自然を取り込んだ施設としての改良を進める。



図 2-19 ゴルフ場の自然度向上の取組み



図 2-20 グラウンドの自然度向上の取組み

c) 人々が快適に利用するための施設整備

スポーツ・レクリエーション、散策、レガッタ、釣り等の様々な活動の場として、荒川を快適に利用するための施設や拠点の整備を行う。



図 2-21 水上デッキの整備例

d) 街と川の交通ネットワーク

荒川では、広大な河川敷をサイクリング・船・あるいは徒歩で移動しながら、川を様々な楽しむことができます。そのために、堤防天端や、緊急用河川敷道路を使って、川沿いの移動の主動線をつくります。また、川の中の自然や様々な利用施設をつなぐ小径をつくります。また、水上バス等の水上ルートを整備して、上下流や対岸を結びます。さらに、最寄り駅や堤内拠点から川へのアクセスルートを確認する。

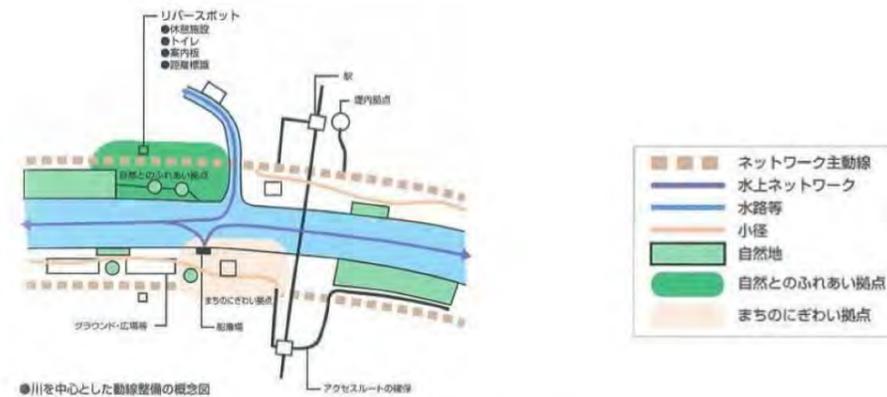


図 2-22 川を中心とした動線整備の概念図

3) 安全な河川の整備方針

防災機能をさらに充実させた安全な河川の整備を行い、地域と一体となった川づくりを進めます。

- 洪水、高潮等による甚大な被害から街を守ることはもちろん、治水施設の整備にあたっては、自然や景観にも配慮したものとする。
- スーパー堤防の整備により、洪水に強く、川への接近が容易で、眺望の開けた水と緑のうらおいのある街づくりを進める。
- ゼロメートル地帯を抱える荒川では、地震で堤防が破壊した場合、市街地に川の水が流れ込む恐れがあります。さらに、大雨や台風による洪水が発生した場合には、被害は甚大なものとなります。そのため、地震に強い安全な川を整備し、震災時には避難場所や物流軸として活用できるようにする。

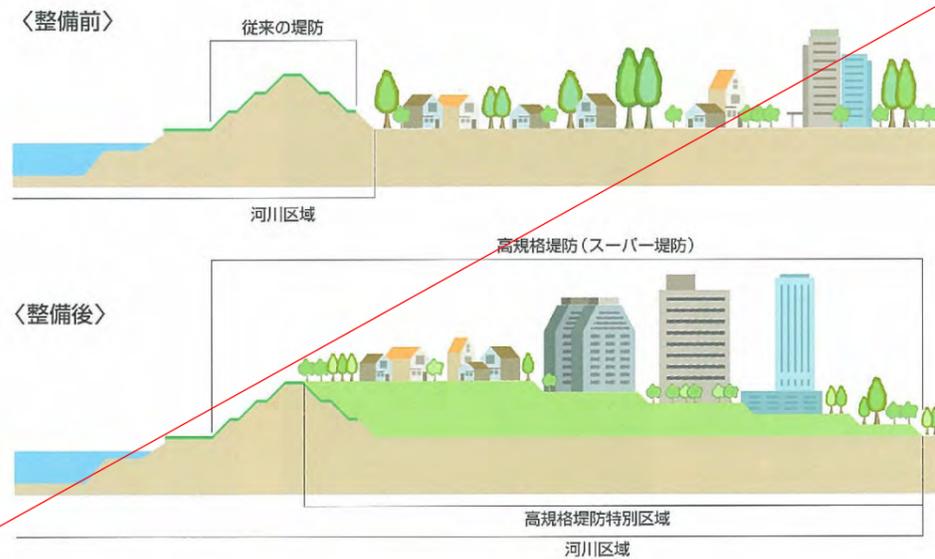


図 2-23 スーパー堤防の概念図

4) 参加の荒川づくりの取組み

a) 荒川クリエーション

多くの人々に日常から荒川への関心を持っていただき、荒川の将来を一緒に考えていただくために、平成6年度から「荒川クリエーション」と題して、荒川を「知る」「触れ合う」「創る」の3つをテーマにさまざまなイベントや地域交流、情報交流の事業を行う。

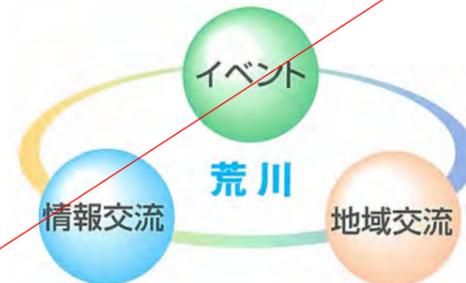


図 2-24 荒川クリエーションのイメージ

【1.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第2章 荒川下流の川づくりを振り返って

3) 安全な河川の整備方針

防災機能をさらに充実させた安全な河川の整備を行い、地域と一体となった川づくりを進めます。

- 洪水、高潮等による甚大な被害から街を守ることはもちろん、治水施設の整備にあたっては、自然や景観にも配慮したものとする。
- スーパー堤防の整備により、洪水に強く、川への接近が容易で、眺望の開けた水と緑のうらおいのある街づくりを進める。
- ゼロメートル地帯を抱える荒川では、地震で堤防が破壊した場合、市街地に川の水が流れ込む恐れがあります。さらに、大雨や台風による洪水が発生した場合には、被害は甚大なものとなります。そのため、地震に強い安全な川を整備し、震災時には避難場所や物流軸として活用できるようにする。

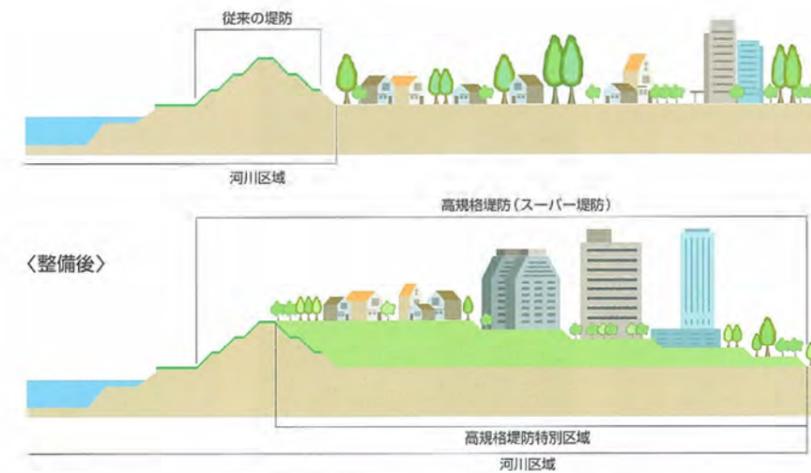


図 2-23 スーパー堤防の概念図

4) 住民参加の荒川づくりの取組み

a) 荒川クリエーション

多くの人々に日常から荒川への関心を持っていただき、荒川の将来を一緒に考えていただくために、平成6年度から「荒川クリエーション」と題して、荒川を「知る」「触れ合う」「創る」の3つをテーマにさまざまなイベントや地域交流、情報交流の事業を行う。

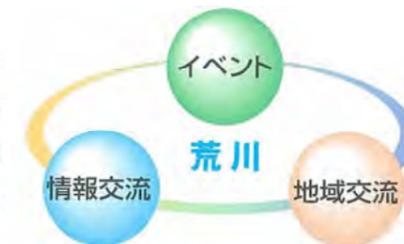


図 2-24 荒川クリエーションのイメージ

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. -</p>	<p>2010 推進計画 P. 2-14</p>
<p>b) 中土手に自然を戻す市民プロジェクト 荒川の将来において、河川敷に降った雨水を集める水路や池を掘ることによる自然創出として、市民の手により、荒川と中川にはさまれた河川敷に多自然型水路をつくり、自然地の再生を進めた。</p>  <p>図 2-25 水路の創出例（総武線下流左岸）</p> <p>c) 荒川クリーンエイド 荒川クリーンエイドは、荒川に関わる人達がそれぞれの立場を活かしながら、共同で取り組める環境保全活動で、平成 6 年 10 月から取組みが始まった。活動は、データカードを使って散乱ゴミの実態を調査したり、簡単な水質検査をしたり、また、できるだけ楽しく行えるよう、自然観察やネイチャーゲームを組み合わせているなど工夫している。</p>    <p>図 2-26 河川敷水際の漂着ゴミ 図 2-27 クリーンエイドの参加者 図 2-28 水質検査の状況</p>	<p style="text-align: right;">【1. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>b) 中土手に自然を戻す市民プロジェクト 荒川の将来において、河川敷に降った雨水を集める水路や池を掘ることによる自然創出として、市民の手により、荒川と中川にはさまれた河川敷に多自然型水路をつくり、自然地の再生を進めた。</p>  <p>図 2-25 水路の創出例（総武線下流左岸）</p> <p>c) 荒川クリーンエイド 荒川クリーンエイドは、荒川に関わる人達がそれぞれの立場を活かしながら、共同で取り組める環境保全活動で、平成 6 年 10 月から取組みが始まった。活動は、データカードを使って散乱ゴミの実態を調査したり、簡単な水質検査をしたり、また、できるだけ楽しく行えるよう、自然観察やネイチャーゲームを組み合わせているなど工夫している。</p>    <p>図 2-26 河川敷水際の漂着ゴミ 図 2-27 クリーンエイドの参加者 図 2-28 水質検査の状況</p>

改定後	現行																
<p align="center">推進計画（改定案） P.-</p>	<p align="center">2010 推進計画 P.2-15</p>																
<p>第3節 現状の7つの課題～荒川市民会議委員へのアンケート結果より～</p> <p>荒川下流部では、平成8年に「荒川将来像計画1996」が策定された後、「自然の保全と創出」、「節度ある利用と快適な川づくり」、「安全な河川の整備」、「住民参加の荒川づくりの推進」という4つの方針を踏まえた川づくりが進められました。</p> <p>策定から10年あまりを経て、河川敷では、ゾーニング計画に従い、荒川下流部に残されたまとまった自然地の保全と、新たな自然地やワンド等の湿地環境の創出が行われています。また、グラウンド・運動場・緑地公園等の利用施設や、荒川の沿川から河川敷へアクセスするスロープの整備が進みました。この他、災害時の河川敷上の円滑な移動を可能にする緊急用河川敷道路や堤防の安全性を確保するスーパー堤防、防災拠点としての防災ステーション、緊急用船着場（リバーステーション）の整備が進められています。</p> <p>このように、荒川下流部では、人々の様々な利用形態をバランス良く受け入れながら、洪水、地震などの自然災害に対する安全性の向上を図る整備が進められており、荒川下流部の魅力と自然災害への安全性は着実に向上してきています。今日の荒川下流部には年間1,600万人もの人々が訪れており、今後も首都圏の都市部を流れる河川として、自然に親しむ場、スポーツや散歩等の健康づくりや環境教育の場、防災の場として重要度はますます高くなっていくと考えられます。</p> <p>一方で、流域の社会環境や社会的ニーズ等が変化してきたこと、また計画当初目指したとの相違が見られることなどの課題も生じています。</p> <p>このことから、2市7区の荒川市民会議の委員の協力を得て、整備されてきた施設や現在までの取り組み状況について、実態アンケート調査を実施し、各市区の個別課題とともに荒川全体に係わる7つの課題を抽出しました。</p> <p align="center">表2-2 荒川下流部に関する7つの課題</p> <table border="1" data-bbox="273 1010 1469 1205"> <tr> <td>①自然地の整備</td> <td>②水際ライン（低水護岸）の整備</td> </tr> <tr> <td>③河川敷の利用</td> <td>④グラウンドやゴルフ場の自然度向上</td> </tr> <tr> <td>⑤仮置き土砂の取り扱い</td> <td>⑥河川敷のゾーニング計画</td> </tr> <tr> <td>⑦魅力ある川づくり</td> <td></td> </tr> </table>	①自然地の整備	②水際ライン（低水護岸）の整備	③河川敷の利用	④グラウンドやゴルフ場の自然度向上	⑤仮置き土砂の取り扱い	⑥河川敷のゾーニング計画	⑦魅力ある川づくり		<p align="right">【1.荒川将来像計画2010の策定経緯】 第2章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>第3節 現状の7つの課題～荒川市民会議委員へのアンケート結果より～</p> <p>荒川下流部では、平成8年に「荒川将来像計画1996」が策定された後、「自然の保全と創出」、「節度ある利用と快適な川づくり」、「安全な河川の整備」、「住民参加の荒川づくりの推進」という4つの方針を踏まえた川づくりが進められました。</p> <p>策定から10年あまりを経て、河川敷では、ゾーニング計画に従い、荒川下流部に残されたまとまった自然地の保全と、新たな自然地やワンド等の湿地環境の創出が行われています。また、グラウンド・運動場・緑地公園等の利用施設や、荒川の沿川から河川敷へアクセスするスロープの整備が進みました。この他、災害時の河川敷上の円滑な移動を可能にする緊急用河川敷道路や堤防の安全性を確保するスーパー堤防、防災拠点としての防災ステーション、緊急用船着場（リバーステーション）の整備が進められています。</p> <p>このように、荒川下流部では、人々の様々な利用形態をバランス良く受け入れながら、洪水、地震などの自然災害に対する安全性の向上を図る整備が進められており、荒川下流部の魅力と自然災害への安全性は着実に向上してきています。今日の荒川下流部には年間1,600万人もの人々が訪れており、今後も首都圏の都市部を流れる河川として、自然に親しむ場、スポーツや散歩等の健康づくりや環境教育の場、防災の場として重要度はますます高くなっていくと考えられます。</p> <p>一方で、流域の社会環境や社会的ニーズ等が変化してきたこと、また計画当初目指した荒川の姿との相違が見られることなどの課題も生じています。</p> <p>このことから、2市7区の荒川市民会議の委員の協力を得て、整備されてきた施設や現在までの取り組み状況について、実態アンケート調査を実施し、各市区の個別課題とともに荒川全体に係わる7つの課題を抽出しました。</p> <p align="center">表2-2 荒川下流部に関する7つの課題</p> <table border="1" data-bbox="1567 1509 2635 1717"> <tr> <td>①自然地の整備</td> <td>②水際ライン（低水護岸）の整備</td> </tr> <tr> <td>③河川敷の利用</td> <td>④グラウンドやゴルフ場の自然度向上</td> </tr> <tr> <td>⑤仮置き土砂の取り扱い</td> <td>⑥河川敷のゾーニング計画</td> </tr> <tr> <td>⑦魅力ある川づくり</td> <td></td> </tr> </table>	①自然地の整備	②水際ライン（低水護岸）の整備	③河川敷の利用	④グラウンドやゴルフ場の自然度向上	⑤仮置き土砂の取り扱い	⑥河川敷のゾーニング計画	⑦魅力ある川づくり	
①自然地の整備	②水際ライン（低水護岸）の整備																
③河川敷の利用	④グラウンドやゴルフ場の自然度向上																
⑤仮置き土砂の取り扱い	⑥河川敷のゾーニング計画																
⑦魅力ある川づくり																	
①自然地の整備	②水際ライン（低水護岸）の整備																
③河川敷の利用	④グラウンドやゴルフ場の自然度向上																
⑤仮置き土砂の取り扱い	⑥河川敷のゾーニング計画																
⑦魅力ある川づくり																	

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P.-</p>	<p>2010 推進計画 P.2-16</p>
<p>(1) 自然地の整備に関する課題</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の自然のネットワークを支える大規模自然地を 15 箇所設定し、まとまった自然を残す他、中規模自然地は大規模自然地をつなぐ拠点として 500m 程度の間隔で整備することとしていました。現在では 219ha が自然地として確保され、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育場となっています。</p> <p>その一方で、そのような自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていないこと、などの理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題が指摘され、河川敷の利用上の安全性、利活用への支障が指摘されています。</p>  <p>図 2-29 荒川下流部の自然地（板橋区 板橋生物生態園）</p>  <p>図 2-30 維持管理が必要な自然地</p>	<p style="text-align: right;">【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>(1) 自然地の整備に関する課題</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の自然のネットワークを支える大規模自然地を 15 箇所設定し、まとまった自然を残す他、中規模自然地は大規模自然地をつなぐ拠点として 500m 程度の間隔で整備することとしていました。現在では 219ha が自然地として確保され、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育場となっています。</p> <p>その一方で、そのような自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていないこと、などの理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない状態となった自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄などの問題が指摘され、河川敷の利用上の安全性、利活用への支障が指摘されています。</p>  <p>図 2-29 荒川下流部の自然地（板橋区 板橋生物生態園）</p>  <p>図 2-30 維持管理が必要な自然地</p>

(2) 水際ライン(低水護岸)の整備

「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取組みとして、千住桜木地区や新砂地区では消波施設、離岸堤の設置により、干潟やヨシ原の再生を進めました。また、小松川地区では水面と河川敷を分断している既設護岸を撤去して緩やかな水際を創出し、合わせて航走波対策として木工沈床を整備して、ヨシ原や干潟の再生を図っています。

このように、水際ラインの整備を順次進めていますが、治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあります。荒川市民会議委員からの意見として、「治水上問題がなければ、砂州の形成や干潟の再生など、自然環境を向上させてほしい。河川敷の利用目的や河道の安全な流下の検討並びに維持管理体制を検討した上で、整備できる箇所、できない箇所を明確し、水際線のあるべき姿を再検討する必要がある」との意見が出ています。

河川敷の利用目的をふまえた水際ラインの整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所の明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。



図 2-31 小松川地区自然再生試験工事箇所（江戸川区 船堀橋右岸）

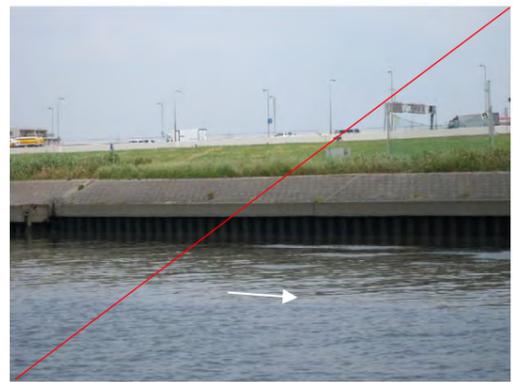


図 2-32 矢板護岸が整備された水際（13.0k 左岸）

【I.荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第2章 荒川下流の川づくりを振り返って

(2) 水際ライン（低水護岸）の整備

「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取組みとして、千住桜木地区や新砂地区では消波施設、離岸堤の設置により、干潟やヨシ原の再生を進めました。また、小松川地区では水面と河川敷を分断している既設護岸を撤去して緩やかな水際を創出し、合わせて航走波対策として木工沈床を整備して、ヨシ原や干潟の再生を図っています。

このように、水際ラインの整備を順次進めていますが、治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあります。荒川市民会議委員からの意見として、「治水上問題がなければ、砂州の形成や干潟の再生など、自然環境を向上させてほしい。河川敷の利用目的や河道の安全な流下の検討並びに維持管理体制を検討した上で、整備できる箇所、できない箇所を明確し、水際線のあるべき姿を再検討する必要がある」との意見が出ています。

河川敷の利用目的をふまえた水際ラインの整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所の明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。



図 2-31 小松川地区自然再生試験工事箇所（江戸川区 船堀橋右岸）



図 2-32 矢板護岸が整備された水際（13.0k 左岸）

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P. -</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P. 2-18</p>
<p>(3) 河川敷の利用上の課題</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、方針の1つとして、「節度ある利用と快適な川づくりの方針」を位置づけ、その方向性として、以下の3点をあげて進めています。</p> <p>①ゾーニング計画を定め、節度ある利用（荒川らしい自然を保全・創出しながら、市民の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、適正な利用を促す）</p> <p>②自然と共存した利用施設整備の推進（ゴルフ場とグラウンドについて、自然を取り込んだ施設としての改良を進める）</p> <p>③人々が快適に利用するための施設整備（スポーツ・レクリエーション、散策、レガッタ、釣り等の活動の場としての施設や拠点の整備）</p> <p>河川水辺の国勢調査結果によれば、平成 18 年時点で、平成 8 年当時の約 2 倍にあたる年間累計約 1,600 万人が荒川下流部の河川敷を訪れ、スポーツやサイクリング、散策、自然観察等の様々な目的で河川敷を利用しています。その一方で、河川敷利用のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為が増加傾向にある等、課題となっています。</p>  <p>図 2-33 河川敷で日光浴やサイクリングを楽しむ人々（足立区 虹の広場）</p>	<p style="text-align: right;">【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>(3) 河川敷の利用上の課題</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、方針の1つとして、「節度ある利用と快適な川づくりの方針」を位置づけ、その方向性として、以下の3点をあげて進めています。</p> <p>①ゾーニング計画を定め、節度ある利用を行う（荒川らしい自然を保全・創出しながら、市民の様々な利用形態をバランスよく受け入れるためのゾーニング計画を定め、適正な利用を促す）</p> <p>②自然と共存した利用施設整備の推進（ゴルフ場とグラウンドについて、自然を取り込んだ施設としての改良を進める）</p> <p>③人々が快適に利用するための施設整備（スポーツ・レクリエーション、散策、レガッタ、釣り等の活動の場としての施設や拠点の整備）</p> <p>河川水辺の国勢調査結果によれば、平成 18 年時点で、平成 8 年当時の約 2 倍にあたる年間累計約 1,600 万人が荒川下流部の河川敷を訪れ、スポーツやサイクリング、散策、自然観察等の様々な目的で河川敷を利用しています。その一方で、河川敷利用のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為が増加傾向にある等、課題となっています。</p>  <p>図 2-33 河川敷で日光浴やサイクリングを楽しむ人々（足立区 虹の広場）</p>

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P.-</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P.2-19</p>
<p>(4) グラウンドやゴルフ場等の自然度向上</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、自然と共存した施設計画として、ゾーニング計画で位置づけたゴルフ場やスポーツグラウンド、草地系利用地ゾーン、利用施設・広場ゾーンなどのゾーン別の自然度向上の考え方や具体的な工夫の方法について示しています。この方向性に従い、グラウンド周辺に水路や草地などの生物の生息場を整備したり、グラウンドと自然地が接する場合は間に10～20m程度の緩衝帯を整備したりするなど、様々な自然度向上の取組みが進められています。</p> <p>この一方で、荒川市民会議委員からの意見として、グラウンドやゴルフ場周辺の自然度のさらなる向上を求める意見や、休業中のゴルフ場内への立ち入りの要望があげられています。</p> <div data-bbox="540 558 1199 978" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 2-34 グラウンド利用状況（足立区 堀切橋下流右岸）</p> <div data-bbox="540 1052 1199 1493" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 2-35 ゴルフ場利用状況（川口市 浮間ゴルフ場）</p>	<p style="text-align: right;">【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>(4) グラウンドやゴルフ場等の自然度向上</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では、自然と共存した施設計画として、ゾーニング計画で位置づけたゴルフ場やスポーツグラウンド、草地系利用地ゾーン、利用施設・広場ゾーンなどのゾーン別の自然度向上の考え方や具体的な工夫の方法について示しています。この方向性に従い、グラウンド周辺に水路や草地などの生物の生息場を整備したり、グラウンドと自然地が接する場合は間に 10～20m 程度の緩衝帯を整備したりするなど、様々な自然度向上の取組みが進められています。</p> <p>この一方で、荒川市民会議委員からの意見として、グラウンドやゴルフ場周辺の自然度のさらなる向上を求める意見や、休業中のゴルフ場内への立ち入りの要望があげられています。</p> <div data-bbox="1792 852 2386 1230" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 2-34 グラウンド利用状況（足立区 堀切橋下流右岸）</p> <div data-bbox="1792 1346 2386 1738" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">図 2-35 ゴルフ場利用状況（川口市 浮間ゴルフ場）</p>

(5) 河川敷のゾーニング計画について

~~「荒川将来像計画 1996」では、荒川の自然拠点としての「自然保全地」、人々が荒川を様々な楽しむ場としての「草地系利用地」、人々が快適にスポーツ・レクリエーションを楽しむ場としての「施設系利用地」を設定し、さらに自然の状態や利用形態によって細分したゾーンが定められていました。しかし、自然保全地や草地系利用地については、利用目的が多様に考えられていたため、維持管理がうまくいかず藪化した場所がありました。また、ゾーニング計画で分類されていたエリアの活用目的が変わった場合のゾーニングの変更決定プロセスが明確になっていませんでした。そのため、「ゾーニングについて自然保全地や草地系利用地の利用目的や維持管理の考え方」と、「ゾーニングを部分的に変更する場合の決定プロセス」を明確にすることが課題となっています。~~

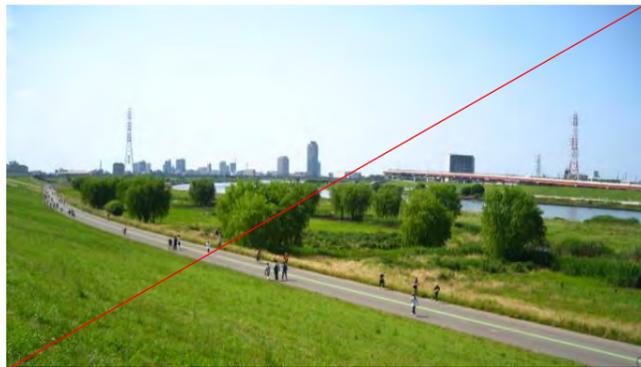


図 2-36 自然公園としての利用が計画されている都民ゴルフ場跡地

表 2-1.1 「荒川将来像計画 1996」のゾーン区分

	ゾーン	内容	利用例
自然保全地	大規模自然地	大規模な河川系自然地	・サンクチュアリ ・水遊び、自然観察、自然体験、釣り、手こぎボート遊び等
	中規模自然地	まとまった自然 地 内容は多様	・サンクチュアリ ・水遊び、自然観察、自然体験、釣り、手こぎボート遊び等
草地系利用地	野草系広場	従来種の草地 維持管理にも配慮	・散策、ピクニック、草摘み、虫とり等 ・ボール遊び等
	芝生系広場	芝生等の園芸植 物等を中心とす る緑地	・散策、ピクニック、草摘み、虫とり等 ・ボール遊び等 ・乗馬、アスレチック、キャンプ等 施設系利用
施設系利用地	利用施設 広場	無機素材を利用 した広場・利用 拠点	・アスレチック、キャンプ、親水公園、 遊具、船着場、花壇等
	ゴルフ場	自然の中のゴル フ	・ゴルフ
	スポーツ グラウンド	ゴルフ場以外の スポーツグラウ ンド	・野球、テニス、サッカー、ゲートボール 等

【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って

(5) 河川敷のゾーニング計画について

「荒川将来像計画 1996」では、荒川の自然拠点としての「自然保全地」、人々が荒川を様々な楽しむ場としての「草地系利用地」、人々が快適にスポーツ・レクリエーションを楽しむ場としての「施設系利用地」を設定し、さらに自然の状態や利用形態によって細分したゾーンが定められていました。しかし、自然保全地や草地系利用地については、利用目的が多様に考えられていたため、維持管理がうまくいかず藪化した場所がありました。また、ゾーニング計画で分類されていたエリアの活用目的が変わった場合のゾーニングの変更決定プロセスが明確になっていませんでした。

そのため、「ゾーニングについて自然保全地や草地系利用地の利用目的や維持管理の考え方」と、「ゾーニングを部分的に変更する場合の決定プロセス」を明確にすることが課題となっています。



図 2-36 自然公園としての利用が計画されている都民ゴルフ場跡地

表 2-3 「荒川将来像計画 1996」のゾーン区分

	ゾーン	内容	利用例
自然保全地	大規模自然地	大規模な河川系自然地	・サンクチュアリ ・水遊び、自然観察、自然体験、釣り、手こぎボート遊び等
	中規模自然地	まとまった自然 地 内容は多様	・サンクチュアリ ・水遊び、自然観察、自然体験、釣り、手こぎボート遊び等
草地系利用地	野草系広場	従来種の草地 維持管理にも配慮	・散策、ピクニック、草摘み、虫とり等 ・ボール遊び等
	芝生系広場	芝生等の園芸植 物等を中心とす る緑地	・散策、ピクニック、草摘み、虫とり等 ・ボール遊び等 ・乗馬、アスレチック、キャンプ等 施設系利用
施設系利用地	利用施設 広場	無機素材を利用 した広場・利用 拠点	・アスレチック、キャンプ、親水公園、 遊具、船着場、花壇等
	ゴルフ場	自然の中のゴル フ	・ゴルフ
	スポーツ グラウンド	ゴルフ場以外の スポーツグラウ ンド	・野球、テニス、サッカー、ゲートボール 等

改定後	現行
推進計画（改定案） P. -	2010 推進計画 P. 2-21
<p>(6) 仮置き土砂の取り扱い</p> <p>現在荒川下流部の河川敷には、スーパー堤防の整備に必要な土砂や河床浚渫した土砂の仮置き場がいくつかの場所に存在していますが、「荒川将来像計画 1996」のゾーン区分では設定されていませんでした。</p> <p>このような仮置き土砂について、撤去して元の自然地に戻すことや撤去までのスケジュールの提示を求める意見があがっています。その一方で、治水整備を進める上で土砂の仮置き場は必要な場所であり、河川敷の他に場所がないことがあり、仮置き土砂の取り扱いが課題となっています。</p>  <p>図 2-37 小松川右岸の土砂仮置き場</p>	<p style="text-align: right;">【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>(6) 仮置き土砂の取り扱い</p> <p>現在荒川下流部の河川敷には、スーパー堤防の整備に必要な土砂や河床浚渫した土砂の仮置き場がいくつかの場所に存在していますが、「荒川将来像計画 1996」のゾーン区分では設定されていませんでした。</p> <p>このような仮置き土砂について、撤去して元の自然地に戻すことや撤去までのスケジュールの提示を求める意見があがっています。その一方で、治水整備を進める上で土砂の仮置き場は必要な場所であり、河川敷の他に場所がないことがあり、仮置き土砂の取り扱いが課題となっています。</p>  <p>図 2-37 小松川右岸の土砂仮置き場</p>

改定後

推進計画（改定案） P.-

~~(7) 魅力ある川づくり~~

~~「荒川将来像計画1996」に従い、荒川下流部の川づくりが現在まで進められ、良好な自然環境の残された場、広い空間利用の場として、課題もありますが、魅力ある川として多くの人々が訪れています。旧計画の反省点をふまえて、荒川下流部をより魅力ある川としていくための川づくりの推進が必要と考えられます。特に、高齢化に伴い利用者の年齢層等が多様化する中で、休憩場所としての水飲み場や木陰、ベンチが少ないこと、誰もが利用しやすいかつ清潔なトイレが少ないとの要望があげられています。~~



~~図 2-38 多目的広場の状況~~



~~図 2-39 トイレと水飲み場の整備例~~

現行

2010 推進計画 P. 2-22

【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】
第 2 章 荒川下流の川づくりを振り返って

(7) 魅力ある川づくり

「荒川将来像計画 1996」に従い、荒川下流部の川づくりが現在まで進められ、良好な自然環境の残された場、広い空間利用の場として、課題もありますが、魅力ある川として多くの人々が訪れています。旧計画の反省点をふまえて、荒川下流部をより魅力ある川としていくための川づくりの推進が必要と考えられます。特に、高齢化に伴い利用者の年齢層等が多様化する中で、休憩場所としての水飲み場や木陰、ベンチが少ないこと、誰もが利用しやすいかつ清潔なトイレが少ないとの要望があげられています。



図 2-38 多目的広場の状況



図 2-39 トイレと水飲み場の整備例

■（コラム2）舟運関連について■

「荒川将来像計画1996」では、荒川下流部の水面利用の拠点として「公共的船着場の整備」を位置づけ、水上バスの発着所として活用し荒川の魅力を高めるとともに、震災時の物質輸送のための船着場としての重要な役割を持たせることとしています。平成21年8月現在、荒川下流部では緊急用船着場や公共船着場の整備が進められ、あわせて緊急用河川敷道路の整備が進んでおり、防災上の拠点や連絡網は順調に整備されています。

一方で、水上バスの発着駅として活用されているのは、「平井」のみであり、週末と祝日の特定日の年26日間の運用となっており、観光面や日常的な交通機関としての活用は十分ではない状況にあります。葛飾区における試験的な観光船の運航や戸田市における防災拠点としての船着場などのように一部市区においては取り組みが行われていますが、荒川下流部の区間全体を通じた震災時の物資搬送経路や観光船の遊覧航路等、緊急用船着場等の多目的かつ効率的な利用の取り組みを行うことが課題となっています。



図2-40 新田リバーステーション（足立区）

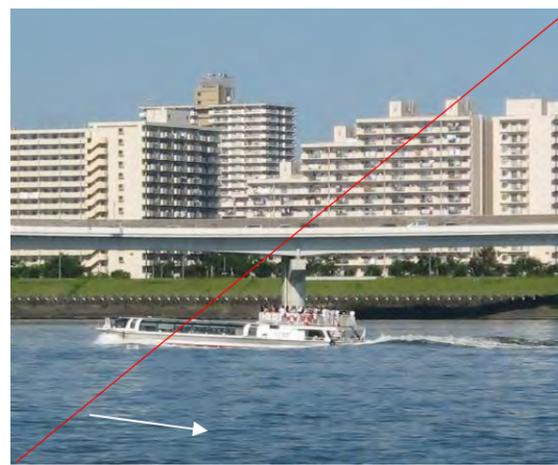


図2-41 水上バスの運行状況

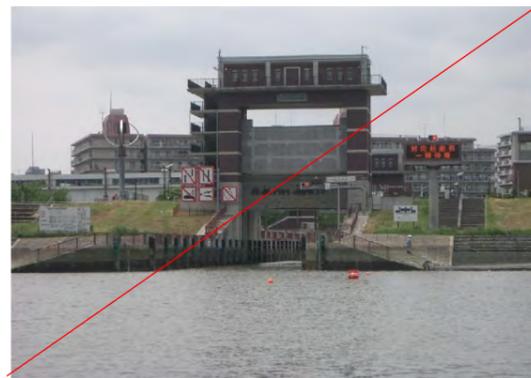


図2-42 荒川ロックゲート

【1.荒川将来像計画2010の策定経緯】
第2章 荒川下流の川づくりを振り返って

■（コラム2）舟運関連について■

「荒川将来像計画1996」では、荒川下流部の水面利用の拠点として「公共的船着場の整備」を位置づけ、水上バスの発着所として活用し荒川の魅力を高めるとともに、震災時の物質輸送のための船着場としての重要な役割を持たせることとしています。平成21年8月現在、荒川下流部では緊急用船着場や公共船着場の整備が進められ、あわせて緊急用河川敷道路の整備が進んでおり、防災上の拠点や連絡網は順調に整備されています。

一方で、水上バスの発着駅として活用されているのは、「平井」のみであり、週末と祝日の特定日の年26日間の運用となっており、観光面や日常的な交通機関としての活用は十分ではない状況にあります。葛飾区における試験的な観光船の運航や戸田市における防災拠点としての船着場などのように一部市区においては取り組みが行われていますが、荒川下流部の区間全体を通じた震災時の物資搬送経路や観光船の遊覧航路等、緊急用船着場等の多目的かつ効率的な利用の取り組みを行うことが課題となっています。



図2-40 新田リバーステーション（足立区）



図2-41 水上バスの運行状況



図2-42 荒川ロックゲート

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P. -</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P. 2-24</p>
<p>第4節 市民参加の川づくりの現状と課題</p> <p>(1) 荒川市民会議</p> <p>「荒川将来像計画 1996」の策定後、沿川住民をメンバーとする2市7区の荒川市民会議が設立され、荒川下流部のあるべき姿についての議論が進められています。</p> <p>また、今回の荒川将来像計画の見直しにあたっては、全体荒川市民会議（議長会議、グループリーダー会議を含む）が、荒川下流部の現状の課題とその対応方策を提言書としてまとめ、「荒川の将来を考える協議会」に提出しました。</p> <p>議長会議の討議では、「荒川将来像計画 2010」の進捗を確認する機関として、議長会議、全体市民会議に加え、2市7区の代表者が集まって議論する場が必要ではないか、との指摘もされました。</p> <p>(2) 市民活動と行政の連携について</p> <p>市民活動については、荒川下流部を身近な自然として、「河川環境を活用したい、維持していきたい」と思う地域住民は多く、現在多くの市民活動が実施されています。地域住民や活動団体による市民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。</p> <p>なお、市民活動の多くは、行政がその責任の範囲で実施している維持管理とは別に、地域住民が自発的に実施しており、役割分担が明確になっていない状況がみられます。また、市民活動の継続的な実施に向けて、ボランティアの高齢化と後継者が育たないこと、個人の負担が大きいこと等の課題を抱える活動団体が多いとの声も聞かれます。</p> <p>行政側も、社会的背景から財政的に余裕があるとはいえ、行政単独での維持管理が難しくなっている状況がみられます。</p>	<p style="text-align: right;">【I. 荒川将来像計画 2010 の策定経緯】 第2章 荒川下流の川づくりを振り返って</p> <p>第4節 市民参加の川づくりの現状と課題</p> <p>(1) 荒川市民会議</p> <p>「荒川将来像計画 1996」の策定後、沿川住民をメンバーとする2市7区の荒川市民会議が設立され、荒川下流部のあるべき姿についての議論が進められています。</p> <p>また、今回の荒川将来像計画の見直しにあたっては、全体荒川市民会議（議長会議、グループリーダー会議を含む）が、荒川下流部の現状の課題とその対応方策を提言書としてまとめ、「荒川の将来を考える協議会」に提出しました。</p> <p>議長会議の討議では、「荒川将来像計画 2010」の進捗を確認する機関として、議長会議、全体市民会議に加え、2市7区の代表者が集まって議論する場が必要ではないか、との指摘もされました。</p> <p>(2) 市民活動と行政の連携について</p> <p>市民活動については、荒川下流部を身近な自然として、「河川環境を活用したい、維持していきたい」と思う地域住民は多く、現在多くの市民活動が実施されています。地域住民や活動団体による市民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。</p> <p>なお、市民活動の多くは、行政がその責任の範囲で実施している維持管理とは別に、地域住民が自発的に実施しており、役割分担が明確になっていない状況がみられます。また、市民活動の継続的な実施に向けて、ボランティアの高齢化と後継者が育たないこと、個人の負担が大きいこと等の課題を抱える活動団体が多いとの声も聞かれます。</p> <p>行政側も、社会的背景から財政的に余裕があるとはいえ、行政単独での維持管理が難しくなっている状況がみられます。</p> <p>このような現状において、市民活動に対して意欲のある地域住民の要望を把握した上で、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、地域住民自ら取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連携の仕組みづくり」を展開していくことが望まれています。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案）	2010 推進計画
	

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-1	2010 推進計画 P. 3-1
<p>2. 荒川下流における川づくりの考え方</p> <p>第1節 2.1 将来像計画の理念</p> <p>(1) 荒川下流の川づくり基本構想・理念</p> <p>2.1.1 “健康・Well-Being”な川づくりを目指して</p> <p>全体構想書では、荒川が培ってきた多様な機能や価値をより一層発展させ、治水、利水、利用環境、自然環境のバランスのとれた荒川を創り上げていくために、“健康・Well-Being な川づくり”をテーマとし、「荒川」と荒川に関わる「まち」と「ひと」が共に健康・Well-Being な状態に変容していくことを目指しています。</p> <p>荒川の岩淵水門より下流区間の人工放水路部は、荒川下流部沿川および隅田川沿川市街地の洪水被害から人命と財産を守ることを最優先としてきた河川人工放水路ですが、ただし、放水路完成後、約通水以来 100 年に経過した及ぶ時間の中で、現在では、洪水の脅威からまちを守るだけでなくとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や、動植物が生息、生育、繁殖する自然環境の場など、多様な機能を有しています。が求められ、「放水路」から「川らしい水辺」に変容しています。</p> <p>平成 8 年に策定された荒川将来像計画全体構想および地区計画に基づき、荒川下流部では、これらの多様な機能と付加価値を高めるための川づくりが進められてきました。このような機能と付加価値を引き続き守り育てるため、「荒川将来像計画 2010」では、“放水路から川らしい水辺へ”をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを 3 つの理念に基づいて進めていきます。</p> <p>また、荒川下流部では、これまで各団体等が積極的な河川維持・環境保全活動を行ってきました。各団体等がパートナーシップを構築し連携を深めることで、荒川を持続的に育てていくことができ、それによって実現する荒川の河川空間を「荒川下流グリーンインフラ」として位置づけています。</p> <p>推進計画では、荒川下流グリーンインフラを含めた川づくりを通じて、全体構想書に示す理念に基づき、次の観点で“健康・well-being な川づくり”な状態を目指していきます。</p> <div data-bbox="460 1165 1291 1533" data-label="Diagram"> </div> <p>図 3-1— 荒川下流部の川づくりの基本理念</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>第1節 これからの荒川の川づくりのあり方について</p> <p>(1) 荒川下流の川づくり基本構想・理念</p> <p>荒川の岩淵水門より下流区間の人工放水路は、荒川下流部沿川および隅田川沿川市街地の洪水被害から人命と財産を守ることを最優先としてきた河川です。ただし、完成後、約 80 年が経過した現在では、洪水の脅威からまちを守るとともに、スポーツ、散策、釣りなど人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場など、多様な機能を有しています。</p> <p>平成 8 年に策定された荒川将来像計画全体構想および地区計画に基づき、荒川下流部では、これらの多様な機能と付加価値を高めるための川づくりが進められてきました。このような機能と付加価値を引き続き守り育てるため、「荒川将来像計画 2010」では、“放水路から川らしい水辺へ”をスローガンとして掲げ、治水・環境・利用の相互関係を大切にしたバランスのとれた川づくりの取り組みを 3 つの理念に基づいて進めていきます。</p> <div data-bbox="1617 1018 2567 1470" data-label="Diagram"> </div> <p>図 3-1 荒川下流部の川づくりの基本理念</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P.-	2010 推進計画 P.3-1～3-2
<p>1) 理念①：■災害に強い安全・安心のまちを支えます。 荒川下流部の治水に対する安全性を向上させるため、洪水に対する安全性と地震発生時に即した対応など、災害の危機に立ち向かう強固な河川整備を推進し、まちの安全・安心を守ります。</p> <p>2) 理念②：■自然豊かな水辺空間の保全と創出を行います。 荒川放水路が完成から約90年を経て、現在では当初目的の洪水の脅威からまちを守ることに加え、スポーツ、散策、釣りなどの人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場となっています。 このような状況を踏まえ、全ての暮らしに潤いをもたらす「川の恵み」を守り育て、たくましい子供が育つ自然豊かな河川を目指し、水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。</p> <p>3) 理念③：■自らできる川づくり支援します。 荒川下流部では、川の恵みを楽しむことや川の脅威から街を守るために一人一人が自らできる取り組みを推進し、「川と人」、「川とまち」を繋ぐ“雰囲気づくり”や“人づくり”に取り組むことが重要です。 この取り組みとして、既往の市民団体等の活動の位置づけを再考し、川を守り育てる「川守」の仕組みとして再編成を行った上で、市民や地域と行政との連携を充実させ、より良い河川管理を推進します。</p>	<p>1) 理念①：災害に強い安全・安心のまちを支えます。 荒川下流部の治水に対する安全性を向上させるため、洪水に対する安全性と地震時に対応した活用など災害の危機に立ち向かう強固な河川整備を推進し、まちの安全・安心を守ります。</p> <p>2) 理念②：自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。 荒川放水路が完成から約80年を経た現在では、当初目的の洪水の脅威からまちを守ることに加え、スポーツ、散策、釣りなどの人との関わりによる利用環境の場や動植物が生息、生育する自然環境の場となっています。</p> <p>このような状況を踏まえ、全ての暮らしに潤いをもたらす「川の恵み」を守り育て、たくましい子供が育つ自然豊かな河川とする水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。</p> <p>3) 理念③：自らできる川づくり支援を推進します。 荒川下流部では、川の恵みを楽しむことや川の脅威から街を守るために一人一人が自らできる取り組みを推進し、「川と人」、「川とまち」を繋ぐ“雰囲気づくり”や“人づくり”に取り組むことが重要です。</p> <p>この取り組みとして、既往の市民団体等の活動の位置づけを再考し、川を守り育てる「川守」の仕組みとして再編成を行った上で、市民や地域と行政との連携を充実させ、より良い河川管理を推進します。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-2	2010 推進計画 P. 3-1～3-2
<p>●多くの生き物を育む荒川 (取組内容) 荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地の保全や新たな自然地の創出・再生をしていきます。</p> <p>●河川空間の節度ある利用ができる荒川 (取組内容) 河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用にあたってのマナーが悪い例やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成すると共に、あらゆる人が気持ちよく過ごすことのできる水辺空間や雰囲気づくりを進めていきます。 また、多くの利用者のニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていきます。</p> <p>●安心して快適な暮らしができる安全な荒川 (取組内容) 水害から沿川住民の生命と財産を守る治水事業を推進すると共に、流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を進めていきます。 また、平常時から非常時を意識し、地震時等を対象にした他計画を参考にしながら、救援活動や災害復旧活動、一時避難場所等に河川敷や河川を円滑に活用できる取組のほか、輸送路としての緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを実施していきます。</p> <p>●あらゆる人が川と触れ合い、あらゆる人がくつろげる荒川 (取組内容) 荒川下流部の現状の管理水準を維持しながら、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、沿川住民と協働しつつ自らできる河川管理の取組を推進します。</p> <p>●きれいで豊かな水が流れる荒川 (取組内容) 荒川本川の水質向上を目指し、あらゆる人が安全に親しめる水辺を創出していきます。</p>	<p>1) 理念①：災害に強い安全・安心のまちを支えます。 荒川下流部の治水に対する安全性を向上させるため、洪水に対する安全性と地震時に対応した活用など災害の危機に立ち向かう強固な河川整備を推進し、まちの安全・安心を守ります。</p> <p>2) 理念②：自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。 荒川放水路が完成から約 80 年を経た現在では、当初目的の洪水の脅威からまちを守ることに加え、スポーツ、散策、釣りなどの人との関わりによる利用環境の場や動植物が息息、生育する自然環境の場となっています。 このような状況を踏まえ、全ての暮らしに潤いをもたらす「川の恵み」を守り育て、たくましい子供が育つ自然豊かな河川とする水辺空間の再生と適正な河川利用を推進します。</p> <p>3) 理念③：自らできる川づくり支援を推進します。 荒川下流部では、川の恵みを楽しむことや川の脅威から街を守るために一人一人が自らできる取り組みを推進し、「川と人」、「川とまち」を繋ぐ” 雰囲気づくり” や” 人づくり” に取り組むことが重要です。 この取り組みとして、既往の市民団体等の活動の位置づけを再考し、川を守り育てる「川守」の仕組みとして再編成を行った上で、市民や地域と行政との連携を充実させ、より良い河川管理を推進します。</p>

2.1.2 流域治水 (River Basin Disaster Resilience and Sustainability by All!)

流域治水とは、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川等の氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方です。

水災害対策のみならずグリーンインフラも含めた様々なプロジェクトを流域に関わるあらゆる関係者が協働して取り組む考え方は、荒川将来像計画の理念“健康・Well-Being な川づくり”にも通ずるものがあるため、「流域治水」の考え方も取り入れ、あらゆる人が川に親しみ、川への理解を醸成し、川を守り育てるという姿勢で取り組みます。

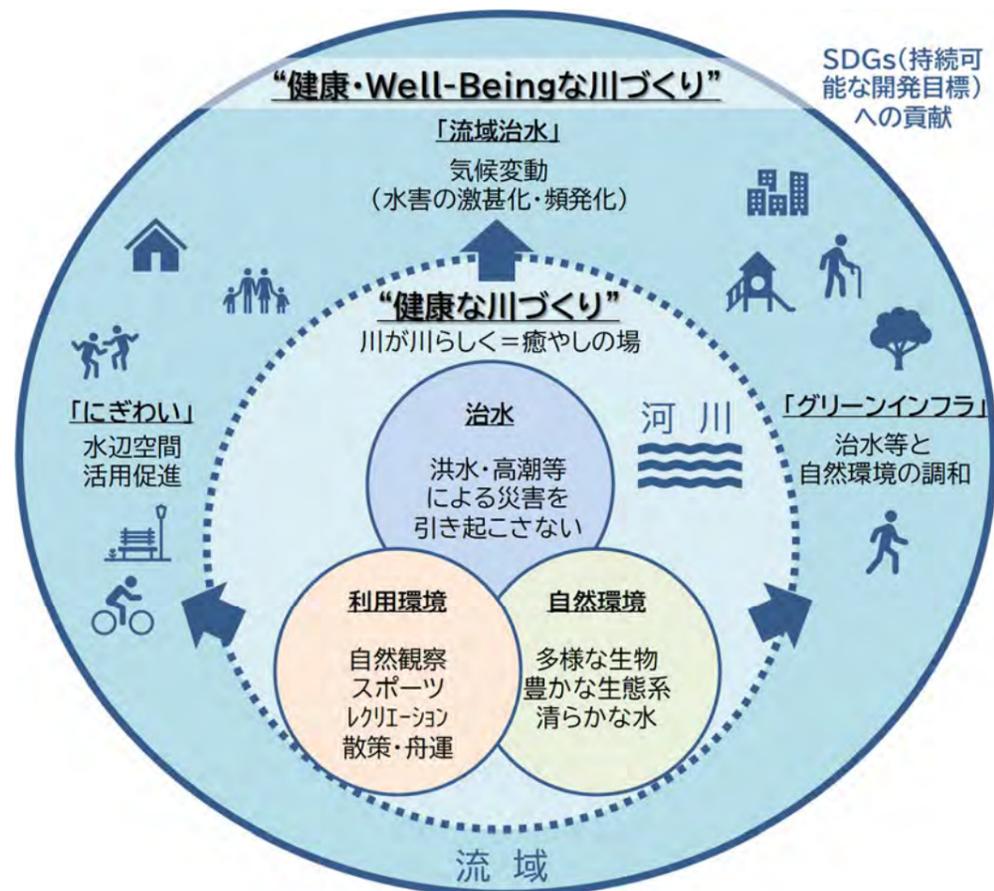
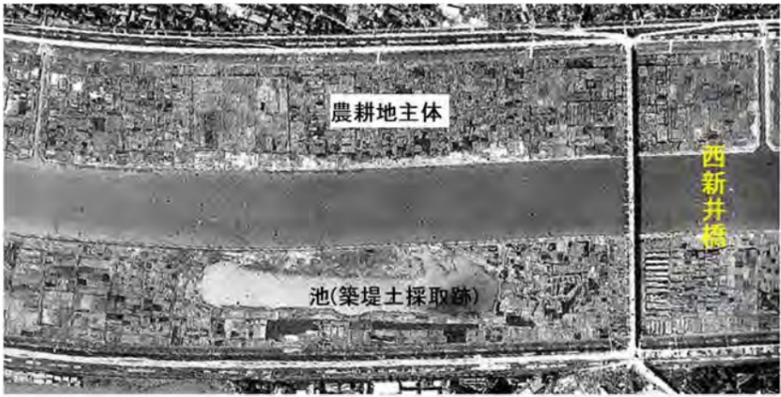
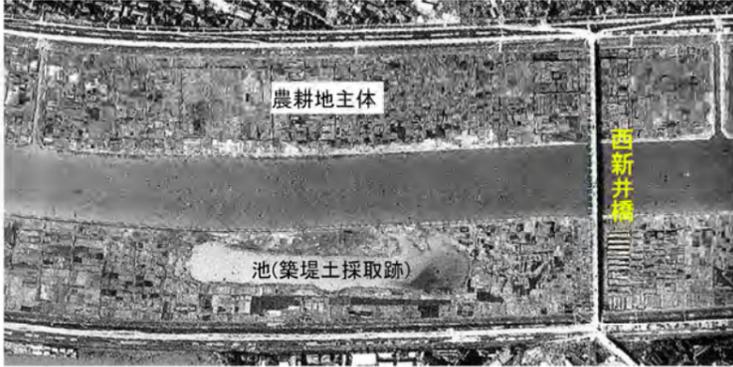
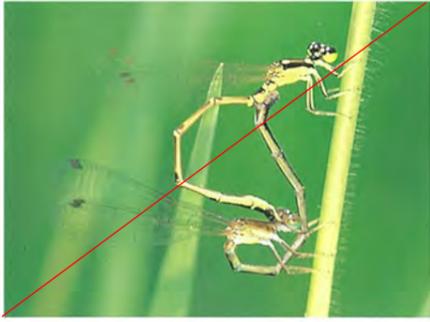


図 2-1 “健康な川づくり” から “健康・Well-Being な川づくり” へ

改定後		現行																																							
推進計画（改定案） P.-		2010 推進計画 P.3-2																																							
<p>(2) これからの荒川下流部の川づくりに向けた取組み内容 荒川下流部の川づくりの基本構想・理念を達成するためにこれからの川づくりに向けて取り組んでいく内容は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 これからの荒川下流部の川づくりに向けた取組み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">理念</th> <th>取組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">理念①</td> <td rowspan="2">災害に強い安全・安心の川づくり</td> <td>水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業を推進していく。</td> </tr> <tr> <td>地震時に救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほか、輸送路としての河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを高めていく。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">理念②</td> <td rowspan="3">自然豊かな水辺空間の再生</td> <td>荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていく。</td> </tr> <tr> <td>荒川本川の水質向上を推進し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していく。</td> </tr> <tr> <td>河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用に当たってのマナーの悪化やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成し、誰もが気持ちよく過ごすことのできる雰囲気づくりを進めていく。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理念③</td> <td rowspan="2">適正な河川利用の推進</td> <td>荒川下流部での植樹やトイレ、ベンチの設置基準を荒川下流部の特性を生かした基準に改善して、治水安全上の妨げにならないことを前提として多くの木陰、ベンチの創出をしていく。</td> </tr> <tr> <td>1,600万人の利用ニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていく。</td> </tr> <tr> <td>理念④</td> <td>自らできる川づくりの推進</td> <td>現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、市民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを行っていく。</td> </tr> </tbody> </table>		理念		取組み	理念①	災害に強い安全・安心の川づくり	水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業を推進していく。	地震時に救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほか、輸送路としての河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを高めていく。	理念②	自然豊かな水辺空間の再生	荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていく。	荒川本川の水質向上を推進し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していく。	河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用に当たってのマナーの悪化やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成し、誰もが気持ちよく過ごすことのできる雰囲気づくりを進めていく。	理念③	適正な河川利用の推進	荒川下流部での植樹やトイレ、ベンチの設置基準を荒川下流部の特性を生かした基準に改善して、治水安全上の妨げにならないことを前提として多くの木陰、ベンチの創出をしていく。	1,600万人の利用ニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていく。	理念④	自らできる川づくりの推進	現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、市民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを行っていく。	<p>(2) これからの荒川下流部の川づくりに向けた取組み内容</p> <p>荒川下流部の川づくりの基本構想・理念を達成するためにこれからの川づくりに向けて取り組んでいく内容は以下のとおりです。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 これからの荒川下流部の川づくりに向けた取組み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">理念</th> <th>取組み</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">理念①</td> <td rowspan="2">災害に強い安全・安心の川づくり</td> <td>水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業を推進していく</td> </tr> <tr> <td>地震時に救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほか、輸送路としての河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）の確保と危機管理を進めていく。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">理念②</td> <td rowspan="3">自然豊かな水辺空間の再生</td> <td>荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていく。</td> </tr> <tr> <td>荒川本川の水質改善を検討し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していく。</td> </tr> <tr> <td>河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用に当たってのマナーの悪化やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成し、誰もが気持ちよく過ごすことのできる雰囲気づくりを進めていく。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">理念③</td> <td rowspan="2">適正な河川利用の推進</td> <td>荒川下流部での植樹やトイレ、ベンチの設置基準を荒川下流部の特性を生かした基準に改善して、治水安全に支障とならないことを前提として多くの木陰、ベンチの創出をしていく。</td> </tr> <tr> <td>1,600万人の利用ニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるゾーニングを示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていく。</td> </tr> <tr> <td>理念④</td> <td>自らできる川づくりの推進</td> <td>現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、市民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを行っていく。</td> </tr> </tbody> </table>		理念		取組み	理念①	災害に強い安全・安心の川づくり	水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業を推進していく	地震時に救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほか、輸送路としての河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）の確保と危機管理を進めていく。	理念②	自然豊かな水辺空間の再生	荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていく。	荒川本川の水質改善を検討し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していく。	河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用に当たってのマナーの悪化やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成し、誰もが気持ちよく過ごすことのできる雰囲気づくりを進めていく。	理念③	適正な河川利用の推進	荒川下流部での植樹やトイレ、ベンチの設置基準を荒川下流部の特性を生かした基準に改善して、治水安全に支障とならないことを前提として多くの木陰、ベンチの創出をしていく。	1,600万人の利用ニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるゾーニングを示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていく。	理念④	自らできる川づくりの推進	現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、市民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを行っていく。
理念		取組み																																							
理念①	災害に強い安全・安心の川づくり	水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業を推進していく。																																							
		地震時に救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほか、輸送路としての河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）を確保し、リスクマネジメントを高めていく。																																							
理念②	自然豊かな水辺空間の再生	荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていく。																																							
		荒川本川の水質向上を推進し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していく。																																							
		河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用に当たってのマナーの悪化やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成し、誰もが気持ちよく過ごすことのできる雰囲気づくりを進めていく。																																							
理念③	適正な河川利用の推進	荒川下流部での植樹やトイレ、ベンチの設置基準を荒川下流部の特性を生かした基準に改善して、治水安全上の妨げにならないことを前提として多くの木陰、ベンチの創出をしていく。																																							
		1,600万人の利用ニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるエリア別活用法を示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていく。																																							
理念④	自らできる川づくりの推進	現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、市民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを行っていく。																																							
理念		取組み																																							
理念①	災害に強い安全・安心の川づくり	水害から地域住民の生命と財産を守る治水事業を推進していく																																							
		地震時に救援活動や災害復旧活動、一時避難場所などに河川敷や河川を円滑に活用できる取り組みのほか、輸送路としての河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）の確保と危機管理を進めていく。																																							
理念②	自然豊かな水辺空間の再生	荒川下流部の自然環境のあるべき姿や維持管理の考え方を整理して、既存の自然地や新たな自然地の創出・保全をしていく。																																							
		荒川本川の水質改善を検討し、誰もが安全に親しめる水辺を創出していく。																																							
		河川敷は多種多様な利用がされている状況の中、利用に当たってのマナーの悪化やトラブルが発生しているため、必要最低限のルールを作成し、誰もが気持ちよく過ごすことのできる雰囲気づくりを進めていく。																																							
理念③	適正な河川利用の推進	荒川下流部での植樹やトイレ、ベンチの設置基準を荒川下流部の特性を生かした基準に改善して、治水安全に支障とならないことを前提として多くの木陰、ベンチの創出をしていく。																																							
		1,600万人の利用ニーズに応えるためには、ある一定のバランスの取れた河川敷利用を進めていく必要があり、河川敷利用におけるゾーニングを示していき、多様な利用スペースの拡充を図っていく。																																							
理念④	自らできる川づくりの推進	現状の管理水準を維持し、自然環境の保全や適正な河川敷利用を実施していくため、市民の協働を得ながら自らできる河川管理の取り組みを行っていく。																																							

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-4	2010 推進計画 P. 3-13
<p>第3節 2.2 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり</p> <p>(1) 2.2.1 荒川下流部における河川環境の現状</p> <p>(1) 概要 荒川の下流部は、大正13(1924)年に約80年前に放水路として開削し、通水した掘られた人工河川です。開削当時の河川環境は、上流端の岩淵から千住（東武線鉄橋付近）までは、平坦で高い地盤の河川敷が設定されており、多くの土地は農地など等に利用されていました。また、千住から小松川付近までは河川敷が一段低く設定され、湿地や干潟などが広がっていました。戦後の高度成長期の地下水の汲み上げによる地盤沈下によって、一部河川敷が湿地化した箇所もありましたが、昭和38(1963)年から着手された荒川下流部の第二次改修及び、河川敷を公園、グラウンドとして広く開放する施策(河川敷開放計画)によって、下流域の湿地や干潟などが埋め立てられ、湿地系の自然地は断片的になり、現在に至っています。荒川下流部の河川特性、自然環境、利用状況を考慮し、河口域、汽水域及び淡水域に3区分し、区間毎に概要を解説します。</p> <p>(2) 河口域（河口～約6km 地点） 魚類、湿性植物、水鳥等、水際部の生物が多く確認される区域です。また、河道幅、水面幅はともに広く、広大な河川空間を有する区域でもあります。荒川放水路の開削当時には、この区間に河川敷はなく、水面または干潟で構成される環境でしたが、近年になって治水上の安全性確保の観点から細長い河川敷が設けられました。</p> <p>河口域では、潮の満ち引きによって海水と淡水が混じりあっています。ハゼ類やカレイ、スズキなど海と川を行き来する魚類の生息・生育・繁殖保育の場となります。水際の浅瀬は大規模な干潟となり、ゴカイ、ヤマトシジミ、ヤマトオサガニ・チゴガニ等のカニ類、トビハゼなど多くの干潟生物がいます。また、これらを餌とするシギ・チドリ類やサギ類が見られます。河川敷の幅は狭く、植物の茂る場所は少ないものの、ヨシや塩水の影響がある湿地に依存するイセウキヤガラや、ウラギクなどの塩性湿地植物が見られます。</p> <div data-bbox="451 1115 1285 1402" data-label="Image"> </div> <p>図 32-12 干潟のトビハゼやカニ類 (出典：フィールド総合図鑑「川の生物」、荒川下流ゴミマップ)</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>第3節 自然豊かな水辺空間を再生する川づくり</p> <p>(1) 荒川下流部における河川環境の現状</p> <p>1) 概要 荒川の下流部は、約80年前に放水路として掘られた人工河川です。開削当時の川の環境は、上流端の岩淵から千住（東武線鉄橋付近）までは、平坦で高い地盤の河川敷が設定されており、多くの土地は農地などに利用されていました。また、千住から小松川付近までは河川敷が一段低く設定され、湿地や干潟などが広がっていました。戦後の高度成長期の地下水の汲み上げによる地盤沈下によって、一部河川敷が湿地化した箇所もありましたが、昭和38年から着手された荒川下流部の第二次改修及び、河川敷を公園、グラウンドとして広く開放する施策(河川敷開放計画)によって、下流域の湿地や干潟などが埋め立てられ、湿地系の自然地は断片的になり、現在に至っています。荒川下流部の河川特性、自然環境、利用状況を考慮し、河口域、汽水域及び淡水域に3区分し、区間毎に概要を解説します。</p> <p>2) 河口域（河口～約6km 地点） 魚類、湿性植物、水鳥等、水際部の生物が多く確認される区域です。また、河道幅、水面幅ともに広く、広大な河川空間を有する区域でもあります。荒川放水路の開削当時には、この区間に河川敷はなく、水面または干潟で構成される環境でしたが、近年になって治水上の安全性確保の観点から細長い河川敷が設けられました。</p> <p>河口域では、潮の満ち引きによって海水と淡水が混じりあっています。ハゼ類やカレイ、スズキなど海と川を行き来する魚類の生息・生育保育の場となります。水際の浅瀬は大規模な干潟となり、ゴカイ、ヤマトシジミ、ヤマトオサガニ・チゴガニ等のカニ類、トビハゼなど多くの干潟生物がいます。また、これらを餌とするシギ・チドリ類やサギ類が見られます。河川敷の幅は狭く、植物の茂る場所は少ないものの、ヨシや塩水の影響がある湿地に依存するイセウキヤガラや、ウラギクなどの塩性湿地植物が見られます。</p> <div data-bbox="1697 1522 2472 1789" data-label="Image"> </div> <p>図 3-1 干潟のトビハゼやカニ類 (出典：フィールド総合図鑑「川の生物」、荒川下流ゴミマップ)</p>

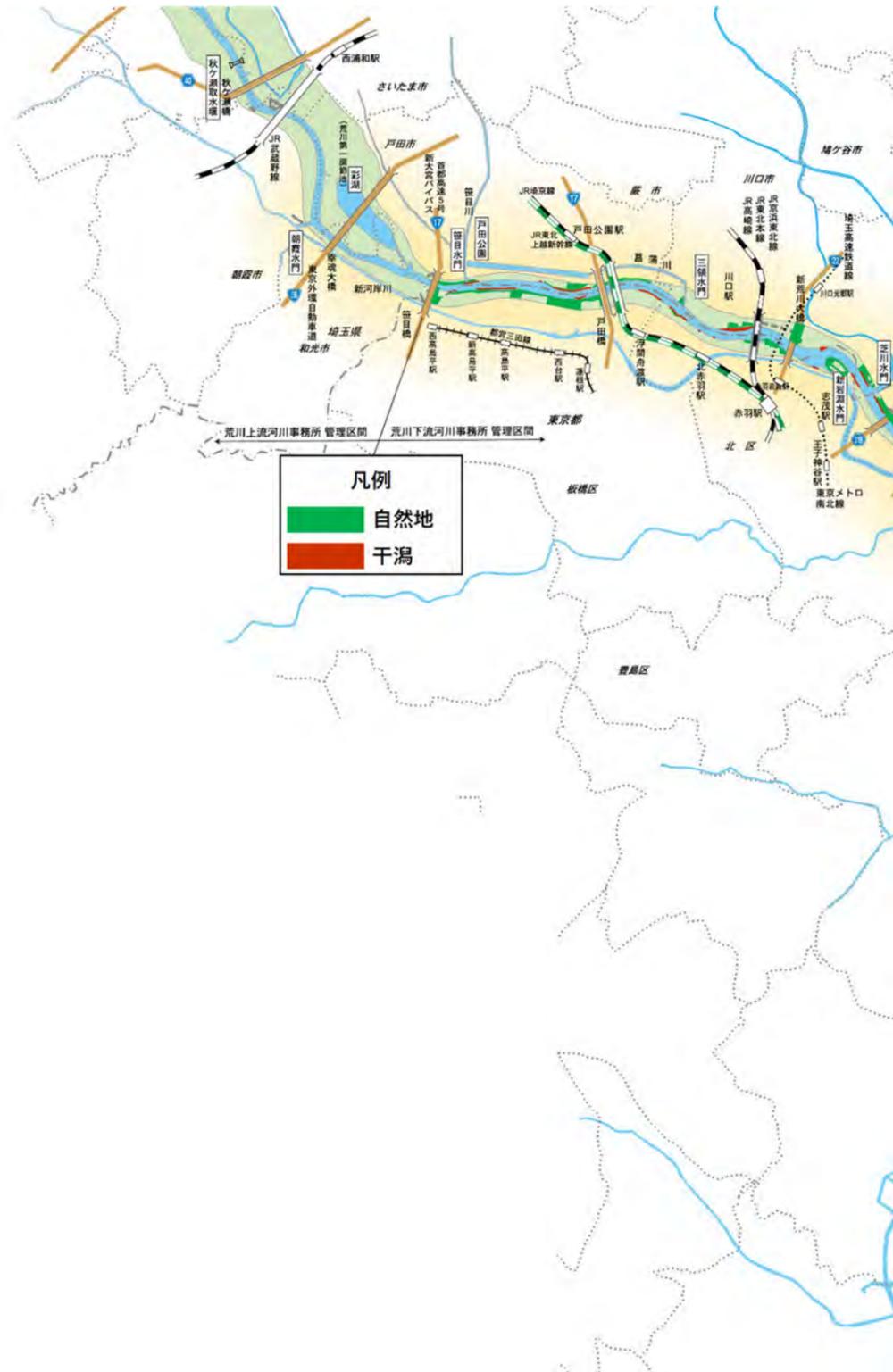
改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-5</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-14</p>
<p>昭和 22 (1947) 年 ※河川敷は畑 ため池あり</p>  <p>昭和 49 (1974) 年 ※低水路拡幅 ※地盤沈下 ※西新井公園広場開設前</p>  <p>平成 19 (2007) 年 ※河川敷造成 ※ヨシ原保全 ※航走波対策工</p>  <p>【参考】 令和元 (2019) 年</p>  <p>図 32-3 荒川下流部の河川敷の変遷（西新井橋上流）</p>	<p>【Ⅱ. 荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>昭和 22 年 ※河川敷は畑 ため池有り</p>  <p>昭和 49 年 ※低水路拡幅 ※地盤沈下 ※西新井公園開設前</p>  <p>平成 19 年 ※河川敷造成 ※ヨシ原保全 ※航走波対策工</p>  <p>図 3-2 荒川下流部の河川敷の変遷（西新井橋上流）</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-6</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-15</p>
<p>(3) 汽水域（約 6km 地点～約 21km 地点）</p> <p>塩水と淡水が入り混じるこの区域では、河口域、淡水域に見られる生物種の混在した多様な自然環境が見られます。荒川放水路開削当時には、千住付近から下流では地盤の低い河川敷が形成され、湿地や干潟、池等の多様な環境が見られる区間でした。昭和40年代以降、河川敷が日常的に冠水しない程度まで嵩上げされ、住市民のためのスポーツ施設、公園施設が設けられ、多くの沿川の住民が利用する区域となりました。</p> <p>河口から鹿浜橋付近まではゴカイの仲間など等の汽水性の生き物が浅瀬に多く見られます。</p> <p>隅田川、綾瀬川、中川が隣接し、カワウやカモメ類など等の水鳥やマハゼ、ボラなど等の汽水・海水魚が荒川と行き来しています。河川敷にワンドや水路がある場所ではヨシ原がみられ、オオヨシキリやカルガモが繁殖しているほか、地面にはクロベンケイガニなど等のヨシ原と干潟を行き来するカニが生息しています。この区間のヨシ原には、わが国唯一の汽水性のトンボで絶滅が心配されているヒヌマイトトンボの生息地が点在していましたが、現在近年は僅かな箇所にしか見られなくなりました確認されていません。</p> <p>河川敷はシルト質でやや湿っており、放置するとヨシ原になりますが、その経過のなかでは、タコノアシやカンエンガヤツリなど等の攪乱環境に対応した希少植物も観察することができます。また、ヨシ原の中にはカヤネズミの巣が見られます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="412 835 842 1157">  </div> <div data-bbox="887 835 1329 1157">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="421 1209 744 1241"> <p>図 3-3 ヒヌマイトトンボ</p> </div> <div data-bbox="878 1209 1353 1241"> <p>図 32-4 湿地に茂るヨシ原（東四ツ木）</p> </div> </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p>【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> </div> <p>3) 汽水域（約 6km 地点～約 21km 地点）</p> <p>塩水と淡水が入り混じるこの区域では、河口域、淡水域に見られる生物種の混在した多様な自然環境が見られます。荒川放水路開削当時には、千住付近から下流では地盤の低い河川敷が形成され、湿地や干潟、池等の多様な環境が見られる区間でした。昭和 40 年代以降、河川敷が日常的に冠水しない程度まで嵩上げされ、市民のためのスポーツ施設、公園施設が設けられ、多くの沿川の市民が利用する区域となりました。</p> <p>河口から鹿浜橋付近まではゴカイの仲間などの汽水性の生き物が浅瀬に多く見られます。</p> <p>隅田川、綾瀬川、中川が隣接し、カワウやカモメ類などの水鳥やマハゼ、ボラなどの汽水・海水魚が荒川と行き来しています。河川敷にワンドや水路がある場所ではヨシ原がみられ、オオヨシキリやカルガモが繁殖しているほか、地面にはクロベンケイガニなどのヨシ原と干潟を行き来するカニが生息しています。この区間のヨシ原には、わが国唯一の汽水性のトンボで絶滅が心配されているヒヌマイトトンボの生息地が点在していましたが、現在は僅かな箇所にしか見られなくなりました。</p> <p>河川敷はシルト質でやや湿っており、放置するとヨシ原になりますが、その経過のなかでは、タコノアシやカンエンガヤツリなどの攪乱環境に対応した希少植物も観察することができます。また、ヨシ原の中にはカヤネズミの巣が見られます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1605 1226 2059 1566">  </div> <div data-bbox="2110 1226 2576 1566">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1656 1572 1941 1604"> <p>図 3-3 ヒヌマイトトンボ</p> </div> <div data-bbox="2131 1572 2546 1604"> <p>図 3-4 湿地に茂るヨシ原（東四ツ木）</p> </div> </div>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-7～2-8	2010 推進計画 P. 3-15～3-16
<p>(4) 淡水域（約 21km 地点～約 28.8km 地点）</p> <p>21km 下流に比べてカワヤナギやエノキ等、高木が多く、オオタカやコミミズクなどの猛禽類、タヌキ等ほ乳類の出現頻度が高い地域であり、猛禽類を頂点とした大きな生態系ピラミッドが潜在する地域と考えられます。また、利用面については堤内地に工場地域が広がりながらも、河川敷のスポーツ施設、公園施設には多くの再住民が訪れます。大部分が屈曲していた本来の荒川の河道を改修した区域で、昭和の初め頃から大きな地形の変化はありません。洪水時には上流からの砂が運ばれて堆積し、下流に比べるとやや乾燥した環境が広がっていることが特徴です。植物の優占種はオギとなりますが、これら堆積地には、かつてハンノキやサクラソウが生育していました。</p> <p>潮の干満による水位の変化はありますが、笹目橋付近までさかのぼると塩水の影響は最深部に僅かに見られるだけで、大部分は淡水性の魚であるコイやウグイが生息しています。河床は砂地で、カゲロウ類や、ミヤマサナエなど流水性の水生昆虫が見られるようになります。河川敷には、特にゴルフ場など等を中心に、池、水路、樹林など等の多様な環境がモザイク状に散在しており、ノシメトンボ、コシアキトンボ等のトンボ等やアカガエルやヒキガエルの生息地となっています。</p> <p>(2)-2.2.2 荒川下流部の自然地</p> <p>現在の荒川下流部には多くの自然地が残されています。広大な水面は渡り鳥の中継地となっており、とともに、大きくまとまったヨシ原、河口部の干潟、河川敷の草地、湿地、池、水路（クリーク）などの自然地には、様々な生き物が生息しています。</p> <p>このように、荒川は、東京の都心部における貴重な自然空間であり、地域の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています。</p> <p>今後、自然地の面積が減ったり、グラウンドなどの整備によって分断されたりしてしまうと、オオヨシキリのさえざるヨシ原などの、荒川下流部にふさわしい自然の風景が消えてしまう恐れがあります。</p> <p>これからの川づくりは、これら自然地を核として、荒川にふさわしい自然を保全・創出・維持管理し、自然の豊かな荒川を目指します。</p> <p>荒川下流部には、多くの自然地が残されており、沿川に市街地の広がる都市型の河川でありながら、動植物の貴重な生息・生育・繁殖の場となっています。また、自然地は、自然体験活動、自然観察等に利用され、水辺の楽校、自然体験活動、自然観察等を通じた教育の場となり、次世代を育てる環境の場にもなっています。</p> <p>その一方で、自然地では、草や樹木の成長を自然に任せてきたこと、維持管理の方向性が示されていなかったこと、等の理由から、維持管理が十分行き届いていない箇所があります。維持管理が十分行き届いていない自然地では、生物多様性の観点から生物種数の減少が懸念される他、洪水時の漂着ゴミの放置や不法居住、ゴミの不法投棄等の問題が指摘され、河川敷の利用上の安全性、利活用への支障が問題となっています。</p>	<p>4) 淡水域（約 21km 地点～28.8km 地点）</p> <p>21km 下流に比べてカワヤナギやエノキ等、高木が多く、オオタカやコミミズクなどの猛禽類、タヌキ等ほ乳類の出現頻度が高い地域であり、猛禽類を頂点とした大きな生態系ピラミッドが潜在する地域と考えられます。また、利用面については堤内地に工場地域が広がりながらも、河川敷のスポーツ施設、公園施設には多くの市民が訪れます。大部分が屈曲していた本来の荒川の河道を改修した区域で、昭和の初め頃から大きな地形の変化はありません。洪水時には上流からの砂が運ばれ</p> <p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>て堆積し、下流に比べるとやや乾燥した環境が広がっていることが特徴です。植物の優占種はオギとなりませんが、これら堆積地には、かつてハンノキやサクラソウが生育していました。</p> <p>潮の干満による水位の変化はありますが、笹目橋付近までさかのぼると塩水の影響は最深部に僅かに見られるだけで、大部分は淡水性の魚であるコイやウグイが生息しています。河床は砂地で、カゲロウ類や、ミヤマサナエなど流水性の水生昆虫が見られるようになります。河川敷には、特にゴルフ場などを中心に、池、水路、樹林などの多様な環境がモザイク状に散在しており、ノシメトンボ、コシアキトンボ等のトンボやアカガエルやヒキガエルの生息地となっています。</p> <p>(2) 荒川下流部の自然地</p> <p>現在の荒川下流部には多くの自然地が残されています。広大な水面は渡り鳥の中継地となっており、とともに、大きくまとまったヨシ原、河口部の干潟、河川敷の草地、湿地、池、水路（クリーク）などの自然地には、様々な生き物が生息しています。</p> <p>このように、荒川は、東京の都心部における貴重な自然空間であり、地域の将来にとって、非常に重要な財産として期待されています。</p> <p>今後、自然地の面積が減ったり、グラウンドなどの整備によって分断されたりしてしまうと、オオヨシキリのさえざるヨシ原などの、荒川下流部にふさわしい自然の風景が消えてしまう恐れがあります。</p> <p>これからの川づくりは、これら自然地を核として、荒川にふさわしい自然を保全・創出・維持管理し、自然の豊かな荒川を目指します。</p>

改定後

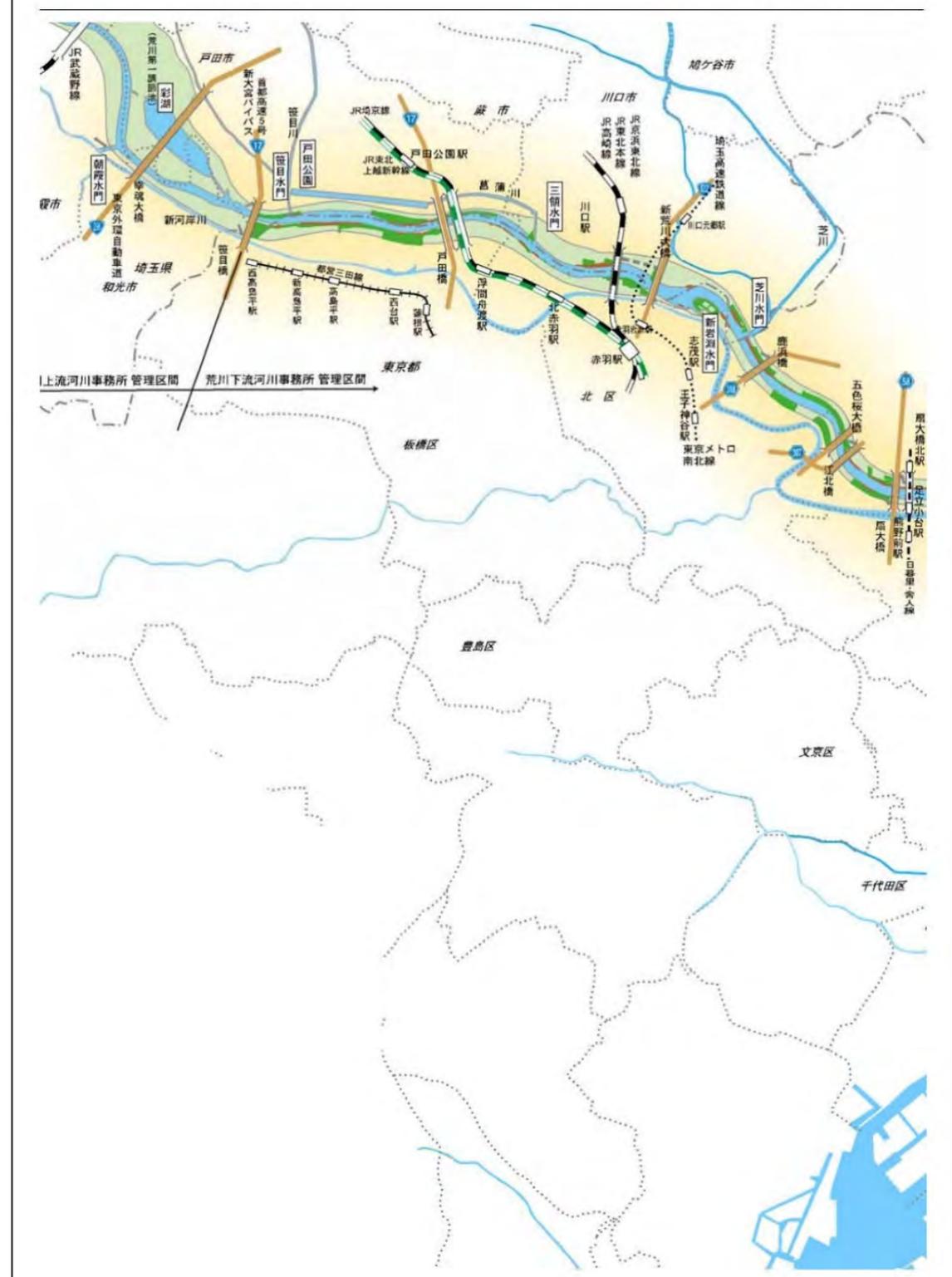
推進計画（改定案） P. 2-8



現行

2010 推進計画 P. 3-17

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方



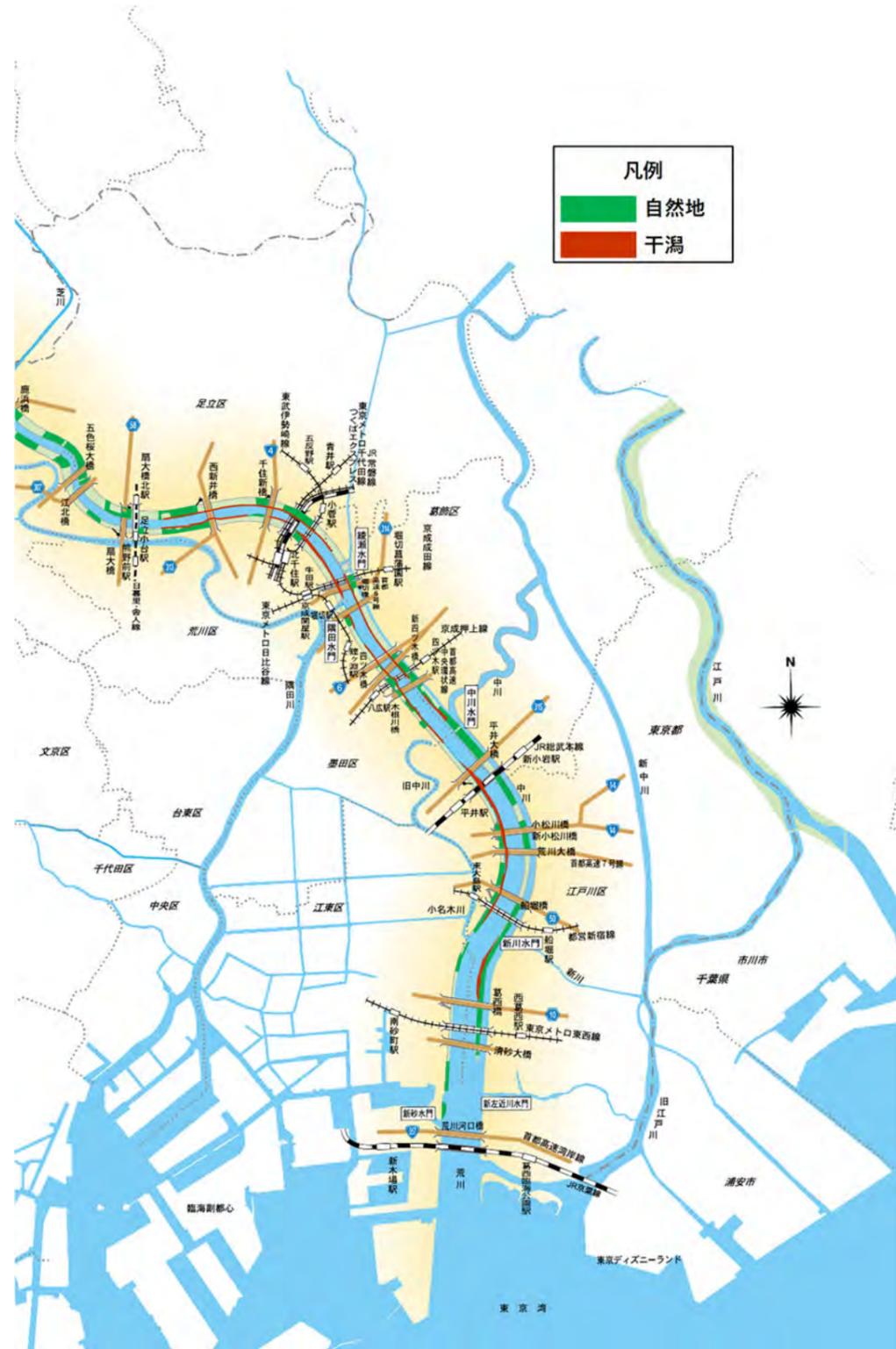


図 32-5 荒川下流部の自然地位置図及び干潟

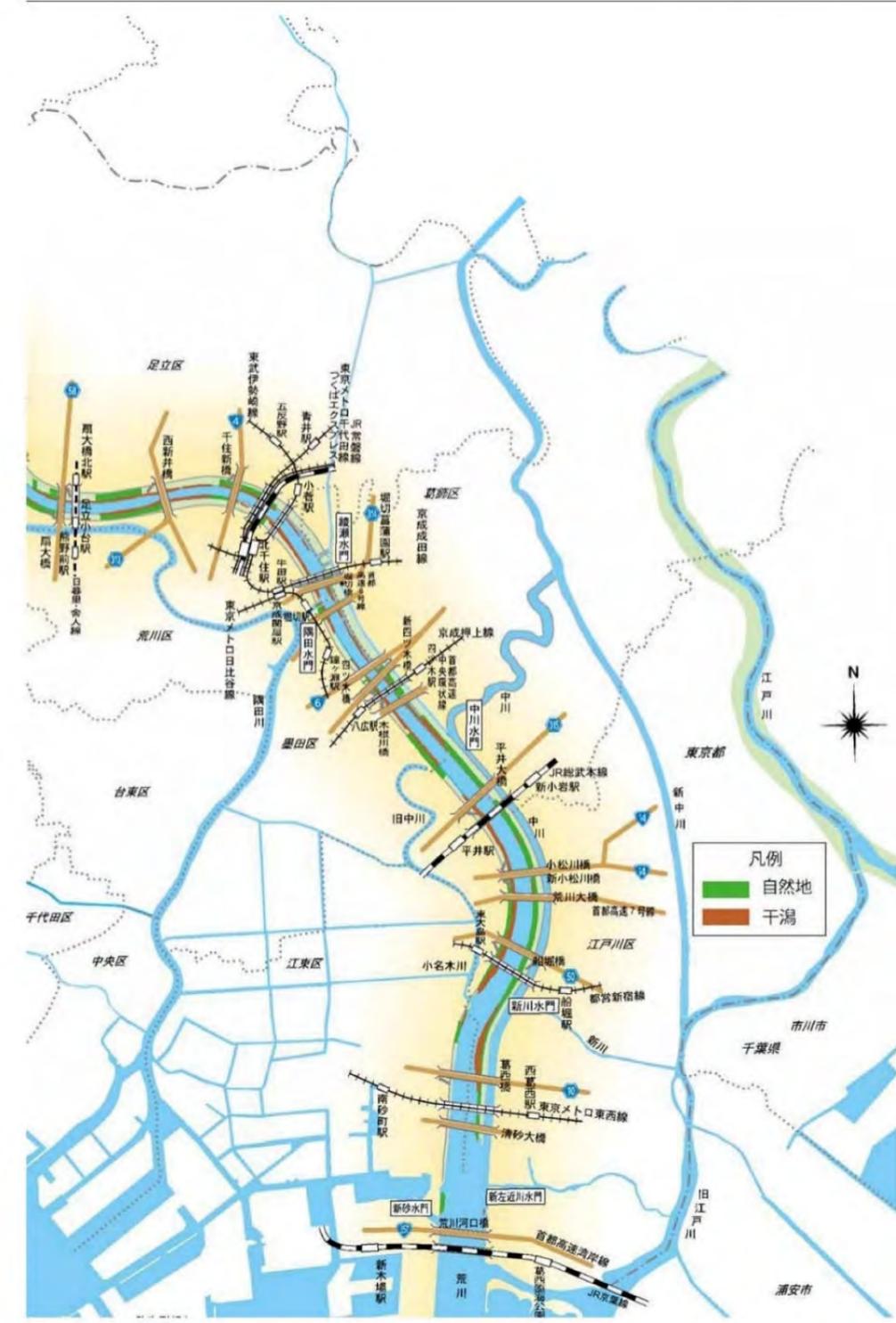


図 3-5 荒川下流部の自然地位置図

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-10</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-19</p>
<p>(3)-2.2.3 荒川下流部に望まれる自然の姿</p> <p>荒川下流部において特に重要な生物の生息環境（ハビタット）と位置付けられるものは干潟とヨシ原です。また、これらを取り囲む要素として水辺（水域）、汽水の水、草原、ワンド、湿地、水路、池等があり、そこには特徴的な生き物が生息しています。例えば、水辺にはヨシ等の植物が生え、カルガモやオオヨシキリが繁殖し、草原にはネズミやカエル、ヘビ等の小動物、チョウゲンボウ等の鳥類が、水域にはハゼやコイ等の魚類、干潟にはゴカイやクロベンケイガニ等の底生動物がそれぞれ生息し、その他バッタやチョウ、トンボ等の昆虫類等、たくさんの生き物がいます。</p> <p>今後は、次のような荒川下流部に望まれる自然の姿を検討しながら、整備を進めていきます。</p> <p>(1) 河口域の干潟</p> <p>荒川の河口域には、上流から運ばれてきた細かな砂や土の粒子や栄養分が堆積している干潟があります。干潟は、干満により水没と干出が繰り返されるため、水中の生き物、水際の生き物、陸の生き物のそれぞれが利用でき、生き物にとって大変重要な環境です。</p> <p>干潟ではヤマトオサガニ、チゴガニ、ゴカイ、ヤマトシジミ等が、水中には、ハゼ等が多数生息しています。これらは、シベリアと南方を往復する旅鳥のシギ、チドリ類にとって重要な餌となります。</p> <p>干潟から河川敷にかけては、ヨシや塩性湿地植物等の群落が形成されています。</p> <div data-bbox="311 865 1020 1115"> </div> <p>図 32-6 河口域の干潟</p> <div data-bbox="1050 865 1427 1115"> </div> <p>図 32-7 干潟で見られるカニ類</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(3) 荒川下流部に望まれる自然の姿</p> <p>荒川下流部において特に重要な生物の生息環境（ハビタット）と位置付けられるものは干潟とヨシ原です。また、これらを取り囲む要素として水辺（水域）、汽水の水、草原、ワンド、湿地、水路、池等があり、そこには特徴的な生き物が生息しています。例えば、水辺にはヨシ等の植物が生え、カルガモやオオヨシキリが繁殖し、草原にはネズミやカエル、ヘビ等の小動物、チョウゲンボウ等の鳥類が、水域にはハゼやコイ等の魚類、干潟にはゴカイやクロベンケイガニ等の底生動物がそれぞれ生息し、その他バッタやチョウ、トンボ等の昆虫類等、たくさんの生き物がいます。</p> <p>1) 河口域の干潟</p> <p>荒川の河口域には、上流から運ばれてきた細かな砂や土の粒子や栄養分が堆積している干潟があります。干潟は、干満により水没と干出が繰り返されるため、水中の生き物、水際の生き物、陸の生き物のそれぞれが利用でき、生き物にとって大変重要な環境です。</p> <p>干潟ではヤマトオサガニ、チゴガニ、ゴカイ、ヤマトシジミ等が、水中には、ハゼ等が多数生息しています。これらは、シベリアと南方を往復する旅鳥のシギ、チドリ類にとって重要な餌となります。</p> <p>干潟から河川敷にかけては、ヨシや塩性湿地植物等の群落が形成されています。</p> <div data-bbox="1567 1220 2080 1556"> </div> <p>図 3-6 河口域の干潟</p> <div data-bbox="2101 1220 2614 1556"> </div> <p>図 3-7 干潟で見られるカニ類</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-11</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-19～3-20</p>
<p>(2) 大きくまとまっているヨシ原</p> <p>荒川において、水辺から浅瀬にかけてどこにも生えている植物がヨシです。ヨシがまとまって茂っている場所を「ヨシ原、葦原」と呼んでいます。多少の塩分でも生育できるため、条件さえ整えば、たちまち水際はヨシ原と化します。</p> <p>最近ヨシ原が少なくなっていますが、荒川の様々な場所で特徴的な生き物を育んでいます。例えば、レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているヒヌマイトンボは、汽水の浅瀬に生えるヨシ原に生息しています。また、夏期には、荒川のヨシ原で繁殖するオオヨシキリが飛来します。オオヨシキリが安定して縄張りをつくり、繁殖するためには、まとまったヨシ原が必要です。かつては、オオヨシゴイの繁殖も見られましたが、現在は繁殖に適した大規模なヨシ原が消失したため、稀に個体が見られるだけになっています。</p> <p>河口部や汽水域のヨシ原はカニ類の生息場でもあります。アシハラガニやクロベンケイガニは普段ヨシ原に横穴を掘ってひそみ、潮が引くと食物を求めてはいだてきます。干潟とつながるヨシ原は、鳥やカニが生息する上でも重要な場所です。</p> <div data-bbox="338 726 1020 991" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="507 993 780 1020">図 32-8 水際のヨシ原</p> <div data-bbox="1050 726 1400 991" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1041 993 1389 1020">図 32-9 干潟と連なるヨシ原</p>	<p>2) 大きくまとまっているヨシ原</p> <p>荒川において、水辺から浅瀬にかけてどこにも生えている植物がヨシです。ヨシがまとまって茂っている場所を「ヨシ原、葦原」と呼んでいます。多少の塩分でも生育できるため、条件さえ整えば、たちまち水際はヨシ原と化します。</p> <p>最近ヨシ原が少なくなっていますが、荒川の様々な場所で特徴的な生き物を育んでいます。</p> <p data-bbox="2288 527 2635 579" style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>例えば、レッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているヒヌマイトンボは、汽水の浅瀬に生えるヨシ原に生息しています。また、夏期には、荒川のヨシ原で繁殖するオオヨシキリが飛来します。オオヨシキリが安定して縄張りをつくり、繁殖するためには、まとまったヨシ原が必要です。かつては、オオヨシゴイの繁殖も見られましたが、現在は繁殖に適した大規模なヨシ原が消失したため、稀に個体が見られるだけになっています。</p> <p>河口部や汽水域のヨシ原はカニ類の生息場でもあります。アシハラガニやクロベンケイガニは普段ヨシ原に横穴を掘ってひそみ、潮が引くと食物を求めてはいだてきます。干潟とつながるヨシ原は、鳥やカニが生息する上でも重要な場所です。</p> <div data-bbox="1576 1066 2071 1440" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1730 1465 1961 1493">図3-8 水際のヨシ原</p> <div data-bbox="2101 1066 2597 1440" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="2190 1465 2490 1493">図3-9 干潟と連なるヨシ原</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-11	2010 推進計画 P. 3-20～3-21
<p>(3) 草原 水辺から少し離れた場所にはヨシに代わってオギ、チガヤ等が成育し、草原となり、鳥や昆虫等の小動物の生活する基盤となる環境です。 広い草原には、荒川の食物連鎖の頂点に位置するオオタカやチョウゲンボウ等の猛禽類が冬に餌を求めてやってきます。そのため、草原は猛禽類の餌となるネズミ等の小動物が生息できる環境と広がらなければなりません。また、草丈が低い草原は、多様な植物が生育する環境となっており、植物の葉を食べたり、花の蜜を吸ったりするカメムシ類・バッタ類や、チョウ類、草地の小昆虫を餌とするトンボ類などの昆虫の生息環境としてもなくてはならないものです。</p>  <p>図 3-10—荒川下流部に見られる草原</p>	<p>3) 草原 水辺から少し離れた場所にはヨシに代わってオギ、チガヤ等が成育し、草原となり、鳥や昆虫等の小動物の生活する基盤となる環境です。 広い草原には、荒川の食物連鎖の頂点に位置するオオタカやチョウゲンボウ等の猛禽類が冬に餌を求めてやってきます。そのため、草原は猛禽類の餌となるネズミ等の小動物が生息できる環境と広がらなければなりません。また、草丈が低い草原は、多様な植物が生育する環境となっており、植物の葉を食べたり、花の蜜を吸ったりするカメムシ類・バッタ類や、チョウ類、草地の小昆虫を餌とするトンボ類などの昆虫の生息環境としてもなくてはならないものです。</p> <p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p>  <p>図 3-10 荒川下流部に見られる草原</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-12</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-21</p>
<p>(4) 池や水路、わんどワンド、湿地が作り出す小さな自然</p> <p>広い干潟やヨシ原、草原以外にも池や水路が作り出す小さな自然も、生き物達には重要な場所となります。こうした小さな自然では、広い面積を必要とする鳥類は繁殖できなくても、昆虫やヘビ類、ネズミ類、イタチなど等小動物なら充分生きていくことができます。グラウンドやゴルフ場の脇の小さな空間でも、工夫次第では小さな生き物が生息する自然をつくることができます。</p> <p>現在の荒川にはクルミやヤナギ等の樹木がわずかですが、生育しています。ヤナギやエノキ等の茂み樹木が増えれば、ゴマダラチョウなど等のチョウや、クワガタやカミキリムシなど等の甲虫類が増加することが期待できます。池や水路の周辺では、河川敷でも湿潤な環境となり、周辺にはミズアオイやヒメガマ等湿生の植物が繁茂します。池、水路内には、メダカ、モツゴ、フナ等のほか、カメ類、トンボの幼虫やアメンボ等の姿が見られます。</p> <p>小さな自然は、人間の利用と調和しながら、トンボ、バッタ、チョウ等の生息地として、また鳥類たちの移動の中継地として荒川の生息環境を支える機能を持ちっています。</p> <div data-bbox="439 688 1299 1270"> </div> <p>図32-4110 河川敷のワンド（北区・子どもの水辺） 図32-4211 ゴルフ場の水路（都民ゴルフ場）</p>	<p>4) 池や水路、わんど、湿地が作り出す小さな自然</p> <p>広い干潟やヨシ原、草原以外にも池や水路が作り出す小さな自然も、生き物達には重要な場所となります。こうした小さな自然では、広い面積を必要とする鳥類は繁殖できなくても、昆虫やヘビ類、ネズミ類、イタチなど小動物なら充分生きていくことができます。グラウンドやゴルフ場の脇の小さな空間でも、工夫次第では小さな生き物が生息する自然をつくることができます。</p> <p>現在の荒川にはクルミやヤナギ等の樹木がわずかですが生育しています。ヤナギやエノキ等の茂みが増えれば、ゴマダラチョウなどのチョウや、クワガタやカミキリムシなどの甲虫類が増加することが期待できます。池や水路の周辺では、河川敷でも湿潤な環境となり、周辺にはミズアオイやヒメガマ等湿生の植物が繁茂します。池、水路内には、メダカ、モツゴ、フナ等のほか、カメ類、トンボの幼虫やアメンボ等の姿が見られます。</p> <p>小さな自然は、人間の利用と調和しながらトンボ、バッタ、チョウ等の生息地として、また鳥類たちの移動の中継地として荒川の生息環境を支える機能を持ちます。</p> <div data-bbox="1638 898 2537 1213"> </div> <p>図 3-11 河川敷のワンド（北区・子どもの水辺） 図 3-12 ゴルフ場の水路（都民ゴルフ場）</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-13</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-22</p>
<p>(4)-2.2.4 自然地の保全と再生についての考え方 荒川の自然の現状を踏まえて、「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、次のような考え方に基き荒川の自然を保全し創出する計画としました。</p> <p>(1) 荒川の自然を再生する生態系ネットワークの形成</p> <p>① 自然地ネットワークの形成 自然地をつないで、生物の移動経路（ネットワーク）を確保することで、生き物の住みやすい環境を創ると共に、分布域を拡大することができます。 それぞれの自然地を、水際のヨシ原等をつなぐことによって、生態系ネットワークを整備します。生態系ネットワークは、主に水路や水際、茂み等を連ねて、様々な生き物の移動経路を確保することで、生き物の移動・交流が可能となり、荒川全体がつながりのあるまとまった自然地となります。 この考え方に基き、現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の生態系自然ネットワークを形成します。水際についても、生態系自然ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。 生態系ネットワークを設定し、整備・維持管理を進めます。</p> <p>② 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生 荒川の下流部は、大河川ではありますが、人工河川として地形的にはやや単調であると言えます。現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。 地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="368 1108 848 1470"> </div> <div data-bbox="878 1108 1371 1470"> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 3-13 水際のヨシ原 図 3-14 水際の干潟</p> <p>2) 荒川下流部の自然地の考え方 荒川下流部の自然地は、「潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間（以下、「自然保全地」という）」と「市民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用する場を整備する自然空間（以下、「自然利用地」という）」として位置づけます。</p>	<p style="text-align: right;">【II. 荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(4) 自然地の保全と再生の考え方 荒川の自然の現状を踏まえて、「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、次のような考え方に基き荒川の自然を保全し創出する計画としました。</p> <p>1) 荒川の自然を再生する</p> <p>① 自然地ネットワークの形成 現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の自然ネットワークを形成します。水際についても、自然ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。</p> <p>② 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生 荒川の下流部は、大河川ではありますが、人工河川として地形的にはやや単調であると言えます。現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。 地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1584 1230 2065 1591"> </div> <div data-bbox="2095 1230 2588 1591"> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 3-13 水際のヨシ原 図 3-14 水際の干潟</p> <p>2) 荒川下流部の自然地の考え方 荒川下流部の自然地は、「潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間（以下、「自然保全地」という）」と「市民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用する場を整備する自然空間（以下、「自然利用地」という）」として位置づけます。</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-13～2-14</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-23</p>
<p>なお、「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の河川敷の自然度を向上させるため、大規模から小規模までの自然地を位置づけ、自然を育むことを優先してきましたが、「荒川将来像計画 2010」では、自然地を適切に維持管理していくこととします。</p> <p>(2) 自然地の整備について</p> <p>荒川下流部の自然地は、“潜在的に持っているあるべき自然環境を保全・再生する空間”である「自然保全地」と“住民が自然に親しむ場、または子供たちの自然体験活動や家族で利用できる場として整備する自然空間”である「自然利用地」の2つを位置づけます。</p> <p>① 自然保全地</p> <p>自然保全地は、荒川を川らしい川として構成する環境要素とするほか、荒川下流域部の持つべき自然環境を再生・保全し、次世代に良好な河川環境を引き継ぐために不可欠な区域と考えています。ここでいう良好な河川環境とは、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となっていること、より広域的な視点では荒川周辺地域を含めた生態系が維持されているような環境をいいます。</p> <p>自然保全地の管理は、国荒川下流河川事務所、沿川自治体、沿川住民、企業が連携し、一体となって、最低限の環境管理を行います。</p> <p>② 自然利用地</p> <p>自然利用地は、沿川住民が自然に親しむ場として開放した自然地の区域と位置づけます。水辺の楽校、環境学習自然体験活動、自然観察等に利用できる環境の創出・維持を目指します。自然保全地は次世代に引き継ぐ環境と位置づけたのに対し、自然利用地は、水辺の楽校、環境学習自然体験活動、自然観察等を通じた自然体験や、生きる力をはぐくむなど将来の人間作りに役立つ教育の場となり、次世代を育てる環境となります。</p> <p>また、自然利用地と自然利用地の間は散策路を設け、ネットワークの形成を図ります。</p> <p>自然利用地の管理は、利用に際しての安全性に配慮しつつ、国荒川下流河川事務所、沿川自治体、沿川住民、企業が連携を強化し、一体となって管理を行います。施設の管理にあたっては、占用地は管理者が、占用地以外では河川管理者が、危険箇所の有無や利用施設の損傷状況を確認する安全利用点検を行い、必要に応じて、補修等を実施し国、沿川自治体、市民、企業が連携を強化し、一体となって管理を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="439 1283 724 1703"> </div> <div data-bbox="982 1283 1297 1703"> </div> </div> <p>図 32-4512 自然保全地の例 (江戸川区 — : 小松川自然再生工事地区)</p> <p>図 32-4613 自然利用地の例 (北区 — : 子どもの水辺)</p>	<p style="text-align: right;">【II. 荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>なお、「荒川将来像計画 1996」では、荒川下流部の河川敷の自然度を向上させるため、大規模から小規模までの自然地を位置づけ、自然を育むことを優先してきましたが、「荒川将来像計画 2010」では、自然地を適切に維持管理していくこととします。</p> <p>① 自然保全地</p> <p>自然保全地は、荒川を川らしい川として構成する環境要素とするほか、荒川下流域の持つべき自然環境を再生・保全し、次世代に良好な河川環境を引き継ぐために不可欠な区域と考えています。ここでいう良好な河川環境とは、多様な生物の生息・生育環境となっていること、より広域的な視点では荒川周辺地域を含めた生態系が維持されているような環境をいいます。</p> <p>自然保全地の管理は、国、自治体、市民、企業が連携し、一体となって、最低限の環境管理を行います。</p> <p>② 自然利用地</p> <p>自然利用地は、市民が自然に親しむ場として開放した自然地の区域と位置づけます。水辺の楽校、環境学習、自然観察等に利用できる環境の創出・維持を目指します。自然保全地は次世代に引き継ぐ環境と位置づけたのに対し、自然利用地は、水辺の楽校、環境学習、自然観察等を通じた教育の場となり、次世代を育てる環境となります。</p> <p>また、自然利用地間は散策路を設け、ネットワークの形成を図ります。</p> <p>自然利用地の管理は、利用に際しての安全性に配慮しつつ管理を行います。管理にあたっては、国、沿川自治体、市民、企業が連携を強化し、一体となって管理を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1576 1425 2044 1780"> </div> <div data-bbox="2065 1425 2599 1780"> </div> </div> <p>図 3-15 自然保全地の例 (江戸川区 小松川自然再生試験工事地区)</p> <p>図 3-16 自然利用地の事例 (北区・子どもの水辺)</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-15</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-24</p>
<p>(3) 自然地の管理について 現在の荒川下流部では、自然地を放置すると藪化が進み、不法投棄ゴミや不法構造工作物等を誘発することが課題となっています。行政側は社会的背景から財政的に余裕があるとは言えず、単独での維持管理が難しくなっている状況です。また、自然地の保全のために活動するボランティアについても高齢化や後継者不足等の課題もあります。</p> <p>洪水による自然攪乱の乏しい現在の荒川においてこれらの課題に対して、「自然保全地」と「自然利用地」という自然環境を保全・再生するためには、国荒川下流河川事務所、沿川自治体、NPO 団体ボランティア、沿川住民が一体となった管理を行うことが、次世代に引き継ぐ環境、次世代を育てる環境として重要と考えます。そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国荒川下流河川事務所・沿川自治体・沿川地域住民の協働により、継続した維持管理とモニタリング調査を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます。</p> <p>荒川下流河川事務所では、その一環として、自然地の維持・保全活動を行う環境ボランティア（活動団体、企業、学校等、複数からなる組織）である「荒川水辺サポーター」を募集し、自然地を荒川水辺サポーター、沿川自治体、荒川下流河川事務所の3者が連携して維持管理活動を行っていく「荒川下流自然地管理アダプト制度」を進めています。現在活動している自然地は、千住桜木自然地、小松川自然地、本木自然地の3箇所があり、随時参加団体を募集しています。</p> <p>なお、水辺での活動は危険を伴うこともあるため、河川管理者である荒川下流河川事務所や河川敷を占有している沿川自治体が柵を設けたり、立ち入り禁止にしたりする場合がありますが、水辺利用は利用者の自己責任が原則となります。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>3) 自然地の管理について</p> <p>現在の荒川下流部では、自然地を放置すると藪化が進み、不法投棄ゴミや不法構造物等を誘発することが課題となっています。</p> <p>洪水による自然攪乱の乏しい現在の荒川において、「自然保全地」と「自然利用地」という自然環境を保全・再生するためには、国、沿川自治体、NPO 団体、市民が一体となった管理を行うことが、次世代に引き継ぐ環境、次世代を育てる環境として重要と考えます。そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・自治体・地域住民の協働により、継続した維持管理とモニタリング調査を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます。</p> <p>板橋区では荒川下流河川事務所・板橋区役所の協力の下、板橋区生物生態園に繁茂した樹木を伐採管理するため、市民自らがボランティアと一緒に樹木調査、「指導者会合」という調査関連団体代表および河川管理者を交えた協議を実施しています。それらの結果は、伐採計画の検討において貴重な基礎情報となります。また、伐採自体は自治体実施する体制が組まれています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="text-align: center;">図 3-17 板橋区生物生態園における地域による自主管理の取り組み状況</p>
<p style="text-align: center;">図 2-14 荒川下流自然地管理アダプト制度における活動場所</p>	

改定後

推進計画（改定案） P.-

~~板橋区では荒川下流河川事務所・板橋区役所の協力の下、板橋区生物生態園に繁茂した樹木を伐採管理するため、市民自らがボランティアと一緒に樹木調査、「指導者会合」という調査関連団体代表および河川管理者を交えた協議を実施しています。それらの結果は、伐採計画の検討において貴重な基礎情報となります。また、伐採自体は自治体を実施する体制が組まれています。~~



~~図 3-17 板橋区生物生態園における地域による自主管理の取り組み状況~~

現行

2010 推進計画 P. 3-24

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

3) 自然地の管理について

現在の荒川下流部では、自然地を放置すると藪化が進み、不法投棄ゴミや不法構造物等を誘発することが課題となっています。

洪水による自然攪乱の乏しい現在の荒川において、「自然保全地」と「自然利用地」という自然環境を保全・再生するためには、国、沿川自治体、NPO 団体、市民が一体となった管理を行うことが、次世代に引き継ぐ環境、次世代を育てる環境として重要と考えます。そのため、活用内容に応じた基本的な管理内容と役割分担を明確にし、国・自治体・地域住民の協働により、継続した維持管理とモニタリング調査を行う仕組みづくりを構築し、運営していきます。

板橋区では荒川下流河川事務所・板橋区役所の協力の下、板橋区生物生態園に繁茂した樹木を伐採管理するため、市民自らがボランティアと一緒に樹木調査、「指導者会合」という調査関連団体代表および河川管理者を交えた協議を実施しています。それらの結果は、伐採計画の検討において貴重な基礎情報となります。また、伐採自体は自治体を実施する体制が組まれています。



図 3-17 板橋区生物生態園における地域による自主管理の取り組み状況

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P. -</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P. 3-24</p>
<p>■（コラム2）管理責任■</p> <p>荒川下流部では、市民からの要望として、水辺に近づきたい、水辺で遊びたいという意見があります。</p> <p>その一方で、事故が発生した場合、河川管理者である国や河川敷を占有している自治体が管理責任を問われることもあり、柵を設けたり、立ち入り禁止にしたりする場合があります。</p> <p>このように行政と市民との立場や認識の違いが、自然地管理の難しい課題となっていますが、水辺利用は、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>■（コラム2）管理責任■</p> <p>荒川下流部では、市民からの要望として、水辺に近づきたい、水辺で遊びたいという意見があります。</p> <p>その一方で、事故が発生した場合、河川管理者である国や河川敷を占有している自治体が管理責任を問われることもあり、柵を設けたり、立ち入り禁止にしたりする場合があります。</p> <p>このように行政と市民との立場や認識の違いが、自然地管理の難しい課題となっていますが、水辺利用は、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。</p> </div>

改定後	現行																														
推進計画（改定案） P. 2-16	2010 推進計画 P. 3-25																														
<p>(5) 水辺の再生と管理について</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取り組みとして、千住桜木地区や新砂地区、小松川地区等で、水際の整備を順次進めていますが、治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあり、河川敷の利用目的をふまえた水際の整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所の明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。</p> <p>これをふまえ、荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、以下の基本的な考え方により、連続的な自然地の保全・再生を図りながら、多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。</p> <p>また、荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進します。</p> <p>4) (4) 水辺の整備・維持管理について</p> <p>荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、以下次の基本的な考え方により、連続的な自然地の保全・再生を図りながら、多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。</p> <p>荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」、「湿地化タイプ」、「親水タイプ」、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを基に、その場所にふさわしい断面の形を検討していきます。</p> <p>整備方針は、各地区別計画で立て、2市7区各荒川市民会議等からの意見を考慮します。干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。</p> <p>また、水辺を整備するだけでなく、保全するためには航走波に対する対応が必要です。荒川通行ガイドに基づき、河岸の自然環境に配慮するよう減速区域を定める等、航行ルールと一体で運用していきます。</p> <p style="text-align: center;">表 32-1 荒川下流部における水辺整備のタイプ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>タイプ名</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 干潟タイプ</td> <td>干潟の保全・整備を行う</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>B 湿地化タイプ</td> <td>湿地やワンドの保全・整備を行う</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>C 親水タイプ</td> <td>河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>D 直壁護岸タイプ</td> <td>治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「荒川将来像計画 1996」の考え方を踏襲するタイプ ※2：「荒川将来像計画 2010」において新たに設定するタイプ</p>	タイプ名	内容	備考	A 干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う	※1	B 湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う	※1	C 親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する	※2	D 直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する	※2	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(5) 水辺の再生と管理について</p> <p>「荒川将来像計画 1996」では水際の整備について、干潟タイプと湿地化タイプの2種類を設定し、荒川下流部の水辺を多自然化により自然環境の豊かな水辺にすることとしていました。河岸再生の取り組みとして、千住桜木地区や新砂地区、小松川地区等で、水際の整備を順次進めていますが、治水上の安全性を確保する観点や背後地の利用状況等から整備が難しい面もあり、河川敷の利用目的をふまえた水際の整備方法や洪水を安全に流すために現状を改変できない箇所の明確化、及び維持管理体制の検討が課題となっています。</p> <p>これをふまえ、荒川下流部の河口から笹目橋までの左右岸において、以下の基本的な考え方により、連続的な自然地の保全・再生を図りながら、多様な生物が生息・生育できるとともに、人々が水辺を楽しむことができる水辺整備を推進します。</p> <p>また、荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進します。</p> <p>1) 水辺の整備について</p> <p>荒川下流部の水辺の横断形状を「干潟タイプ」、「湿地化タイプ」、「親水タイプ」、治水上の観点から「直壁護岸タイプ」の4タイプを基に、検討していきます。</p> <p>整備方針は、各地区別計画で立て、2市7区各荒川市民会議等での意見を考慮します。干潟やワンド等のエリアでは、必要に応じて水辺に沿った散策路兼管理用通路や堤防側から水辺に近づくための通路の整備を行います。</p> <p style="text-align: center;">表 3-1 荒川下流部における水辺整備のタイプ</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>タイプ名</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 干潟タイプ</td> <td>干潟の保全・整備を行う</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>B 湿地化タイプ</td> <td>湿地やワンドの保全・整備を行う</td> <td>※1</td> </tr> <tr> <td>C 親水タイプ</td> <td>河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する</td> <td>※2</td> </tr> <tr> <td>D 直壁護岸タイプ</td> <td>治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する</td> <td>※2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：「荒川将来像計画 1996」の考え方を踏襲するタイプ ※2：「荒川将来像計画 2010」において新たに設定するタイプ</p>	タイプ名	内容	備考	A 干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う	※1	B 湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う	※1	C 親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する	※2	D 直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する	※2
タイプ名	内容	備考																													
A 干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う	※1																													
B 湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う	※1																													
C 親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する	※2																													
D 直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する	※2																													
タイプ名	内容	備考																													
A 干潟タイプ	干潟の保全・整備を行う	※1																													
B 湿地化タイプ	湿地やワンドの保全・整備を行う	※1																													
C 親水タイプ	河川敷のグラウンドや広場利用とあわせて親水護岸を維持・整備する	※2																													
D 直壁護岸タイプ	治水上の重要箇所や改変が難しい箇所で、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持する	※2																													

㊦A 干潟タイプ

干潟タイプは、水面と河川敷を分断している既設護岸を撤去して緩やかな水辺を創出し、合わせて航走波対策として消波施設（木工沈床など）を整備して、ヨシ原や干潟の保全・再生を図ります。



図 3-18 干潟タイプの候補箇所（西新井橋上流右岸付近）

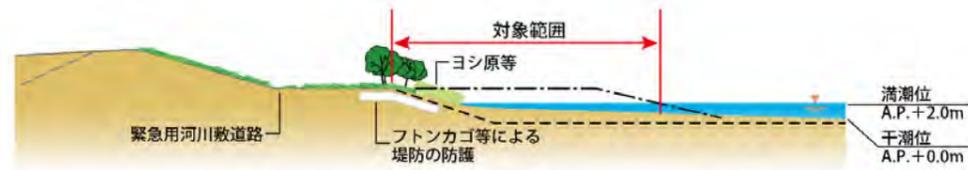


図 32-1915 干潟タイプの横断形状イメージ（例）



図 3-20 干潟タイプのイメージ
（小松川地区自然再生試験工事、江戸川区）

① 干潟タイプ

干潟タイプは、水面と河川敷を分断している既設護岸を撤去して緩やかな水辺を創出し、合わせて航走波対策として消波施設（木工沈床など）を整備して、ヨシ原や干潟の保全・再生を図ります。



図 3-18 干潟タイプの候補箇所（西新井橋上流右岸付近）

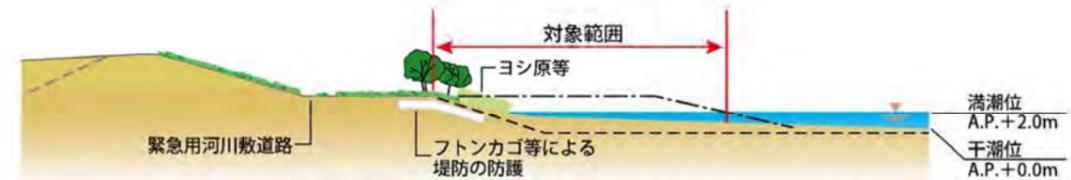


図 3-19 干潟タイプの横断形状イメージ



図 3-20 干潟タイプのイメージ
（小松川地区自然再生試験工事、江戸川区）

②B 湿地化タイプ

湿地化タイプは、河川敷を掘削して湿地やワンドを創出し、湿地環境の整備を行います。



図 3-21 湿地化タイプの候補箇所（川口市、JR 東北本線橋梁上流）

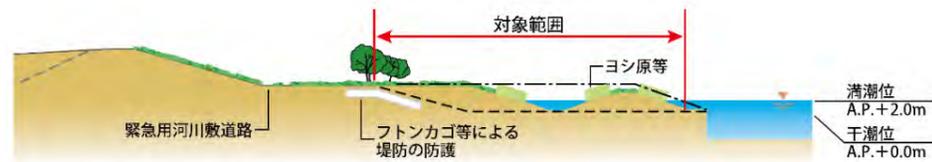


図 32-2216 湿地化タイプの横断形状イメージ（例）



北区・子どもの水辺（北区）



葛飾あらかわ水辺公園（葛飾区）

図 3-23 湿地化タイプのイメージ

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

② 湿地化タイプ

湿地化タイプは、河川敷を掘削して湿地やワンドを創出し、湿地環境の整備を行います。



図 3-21 湿地化タイプの候補箇所（川口市、JR 東北本線橋梁上流）



図 3-22 湿地化タイプの横断形状イメージ



北区・子どもの水辺（北区）



葛飾あらかわ水辺公園（葛飾区）

図 3-23 湿地化タイプのイメージ

③C 親水タイプ

親水タイプは、グラウンドや広場等の河川敷利用と合わせ、これらを利用する沿川住民が水辺を一体的に利用できるように、階段護岸等の親水護岸とします。



図 3-24 親水タイプの候補箇所（足立区、虹の広場）

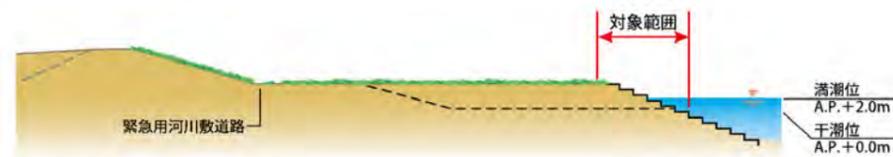


図 32-2517 親水タイプの横断形状イメージ（例）



図 3-26 親水タイプのイメージ（足立区 虹の広場）

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

③ 親水タイプ

親水タイプは、グラウンドや広場等の河川敷利用と合わせ、これらを利用する市民が水辺を一体的に利用できるように、階段護岸等の親水護岸とします。



図 3-24 親水タイプの候補箇所（足立区、虹の広場）

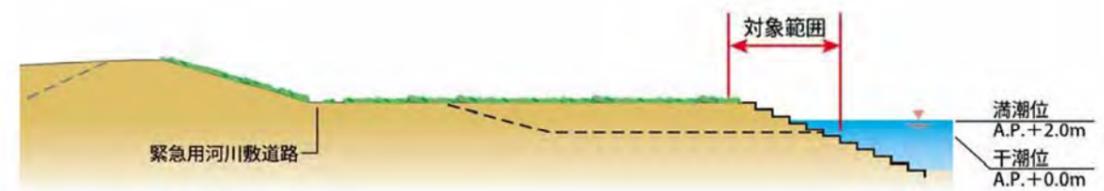


図 3-25 親水タイプの横断形状イメージ



図 3-26 親水タイプのイメージ（足立区 虹の広場）

④D 直壁護岸タイプ

直壁護岸タイプは、治水上や河川敷利用の観点から、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持するタイプとします。堤防の安全上の観点から十分な河川敷幅がない場合、水門等の治水施設がある場合、河川敷利用が水辺までされておりにより改変が難しい場合が該当します。



図 3-27 直壁護岸タイプの候補箇所 (1/2)



図 3-28 直壁護岸タイプの候補箇所 (2/2)

④ 直壁護岸タイプ

直壁護岸タイプは、治水上や河川敷利用の観点から、現状の直壁護岸（鋼矢板護岸）を維持するタイプとします。堤防の安全上の観点から十分な河川敷幅がない場合、水門等の治水施設がある場合、河川敷利用が水辺までされており改変が難しい場合が該当します。



図 3-27 直壁護岸タイプの候補箇所 (1/2)



図 3-28 直壁護岸タイプの候補箇所 (2/2)

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-18</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-30</p>
<p>2) (5) 水辺のネットワークについて 荒川下流部の水辺は、人が川に触れ合える貴重な空間であることから、水辺に連続した遊歩道の整備を推進します。荒川下流部では、沿川住民から「水辺に近付きたい」、「水辺の自然化を進めてほしい」という要望が寄せられています。その一方で、社会情勢の変化など等から河川敷の主に自然地において不法行為（工作物の設置、不法耕作）が多く見られてています。 水辺の安心・安全な利用や不法行為の抑止対策として、水辺整備を進め、安心・安全な利用が行えるような、ネットワークを形成していきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="409 514 831 892"> </div> <div data-bbox="905 514 1326 892"> </div> </div> <p>図 32-2918 水辺の管理用通路のイメージ（利用地） 図 32-3019 水辺のネットワークのイメージ（自然地）</p> <p>また、堤防の川側の法面は草で覆われた、緩傾斜堤防を整備することによって、もう一つの生態系ネットワークとして、生物が生息し移動できる空間（幹線）として位置付けると共に、いきます、河川管理上必要な維持管理を行っていきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="418 1150 857 1480"> <p>図 3-31 管理用通路の例</p> </div> <div data-bbox="881 1150 1320 1480"> <p>図 2-20 緩傾斜堤防の例</p> </div> </div>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>2) 水辺のネットワークについて 荒川下流部では、市民から「水辺に近付きたい」、「水辺の自然化を進めてほしい」という要望が寄せられています。その一方で、社会情勢の変化などから河川敷の主に自然地において不法行為（工作物の設置、不法耕作）が多く見られています。 水辺の安心・安全な利用や不法行為の抑止対策として、水辺整備を進め、安心・安全な利用が行えるような、ネットワークを形成していきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1537 688 2071 1176"> </div> <div data-bbox="2092 688 2626 1176"> </div> </div> <p>図 3-29 水辺の管理用通路のイメージ（利用地） 図 3-30 水辺のネットワークのイメージ（自然地）</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>図 3-31 管理用通路の例</p> </div>

②(6) 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生

荒川の下流部は、~~大河川ではありませんが~~人工河川として整備された区域であるため、地形的にはやや単調であると言えます。

荒川らしい自然の拠点として現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。

地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。



図 2-21 整備イメージ



図 32-1322 水際のヨシ原



図 32-1423 水際の干潟

(4) 自然地の保全と再生の考え方

荒川の自然の現状を踏まえて、「荒川将来像計画 2010 推進計画」では、次のような考え方にに基づき荒川の自然を保全し創出する計画としました。

1) 荒川の自然を再生する

① 自然地ネットワークの形成

現在残されているまとまった自然地は保全します。また、必要に応じてその規模の拡大を図ります。その他の自然地についても、荒川における自然度向上に向けて創出を図り、荒川の自然ネットワークを形成します。水際についても、自然ネットワーク形成の重要な要素なので、できるだけ連続的な自然地の保全・再生を図ります。

② 荒川らしい自然景観の保全と自然の再生

荒川の下流部は、大河川ではありませんが、人工河川として地形的にはやや単調であると言えます。

現存する干潟やヨシ原、ワンド、湿地等の様々な自然地を保全し、都会に住む人々の“癒しの場”として多様な水際空間を持った大河川の自然景観を創出します。

地形や地質等の条件が異なるため、目指すべき自然の姿は場所により様々です。再生すべき自然を適切な場所に再生することが重要です。その際、日本固有種を守るため外来種対策を進めながら多様な種で構成される植物群落をできる限りまとまった面積で保全していくこととします。



図 3-13 水際のヨシ原



図 3-14 水際の干潟

2) 荒川下流部の自然地の考え方

荒川下流部の自然地は、「潜在的に持っている有るべき自然環境を保全・再生する空間（以下、「自然保全地」という）」と「市民が自然に親しむ場、または子供たちの環境学習や家族で利用する場を整備する自然空間（以下、「自然利用地」という）」として位置づけます。

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-20</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-32</p>
<p>(67) 外来種の対策 自然環境保全に関する様々な取り組みが実施されていますが、荒川らしい自然景観を保全するうえで、外来種対策は河川管理における大きな問題となっています。荒川下流部での植物調査では、主な外来植物としては、オオキンケイギクやアレチウリ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウ等が確認されています。</p> <p>これら外来種は、その生育域を分布拡大して在来生物（古来その地域に生息・生育する生物種）の生息・生育・繁殖環境を犯す可能性を有しています。その中でも特に侵略性が顕著な一部の種は特定外来種に定められています。荒川では特定外来種 26 種（オオキンケイギクとアレチウリ、オオカワヂシャ、ナガエツルノゲイトウ、オオフサモ、ミズヒマワリ）が確認されています。</p> <p>今後、外来種の駆除にあたっては、国荒川下流河川事務所と沿川自治体、沿川住民が協働していく取り組みを進めていきます。具体的には、荒川水辺サポーターとの協働が挙げられます。自然地として整備した箇所では、河川管理者、沿川自治体、荒川水辺サポーターが協働で駆除する等の仕組みがあります。その際、河川管理者は外来生物法に基づき適切に処分するなどの対応を行います。こうした協働の枠組みは「2.5 パートナーシップによる川づくり」に記載しています。</p> <p>また、対策にあたっては活動団体と連携をとり外来種の繁茂状況の把握、河川水辺の国勢調査（植物調査）を通じた定期的なモニタリング等の確認に努めていきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>アレチウリ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>オオブタクサ</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>オオキンケイギク</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>セイタカアワダチソウ</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 32-3424 荒川下流部で見られる特定外来種 <small>（出典：わかりやすい外来植物対策の手引き）</small></p> <p>■（コラム3）特定外来生物の指定■ 平成18年2月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）」に基づき、追加指定された特定外来生物、未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物に係る規制が開始されています。この中で、特に陸上植物5種類（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、アレチウリ）については、国土交通大臣が環境大臣とともに外来生物法第11条に基づく防除の主務大臣等となり、これらの外来種を防除していく義務があります。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(6) 外来種の対策</p> <p>自然環境保全に関する様々な取り組みが実施されていますが、外来種対策は河川管理における大きな問題となっています。荒川下流部での植物調査では、主な外来植物として、オオキンケイギクやアレチウリ、オオブタクサ、セイタカアワダチソウが確認されています。</p> <p>これら外来種は、その生育域を分布拡大して在来生物（古来その地域に生息・生育する生物種）の生息・生育環境を犯す可能性を有しています。その中でも特に侵略性が顕著な一部の種は特定外来種に定められています。荒川では特定外来種 2 種（オオキンケイギクとアレチウリ）が確認されています。</p> <p>今後、外来種の駆除にあたっては、国と自治体、市民が協働していく取り組みを進めていきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>アレチウリ</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>オオブタクサ</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">図 3-34 荒川下流部で見られる特定外来種 <small>（出典：わかりやすい外来植物対策の手引き）</small></p> <p>■（コラム3）特定外来生物の指定■</p> <p>平成 18 年 2 月から「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号。以下「外来生物法」という。）」に基づき、追加指定された特定外来生物、未判定外来生物及び種類名証明書の添付が必要な生物に係る規制が開始されています。この中で、特に陸上植物 5 種類（オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、オオカワヂシャ、アレチウリ）については、国土交通大臣が環境大臣とともに外来生物法第 11 条に基づく防除の主務大臣等となり、これらの外来種を防除していく義務があります。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-21	2010 推進計画 P. 3-31
<p>3) (8) 水辺河川敷の維持管理について</p> <p>河川敷の維持管理と同様に、水辺の維持管理を適切に行わないと、水辺に近づくことができず、漂着ゴミが溜まる等の理由により水辺環境が悪化するため、水辺の保全、整備箇所の適切な維持管理を実施していきます。</p> <p>公共性の高い治水機能の確保については、河川管理者が基本的に維持管理していきませんが、水辺の親水利用については、治水機能に追加される部分であることや、水辺の親水利用という住民サービスの向上を図る上では身近な沿川自治体が関与するのが望ましいと考えられることから、河川管理者と沿川自治体の両者が携わることを基本とし、維持管理の分担を以下次のとおりとします。</p> <p>水面区域については、河川管理者である国荒川下流河川事務所が漂着ゴミの回収や処理を行います。</p> <p>水際区域については、国荒川下流河川事務所、沿川自治体、沿川住民の協働により、ゴミ拾いやゴミ処理、草刈、外来種対策を行います。なお、今後、新たに水際を一体的に利用できる形態に整備する場合は、管理協定を締結する等により、管理者を明確にします。また、整備した水際の日常管理として、ゴミ拾いや草刈等の適切な維持管理を行います。</p> <p>自然利用地における安全管理については、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <hr/> <p>3) 水辺の維持管理について</p> <p>河川敷の維持管理と同様に、水辺の維持管理を適切に行わないと、水辺に近づくことができず、漂着ゴミが溜まる等の理由により水辺環境が悪化するため、水辺の保全、整備箇所の適切な維持管理を実施していきます。</p> <p>公共性の高い治水機能の確保については、河川管理者が基本的に維持管理していきませんが、水辺の親水利用については、治水機能に追加される部分であることや、水辺の親水利用という住民サービスの向上を図る上では身近な自治体が関与するのが望ましいと考えられることから、河川管理者と自治体の両者が携わることを基本とし、維持管理の分担を以下のとおりとします(図 3-32、図 3-33 参照)。</p> <p>水面区域については、河川管理者である国が漂着ゴミの回収や処理を行います。</p> <p>水際区域については、国、自治体、市民の協働により、ゴミ拾いやゴミ処理、草刈、外来種対策を行います。なお、今後、新たに水際を一体的に利用できる形態に整備する場合は、管理協定を締結する等により、管理者を明確にします。また、整備した水際の日常管理として、ゴミ拾いや草刈等の適切な維持管理を行います。</p> <p>自然利用地における安全管理については、河川敷利用者の自己責任を原則とするとともに、安全管理の目安は、今後2市7区共通のルールを作成していきます。</p>

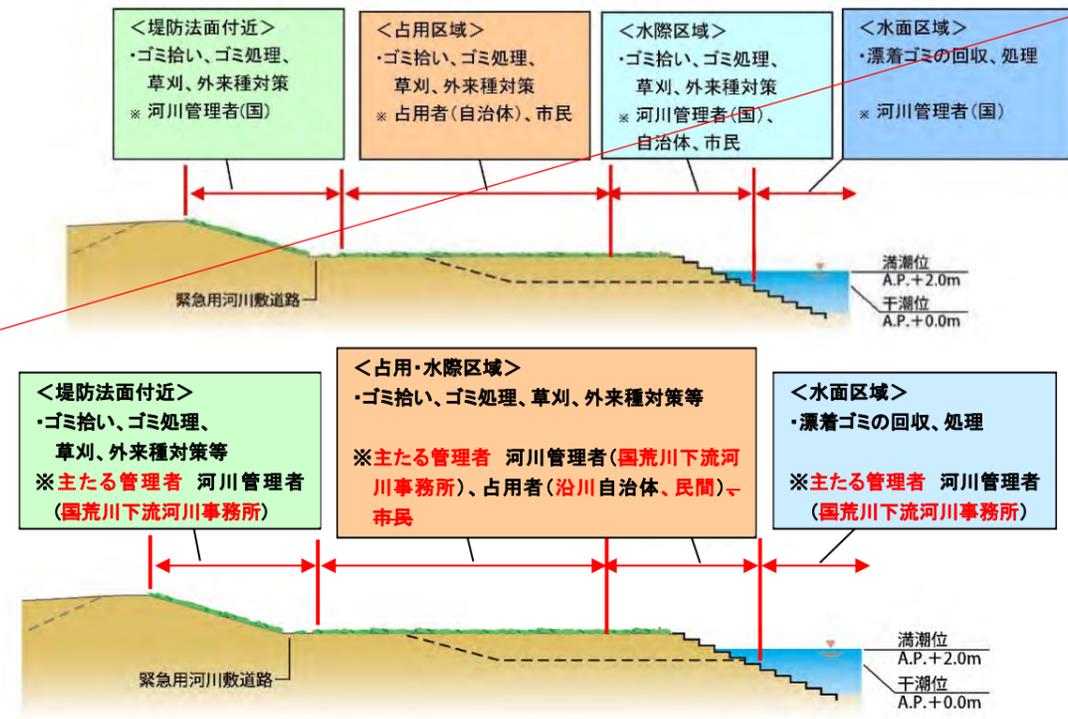


図 3-2 河川敷における維持管理のイメージ (利用地・自然利用地)

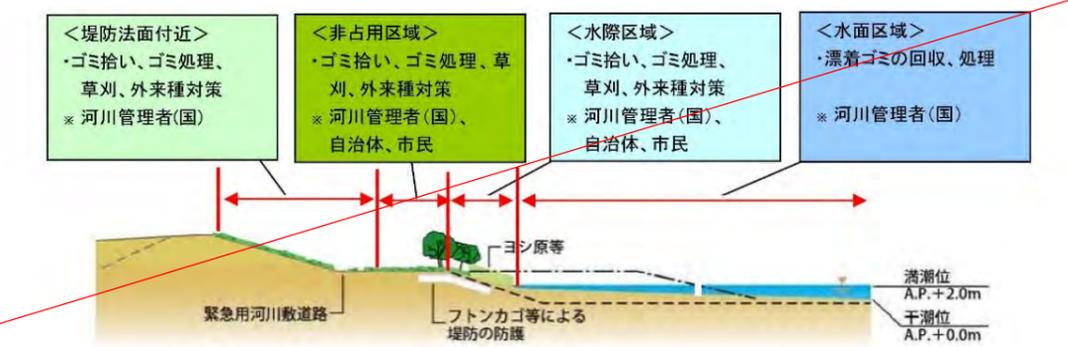


図 3-3 河川敷における維持管理のイメージ (自然保全地)

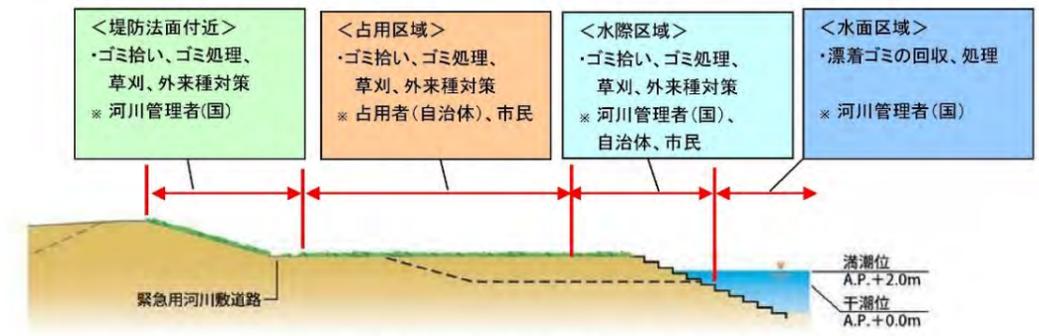


図 3-32 河川敷における維持管理のイメージ (利用地・自然利用地)

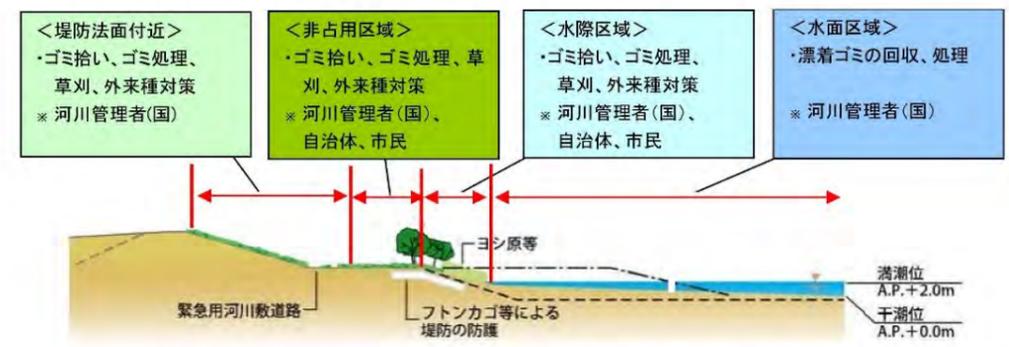


図 3-33 河川敷における維持管理のイメージ (自然保全地)

(7) 荒川の水質の改善について

1) (9) 水質の現状と改善の取組

荒川下流域では、戦後の急激な都市化の進展により、埼玉県を流れる荒川に流れ込む支川綾瀬川・芝川・菖蒲川・笹目川等では、水質が著しく悪化し、荒川本川もはその影響を受けていました。

これらの支川では、~~において第Ⅰ期、第Ⅱ期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ、清流ルネッサンスⅡ）を策定し、沿川住民や行政が一体となり流域全体で様々な取組みを実施しており、きたことによりその結果、近年では、荒川本川の水質は改善傾向となっています。荒川下流部では、上流部の笹目橋を除きほとんどの観測地点で環境基準を達成する状況となつて~~います。

しかし、~~荒川下流部の水質は、主に支川における一部の支川では基準値に近い地点もあることから、水質環境の改善が継続して課題となつておであり、綾瀬川、芝川、菖蒲川、笹目川では、「水環境改善緊急行動計画」を策定し、沿川住民やと埼玉県、行政沿川自治体が一体となって流域全体での様々な取組みを進めています。その一環として継続的に実施しているほか、荒川からの導水事業を進めており、現在モニタリングを実施しています。荒川下流河川事務所による綾瀬川芝川等浄化導水、菖蒲川笹目川等浄化導水の施設による水環境の改善のための導水を継続して実施しています。これらの取組みの結果、支川における水質は改善の傾向にあります。今後とも市民と行政が一体となり、取組みを進めていく必要があります。~~

また、水質の改善には、荒川上流域を含めた流域全体の住民の理解と努力が重要であり、地域住民が荒川への関心を深めるため川に接する機会を増やし、現状の水質とこれから目指す水質の理解を促進する取組みを考える必要があります。

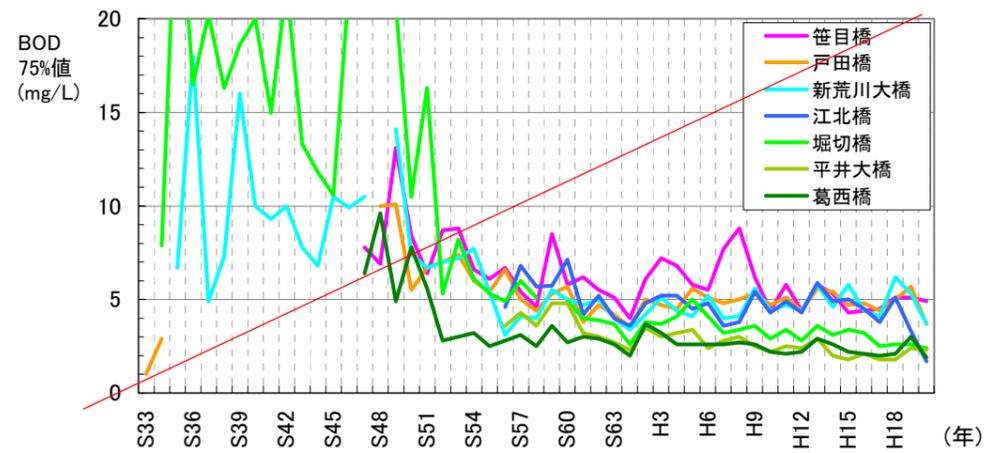


図 1-35 荒川本川の水質の変遷

(7) 荒川の水質の改善について

1) 水質の現状

荒川下流域では、戦後の急激な都市化の進展により、埼玉県を流れる支川綾瀬川・芝川、菖蒲・笹目川等では水質が著しく悪化し、荒川本川もその影響を受けていました。

これらの支川では、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）を策定し、市民や行政が一体となって流域全体で様々な取組みを実施しており、その結果、近年では水質は改善傾向となっています。

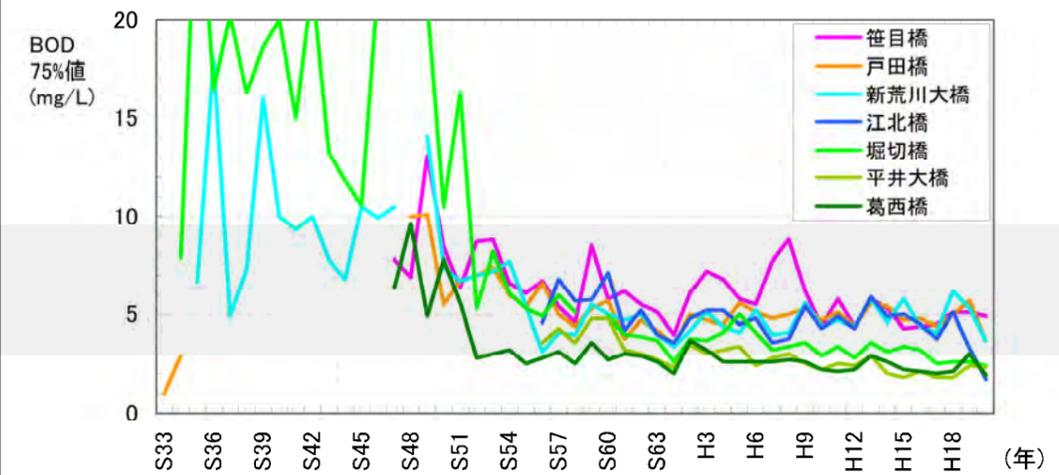


図 3-35 荒川本川の水質の変遷

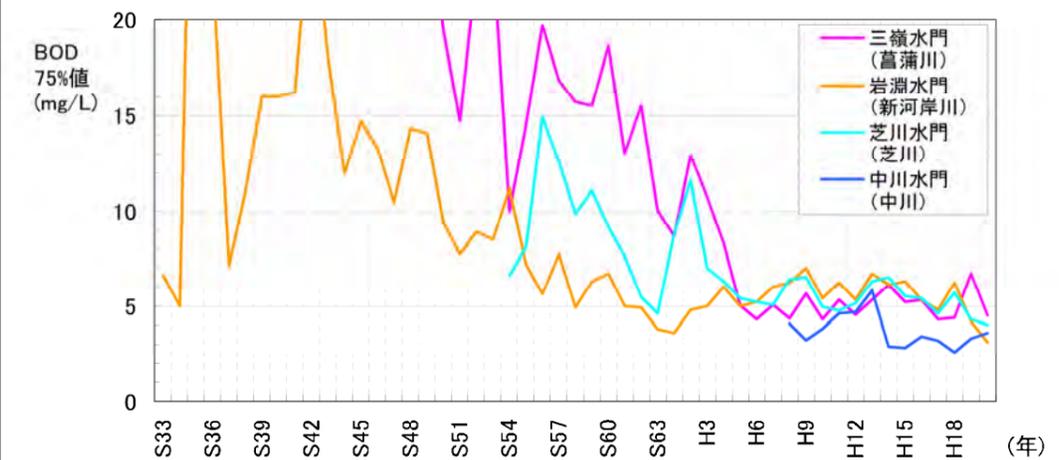


図 3-36 荒川支川の水質の変遷

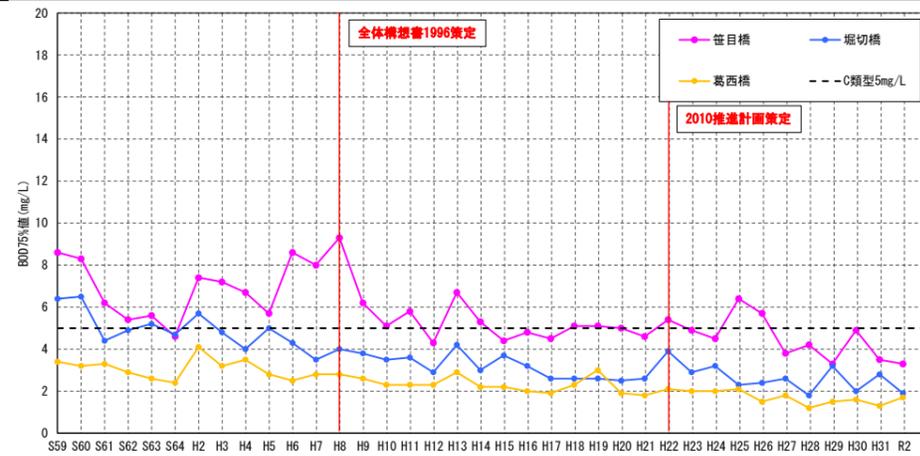


図 2-26 荒川本川の水質の変遷



図 3-36 荒川支川の水質の変遷

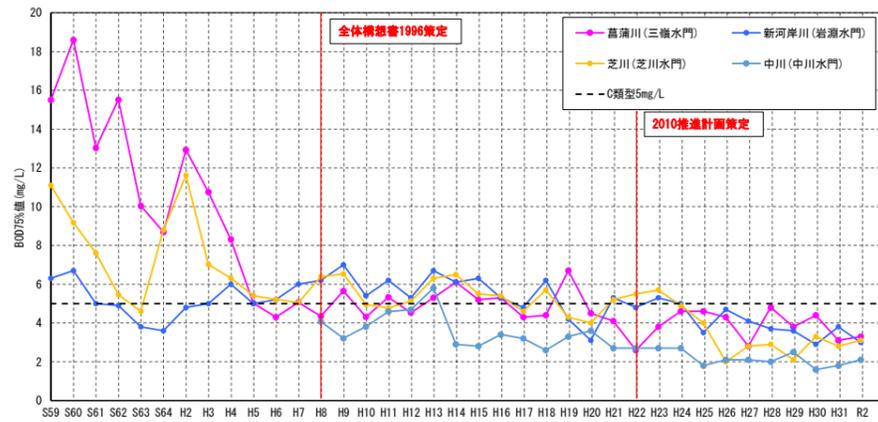


図 2-27 荒川支川の水質の変遷

注)平成20年以前のBOD75%値は、荒川下流河川事務所資料より作成
平成21年以降のBOD75%値は、環境省「水環境総合情報サイト」より作成
平成21年以降のBOD75%値は、各水門に近い測定地点のものを採用している。

(7) 荒川の水質の改善について

1) 水質の現状

荒川下流域では、戦後の急激な都市化の進展により、埼玉県を流れる支川綾瀬川・芝川、葛蒲・笹目川等では水質が著しく悪化し、荒川本川もその影響を受けていました。

これらの支川では、水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンス）を策定し、市民や行政が一体となって流域全体で様々な取組みを実施しており、その結果、近年では水質は改善傾向となっています。

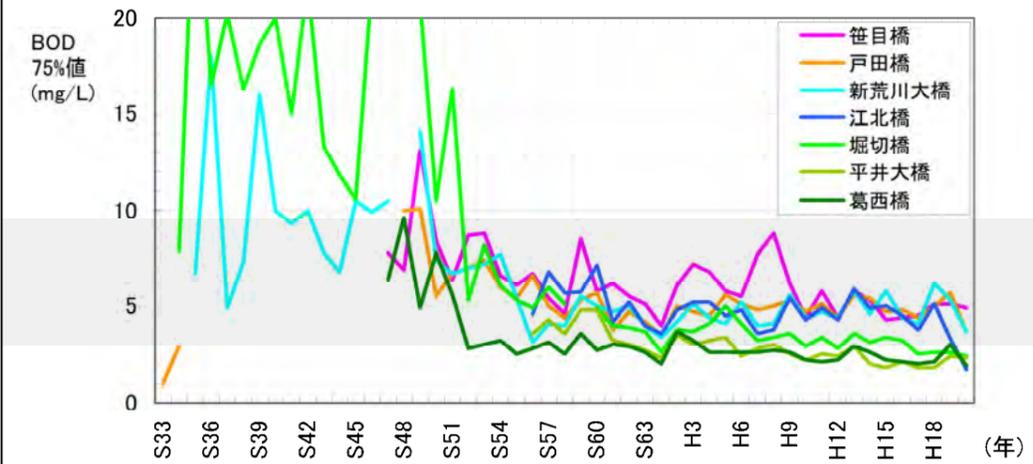


図 3-35 荒川本川の水質の変遷

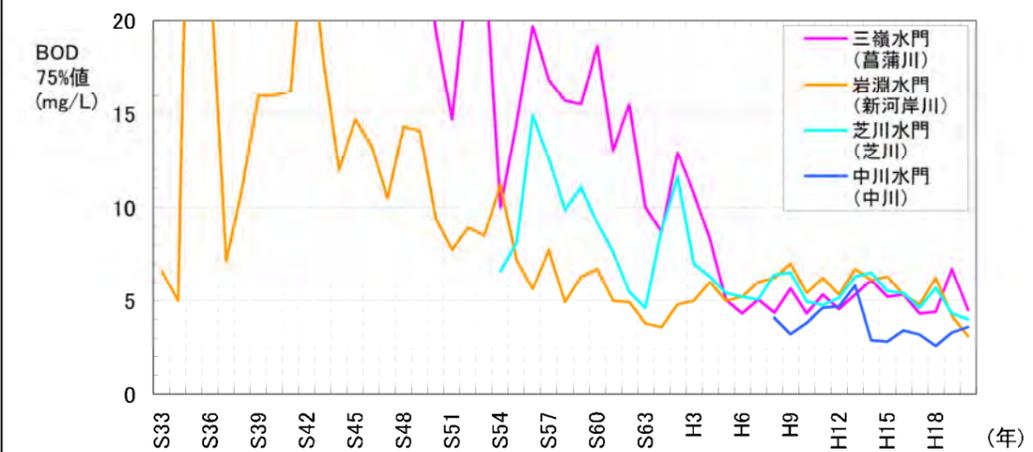


図 3-36 荒川支川の水質の変遷

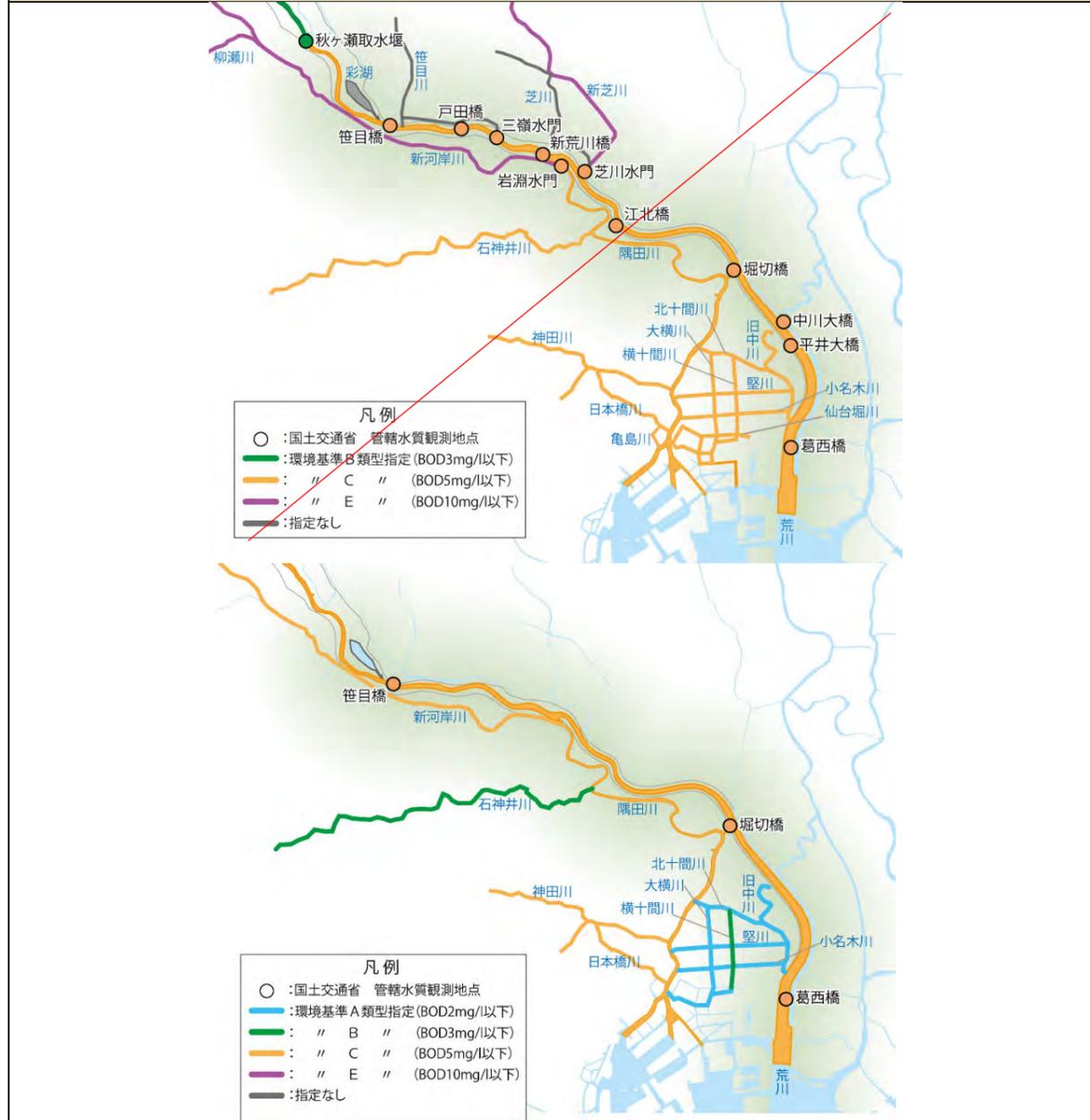


図 32-3728 荒川下流部の水質観測地点と類型指定状況

2) 水質の改善に向けた取り組み

荒川下流部の水質は、主に支川における水質の改善が課題となっており、綾瀬川・芝川、菖蒲川・笹目川では、「水環境改善緊急行動計画」を策定し、市民や行政が一体となって流域全体で様々な取り組みを進めています。その一環として、荒川からの導水事業を進めており、現在モニタリングを実施しています。これらの取り組みの結果、支川における水質は改善の傾向にありますが、今後とも市民と行政が一体となって、取り組みを進めていく必要があります。

また、水質の改善には、荒川上流域を含めた流域全体の住民の理解と努力が重要であり、地域住民が荒川への関心を深めるため川に接する機会を増やし、現状の水質とこれから目指す水質の理解を促進する取り組みを考える必要があります。



図 3-37 荒川下流部の水質観測地点と類型指定状況

2) 水質の改善に向けた取り組み

荒川下流部の水質は、主に支川における水質の改善が課題となっており、綾瀬川・芝川、菖蒲川・笹目川では、「水環境改善緊急行動計画」を策定し、市民や行政が一体となって流域全体で様々な取り組みを進めています。その一環として、荒川からの導水事業を進めており、現在モニタリングを実施しています。これらの取り組みの結果、支川における水質は改善の傾向にありますが、今後とも市民と行政が一体となって、取り組みを進めていく必要があります。

また、水質の改善には、荒川上流域を含めた流域全体の住民の理解と努力が重要であり、地域住民が荒川への関心を深めるため川に接する機会を増やし、現状の水質とこれから目指す水質の理解を促進する取り組みを考える必要があります。

改定後	現行																																																																																																																
推進計画（改定案） P. -	2010 推進計画 P. 3-35																																																																																																																
<p>■（コラム4）水質環境基準に係る水域類型指定制度について■</p> <p>（1）環境基準 河川の水質には、環境基本法第16条で、次の2種類の環境基準が規定されています。</p> <p>ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目） 水銀やカドミウムなど26項目の基準で、全国一律に適用されています。</p> <p>イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目） 日常生活や事業活動で必要とされる、川のきれいさの指標です。有機物による汚濁を示すBOD（生物化学的酸素要求量）や、水中の酸素の量を示すDO（溶存酸素量）など5項目の基準で、類型が指定された水域に適用されています。基準値は、指定された類型ごとに異なります。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2 類型毎の環境基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>水素イオン濃度 pH</th> <th>生物化学的酸素要求量 BOD</th> <th>浮遊物質量 SS</th> <th>溶存酸素量 DO</th> <th>大腸菌群数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>6.5~8.5</td> <td>1以下</td> <td>25以下</td> <td>7.5以上</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>6.5~8.5</td> <td>2以下</td> <td>25以下</td> <td>7.5以上</td> <td>1000以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>6.5~8.5</td> <td>3以下</td> <td>25以下</td> <td>5以上</td> <td>5000以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>6.5~8.5</td> <td>5以下</td> <td>50以下</td> <td>5以上</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>6.0~8.5</td> <td>8以下</td> <td>100以下</td> <td>2以上</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>6.0~8.5</td> <td>10以下</td> <td>浮遊物なし</td> <td>2以上</td> <td>=</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">単位は、BOD、SS、DOがmg/L、大腸菌群数が個/100mL。</p> <p>（2）水域類型指定 類型には、AA、A、B、C、D、Eの6段階があり、AA類型は最もきれいな水域です。類型は、水質汚濁の防止を図る必要のある水域に、各水域の利用目的等に応じて定められています。類型が指定されると、その水域には環境基準（生活環境項目）が適用されます。類型の指定は、複数県にまたがる重要な水域については国が、その他の水域については県知事が行っています。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3 類型別水域の利用目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>利水の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA 類型</td> <td>水道の取水（ろ過を行うだけで飲める程度）</td> </tr> <tr> <td>A 類型</td> <td>水道の取水（沈殿ろ過を行えば飲める程度） 漁業活動（ヤマメやイワナがとれる程度）</td> </tr> <tr> <td>B 類型</td> <td>水道の取水（高度な浄水操作を行えば飲める程度） 漁業活動（サケやアユがとれる程度）</td> </tr> <tr> <td>C 類型</td> <td>工業用水の取水（沈殿処理を行うだけで使用できる程度） 漁業活動（コイやフナがとれる程度）</td> </tr> <tr> <td>D 類型</td> <td>工業用水の取水（薬品注入処理を行えば使用できる程度）</td> </tr> <tr> <td>E 類型</td> <td>工業用水の取水（特殊処理を行えば使用できる程度）</td> </tr> </tbody> </table>	類型	水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数	AA	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下	A	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1000以下	B	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5000以下	C	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	=	D	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	=	E	6.0~8.5	10以下	浮遊物なし	2以上	=	類型	利水の内容	AA 類型	水道の取水（ろ過を行うだけで飲める程度）	A 類型	水道の取水（沈殿ろ過を行えば飲める程度） 漁業活動（ヤマメやイワナがとれる程度）	B 類型	水道の取水（高度な浄水操作を行えば飲める程度） 漁業活動（サケやアユがとれる程度）	C 類型	工業用水の取水（沈殿処理を行うだけで使用できる程度） 漁業活動（コイやフナがとれる程度）	D 類型	工業用水の取水（薬品注入処理を行えば使用できる程度）	E 類型	工業用水の取水（特殊処理を行えば使用できる程度）	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくりの考え方】 第3章 荒川下流の川づくり</p> <p>■（コラム4）水質環境基準に係る水域類型指定制度について■</p> <p>（1）環境基準</p> <p>河川の水質には、環境基本法第16条で、次の2種類の環境基準が規定されています。</p> <p>ア 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目） 水銀やカドミウムなど26項目の基準で、全国一律に適用されています。</p> <p>イ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目） 日常生活や事業活動で必要とされる、川のきれいさの指標です。有機物による汚濁を示すBOD（生物化学的酸素要求量）や、水中の酸素の量を示すDO（溶存酸素量）など5項目の基準で、類型が指定された水域に適用されています。基準値は、指定された類型ごとに異なります。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2 類型毎の環境基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>水素イオン濃度 pH</th> <th>生物化学的酸素要求量 BOD</th> <th>浮遊物質量 SS</th> <th>溶存酸素量 DO</th> <th>大腸菌群数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA</td> <td>6.5~8.5</td> <td>1以下</td> <td>25以下</td> <td>7.5以上</td> <td>50以下</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>6.5~8.5</td> <td>2以下</td> <td>25以下</td> <td>7.5以上</td> <td>1000以下</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>6.5~8.5</td> <td>3以下</td> <td>25以下</td> <td>5以上</td> <td>5000以下</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>6.5~8.5</td> <td>5以下</td> <td>50以下</td> <td>5以上</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>6.0~8.5</td> <td>8以下</td> <td>100以下</td> <td>2以上</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>6.0~8.5</td> <td>10以下</td> <td>浮遊物なし</td> <td>2以上</td> <td>=</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">単位は、BOD、SS、DOがmg/L、大腸菌群数が個/100mL。</p> <p>（2）水域類型指定</p> <p>類型には、AA、A、B、C、D、Eの6段階があり、AA類型は最もきれいな水域です。類型は、水質汚濁の防止を図る必要のある水域に、各水域の利用目的等に応じて定められています。</p> <p>類型が指定されると、その水域には環境基準（生活環境項目）が適用されます。類型の指定は、複数県にまたがる重要な水域については国が、その他の水域については県知事が行っています。</p> <p style="text-align: center;">表 3-3 類型別水域の利用目的</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>類型</th> <th>利水の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>AA 類型</td> <td>水道の取水（ろ過を行うだけで飲める程度）</td> </tr> <tr> <td>A 類型</td> <td>水道の取水（沈殿ろ過を行えば飲める程度） 漁業活動（ヤマメやイワナがとれる程度）</td> </tr> <tr> <td>B 類型</td> <td>水道の取水（高度な浄水操作を行えば飲める程度） 漁業活動（サケやアユがとれる程度）</td> </tr> <tr> <td>C 類型</td> <td>工業用水の取水（沈殿処理を行うだけで使用できる程度） 漁業活動（コイやフナがとれる程度）</td> </tr> <tr> <td>D 類型</td> <td>工業用水の取水（薬品注入処理を行えば使用できる程度）</td> </tr> <tr> <td>E 類型</td> <td>工業用水の取水（特殊処理を行えば使用できる程度）</td> </tr> </tbody> </table>	類型	水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数	AA	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下	A	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1000以下	B	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5000以下	C	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	=	D	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	=	E	6.0~8.5	10以下	浮遊物なし	2以上	=	類型	利水の内容	AA 類型	水道の取水（ろ過を行うだけで飲める程度）	A 類型	水道の取水（沈殿ろ過を行えば飲める程度） 漁業活動（ヤマメやイワナがとれる程度）	B 類型	水道の取水（高度な浄水操作を行えば飲める程度） 漁業活動（サケやアユがとれる程度）	C 類型	工業用水の取水（沈殿処理を行うだけで使用できる程度） 漁業活動（コイやフナがとれる程度）	D 類型	工業用水の取水（薬品注入処理を行えば使用できる程度）	E 類型	工業用水の取水（特殊処理を行えば使用できる程度）
類型	水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数																																																																																																												
AA	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下																																																																																																												
A	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1000以下																																																																																																												
B	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5000以下																																																																																																												
C	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	=																																																																																																												
D	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	=																																																																																																												
E	6.0~8.5	10以下	浮遊物なし	2以上	=																																																																																																												
類型	利水の内容																																																																																																																
AA 類型	水道の取水（ろ過を行うだけで飲める程度）																																																																																																																
A 類型	水道の取水（沈殿ろ過を行えば飲める程度） 漁業活動（ヤマメやイワナがとれる程度）																																																																																																																
B 類型	水道の取水（高度な浄水操作を行えば飲める程度） 漁業活動（サケやアユがとれる程度）																																																																																																																
C 類型	工業用水の取水（沈殿処理を行うだけで使用できる程度） 漁業活動（コイやフナがとれる程度）																																																																																																																
D 類型	工業用水の取水（薬品注入処理を行えば使用できる程度）																																																																																																																
E 類型	工業用水の取水（特殊処理を行えば使用できる程度）																																																																																																																
類型	水素イオン濃度 pH	生物化学的酸素要求量 BOD	浮遊物質量 SS	溶存酸素量 DO	大腸菌群数																																																																																																												
AA	6.5~8.5	1以下	25以下	7.5以上	50以下																																																																																																												
A	6.5~8.5	2以下	25以下	7.5以上	1000以下																																																																																																												
B	6.5~8.5	3以下	25以下	5以上	5000以下																																																																																																												
C	6.5~8.5	5以下	50以下	5以上	=																																																																																																												
D	6.0~8.5	8以下	100以下	2以上	=																																																																																																												
E	6.0~8.5	10以下	浮遊物なし	2以上	=																																																																																																												
類型	利水の内容																																																																																																																
AA 類型	水道の取水（ろ過を行うだけで飲める程度）																																																																																																																
A 類型	水道の取水（沈殿ろ過を行えば飲める程度） 漁業活動（ヤマメやイワナがとれる程度）																																																																																																																
B 類型	水道の取水（高度な浄水操作を行えば飲める程度） 漁業活動（サケやアユがとれる程度）																																																																																																																
C 類型	工業用水の取水（沈殿処理を行うだけで使用できる程度） 漁業活動（コイやフナがとれる程度）																																																																																																																
D 類型	工業用水の取水（薬品注入処理を行えば使用できる程度）																																																																																																																
E 類型	工業用水の取水（特殊処理を行えば使用できる程度）																																																																																																																

■（コラム5）支川への浄化導水事業■

水環境の悪化が著しい綾瀬川・芝川、菖蒲川・笹目川では、水環境改善緊急行動計画（清流ネットワーク）を策定し、その取組みの一環として、これらの支川の上流に荒川の水を導水する取り組みを実施しています。

①綾瀬川・芝川等浄化導水事業

- ・工事期間：平成9年～平成15年
- ・導水事業：平成16年から試験導水及び導水による効果に関する水質調査を行っています。
- ・トンネル上部を地下鉄、下部を導水路として利用



図3-38 綾瀬川・芝川等への導水経路



図3-39 綾瀬川への放流口

②菖蒲川・笹目川等浄化導水事業

- ・工事期間：平成15年～平成18年
- ・導水事業：平成18年から試験導水及び導水による効果に関する水質調査を行っています。



図3-40 菖蒲川・笹目川等への導水経路



図3-41 笹目川への放流口

■（コラム5）支川への浄化導水事業■

水環境の悪化が著しい綾瀬川・芝川、菖蒲川・笹目川では、水環境改善緊急行動計画（清流ネットワーク）を策定し、その取組みの一環として、これらの支川の上流に荒川の水を導水する取り組みを実施しています。

①綾瀬川・芝川等浄化導水事業

- ・工事期間：平成9年～平成15年
- ・導水事業：平成16年から試験導水及び導水による効果に関する水質調査を行っています。
- ・トンネル上部を地下鉄、下部を導水路として利用



図3-38 綾瀬川・芝川等への導水経路



図3-39 綾瀬川への放流口

②菖蒲川・笹目川等浄化導水事業

- ・工事期間：平成15年～平成18年
- ・導水事業：平成18年から試験導水及び導水による効果に関する水質調査を行っています。



図3-40 菖蒲川・笹目川等への導水経路



図3-41 笹目川への放流口

第4節 2.3 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

(1) 2.3.1 荒川下流部の河川利用の現状

(1) 河川空間利用の現状

荒川下流部の河川空間は、総面積約1,644,896ha（平成19-令和4(2022)年度末）で東京東部地域最大のオープンスペースとなっています。そのうち、河川敷は688676haで41.36%、水面は668896haで40.47%、堤防が288324haで17.87%です。

河川水辺の国勢調査（河川空間利用実態調査）の結果によれば、荒川下流部の平成18(2014)年度の年間河川空間利用者総数（推計）は約1,598,497万人であり、沿川自治体（2市7区：約402万人）からみた、1人あたりの年間利用回数は4.03.7回でした。

年間の利用場所割合をみると、河川敷が全体の約72.76%を占め、堤防23%、水際41%、水面10%となっています。利用形態割合をみるとスポーツが59%と最も割合が高く、次いで散策等が39%、釣りが3%、水遊びが2%です。

過去の河川空間利用実態調査結果と比較すると、利用場所別でみた場合、河川敷・堤防利用の割合が増加し、水際・水面利用の割合が減少し、利用形態別でみた場合、スポーツの割合が増加する結果となりました。

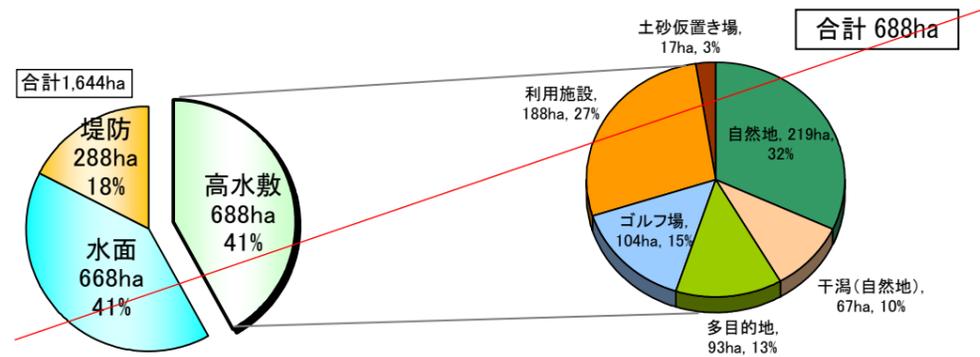


図 3-1 荒川下流部の河川空間の割合

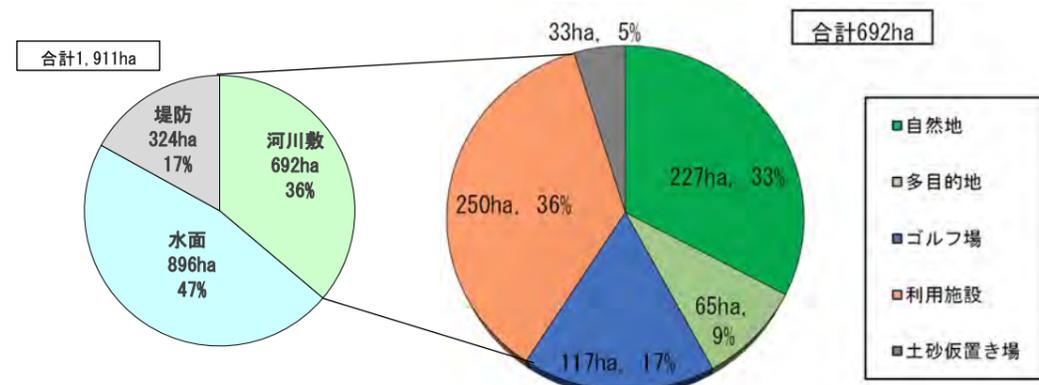


図 2-29 荒川下流部の河川空間の割合

【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

第4節 適正な利用の推進と新たな魅力を創出する川づくり

(1) 荒川下流部の河川利用の現状

1) 河川空間利用の現状

荒川下流部の河川空間は、総面積約1,644ha（平成19年度末）で東京東部地域最大のオープンスペースとなっています。そのうち、河川敷は688haで41%、水面は668haで40%、堤防が288haで18%です。

河川水辺の国勢調査（河川空間利用実態調査）の結果によれば、荒川下流部の平成18年度の年間河川空間利用者総数（推計）は約1,598万人であり、沿川自治体（2市7区：約402万人）からみた、1人あたりの年間利用回数は4.0回でした。

年間の利用場所割合をみると、河川敷が全体の約72%を占め、堤防23%、水際4%、水面1%となっています。利用形態割合をみると散策等が51%と最も割合が高く、次いでスポーツが44%、釣りが3%、水遊びが2%です。

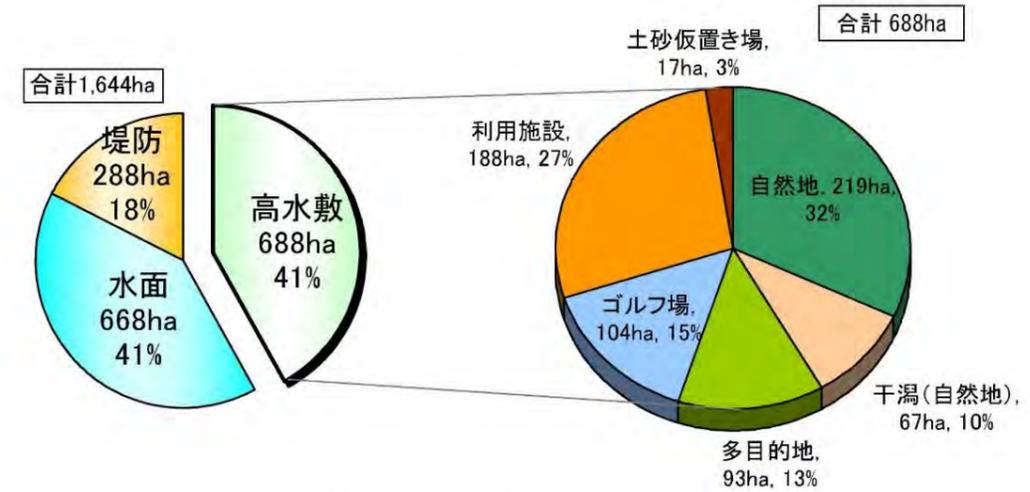


図 3-1 荒川下流部の河川空間の割合

改定後

推進計画（改定案） P. 2-24

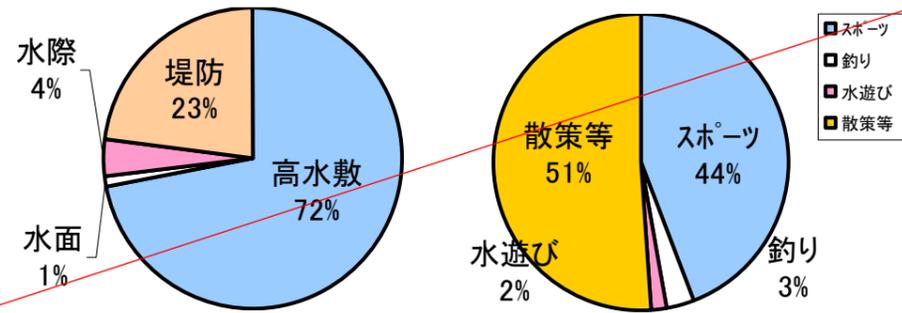


図3-2 平成18年3月の年間河川空間利用の内訳（左：利用箇所、右：利用形態）

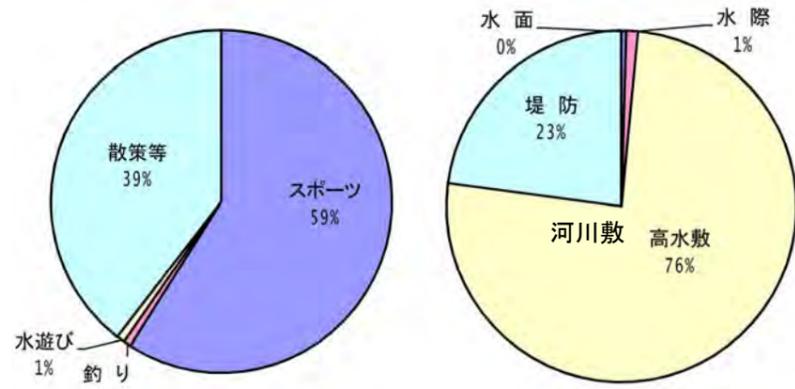


図 2-30 年間利用者数推計（左：利用形態、右：利用場所）

現行

2010 推進計画 P. 3-37

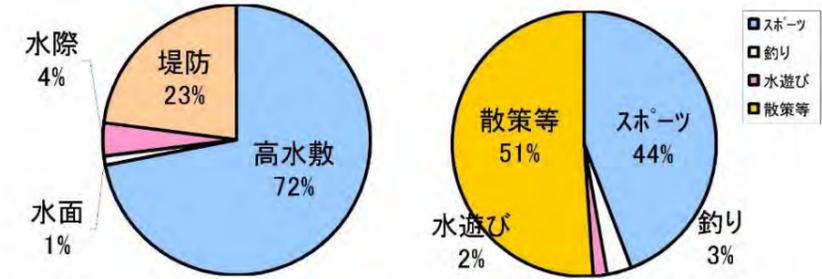


図 3-2 平成 18 年 3 月の年間河川空間利用の内訳（左：利用箇所、右：利用形態）

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-25</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-38</p>
<p>(2) 河川敷利用の現状</p> <p>河川敷は、豊かな自然を有し、あらゆる人が利用できるオープンスペースとしての価値を有します。荒川下流部は、市街化された地域を流れ、都市部の貴重なオープンスペースとしてグラウンドや公園等として高密度に高水敷が利用されています。また、令和2(2020)年1月以降、新型コロナウイルス感染症が流行し、緊急事態宣言が発出されました。緊急事態宣言下では3つの密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるよう推奨されましたが、荒川下流部の河川敷では利用者の増加や流行前より広域の来訪があったことが確認されました。これは荒川下流部が3つの密を避けられる都市部のオープンスペースとして認識され、利用されているものと考えられます。今後もあらゆる人が利用できるオープンスペースとして河川敷の整備を進めていきます。</p> <p>河川敷の利用は、主に施設系の利用と、自然系の利用に大別されます。</p> <p>施設系の利用としては、野球場、サッカー場、ゴルフ場、テニスコート、ゲートボールバーベキュー場等として利用されています。ゴルフ場は、比較的河川敷の広い上流部に集まり、野球場等のスポーツ利用は全川で見られます。公園となっているところでも施設の内容としては野球場、サッカー場等がほとんどであり、都市域の部における河川敷でのスポーツ利用の要請の強いことを物語っています。また、緊急用河川敷道路及び堤防天端を活用して、ウォーキングやサイクリングにも利用されています。</p> <p>自然系の利用としては、散策、緑地広場等の利用があげられ、都市域部に不足しがちな、リフレッシュ、憩いを求めた利用と言えます。さらに、河原や水際部の自然地を活用して、自然観察、虫とり等の体験的、学習的な利用も行われています。また、花火大会イベントやマラソン大会の会場としても利用されており、このように荒川下流部の河川空間は、多様な利用に応える場となっています。</p> <p>平成20-令和4(2022)年現在、荒川下流部の河川敷利用面積の内訳は、スポーツグラウンド、ゴルフ場、公園等の施設系の利用が296432haで4762%と約半分以上を占めており、自然保全地、水際の自然地の面積は253227haで4032%となっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="388 1094 822 1356">  <p>図 3-3 ウォーキング</p> </div> <div data-bbox="890 1094 1323 1356">  <p>図 3-4 サイクリング</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="388 1413 822 1675">  <p>図 3-5 野球</p> </div> <div data-bbox="890 1413 1323 1675">  <p>図 3-6 荒川市民マラソン</p> </div> </div>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ. 荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>2) 河川敷利用の現状</p> <p>河川敷の利用は、施設系の利用と、自然系の利用に大別されます。</p> <p>施設系の利用としては、野球場、サッカー場、ゴルフ場、テニスコート、ゲートボール場等として利用されています。ゴルフ場は、比較的河川敷の広い上流部に集まり、野球場等のスポーツ利用は全川で見られます。公園となっているところでも施設の内容としては野球場、サッカー場等がほとんどであり、都市域の河川敷でのスポーツ利用の要請の強いことを物語っています。</p> <p>自然系の利用としては、散策、緑地広場等の利用があげられ、都市域に不足しがちな、リフレッシュ、憩いを求めた利用と言えます。さらに、河原や水際部の自然地を活用して、自然観察、虫とり等の体験的、学習的な利用も行われています。また、花火大会イベントやマラソン大会の会場としても利用されており、このように荒川下流部の河川空間は、多様な利用に応える場となっています。</p> <p>平成20年現在、荒川下流部の河川敷利用面積の内訳は、スポーツグラウンド、ゴルフ場、公園等の施設系の利用が296haで47%と約半分以上を占めており、自然保全地、水際の自然地の面積は253haで40%となっています。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1567 1129 2071 1451">  <p>図 3-3 ウォーキング</p> </div> <div data-bbox="2110 1129 2614 1451">  <p>図 3-4 サイクリング</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1567 1520 2071 1841">  <p>図 3-5 野球</p> </div> <div data-bbox="2110 1520 2614 1841">  <p>図 3-6 荒川市民マラソン</p> </div> </div>

改定後

推進計画 (改定案) P. 2-25



図 32-331 ウォーキング



図 32-432 サイクリング



図 32-533 野球



図 32-634 マラソン大会

現行

2010 推進計画 P. 3-38



図 3-3 ウォーキング



図 3-4 サイクリング



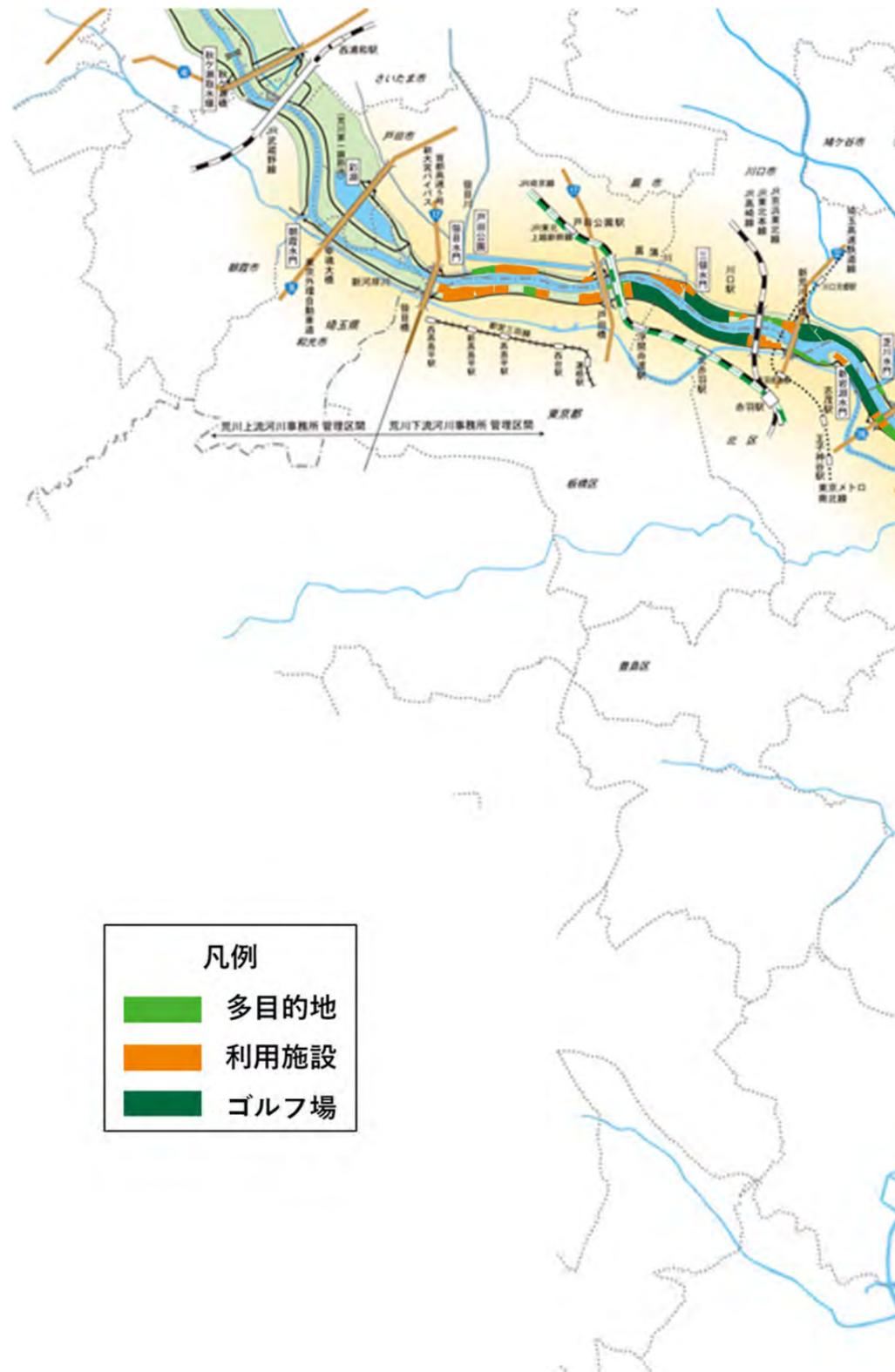
図 3-5 野球



図 3-6 荒川市民マラソン

改定後

推進計画（改定案） P. 2-26



現行

2010 推進計画 P. 3-39

【Ⅱ. 荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

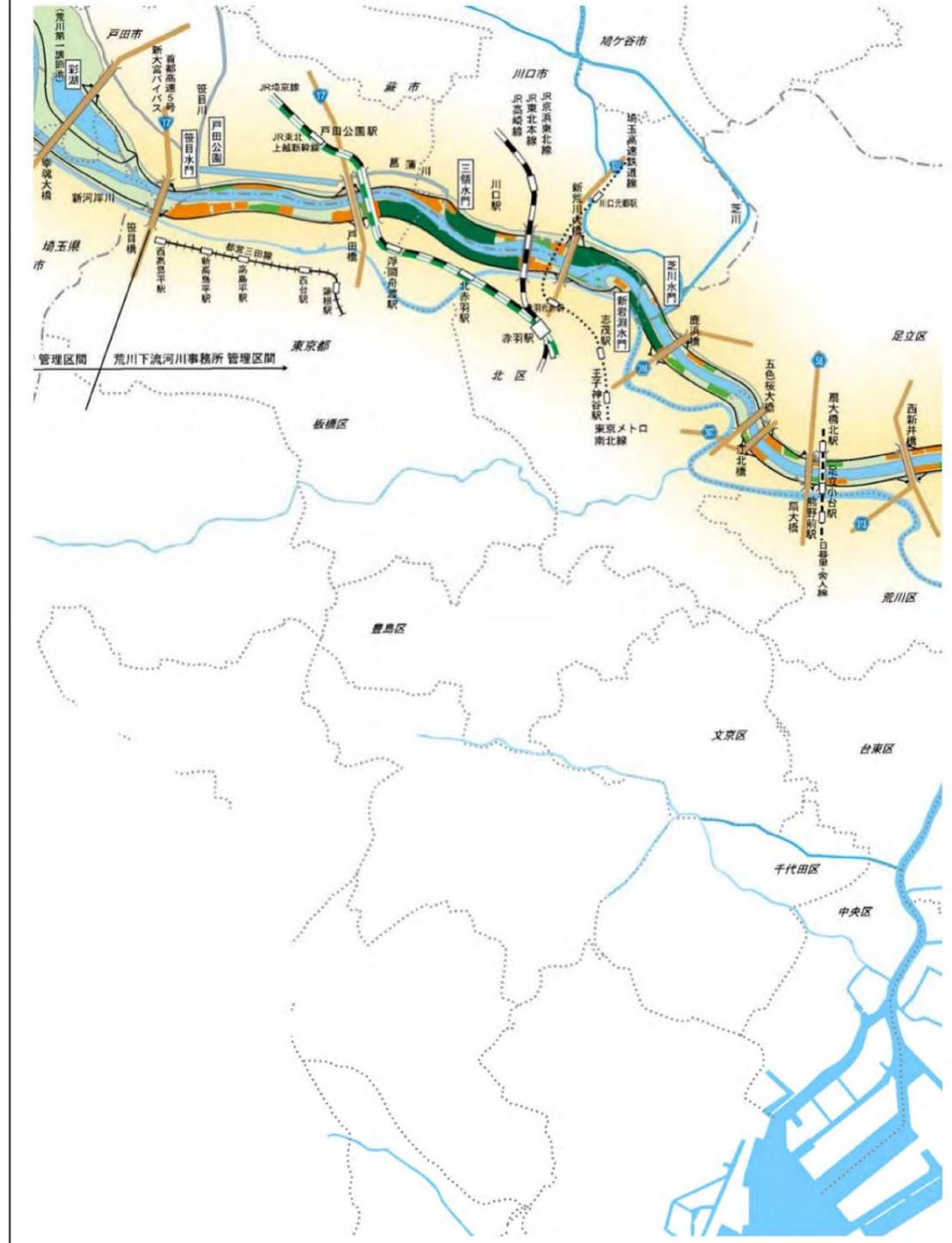




図 2-35 荒川下流部河川敷の多目的地・利用施設・ゴルフ場の位置図

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

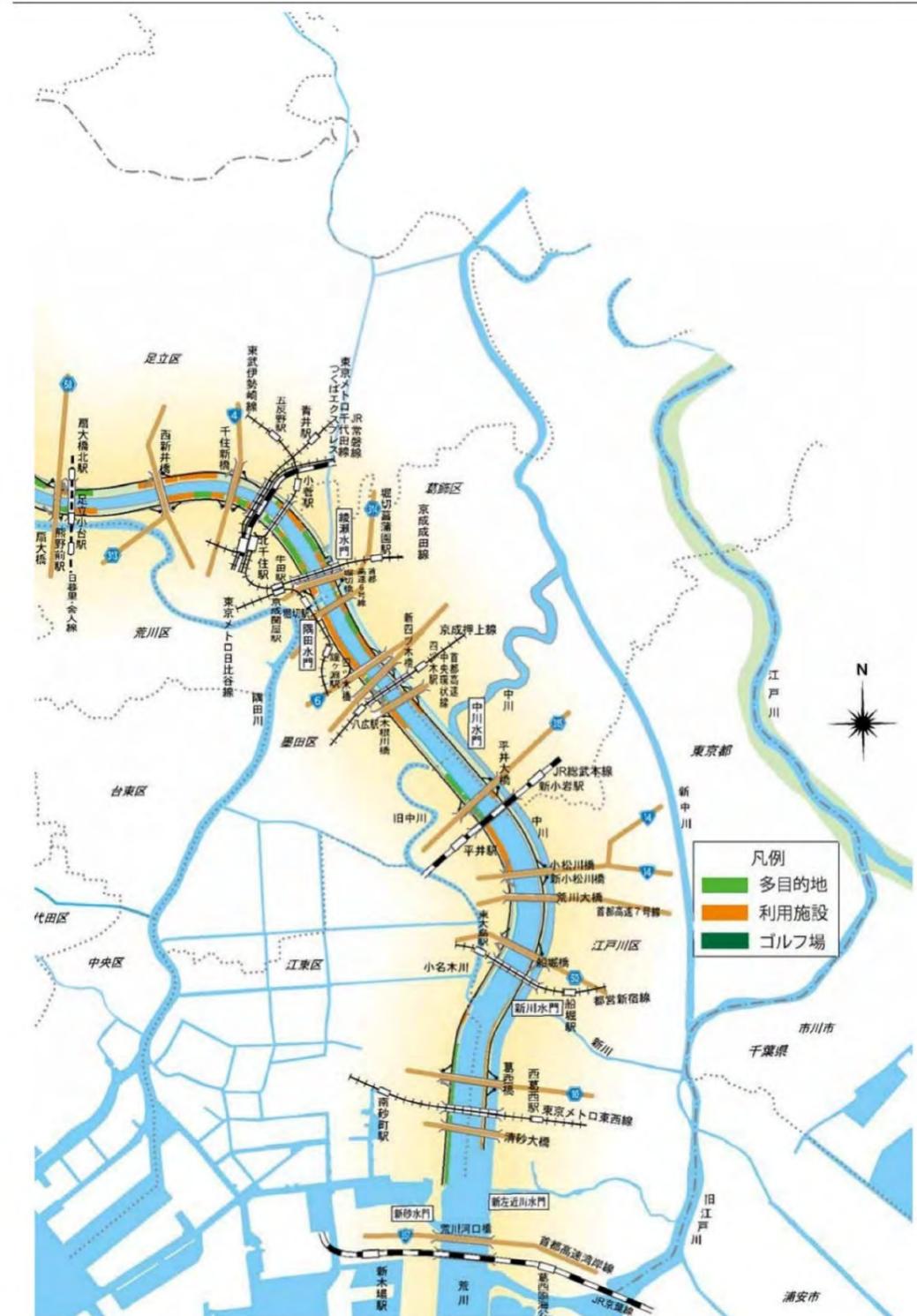


図 3-7 荒川下流部河川敷の利用施設・多目的地等位置図

■（コラム6）荒川下流部の河川敷利用者アンケート調査結果（平成20年度）■

荒川下流部の河川敷利用者及び沿川住民等に実施したアンケート調査（有効回答3,644票／平成20年3月末）によると、自然地については、増加を求める意見が74%でした。一方、スポーツグラウンドは、現状維持を求める意見が69%であり、公園施設については、増やしたいが50%、現状維持が43%となっており、今後はバランスある配置が課題となっています。

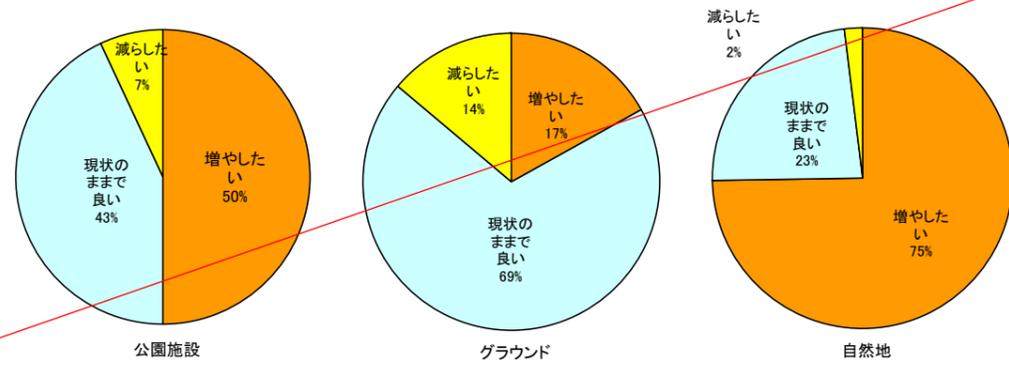


図3-8 アンケート調査による自然地、グラウンド、公園施設に対する住民等、利用者の意向



図3-9 アンケート調査実施状況

■（コラム6）荒川下流部の河川敷利用者アンケート調査結果（平成20年度）■

荒川下流部の河川敷利用者及び沿川住民等に実施したアンケート調査（有効回答3,644票／平成20年3月末）によると、自然地については、増加を求める意見が74%でした。一方、スポーツグラウンドは、現状維持を求める意見が69%であり、公園施設については、増やしたいが50%、現状維持が43%となっており、今後はバランスある配置が課題となっています。

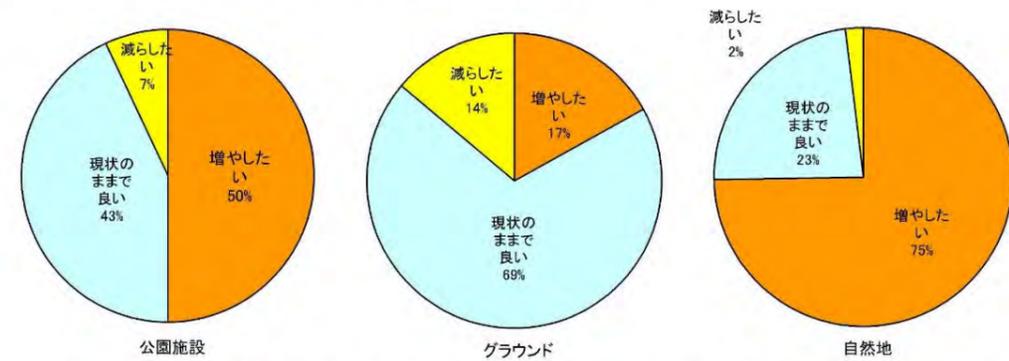


図3-8 アンケート調査による自然地、グラウンド、公園施設に対する住民等、利用者の意向



図3-9 アンケート調査実施状況

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-28	2010 推進計画 P. 3-42
<p>①利用施設・多目的地の現状</p> <p>荒川の広々とした河川敷は、沿川の住民にとって、快適にスポーツを楽しむ貴重な空間といえます。密集した市街地の続く沿川自治体では、荒川の河川敷に整備したグラウンドの果たす役割は大変大きく、沿川 92 市 7 区でにおける荒川河川敷のグラウンド数は、全グラウンド数の約 1/3 に達しています。密集した市街地の続く沿川自治体ではまた、荒川の河川敷の緑地公園は、沿川の住民にとって、貴重な憩いの空間といえます。</p> <p>荒川下流部には、約 239245ha（令和元（2019）年度末）の公園緑地があり、休日には多くの沿川住民に利用されています。</p> <p>また、「荒川将来像計画 1996」ではこれまで、河川敷の自然度向上の取り組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際の生態系ネットワークを形成させるとともに、グラウンドでは、可能な限り草地化することや、周辺に荒川の水を引き込んだ水路を掘ること、グラウンドが連続しないように間に自然地を配置し、昆虫など等の生物生息空間を確保することを位置づけていました。等、「荒川将来像 2010」の策定から 10 年余りが経過したことで、グラウンドの草地化やグラウンド間に草地や灌木、水路等を設置する取り組みが進められてきましたが、グラウンド間に池や藪を設けることによるグラウンド利用者から安全上の安全確保の課題懸念も指摘されていあります。</p> <p>また、荒川下流部をより魅力ある川としていくための川づくりの推進が必要であると考えられます。特に、高齢化に伴い利用者の年齢層等が多様化する中で、休憩場所としての水飲み場や木陰、ベンチが少ないこと、あらゆる人が利用しやすいかつ清潔なトイレが少ないとの要望が挙げられています。</p>	<div data-bbox="2270 275 2650 331" style="text-align: right;"> <p>【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p> </div> <p>① 利用施設・多目的地の現状</p> <p>荒川の広々とした河川敷は、沿川の住民にとって、快適にスポーツを楽しむ貴重な空間といえます。密集した市街地の続く沿川自治体では、荒川の河川敷に整備したグラウンドの果たす役割は大変大きく、沿川 9 市区では、全グラウンド数の約 1/3 に達しています。密集した市街地の続く沿川自治体では、荒川の河川敷の緑地公園は、沿川の住民にとって、貴重な憩いの空間といえます</p> <p>荒川下流部には、約 239ha の公園緑地があり、休日には多くの市民に利用されています。</p> <p>また、「荒川将来像計画 1996」では、河川敷の自然度向上の取り組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際のネットワークを形成させるとともに、グラウンドでは、可能な限り草地化することや、周辺に荒川の水を引き込んだ水路を掘ること、グラウンドが連続しないように間に自然地を配置し、昆虫などの生物生息空間を確保することを位置づけていました。</p> <p>「荒川将来像計画 1996」の策定から 10 年余りが経過したことで、グラウンドの草地化やグラウンド間に草地や灌木、水路等を設置する取り組みが進められてきましたが、グラウンド間に池や藪を設けることでグラウンド利用者から安全上の課題も指摘されています。</p>

②ゴルフ場の現状

現在、笹目橋より下流の荒川の河川敷には、~~4~~ 4つのゴルフ場があり、面積は合計約~~104~~118ha ~~に上~~つています。ゴルフ場には、~~利用施設の中では、~~芝生やシダレヤナギなど等が生育し、~~利用施設の中では~~良く管理された緑の多い場所となっています。

~~また、ゴルフ場の中には、水路（多くは雨水等の排水用）や池が数多く残されており、メダカやゲンゴロウブナ（ヘラブナ）などの魚が生息しています。~~

「荒川将来像計画 2010」では、これまで河川敷の自然度向上の取り組みを進め、~~小さな自然地と大きな自然地や水際の生態系ネットワークを形成させるとともに、~~ゴルフ場の自然度向上の取り組みとして、~~池や水路の拡大や、フェアウェイ周辺の自然地化、農薬の使用の制限等適切な維持管理を進めてきました。を限定し、無農薬のゴルフ場を目指すこと等を位置づけていました。~~

休日には、一般市民への開放を行っているゴルフ場や水際の楽校に登録し、ゴルフ場内の水路や池を環境学習自然体験活動の場として活用する取り組みも行われています。

ゴルフ場では、自然度向上の取り組みをできる限り積極的に進めてきていますが、洪水時には水路等に土砂が堆積してしまい、維持が難しいという声も聞かれます。また、ゴルフ場周辺の自然度の更なる向上を求める意見も挙げられています。

なお、休日には、~~一般市民への開放を行っているゴルフ場や水際の楽校に登録し、~~ゴルフ場内の水路や池を環境学習の場として活用する取り組みも行われています。



図 32-1036 荒川下流部に立地するゴルフ場の位置

表 32-12 荒川下流部に立地するゴルフ場の概要（平成令和 214 (2022) 年 4月時点）

名称	地区	占有者	面積 (ha)	ホール数等
東京都民ゴルフ場	足立区、北区	足立区長	12.216.2	9H
川口パブリックゴルフ場	川口市	(株)川口パブリックゴルフ場	21.524.0	12H+練習場
赤羽ゴルフ倶楽部	北区、板橋区	(株)赤羽ゴルフ場	47.755.2	18H+練習場
川口市浮間ゴルフ場	川口市	川口市長	22.423.1	12H

② ゴルフ場の現状

現在、笹目橋より下流の荒川の河川敷には、4つのゴルフ場があり、面積は合計約 104ha になっています。ゴルフ場は、利用施設の中では、芝生やシダレヤナギなどの良く管理された緑の多い場所となっています。また、ゴルフ場の中には、水路（多くは雨水等の排水用）や池が数多く残されており、メダカやゲンゴロウブナ（ヘラブナ）などの魚が生息しています。

「荒川将来像計画 1996」では、河川敷の自然度向上の取り組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際のネットワークを形成させるとともに、ゴルフ場の自然度向上の取り組みとして、池や水路の拡大や、フェアウェイ周辺の自然地化、農薬の使用を限定し、無農薬のゴルフ場を目指すこと等を位置づけていました。

ゴルフ場では、自然度向上の取り組みをできる限り積極的に進めてきていますが、洪水時には水路等に土砂が堆積してしまい、維持が難しいという声も聞かれます。

なお、休日には、一般市民への開放を行っているゴルフ場や水際の楽校に登録し、ゴルフ場内の水路や池を環境学習の場として活用する取り組みも行われています。



図 3-10 荒川下流部に立地するゴルフ場の位置

表 3-1 荒川下流部に立地するゴルフ場の概要（平成 21 年 4 月時点）

名称	地区	面積 (ha)	ホール数等
東京都民ゴルフ場	足立区	12.2	9H
川口パブリックゴルフ場	川口市	21.5	12H+練習場
赤羽ゴルフ倶楽部	北区、板橋区	47.7	18H+練習場
浮間ゴルフ場	川口市	22.4	12H

改定後

推進計画（改定案） P. 2-30～2-31



図 32-1137 川口市浮間ゴルフ場における水辺の楽校の活動状況

③河川における利用の便利施設の現状

荒川下流部には、約239245ha（令和元(2019)年度末）の公園・緑地があり、休日には多くの沿川住民に利用されています。

訪れる人が快適に利用できるように、トイレやベンチ、^{あずまや}四阿、駐車場、堤防上の法面に階段・坂路が整備されています。

a) ◆トイレ

河川敷のトイレは、利用者が安心して利用でき、川を汚さないために必要な施設です。荒川下流部のトイレ設置状況は、河川敷や堤防（~~スーパー~~高規格堤防上）に概ね1kmあたりに1箇所が設置されており、今までの沿川自治体等の努力により充実してきたものです。また、~~なかには~~老朽化したトイレは改築したり、車イスでも使える多目的トイレも整備されたりしています。

しかし、~~現在荒川にあるトイレの中にはメンテナンスが行き届かず、悪臭いや汚れ等で快適に利用しづらいといった事例がありものも見られ~~、河川敷利用者から明るく、清潔なトイレを望む意見が~~上げられて~~上げられています。また、洪水時には水位が上昇する前にトイレの一時撤去が必要となりますが、下流部では水位が河川敷を超えることはほとんどなく、空振りすることも多いため、~~労力・費用を考慮すると、負担が大きいのも事実です。~~



図 32-1238 多目的トイレ（江東区）

現行

2010 推進計画 P. 3-44

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方



図 3-11 浮間ゴルフ場における水辺の楽校の活動状況

③ 河川利用の便利施設の現状

荒川下流部には、約 239ha の公園・緑地があり、休日には多くの市民に利用されています。

訪れる人が快適に利用できるように、トイレやベンチ、四阿、駐車場、堤防上の階段・坂路が整備されています。

a) トイレ

河川敷のトイレは、利用者が安心して利用でき、川を汚さないために必要な施設です。荒川下流部のトイレ設置状況は、河川敷や堤防（スーパー堤防上）に概ね1kmあたりに1箇所が設置されており、今までの沿川自治体等の努力により充実してきたものです。また、なかには車イスでも使える多目的トイレも整備されています。

しかし、現在荒川にあるトイレの中にはメンテナンスが行き届かず、悪臭等で快適に利用しづらいものも見られ、河川敷利用者から明るく、清潔なトイレを望む意見が上げられています。



図 3-12 多目的トイレ（江東区）

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-32	2010 推進計画 P. 3-45
<p>b) ◆ベンチ・^{あづまや}四阿</p> <p>ベンチや四阿は、河川空間を快適に利用するためのアメニティ施設であり、河川敷利用者のアンケート結果から、利用者からの要望も多い施設です。利用者の利便性を向上させるためにも、休憩場所となる施設を積極的に設置していくことが望まれます。</p>  <p>図 32-1339 四阿（あづまや）の例（戸田市）</p> <p>c) ◆駐車場</p> <p>荒川下流部の河川敷にはこの駐車場では河川敷地の占有許可に関する規則で認められる場合に限り占有されており、限定的に駐車場が設置・管理施設利用者から多く利用されています。</p> <p>一方で、河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります。</p>  <p>図 32-1340 荒川河川敷の駐車場の利用状況（板橋区）</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ. 荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>b) ベンチ・^{あづまや}四阿</p> <p>ベンチや四阿は、河川空間を快適に利用するためのアメニティ施設であり、河川敷利用者のアンケート結果から、利用者からの要望も多い施設です。利用者の利便性を向上させるためにも、休憩場所となる施設を積極的に設置していくことが望まれます。</p>  <p>図 3-13 四阿（戸田市）</p> <p>c) 駐車場</p> <p>荒川下流部の河川敷には限定的に駐車場が設置・管理されています。</p> <p>一方で、河川敷を散策利用している方等からスポーツ利用以外の人も利用できるようにしたいという要望があります。</p>  <p>図 3-14 荒川河川敷の駐車場の利用状況（板橋区）</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-33</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-45～3-46</p>
<p>㊦◆堤防の階段・坂路 荒川下流部の堤防は、沿川の地盤高からの高低差が最大約 20m と大きく、平成 8 年当時は、沿川市街地から河川敷にアクセスする場合、急な階段が多いことが課題でしたが、その後、堤防の整備と合わせて、堤防上から河川敷へ緩やかにアクセスするための階段や手すり、さらには坂路（スロープ）が整備され、あらゆる人が利用しやすいように大きく改善されています。また、荒川下流部では、福祉の荒川づくりとして、高齢者の身体能力を疑似体験できる福祉体験広場を整備しました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="332 491 842 827"> </div> <div data-bbox="899 491 1409 827"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="388 827 789 856"> <p>図 32-1441 堤防の階段の整備例</p> </div> <div data-bbox="964 827 1338 856"> <p>図 32-1542 スロープの整備例</p> </div> </div>	<p>d) 堤防の階段・坂路 荒川下流部の堤防は、沿川の地盤高からの高低差が最大約 20m と大きく、平成 8 年当時は、沿川から河川敷にアクセスする場合、急な階段が多いことが課題でしたが、その後、堤防の整備と合わせて、堤防上から河川敷へ緩やかにアクセスするための階段や坂路（スロープ）が整備され、大きく改善されています。また、荒川下流部では、福祉の荒川づくりとして、高齢者の身体能力を疑似体験できる福祉体験広場を整備しました。</p> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p>【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="1540 722 2077 1079"> </div> <div data-bbox="2092 722 2629 1079"> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div data-bbox="1673 1079 1997 1108"> <p>図 3-15 堤防の階段の整備例</p> </div> <div data-bbox="2208 1079 2502 1108"> <p>図 3-16 スロープの整備例</p> </div> </div>

④河川敷利用マナーの現状

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った人々により、多様な利用が行われています。
 しかし近年、荒川下流部の河川敷では、高速自転車の走行やゴルフの練習、ラジコン飛行機、ドローン、ゴミの不法投棄、不法工作物・不法耕作等の迷惑・危険行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっています。
 荒川の将来を考える協議会、市民会議の討議や河川敷利用者等のアンケートにおいても、河川敷利用者間のマナーの悪化が問題提起されることが多くなっており、2市7区共通の河川敷利用ルールを決める等の対策が望まれています。たことを踏まえ、荒川下流河川事務所と沿川自治体等は協働して荒川下流河川敷利用ルールを策定し、平成 22(2010)年 4 月から運用しています。平成 25(2013)年に禁止行為、危険・迷惑行為及びマナーに分類した後、平成 30(2018)年にドローンに関する航空法改正を受けた改定を行っています。河川敷利用に関して問い合わせの多い項目について再度見直し、令和 4(2022)年 7 月 1 日から改定ルールの運用を開始しました。一方で、ドローンに関しては将来的に河川上空において複数のドローン飛行が想定されることから、河川上空利用ルールの策定に向け、令和 4(2022)年度より実証実験等を行っています。



図 32-1743 河川敷への原付バイク乗り入れ



図 32-1844 河川敷認められない場所でのゴルフ練習

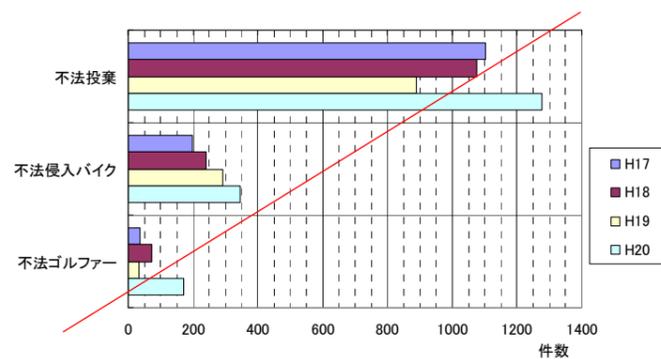


図 3-1-1 荒川下流部の河川敷における不法行為件数

④ 河川敷利用マナーの現状

荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った人々により、多様な利用が行われています。
 しかし近年、荒川下流部の河川敷では、高速自転車走行やゴルフの練習、ラジコン飛行機、ゴミの不法投棄、不法工作物・不法耕作等の迷惑・危険行為が増加し、重大事故の発生や河川美化の低下につながっています。荒川の将来を考える協議会、市民会議の討議や河川敷利用者等のアンケートにおいても、河川敷利用者間のマナーの悪化が問題提起されることが多くなっており、2市7区共通の河川敷利用ルールを決める等の対策が望まれています。



図 3-17 河川敷への原付の乗り入れ



図 3-18 河川敷でのゴルフ練習

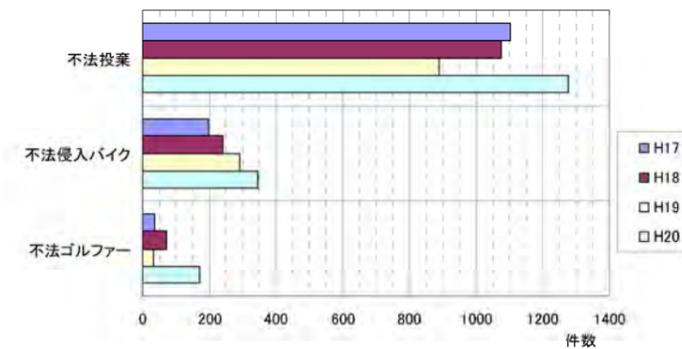


図 3-19 荒川下流部の河川敷における不法行為件数

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-35	2010 推進計画 P. -
<div data-bbox="400 243 1341 991" style="border: 2px solid #00a0e3; padding: 10px;"> <p style="text-align: center; color: #00a0e3; font-weight: bold;">荒川下流河川敷利用ルール</p> <p style="font-size: small;">荒川下流部の河川敷を誰もが安全で快適に利用できるように、この利用ルールをしっかりと守り、また他の利用者への心遣い・譲り合いの心を忘れないようにしましょう。 利用ルールの適用範囲は、河口から笹目橋までの約30km区間です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>❌ 禁止行為 法律で禁止されている行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ❶ ゴミの不法投棄は禁止です。 ❷ たき火やゴミの焼却は禁止です。 ❸ 犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。 ❹ 自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合は除く)。 </div> <div style="width: 45%;"> <p>❤️ マナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ❶ 自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。 特に自転車は衝突した際、大事故につながるがあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。 ❷ 河川敷の道路に自転車を止めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。 </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>⚠️ 危険・迷惑行為 安全対策や防音対策がない河川敷で実施した場合、他の利用者や付近住民に危険や迷惑を及ぼす行為。</p> <div style="display: flex;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid #ccc; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">危険行為</div> <ul style="list-style-type: none"> ❶ バットやゴルフクラブなどは使用しない。 ❷ バーベキューや煮炊きなどは行わない。 ❸ 無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。 <p style="font-size: x-small;">ただし、指定場所を除く。また、占用地においては占有者、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合は除く。</p> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <div style="display: flex;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; border: 1px solid #ccc; padding: 2px 5px; margin-right: 5px;">迷惑行為</div> <ul style="list-style-type: none"> ❹ 他の者に迷惑をかける騒音は出さない。 ❺ 22時から翌朝6時までには花火をしない。 </div> </div> </div> </div>	

図 2-45 荒川下流河川敷利用ルール（令和4(2022)年7月改定）

(3) 水面利用の現状

① 水面利用の現状

荒川の河口から秋ヶ瀬取水堰までの約 40 kmは船舶が航行することができ、~~タンカー~~・水上バス・プレジャーボート・~~レガッタカヌー~~等の船舶が多く航行しています。~~平日は、タンカー、貨物船などの物流利用が多く、~~週末は戸田橋付近では~~レガッタカヌー~~等が、河口部にかけてはプレジャーボートの利用が盛んとなっているほか、水上スキーや SUP ボードの利用も見られます。

また、水面の航行の支援と、災害時の緊急物資輸送の拠点を目的として、沿川自治体におよそ 1 箇所ずつ**緊急用船着場**（リバーステーション）が整備されています。

水上バスは、隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等をつなぐルートがあります。荒川下流部区間では、河口部の葛西臨海公園、江戸川区の平井の船着場に不定期便が運航しています。



~~図 3-20 タンカー~~



図 32-2146 プレジャーボート



図 32-2247 ボート競技



図 32-2348 水上バス

3) 水面利用の現状

① 水面利用の現状

荒川の河口から秋ヶ瀬堰までの約 40 kmは船舶が航行することができ、タンカー・水上バス・プレジャーボート・レガッタ等の船舶が多く航行しています。平日は、タンカー、貨物船などの物流利用が多く、週末は戸田橋付近ではレガッタ等が、河口部にかけてはプレジャーボートの利用が盛んとなっています。

また、水面の航行の支援と、災害時の緊急物資輸送の拠点を目的として、沿川自治体におよそ 1 箇所ずつリバーステーションが整備されています。

水上バスは、隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等をつなぐルートがあります。荒川下流部区間では、河口部の葛西臨海公園、江戸川区の平井の船着場に不定期便が運航しています。



図 3-20 タンカー



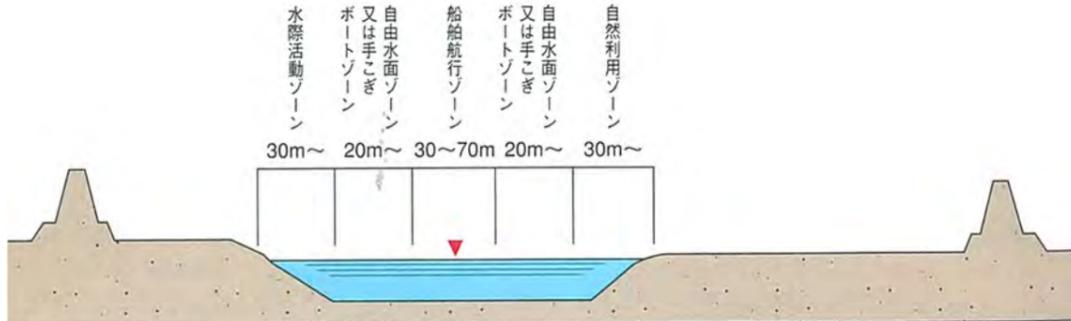
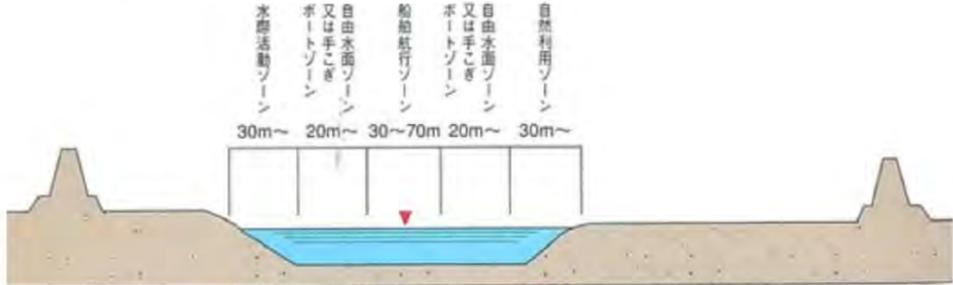
図 3-21 プレジャーボート



図 3-22 ボート競技



図 3-23 水上バス

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-37</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-47～3-48</p>
<p>②水面利用のルール 荒川では、船舶航行が盛んですが、その一方で、船舶が通航する際に発生する波（航走波）によって、河岸が侵食され、ヨシなど等の水辺の植生の生育が阻害されたり、水際での散策や釣りなど等の利用に影響を与えます。また、船舶同士の事故も発生しています。このような課題を解決するため、荒川の水面利用に関するルール等が以下次の通とおり施行されています。</p>  <p>図 32-2449 航走波の発生状況</p> <p>a) i) 「荒川水系水面利用計画」 学識者、沿川自治体、河川水面利用者、警察、河川管理者等から構成される荒川水系水面利用協議会の提言を受けて安全に快適に荒川の水面利用を行うことを目的として関係機関が協議し「荒川水系水面利用計画」（建設省、埼玉県・東京都）を平成 3（1991）年 8 月に策定した計画で、秩序ある河川水面の利用を推進していくための基本的な事項、水面利用計画、航行に関するマナー、水辺整備計画等を記載しています。</p>  <p>図 32-2550 荒川水系水面利用計画の水面利用区分</p>	<p>② 水面利用のルール 荒川では、船舶航行が盛んですが、その一方で、船舶が通航する際に発生する波（航走波）によって、河岸が侵食され、ヨシなどの水辺の植生の生育が阻害されたり、水際での散策や釣りなどの利用に影響を与えます。また、船舶同士の事故も発生しています。このような課題を解決するため、荒川の水面利用に関するルール等が以下の通り施行されています。</p> <p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p>  <p>図 3-24 航走波の発生状況</p> <p>a) 「荒川水系水面利用計画」 安全に快適に荒川の水面利用を行うことを目的として関係機関が協議し「荒川水系水面利用計画」（建設省、埼玉県・東京都）を平成 3 年 8 月に策定しています。</p>  <p>図 3-25 荒川水系水面利用計画の水面利用区分</p>

b) ii) 「荒川における船舶の通航方法」

船舶相互間の調整や河川環境との調和等の観点から、船舶が荒川を通航するにあたって守るべきルールとして、「荒川における船舶の通行方法」が河口から秋ヶ瀬取水堰までの区間に~~つ~~おいて平成13(2001)年4月から施行されています。

この区間を「河川舟運促進区域」として位置づけ、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法を定めました。~~また、現地の状況にあわせて以下の5種類の「特定の区域」を設定し、それぞれ通航方法を定めています。~~

(2) 「特定の区域」で適用となる通航方法

①動力船通航禁止区域
手こぎボート（レガッタ等）が安心して通航できるように動力船通航禁止区域を設定します。原則として動力船の通航を禁止します。

②自然保全区域
河岸の自然環境を保全するために、自然保全区域を設定します。船舶等の通航を原則として禁止します。

③水上オートバイ通航方法制限区域
水面利用の状況や河道の状況を考慮して、水上オートバイ通航方法制限区域を設定します。水上オートバイの不規則な通航を禁止します。

④減速区域
河岸の自然環境や係留施設等に係留している船舶に支障が生じないようにするため、減速区域を設定します。航走波による自然環境や係留されている船舶などへ支障を与えないように減速します。

⑤施設管理区域

回転禁止	動力船通航禁止	水上オートバイ禁止	進入禁止	進入可
追越し禁止	行会い・追越し禁止	汽笛		
		●この標識が表示されている施設管理区域に進入しようとするときは、長音一回の汽笛信号を行うように努めなければならない。また、当該動力船に接近する他の船舶等は、長音一回の汽笛信号等により応答するように努めなければならない。		

図 3-26 「特定の区域」の通航方法

b) 「荒川における船舶の通航方法」

船舶相互間の調整や河川環境との調和等の観点から、船舶が荒川を通航するにあたって守るべきルールとして、「荒川における船舶の通行方法」が河口から秋ヶ瀬取水堰までの区間について平成13年4月から施行されています。

この区間を「河川舟運促進区域」として位置づけ、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図るため、船舶等が守るべき通航方法を定めました。また、現地の状況にあわせて以下の5種類の「特定の区域」を設定し、それぞれ通航方法を定めています。

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

(2) 「特定の区域」で適用となる通航方法

①動力船通航禁止区域
手こぎボート（レガッタ等）が安心して通航できるように動力船通航禁止区域を設定します。原則として動力船の通航を禁止します。

②自然保全区域
河岸の自然環境を保全するために、自然保全区域を設定します。船舶等の通航を原則として禁止します。

③水上オートバイ通航方法制限区域
水面利用の状況や河道の状況を考慮して、水上オートバイ通航方法制限区域を設定します。水上オートバイの不規則な通航を禁止します。

④減速区域
河岸の自然環境や係留施設等に係留している船舶に支障が生じないようにするため、減速区域を設定します。航走波による自然環境や係留されている船舶などへ支障を与えないように減速します。

⑤施設管理区域

回転禁止	動力船通航禁止	水上オートバイ禁止	進入禁止	進入可
追越し禁止	行会い・追越し禁止	汽笛		
		●この標識が表示されている施設管理区域に進入しようとするときは、長音一回の汽笛信号を行うように努めなければならない。また、当該動力船に接近する他の船舶等は、長音一回の汽笛信号等により応答するように努めなければならない。		

図 3-26 「特定の区域」の通航方法

改定後

推進計画（改定案） P. 2-38

㊦ iii) 「河川航行情報図（東京低地河川ナビゲーションマップ）」

~~これまで河川には、水深や橋梁の桁下高等の情報を示す図がありませんでした。~~

荒川では、全国で初めて海図に準じて河川を安全に船舶が航行する上で必要となる情報を、河口～秋ヶ瀬取水堰区間を対象にわかりやすく図にまとめ、「河川航行情報図東京低地河川ナビゲーションマップ」として平成 18(2006)年 2 月から公表しています。その後、平成 25(2013)年度に河川航行情報図（東京低地河川ナビゲーションマップ）を作成し、平成 26(2014)年 3 月に荒川下流河川事務所ホームページに掲載しました。これにより、荒川下流部を航行する船舶は、普段から安心して航行することができる~~とともに~~、平常時に荒川を利用しない船舶が災害時に救援・復旧活動を行う際にも円滑に航行や接岸を行~~う~~ことができます。

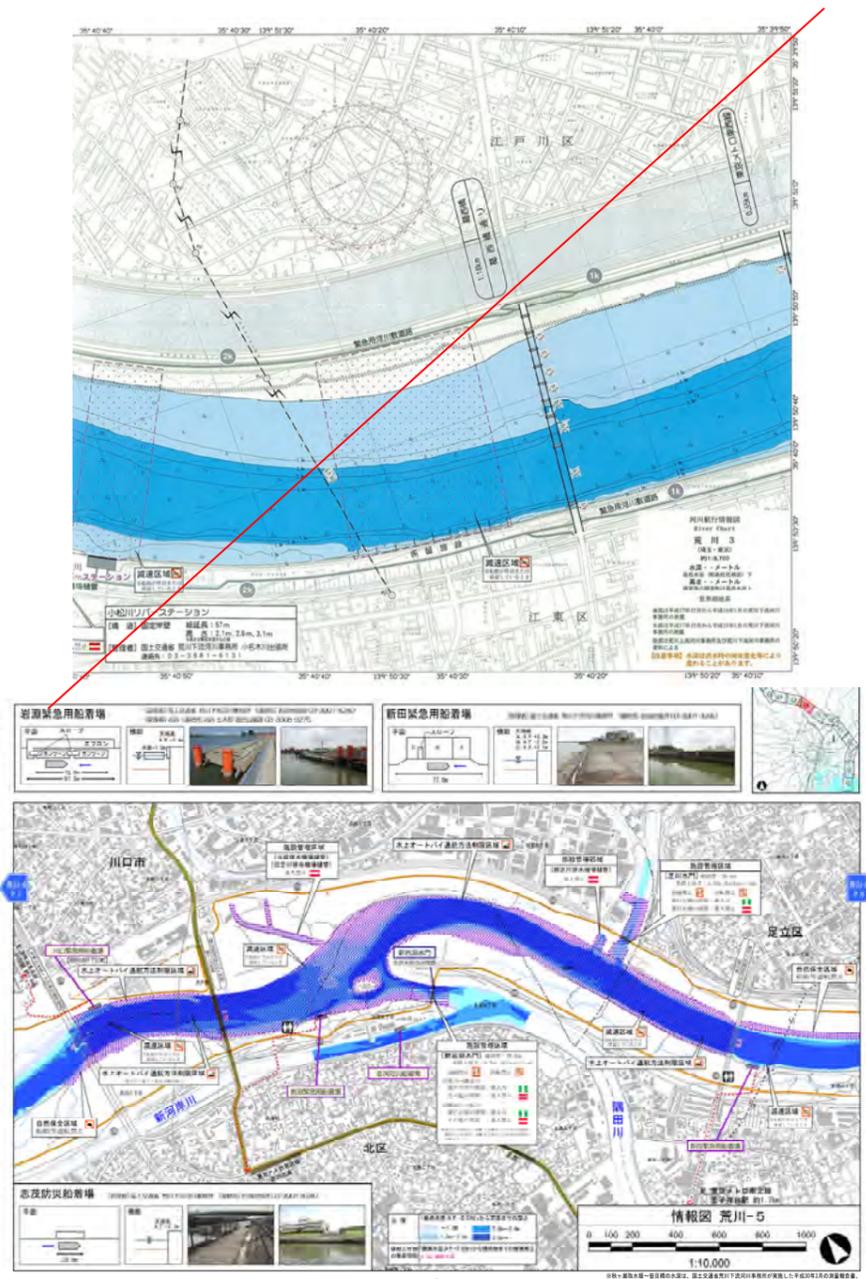


図 32-2751 荒川の河川航行情報図東京低地河川ナビゲーションマップの例

現行

2010 推進計画 P. 3-50

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

c) 「河川航行情報図」

これまで河川には、水深や橋梁の桁下高等の情報を示す図がありませんでした。

荒川では、全国で初めて海図に準じて河川を安全に船舶が航行する上で必要となる情報を、河口～秋ヶ瀬取水堰区間を対象にわかりやすく図にまとめ、「河川航行情報図」として平成 18 年 2 月から公表しています。これにより、荒川下流部を航行する船舶は、普段から安心して航行することができる~~とともに~~、平常時に荒川を利用しない船舶が災害時に救援・復旧活動を行う際にも円滑に航行や接岸を行うことができます。

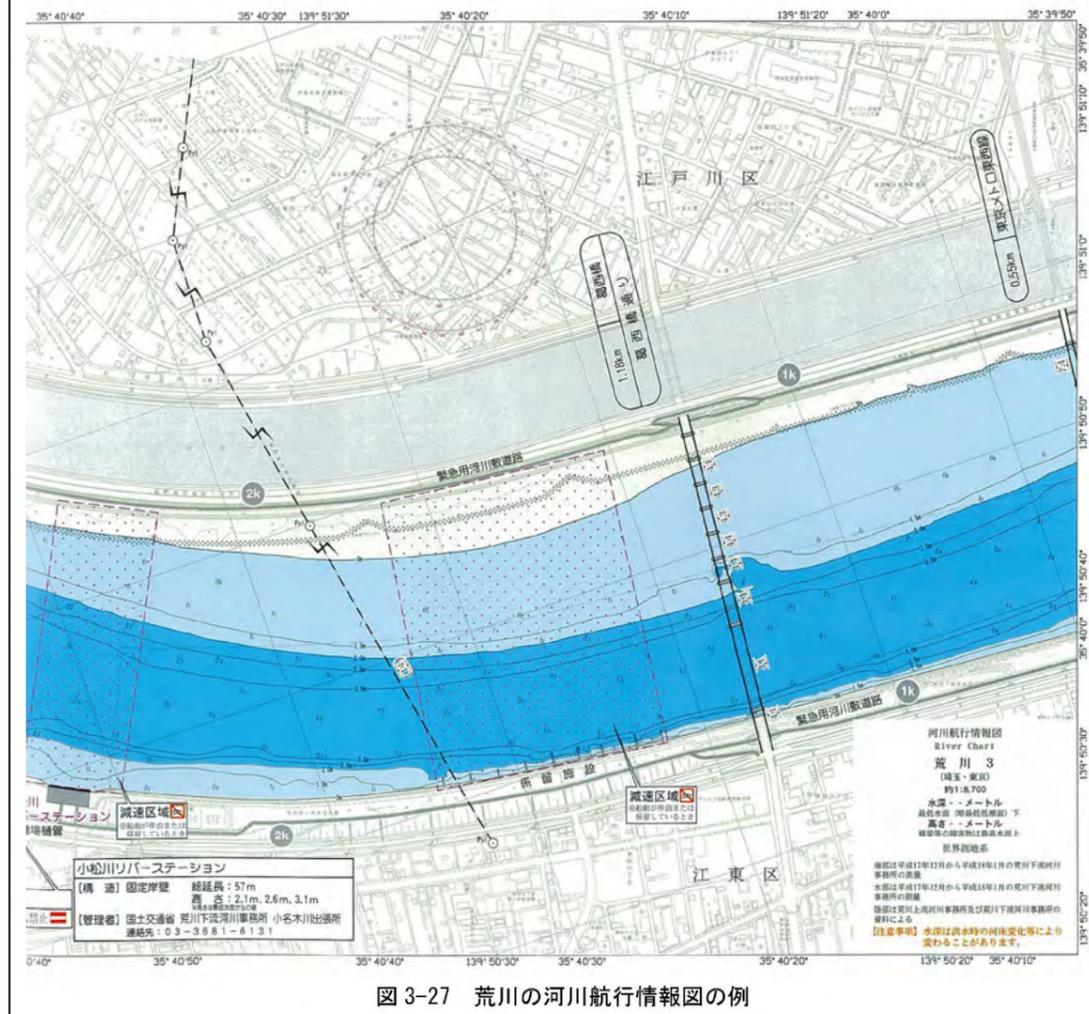


図 3-27 荒川の河川航行情報図の例

改定後	現行
<p align="center">推進計画（改定案） P. 2-39</p>	<p align="center">2010 推進計画 P. -</p>
<p>iv) 「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）」</p> <p>荒川下流部では、緊急用船着場（リバーステーション）が整備されており、災害時の復旧活動に必要な資機材や救援物資等の積み下ろしに用いられているほか、平常時にも水上バスの発着場等として利用されています。</p> <p>緊急用船着場を災害時・緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用してもらうことが大切です。</p> <p>そこで、荒川下流部では、「荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）」を平成 30（2018）年に作成（令和元（2019）年改定）し、運用しています。</p> <div data-bbox="311 562 1430 1354" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p align="center">平成 30 年 6 月 25 日 施行 令和 元年 6 月 1 日 改定後施行</p> <p align="center">荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール （暫定版）</p> <p>東京低地河川である荒川には、大規模な災害に備え、復旧活動の拠点や運搬ルートを確認するための緊急用船着場等を整備している。災害等緊急時には、緊急用河川敷道路と連携し、復旧活動に必要な資機材の運搬や沿川被災地への救命、消防活動のための輸送を行う。</p> <p>また、救援物資の運搬や帰宅困難者の輸送など、重要な機能を担う施設として期待されている。緊急用船着場等を災害等緊急時に船舶が安全かつ確実に利用できるようにするため、また、多くの人に知ってもらうためには、平常時から利用してもらうことが大切である。</p> <p>このため、沿川住民の利便に配慮し平常時における船着場利用を促進するために、荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）（以下「利用ルール」という。）を定める。</p> <p>なお、この利用ルールは、災害等緊急時及び平常時における管理・監視・工事・訓練等の国・地方公共団体・警察・消防等による利用及び船着場管理者による利用以外の利用に適用する。</p> <p>1. 対象船着場と対象船舶</p> <p>①利用ルールを適用する船着場は、荒川下流部（笹目橋から河口）等にある緊急用船着場等を対象とする。</p> <p>②緊急用船着場等を利用可能な船舶は、事業者の旅客船（水上バス、観光ツアー船等）、プレジャーボート、非動力船を基本とする。但し、水上オートバイは対象としない。</p> <p>2. 利用の優先</p> <p>災害等緊急時に、国、地方公共団体、警察又は消防等、また、これらの者の依頼を受けた者が捜索又は救助を行う場合については、全ての利用に優先される。また、平常時は、管理・監視・工事・訓練等の国、地方公共団体、警察又は消防等、並びに国、地方公共団体の許可を受けた者の利用は、利用ルールに基づく登録者の利用より優先される。</p> <p>3. 利用方法</p> <p>①利用にあたっては、自己の責任において行うこと。また、利用者間のトラブル等は利用者間</p> <p>で調整・解決すること。</p> <p>②本利用ルールに基づく利用を希望する者は、荒川下流河川事務所に利用者登録を行うこと。その後、利用前に事前利用の申請・連絡をすること。利用の申請・連絡は、戸田緊急用船着場（埼玉県戸田市）、岩瀬緊急用船着場（東京都北区）、堀切緊急用船着場（東京都葛飾区）、平井水上ステーション（東京都江戸川区）においては、各市区の条例に基づき申請し承認を受けることとし、利用料及び鍵の貸与等については、条例等に基づくものとする。その他の緊急用船着場においては、運用要領で定める。それ以外の者は利用できない。</p> <p>③日の出から日没まで利用可能とする。照明設備を装備した船舶は夜間利用も可能とする。</p> <p>④接岸は原則 20 分以内とする。</p> <p>⑤利用後は、船着場利用者が門扉を閉め、施設を確実に払い、荒川下流河川事務所に報告すること。</p> <p>4. 禁止事項</p> <p>緊急用船着場等を原則、乗降以外の目的で利用することを禁止する。</p> <p>戸田緊急用船着場、岩瀬緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションについては、各市区の条例（禁止事項もしくは行為の制限）によるものとする。</p> <p>5. 利用の取消し等</p> <p>①利用ルールに反した場合及び以下の事項に該当するものと認めた場合は、利用登録を取消・制限することができる。</p> <p>（1）公益を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>（2）公序良俗に反するおそれがあると認めるとき。</p> <p>（3）前 2 号に掲げるもののほか、河川管理上支障があると認めるとき。</p> <p>②災害、その他事故により、船着場の利用を取消、制限することができる。</p> <p>6. その他</p> <p>利用に際して、具体的な運用（手続き方法・留意事項・損害賠償等）について、戸田緊急用船着場、岩瀬緊急用船着場、堀切緊急用船着場、平井水上ステーションにおいては、各市区の条例および規則によるものとし、その他の緊急用船着場等においては、運用要領で定める。</p> </div>	

図 2-52 荒川の緊急用船着場等の自己責任を基本とした利用ルール（暫定版）

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P. 2-40</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P. 3-51</p>
<p>(2) 2.3.2 荒川下流部の適正な利用の推進と新たな魅力づくり</p> <p>1) 河川敷利用の基本的な考え方について</p> <p>荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った方々により、多様な利用が行われています。荒川下流部の河川利用の現状の踏まえ、あらゆる人が気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくりを目指して次に示す内容に取り組んでいきます。利用者から、トイレ、ベンチ、植樹、水飲み場等の利用施設の増加を望む意見が上がっている他、河川敷におけるマナーの悪化の問題が発生しています。</p> <p>このことをふまえ、荒川下流部における目標は、引き続き「誰もが気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくり」とします。</p> <p>具体的には、河川敷の魅力創出の取り組みとして、植樹やエコアップによる「緑化の推進」や、多目的トイレや木陰等の「便利施設数の増加」、「利用マナーの向上」の取り組みとして年間の苦情数の減少について目標を設定し、取り組んでいきます。また、子どもから高齢者までの幅広い年齢層が荒川を訪れることから、「トイレ等の河川敷施設のバリアフリー化」を進めます。</p> <p>また、荒川下流部の新たな魅力を作り出すため、河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討していきます。</p> <p>なお、防災ステーション、緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）等の施設については、災害発生時に円滑に機能させるためにも、平常時からの有効利用に努めていきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="314 863 842 1260">  </div> <div data-bbox="928 863 1457 1260">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="418 1262 744 1289">図 3-28 公園の樹木と木陰</p> <p data-bbox="1018 1262 1368 1289">図 3-29 バリアフリースイートイレ</p> </div>	<p style="text-align: right; font-size: small;">【Ⅱ. 荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(2) 荒川下流部の適正な利用の推進と新たな魅力づくり</p> <p>1) 河川敷利用の基本的な考え方について</p> <p>荒川下流部の河川敷は様々な目的を持った方々により、多様な利用が行われています。利用者から、トイレ、ベンチ、植樹、水飲み場等の利用施設の増加を望む意見が上がっている他、河川敷におけるマナーの悪化の問題が発生しています。</p> <p>このことをふまえ、荒川下流部の河川敷利用の基本的な考え方として、その目標は、「誰もが気持ちよく過ごせる場と雰囲気づくり」とします。</p> <p>具体的には、河川敷の魅力創出の取り組みとして、植樹やエコアップによる「緑化の推進」や、多目的トイレや木陰等の「便利施設数の増加」、「利用マナーの向上」の取り組みとして年間の苦情数の減少について目標を設定し、取り組んでいきます。また、子どもから高齢者までの幅広い年齢層が荒川を訪れることから、「トイレ等の河川敷施設のバリアフリー化」を進めます。</p> <p>また、荒川下流部の新たな魅力を作り出すため、河川敷に人を呼ぶためのカフェテラス等の飲食スペースや学習施設としての農園等の設置について、社会実験等の実施を含めて検討していきます。</p> <p>なお、防災ステーション、緊急用河川敷道路、緊急用船着場（リバーステーション）等の施設については、災害発生時に円滑に機能させるためにも、平常時からの有効利用に努めていきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div data-bbox="1558 1184 2071 1570">  </div> <div data-bbox="2095 1184 2611 1570">  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <p data-bbox="1670 1572 1961 1600">図 3-28 公園の樹木と木陰</p> <p data-bbox="2199 1572 2519 1600">図 3-29 バリアフリースイートイレ</p> </div>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-40</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-59</p>
<p>4) (1) 心地よく過ごせる荒川を目指して</p> <p>① 河川敷の利用マナーの改善について</p> <p>近年、荒川下流部の河川敷では、利用者の増加に伴って、スピードを出した自転車と歩行者との接触事故や、草地ゴルフ練習場以外でのゴルフの練習等の危険行為、ノーリードでの犬の散歩時の犬の放し飼い・糞の放置等のマナーの悪化が問題となっています。荒川の将来を考える協議会、2市7区荒川市民会議の討議や河川敷利用者等のアンケートにおいても、問題提起されることが多くなっています。</p> <p>このような現状をふまえ、荒川の将来を考える協議会の中で、荒川下流部の沿川市区の問題認識が共有され、かつ荒川下流部の沿川市区において統一した河川敷利用に関するルールを作成していくことについて合意が成されました。</p> <p>上記を受けて、2市7区と荒川区、及び荒川下流河川事務所で構成する部会を設置し、「荒川下流河川敷利用ルール」を作成し、沿川地域住民及び河川敷利用者への周知徹底を行うことで利用に際しての秩序を維持するとともに、事故の発生を防止することとしました。「荒川下流河川敷利用ルール」は、守るべき項目全てを網羅したものではなく、危険な行為や他人に迷惑をかける行為の中で、特に重要度・危険度の高いものをルールとしたものです。このルールによって、利用者の意識が変わることや、周囲の監視の目が及ぶことで、みんなで荒川を気持ちよく利用しようという雰囲気づくりをすることを目的としています。このルールは、平成21年10月1日から試行され、平成22年4月から本格運用されており、その内容については、看板やチラシ、路面表示などによって広く周知活動を行い、</p> <p>現在、荒川下流部では、令和4(2022)年7月に改定された「荒川下流河川敷利用ルール」に基づき、河川敷利用マナーの向上・啓発活動を進めています。</p> <p>今後も、本ルールに基づき、チラシ配布や看板の設置等により利用者への周知・啓発に努めると共に、誰もあらゆる人がルールを知り、誰もあらゆる人がルールを守るという環境づくりに努めていきます。</p> <p>また、自転車の速度情報等のビッグデータを活用し、スピードが出やすい箇所を定量的に把握することに努め、自転車の高速走行が頻繁に起こる箇所に注意看板等を設置する等客観的データに基づき、効率的な対策を行っていきます。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>4) 心地よく過ごせる荒川を目指して</p> <p>① 河川敷の利用マナーの改善について</p> <p>近年、荒川下流部の河川敷では、利用者の増加に伴って、スピードを出した自転車と歩行者との接触事故や、草地でのゴルフの練習等の危険行為、散歩時の犬の放し飼い・糞の放置等のマナーの悪化が問題となっています。荒川の将来を考える協議会、2市7区荒川市民会議の討議や河川敷利用者等のアンケートにおいても、問題提起されることが多くなっています。</p> <p>このような現状をふまえ、荒川の将来を考える協議会の中で、荒川下流部の沿川市区の問題認識が共有され、かつ荒川下流部の沿川市区において統一した河川敷利用に関するルールを作成していくことについて合意が成されました。</p> <p>上記を受けて、2市7区と荒川区、及び荒川下流河川事務所で構成する部会を設置し、「荒川下流河川敷利用ルール」を作成し、沿川地域住民及び河川敷利用者への周知徹底を行うことで利用に際しての秩序を維持するとともに、事故の発生を防止することとしました。「荒川下流河川敷利用ルール」は、守るべき項目全てを網羅したものではなく、危険な行為や他人に迷惑をかける行為の中で、特に重要度・危険度の高いものをルールとしたものです。このルールによって、利用者の意識が変わることや、周囲の監視の目が及ぶことで、みんなで荒川を気持ちよく利用しようという雰囲気づくりをすることを目的としています。このルールは、平成21年10月1日から試行され、平成22年4月から本格運用されており、その内容については、看板やチラシ、路面表示などによって広く周知活動を行い、誰もがルールを知り、誰もがルールを守るという環境づくりに努めていきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>図 3-40 河川敷広場の立看板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 3-41 緊急用河川敷道路上の標識</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>図 3-42 迷惑ゴルファーへの注意</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>図 3-43 バイク等合同パトロール</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">3-59</p>



図 32-4053 河川敷広場の立看板



図 32-4254 迷惑ゴルファーへの注意



図 3-41 緊急用河川敷道路上の標識



図 32-4355 バイク等合同パトロール
マナーの周知活動



4) 心地よく過ごせる荒川を目指して

① 河川敷の利用マナーの改善について

近年、荒川下流部の河川敷では、利用者の増加に伴って、スピードを出した自転車と歩行者との接触事故や、草地でのゴルフの練習等の危険行為、散歩時の犬の放し飼い・糞の放置等のマナーの悪化が問題となっています。荒川の将来を考える協議会、2市7区荒川市民会議の討議や河川敷利用者等のアンケートにおいても、問題提起されることが多くなっています。

このような現状をふまえ、荒川の将来を考える協議会の中で、荒川下流部の沿川市区の問題認識が共有され、かつ荒川下流部の沿川市区において統一した河川敷利用に関するルールを作成していくことについて合意が成されました。

上記を受けて、2市7区と荒川区、及び荒川下流河川事務所で構成する部会を設置し、「荒川下流河川敷利用ルール」を作成し、沿川地域住民及び河川敷利用者への周知徹底を行うことで利用に際しての秩序を維持するとともに、事故の発生を防止することとしました。「荒川下流河川敷利用ルール」は、守るべき項目全てを網羅したものではなく、危険な行為や他人に迷惑をかける行為の中で、特に重要度・危険度の高いものをルールとしたものです。このルールによって、利用者の意識が変わることや、周囲の監視の目が及ぶことで、みんなで荒川を気持ちよく利用しようという雰囲気づくりをすることを目的としています。このルールは、平成21年10月1日から試行され、平成22年4月から本格運用されており、その内容については、看板やチラシ、路面表示などによって広く周知活動を行い、誰もがルールを知り、誰もがルールを守るという環境づくりに努めていきます。



図 3-40 河川敷広場の立看板



図 3-41 緊急用河川敷道路上の標識



図 3-42 迷惑ゴルファーへの注意



図 3-43 バイク等合同パトロール

②河川敷における不法構造工作物、不法耕作対策について

社会的な問題となっているように、河川敷にも不法起居するホームレスが増加し、不法耕作や不法構造工作物の設置を行っている事例があります。河川敷は自由使用が原則ですが、このように特定の人が不法に占有している状況は、治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、決して望ましいものではありません。

荒川下流河川事務所は、各市区沿川自治体の関係部局(福祉部局や公園部局)福祉担当部局及び警察と合同で、笹目橋から河口までの約29km全域において、「荒川河川敷ホームレス合同巡視」を行っており、荒川河川敷に起居しているホームレスに対し、不法に設置した小屋や放置している荷物について撤去するよう指導を行っています。また、各市区沿川自治体は、健康相談・一時的な保護施設への入居斡旋と社会復帰自立支援を行い、所轄警察署は、本巡視における行動の立会い等を行っています。この合同巡視を今後とも継続していきます。

また、自然地において多く居住している傾向があることから、自然地の見通しを良くすることで抑止効果を期待することも考えられます。

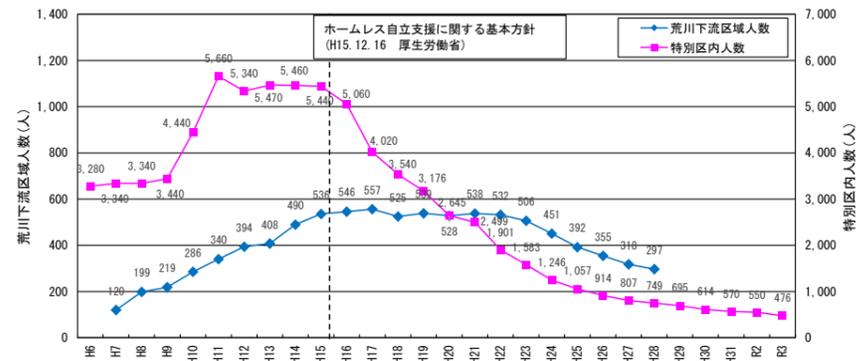


図 32-4556 荒川下流部におけるホームレスの人数の推移

注) 平成18年以前の特別区内人数は、東京都福祉保健局「東京ホームレス白書」IIより作成
平成19年以降の特別区内人数は、東京都福祉保健局「路上生活者概数調査」より作成
荒川下流区域人数は、荒川下流河川事務所調べ
荒川下流区域人数は、荒川下流河川事務所「荒川下流河川維持管理計画」より作成
平成16年以降の荒川下流区域人数は、夏と冬の最大値を採用している



図 32-4657 荒川下流部の不法構造物 図 32-4758 ホームレス合同巡視の実施状況

② 河川敷における不法構造物、不法耕作対策について

社会的な問題となっているように、河川敷にも不法居住するホームレスが増加し、不法耕作や不法構造物の設置を行っています。河川敷は自由使用が原則ですが、このように特定の人が占有している状況は、治水・環境・利用等の面で河川管理を適切に行う観点から、決して望ましいものではありません。

荒川下流河川事務所は、各市区の関係部局(福祉部局や公園部局)及び警察と合同で、笹目橋から河口までの約29km全域において、「荒川河川敷ホームレス合同巡視」を行っており、荒川河川敷に起居しているホームレスに対し、不法に設置した小屋や放置している荷物について撤去するよう指導を行っています。また、各市区は、健康相談・一時的な保護施設への入居斡旋と社会復帰支援を行い、所轄警察署は、本巡視における行動の立会い等を行っています。この合同巡視を今後とも継続していきます。

また、自然地において多く居住している傾向があることから、自然地の見通しを良くすることで抑止効果を期待することも考えられます。

【II.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

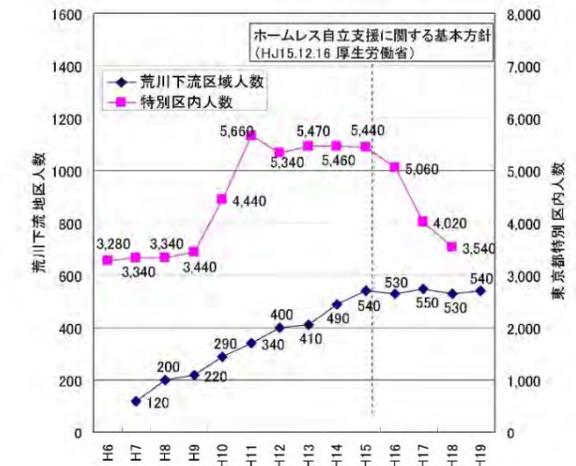


図 3-45 荒川下流部におけるホームレスの人数の推移

注) 特別区内人数は、東京都福祉保健局「東京ホームレス白書」IIより作成
荒川下流区域人数は、荒川下流河川事務所調べ



図 3-46 荒川下流部の不法構造物 図 3-47 ホームレス巡視の実施状況

③ゴミ対策について

荒川下流部では、水際に漂着するゴミや不法投棄されるゴミ等、様々なゴミ問題を抱えており、重要な課題として、様々な取組みを実施しています。その中で、利用者である地域沿川住民と行政が一体となって荒川のゴミ問題を地域共有の問題として取り組んでいくために、平成12(2000)年9月に『荒川下流部ゴミ対策アクションプラン（以下、「ゴミ対策アクションプラン」という）』を策定（平成25年(2013)年改定）し、官民協働で活動を実施しています。今後とも、この「~~ゴミ対策アクションプラン~~」を継続して推進し、ゴミの捨てにくい環境づくりや環境保全、美化意識の向上等を沿川住民と行政が協働で取り組んでいきます。

近年、身近な河川を通じて大量のプラスチックゴミ等が海まで流出し、生態系や景観等に悪影響を及ぼしています。放置されたプラスチックゴミは、劣化して粉々になると5mm以下のマイクロプラスチックに分解されて自然界に残留物として存置するため、世界的にも環境汚染の問題となっております。そのため、「河川のゴミを、どのように減少させることができるのか」が課題となっております。

このような状況を踏まえ、荒川下流部ではこれまで巡視による監視や「荒川下流ゴミマップ」により不法投棄状況を周知する等の対策を実施してきました。近年は荒川下流ゴミマップをWEBGISにより取りまとめ、どこに不法投棄されているかをヒートマップを用いて見える化しWEBアプリケーションで公開しています。そのうえで、不法投棄されやすい場所を重点的に監視する等の対策を実施しています。

さらに、ゴミ対策として活用が期待される先進技術として監視カメラとAIを活用した対策の実装に向けて検討していきます。CCTVカメラなどの監視カメラ映像をAIで解析し、ゴミが捨てられたら管理者にアラートを出す、等が考えられます。加えて、ゴミが捨てづらくなるような抑止効果を期待し、監視カメラ映像をプライバシーに配慮したうえで公開する等の対策が考えられます。



図 32-4859 水際部のゴミの状況



図 32-4960 粗大ごみの放置状況

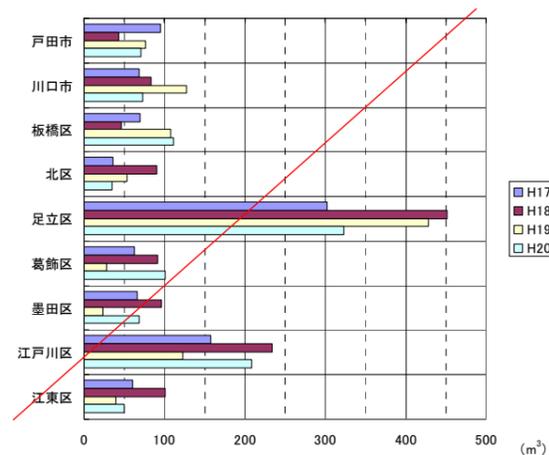


図 3-50 荒川下流部におけるゴミの処分状況

③ ゴミ対策について

荒川下流部では、水際に漂着するゴミや不法投棄されるゴミ等、様々なゴミ問題を抱えており、重要な課題として、様々な取組みを実施しています。その中で、利用者である地域住民と行政が一体となって荒川のゴミ問題を地域共有の問題として取り組んでいくために、平成12年9月に『荒川下流部ゴミ対策アクションプラン（以下、「ゴミ対策アクションプラン」という）』を策定し、官民協働で活動を実施しています。今後とも、この「ゴミ対策アクションプラン」を継続して推進し、ゴミの捨てにくい環境づくりや環境保全、美化意識の向上等を市民と行政が協働で取り組んでいきます。



図 3-48 水際に打ち上げられたゴミの状況



図 3-49 粗大ゴミの放置状況

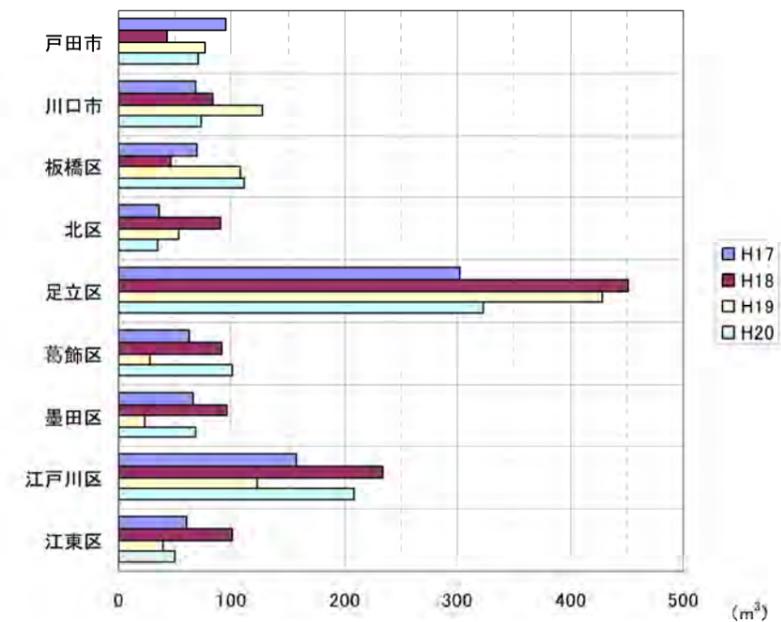


図 3-50 荒川下流部におけるゴミの処分状況

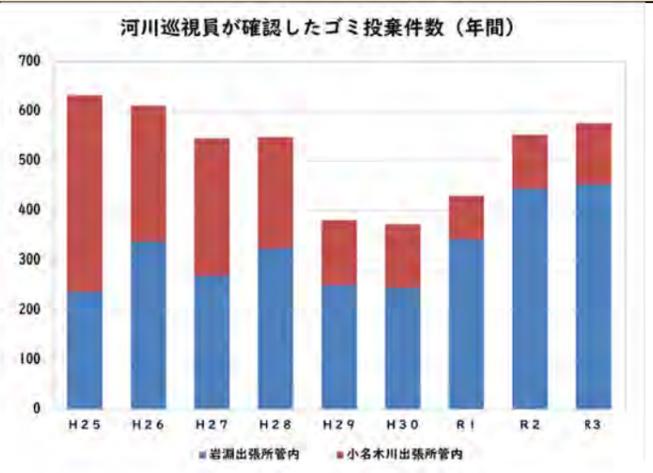


図 2-61 河川巡視員が確認した年間ゴミ投棄件数

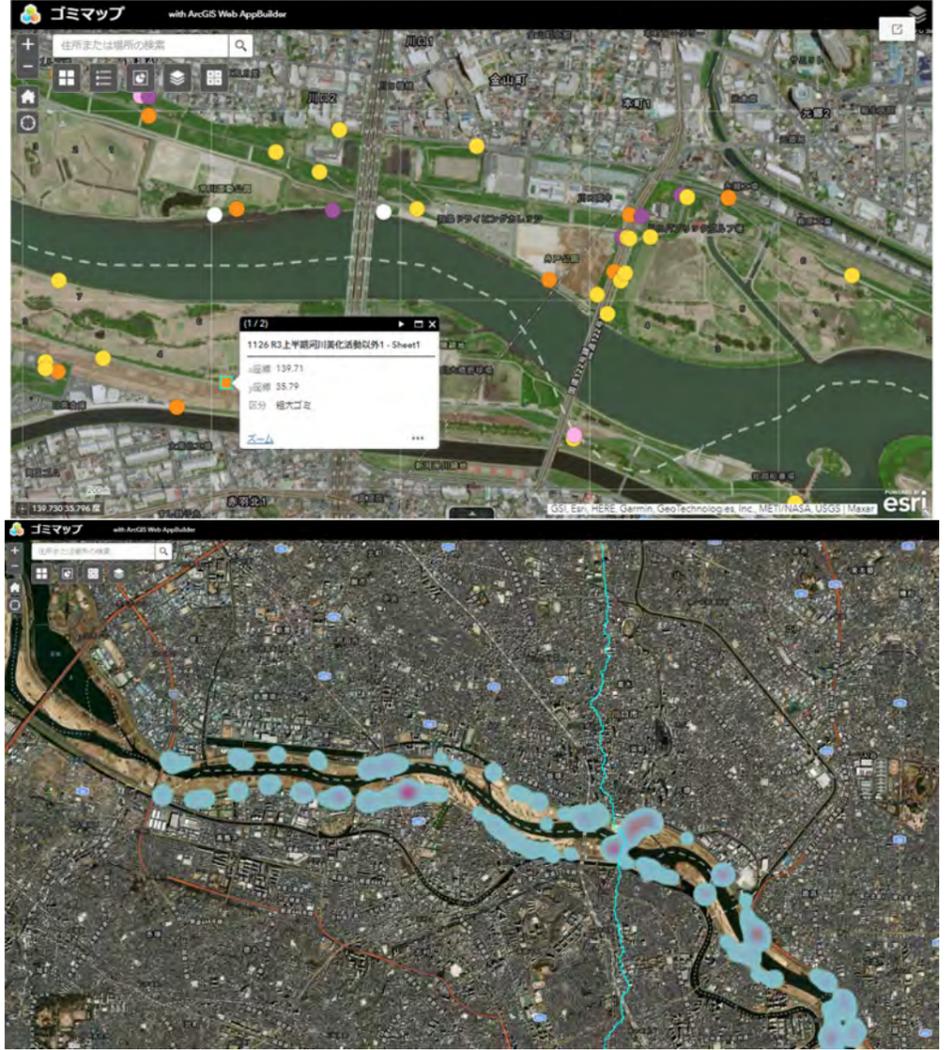


図 2-62 荒川下流ゴミマップ (上段: ゴミ情報、下段: ヒートマップ)
 ※ヒートマップ: ゴミの数を色の濃淡で表現したマップ

a) i) 荒川クリーンエイド

『「荒川クリーンエイド」』は、平成6(1994)年から活動しており、沿川住民とNPO、行政が協働で清掃活動を行うもので、「ゴミ対策アクションプラン」の中心的活動に位置づけられています。自然豊かできれいな荒川を取り戻すため、ゴミを種類別に数えながら清掃を行うことで、環境保全意識の向上も同時に行う活動で、近年では年間約100150会場、約1.3万人規模で継続実施が参加しています。

~~この活動には市区主催以外の会場において集められたゴミが回収されないという問題点が発生しており、回収ゴミの処理の役割分担の明確化を図り、今後も沿川住民とNPO、行政が連携し、活動を継続していきます。~~



図 32-5163 荒川クリーンエイド活動の様子

b) ii) 漂着ゴミ対策

『「漂着ゴミ対策」』は、荒川下流部に上流から漂着する水面や水際のゴミ清掃を行う活動です。特に出水時に浸かる水際には、ゴミが溜まりやすく、漂着ゴミ対策が課題となっています。

国荒川下流河川事務所、沿川自治体、沿川住民が協働で、漂着するゴミの対策を進めるとともに、荒川流域全体での発生源対策の取り組みとして、上下流の交流による住民の啓発活動等も進めていきます。



図 32-5264 漂着ゴミの様子

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

a) 荒川クリーンエイド

『荒川クリーンエイド』は、平成6年から活動しており、市民とNPO、行政が協働で清掃活動を行うもので、「ゴミ対策アクションプラン」の中心的活動に位置づけられています。自然豊かできれいな荒川を取り戻すため、ゴミを種類別に数えながら清掃を行うことで、環境保全意識の向上も同時に行う活動で、近年では約100会場、約1万人規模で継続実施しています。

この活動には市区主催以外の会場において集められたゴミが回収されないという問題点が発生しており、回収ゴミの処理の役割分担の明確化を図り、今後も継続していきます。



図 3-51 荒川クリーンエイド活動の様子

b) 漂着ゴミ対策

『漂着ゴミ対策』は、荒川下流部に上流から漂着する水面や水際のゴミ清掃を行う活動です。特に出水時に浸かる水際には、ゴミが溜まりやすく課題となっています。

国、自治体、市民が協働で、漂着するゴミの対策を進めるとともに、荒川流域全体での発生源対策の取り組みとして、上下流の交流による住民の啓発活動等も進めていきます。



図 3-52 漂着ゴミの様子

④iii) いつでもできるゴミ拾い

『いつでもできるゴミ拾い』は、気軽に誰もあらゆる人がいつでも活動の規模を問わず、荒川で清掃を行える活動です。気づいた人がゴミ拾いを行う行為に対し、行政機関はゴミ袋と軍手の支給、回収ゴミの処分を担う仕組みで運営されています。

この活動では、~~一部回収ゴミ（一般）が処分されていない~~、回収ゴミの集積箇所が不明確、活動に関する広報活動が不十分で地域沿川住民の認知度が低いことが問題点として挙げられます。

今後は、各行政機関の役割分担の徹底を図るとともに、積極的な広報（パンフレット、看板、広報誌、ホームページへの掲載等）活動を展開し、継続して実施します。



図 32-5365 『いつでもできるゴミ拾い』の啓発看板

④iv) ゴミの捨てにくい環境づくり

ソフト面、ハード面の複合的な視点からゴミの捨てにくい環境づくりを進めています。具体的には、ゴミ持ち帰り運動等の啓発活動の実施（ソフト対策）、車止めや監視カメラの設置（ハード対策）を実施しています。

今後も継続して、不法投棄を防止するルールの周知徹底、河川敷からゴミ箱を撤去、定期的な河川敷の不法投棄ゴミの回収等の活動を行います。



図 32-5466 荒川河川敷への車止めの例

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

c) いつでもできるゴミ拾い

『いつでもできるゴミ拾い』は、気軽に誰もがいつでも活動の規模を問わず、荒川で清掃を行える活動です。気づいた人がゴミ拾いを行う行為に対し、行政機関はゴミ袋と軍手の支給、回収ゴミの処分を担う仕組みで運営されています。

この活動では、一部回収ゴミ（一般）が処分されていない、回収ゴミの集積箇所が不明確、活動に関する広報活動が不十分で地域住民の認知度が低いことが問題点として挙げられます。

今後は、各行政機関の役割分担の徹底を図るとともに、積極的な広報（パンフレット、看板、広報誌、ホームページへの掲載等）活動を展開し、継続して実施します。



図 3-53 『いつでもできるゴミ拾い』の啓発看板

d) ゴミの捨てにくい環境づくり

ソフト面、ハード面の複合的な視点からゴミの捨てにくい環境づくりを進めています。具体的には、ゴミ持ち帰り運動等の啓発活動の実施（ソフト）、車止めや監視カメラの設置（ハード）を実施しています。

今後も継続して、不法投棄を防止するルールの徹底、河川敷からゴミ箱を撤去、定期的な河川敷の不法投棄ゴミの回収等の活動を行います。



図 3-54 荒川河川敷への車止めの例

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-47	2010 推進計画 P. 3-65
<p>e) v) 荒川下流部ゴミ対策協議会 「荒川下流部ゴミ対策協議会」は、「ゴミ対策アクションプラン」の個々のプランについて円滑に実施するための調整機関として位置づけられ、沿川市区自治体と荒川下流河川事務所で設置されたものです。 今後は、定期開催を行うとともに官民協働で実施していく「ゴミ対策アクションプラン」で位置付けられた各種施策に積極的に取り組んでいきます。</p> <p>(2) 水面利用について 「荒川水系水面利用計画」（平成3(1991)年8月策定）の水面利用計画に従い、水面利用の現状を正確に捉え、より河川の機能維持、秩序のある利用を促進するための方策を検討していきます。 また、「荒川における船舶の通航方法」（平成13(2001)年4月策定）に従い、河川管理上の秩序ある河川使用の調整、河川環境の保全等を図っていきます。 現在、荒川下流部で運航されている水上バスのルートは、隅田川、新河岸川、東京湾臨海部等をつないでいます。荒川下流部にも適当な間隔で船着場を配置することで、上下流や対岸への移動ができるようになり、川の楽しさが倍増します。この船着場は、荒川の魅力を高めるための水面利用の拠点となるととも共に、震災時の物資輸送のための船着場としても重要な役割を担うこととなります。今後は、荒川下流部の既存の緊急用船着場（リバーステーション）の活用を図っていきます。</p>	<p style="text-align: right;">【II. 荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <hr/> <p>e) 荒川下流部ゴミ対策協議会 「荒川下流部ゴミ対策協議会」は、「ゴミ対策アクションプラン」の個々のプランについて円滑に実施するための調整機関として位置づけられ、沿川市区と荒川下流河川事務所で設置されたものです。 今後は、定期開催を行うとともに官民協働で実施していく「ゴミ対策アクションプラン」で位置付けられた各種施策に積極的に取り組んでいきます。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. -	2010 推進計画 P. 3-52
<p>2) 河川空間の緑化推進について 河川敷における植樹の検討により木陰を創出していくことや、利用施設であるグラウンド等においてエコアップを進めていくことで、緑化の推進を図ります。</p> <p>①植樹 荒川下流部の河川敷は、河川敷造成の結果、水面と一体となって広く開放的な空間を構成していますが、平らで変化に乏しい面があります。河川敷に樹木を植えることによって、平面的な川の中に、ランドマークやアクセントをつけ、利用者に木陰を提供するとともに、快適に利用できる河川空間を創出することができます。 河川敷に植樹を行う場所に関する基準としては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が平成10年に策定されています。また、植樹の樹種については、「荒川下流における植栽種選定の手引き」が平成15年に策定されています（コラム7参照）。 荒川下流部の河川敷における樹木の植樹・伐採・管理の実施に当たっては、これらの基準や手引きに従って個々の場所での対応を検討していきます。</p> <div data-bbox="332 772 1015 1285" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="409 1289 872 1318">図 3-30 多目的広場と水面の間の樹木</p> <div data-bbox="1044 772 1406 1285" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="973 1289 1436 1318">図 3-31 荒川下流植栽種選定の手引き</p>	<p data-bbox="2291 252 2647 310" style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>2) 河川空間の緑化推進について</p> <p>河川敷における植樹の検討により木陰を創出していくことや、利用施設であるグラウンド等においてエコアップを進めていくことで、緑化の推進を図ります。</p> <p>① 植樹</p> <p>荒川下流部の河川敷は、河川敷造成の結果、水面と一体となって広く開放的な空間を構成していますが、平らで変化に乏しい面があります。河川敷に樹木を植えることによって、平面的な川の中に、ランドマークやアクセントをつけ、利用者に木陰を提供するとともに、快適に利用できる河川空間を創出することができます。</p> <p>河川敷に植樹を行う場所に関する基準としては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が平成10年に策定されています。また、植樹の樹種については、「荒川下流における植栽種選定の手引き」が平成15年に策定されています（コラム7参照）。</p> <p>荒川下流部の河川敷における樹木の植樹・伐採・管理の実施に当たっては、これらの基準や手引きに従って個々の場所での対応を検討していきます。</p> <div data-bbox="1578 1142 2202 1612" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="1685 1617 2119 1646">図 3-30 多目的広場と水面の間の樹木</p> <div data-bbox="2279 1142 2611 1612" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="2220 1617 2653 1646">図 3-31 荒川下流植栽種選定の手引き</p>

■（コラム7）荒川下流植栽種選定の手引き■

「荒川下流植栽種選定の手引き」では、既存植生の活用の検討、荒川下流部の地域性の考慮、立地条件の考慮、植栽植物種の選定、植栽方法及び植栽パターンという流れで植栽の考え方をまとめています。

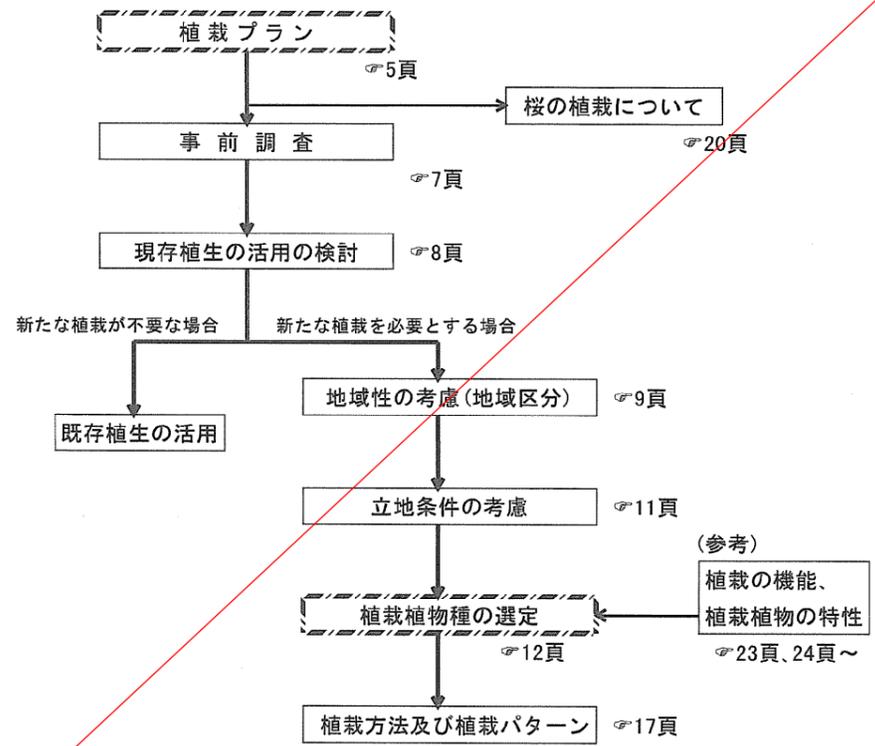


図-4. 植栽植物の選定フロー

~~図3-32 荒川下流部植栽種選定フロー~~

■（コラム7）荒川下流植栽種選定の手引き■

「荒川下流植栽種選定の手引き」では、既存植生の活用の検討、荒川下流部の地域性の考慮、立地条件の考慮、植栽植物種の選定、植栽方法及び植栽パターンという流れで植栽の考え方をまとめています。

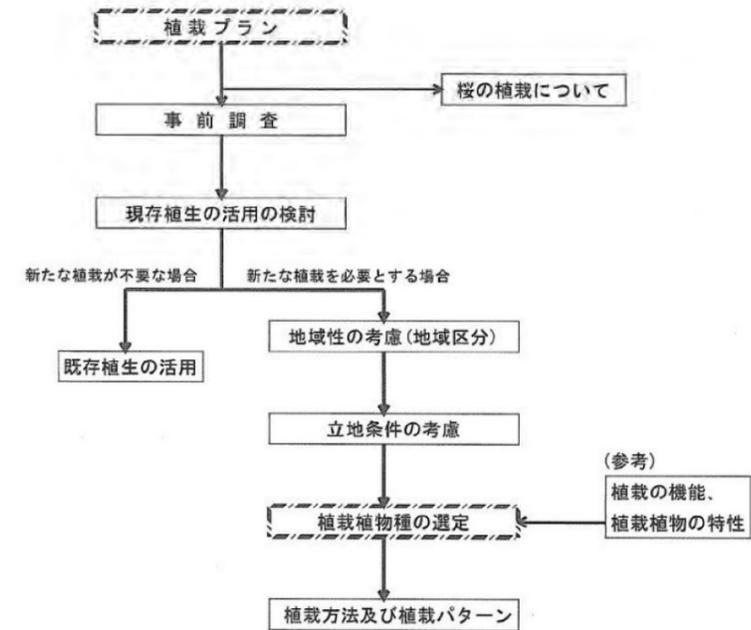


図3-32 荒川下流部植栽種選定フロー

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） 2-48</p>	<p>2010 推進計画 P. -</p>
<p>2.3.3 自然と共存した利用施設の整備</p> <p>(1) 自然と共存した利用施設の整備方針</p> <p>荒川の自然と共存した、荒川にふさわしい利用地を整備していくため、利用地の整備方針を次のとおり定めます。</p> <p>① 生態系ネットワークを分断するような土地利用は避ける。 まとまった自然地の間にグラウンド等の利用地を整備する場合は、生態系ネットワークを分断しないように、グラウンドの周りに自然地を配置、創出するよう努めます。</p>  <p>② 自然地に接する利用地では、自然を取り込むなど配慮する。 自然地に接する利用地では、草刈りの回数を減らして除草しすぎないようにするなど、自然を取り込むような配慮をします。</p> 	

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-48</p>	<p>2010 推進計画 P. -</p>
<p>③ やむを得ず自然地を利用する場合は、代わりの自然地を創出し、生態系ネットワークの確保に努める。 施設の配置上やむを得ず自然地に利用地を整備する場合は、その代わりとなる自然地を新たに創出し、自然の連続性を確保するよう努めます。</p>  <p>④ 重要な自然地に接する区域では、その自然を阻害するような土地利用は行わない。 グラウンドなどの施設が重要な自然地に接する場合は、緩衝機能を持たせるための小規模な自然地を配置します。</p> 	

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-49</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-54</p>
<p>②(2) 自然度向上の取組み（エコアップ） 荒川下流部の河川敷は野球場、サッカー場等のグラウンドやゴルフ場、多目的地の利用が多く、現状では、週末には、これらのほとんどが利用されるほど利用率が高い状況です。 「荒川将来像計画 1996」では、河川敷の自然度向上の取組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際のネットワークを形成させるとともに、グラウンドやゴルフ場についての具体的な取組みを位置づけていました。 「荒川将来像計画 2010」では、これまでの取組みの成果をふまえ、多目的地、グラウンド利用者の安全やゴルフ場の維持等に配慮し、次の自然度向上の考え方に基づき、これ現在まで実施している取組みを維持・保全継続していくこととします。</p> <p>①多目的地における自然度向上の考え方 多目的地は、背丈の低い草地の広場や芝生の広場等のオープンスペースを包括した区域です。沿川住民にとっての貴重な憩いの空間としてだけでなく、良好な自然環境も兼ね備えた土地利用を目指します。</p>  <p>図 2-67 多目的地における自然度向上の取組</p> <p>②グラウンドにおける自然度向上の考え方 河川敷のグラウンドについては、川らしい自然環境への配慮や土ぼこり対策を兼ねて、裸地を極力減らして芝あるいは野草などの草地のグラウンドを目指してきた結果、野球場を中心に草地化されています。 グラウンドの周辺には、灌木や草地など小動物が生息できる場を整備・保全し、自然度の維持・向上を図ります。 また、施設の維持管理やゴミ清掃等、グラウンドの美化を努めるとともに、利用者にもその努力を求めています。</p>   <p>野球グラウンド（外野の緑化と低木の植樹） サッカー場のフェンス付近の草地</p> <p>図 32-3368 グラウンドにおける自然度向上の取組み</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>② 自然度向上の取組み（エコアップ） 荒川の河川敷は野球場、サッカー場等のグラウンド利用が多く、現状では、週末には、これらのほとんどが利用されるほど利用率が高い状況です。 「荒川将来像計画 1996」では、河川敷の自然度向上の取組みを進め、小さな自然地と大きな自然地や水際のネットワークを形成させるとともに、グラウンドやゴルフ場についての具体的な取組みを位置づけていました。 「荒川将来像計画 2010」では、これまでの取組みの成果をふまえ、グラウンド利用者の安全やゴルフ場の維持等に配慮し、現在まで実施している取組みを維持・保全していくこととします。</p> <p>a) グラウンドにおける自然度向上の考え方 河川敷のグラウンドについては、川らしい自然環境への配慮や土ぼこり対策を兼ねて、裸地を極力減らし、芝あるいは野草などの草地のグラウンドを目指してきた結果、野球場を中心に草地化されています。 グラウンドの周辺には、灌木や草地など小動物が生息できる場を整備・保全し、自然度の維持・向上を図ります。 また、施設の維持管理やゴミ清掃等、グラウンドの美化を努めるとともに、利用者にもその努力を求めています。</p>   <p>野球グラウンド（外野の緑化と低木の植樹） サッカー場のフェンス付近の草地</p> <p>図 3-33 グラウンドにおける自然度向上の取組み</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-50</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-55</p>
<p>b)③ゴルフ場における自然度向上の考え方 ゴルフ場内にある代表的な自然環境は、池、水路、草地、ブッシュ、及び樹林など等です。 荒川下流部のゴルフ場では、将来像計画 1996 に従って、まとまりのある自然地をゴルフ場内に保全したり、フェアウェイの周辺は自然地化を図り、ホールとホールの間には自然地の連続性を考慮して背丈の高い植物や水路などを生物の移動経路となるように配慮しています。また、池や水路にはヨシやガマなどの抽水植物を繁茂させ「水と緑のネットワークの創出」を図っています。この他、農薬の使用はできる限り控えるとともに、河川の水質に影響がないよう、農薬の河川への流出を監視するため、ゴルフ場内の水路や池で水質検査を年2回以上実施しています使用状況を把握しています。将来的には無農薬のゴルフ場を目指します。 今後は、これらの環境を維持していくことを基本とし、場合によっては、コースの改善を図ることも検討します。また川口荒川町水辺の楽校のようにゴルフ場に近接する自然地では、ゴルファー以外の方がゴルフ場内の自然を楽しめるように、ゴルフ場を一般開放する日を設けることも検討していきますなど自然に親しむための取組も実施していきます。</p> <div data-bbox="572 726 1166 1173" data-label="Image"> </div> <p>図 32-3469 ゴルフ場の池内のガマや周囲の樹木（都民ゴルフ場）</p> <div data-bbox="572 1249 1166 1690" data-label="Image"> </div> <p>図 32-3570 エコアップされた水路（都民ゴルフ場）</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>b) ゴルフ場における自然度向上の考え方 ゴルフ場内にある代表的な自然環境は、池、水路、草地、ブッシュ、及び樹林などです。 荒川下流部のゴルフ場では、将来像計画 1996 に従って、まとまりのある自然地をゴルフ場内に保全したり、フェアウェイの周辺は自然地化を図り、ホールとホールの間には自然地の連続性を考慮して背丈の高い植物や水路などを生物の移動経路となるように配慮しています。また、池や水路にはヨシやガマなどの抽水植物を繁茂させ「水と緑のネットワークの創出」を図っています。この他、農薬の使用はできる限り控えるとともに、農薬の河川への流出を監視するため、ゴルフ場内の水路や池で水質検査を年2回以上実施しています。 今後は、これらの環境を維持していくことを基本とし、場合によっては、コースの改善を図ることも検討します。また、ゴルファー以外の方がゴルフ場内の自然を楽しめるように、ゴルフ場を一般開放する日を設けることも検討していきます。</p> <div data-bbox="1813 972 2347 1367" data-label="Image"> </div> <p>図 3-34 ゴルフ場の池内のガマや周囲の樹木（都民ゴルフ場）</p> <div data-bbox="1813 1444 2347 1839" data-label="Image"> </div> <p>図 3-35 エコアップされた水路（都民ゴルフ場）</p>

改定後	現行
<p style="text-align: center;">推進計画（改定案） P. 2-51</p>	<p style="text-align: center;">2010 推進計画 P. -</p>
<p>2.3.4 快適に利用できる川づくり (1) にぎわいの拠点計画について ① にぎわい拠点</p> <p>コロナ禍の緊急事態宣言下で荒川の来訪者数等を調査したところ、密を避けて荒川下流部の河川敷に訪れたと考えられる行動が見られ、改めて、荒川は貴重なオープンスペースとして認識されています。荒川将来像計画では、様々な自然地の保全・創出を進めると共に、災害に対して安心して快適な暮らしが確保できるよう河川整備を推進する必要がありますが、地域の活性化のためには、荒川に関わるまちの価値を高めるような取組としてにぎわいの拠点整備が必要と考えられます。</p> <p>にぎわい拠点として、次の箇所が考えられます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かわまちづくりのような荒川下流河川事務所と沿川自治体による協働整備箇所 ・高台まちづくり・高規格堤防のような背後地のまちづくりと一体となった洪水に対して安全な箇所 ・水辺の楽校のような自然環境の学習と体験を一体で楽しめるような箇所 <p>これらのにぎわい拠点を持続的に活用するために、沿川住民が荒川とまちを十分に楽しめるのもちろんのこと、沿川や遠方からも人が訪れることが重要となります。</p> <p>荒川では、かつてのにぎわいを失ってしまった日本の水辺の新しい活用の可能性を、創造していくため、「ミズベリング」というプロジェクトを行っています。ミズベリングは、「水辺+RING(輪)」、「水辺+R(リノベーション)+ING(進行形)」の造語で、水辺に興味を持つ沿川住民や企業、そして行政が三位一体となった美しい景観と、新しいにぎわいを生み出すムーブメントを起こすことを目的として活動しています。</p> <p>河川管理者は、こういった場所で占用手続きの支援など民間事業者が参入しやすくなるような取組実施すると共に、沿川自治体と連携し、荒川や水辺を活用した新たな魅力の創出を検討していきます。</p>	

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-52	2010 推進計画 P. -
<p data-bbox="320 247 1472 514"> 荒川下流部でのかわまちづくりやにぎわい創出の参考事例として、足立区都市農業公園が挙げられます。足立区都市農業公園は足立区の都市農業公園建設事業と併せて、沿川地域のまちづくりと一体で高規格堤防整備を実施しました。「自然と遊ぶ、自然に学ぶ、自然と共に生きる」をテーマに、高規格堤防上の園内の田んぼや畑で、自然の仕組みを活かした無農薬無化学肥料での栽培、環境教育プログラム、収穫物の園内マルシェでの販売等を実施しています。また、園内には、多数の桜に囲まれた芝生広場や、足立のかつての「農」の風景を思い起こさせる水田、畑、古民家、大きな滑り台がある遊具広場、体験施設の人と自然の共生館、工房棟など多岐にわたる施設があり、老若男女問わず多くの入園者が訪れる公園となっています。 </p> <div data-bbox="305 558 1433 856"> </div> <p data-bbox="537 863 1190 890"> 図 2-71 賑わい拠点づくりの例（足立区都市農業公園） </p> <p data-bbox="320 930 1472 1161"> 全国の参考事例としては、宮城県名取市閑上地区の「閑上かわまちづくり」が挙げられます。名取川閑上地区では、東日本大震災により建物の流出や損壊など壊滅的な被害を受けました。震災復興まちづくりとして、名取市と国土交通省が連携し、閑上地区かわまちづくりと河川防災ステーションを一体的に整備しました。河川堤防と同じ高さに整備した側帯上に、被災事業者が中心となって設立したまちづくり会社が商業施設を建設・運営しています。また、商業施設と共に、舟運事業や震災復興伝承事業館の整備等を実施し、官民連携で新たな地域のにぎわいの創出と防災性の向上に取り組んでいます。 </p> <p data-bbox="320 1167 1472 1230"> このように、治水と地域の活性化の両面を兼ね備えたにぎわい拠点の創出に沿川自治体と検討していきます。 </p> <div data-bbox="353 1266 1368 1581"> </div> <p data-bbox="507 1587 1249 1614"> 図 2-72 にぎわい拠点づくりの例（閑上かわまちづくりの例） </p>	

②街と川のネットワーク

豊かな自然の中に、様々な施設が整備された荒川では、広大な河川敷をサイクリングや散歩で移動しながら川を様々に楽しむことができます。その際に利用される動線として堤防天端や、緊急用河川敷道路があり、これらを整備、維持管理します。また、水辺へのアクセスとしては、川の中の自然や様々な利用施設をつなぐよう、かわまちづくり等の沿川自治体との協働事業等による河川敷内のプロムナードの整備を検討します。水面利用としては上下流や対岸を結ぶ拠点となるリバーステーションを整備、維持管理し、有効に活用します。

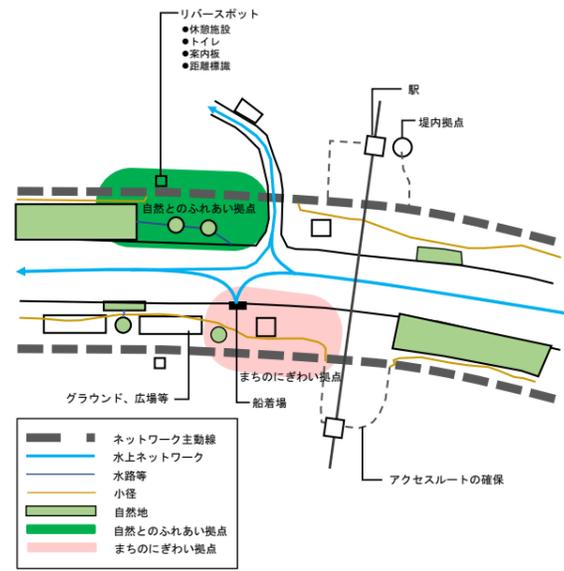
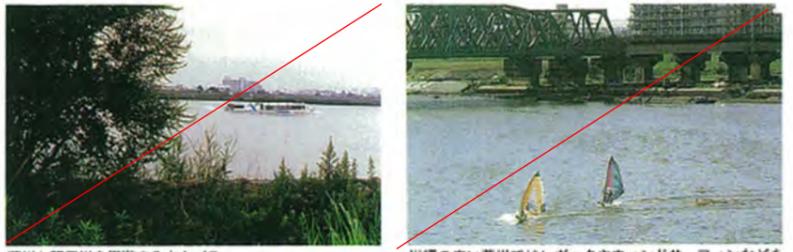


図 2-73 アクセスルート案

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-53</p>	<p>2010 推進計画 P. -</p>
<p>●堤防、河川敷の利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急用河川敷道路及び堤防天端を活用し、歩行者道、サイクリングロードを整備し、拠点をつなぐ主や自転車利用者等が利用できる動線とします。 川の連続性や自然を生かしたサイクリング、散策、ジョギング、自然観察等の、都市部の中での川におけるふさわしい利用を推進していきます。 <div data-bbox="468 451 1261 703">  <p>堤防や緊急用河川敷道路を使ったサイクリングロードでのんびりサイクリングや散歩を楽しめます。</p> </div> <p>●水面利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ボート、カヌー、水上バス等水面を使った利用を活性化促進します。 荒川ロックゲートのような水門や閘門を使って最大限活用し、支川との水上交通によるネットワークをつくり、周辺地域への移動や周遊がを容易に出来るようにすると共に、水面利用を楽しむことができるような魅力づくりを検討します。 荒川の左右岸の拠点を中心に水上バス等のための緊急用船着場（リバーステーション）は災害時に活用できるように整備し・維持管理すると共に、平常時の水面利用の核にしていきにも利用できるようにします。 <div data-bbox="468 1039 1261 1333">  <p>荒川と隅田川を周遊する水上バス</p> <p>川幅の広い荒川ではレガッタやウィンドサーフィンなどを楽しむ人も増えています。</p> </div> <p>●まちからのアクセス確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 堤内地から河川へのアクセスとして親水水路や遊歩道、緑道を積極的に整備し、堤内の拠点施設（公共施設、商業地区、駅）と結び高台まちづくりの考え方にに基づき、背後地の高台公園や建物と堤防の接続を検討し、洪水に強いまちづくりを推進します。 自転車を共有できるようにシェアサイクルポートを設置し、天端道路や緊急用河川敷道路の動線を利用して堤内地から河川へのアクセスがしやすいように整備を進めていきます。 <div data-bbox="1038 1396 1424 1690">  <p>かつての農業用水を親水水路として復活し、街の中のオアシスとして活用しています。ここをたどれば荒川へ出られます。</p> </div>	

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-54</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-56</p>
<p>3) (2) 利便施設の配置について 荒川下流部の河川敷には様々な方々に利用されていることから、訪れる全ての方々が快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの理念に沿った形で、荒川下流部の特徴を生かしたトイレ、ベンチ、^{あづまや}四阿等の河川敷利便施設の設置・管理の基本的な考え方を取りまとめ示します。 また、荒川下流部では、具体的な施設計画として、荒川将来像計画の理念を実現するため、「福祉の荒川づくり計画」が平成10(1998)年に策定されています。また、福祉の荒川広場のように、この計画を基に、高齢者あらゆる人に配慮したが利用しやすいような施設整備を行っていきます。 また、利用施設を整備するだけでなく、安全利用点検や河川巡視等で、利用上危険がある箇所を確認します。点検後、危険箇所を確認した際は適切な対応を実施していきます。</p> <p>① トイレ 荒川下流部のトイレは、沿川自治体の努力により充実してきましたが、現在荒川にあるトイレの中にはメンテナンスが行き届かず、悪臭等で快適に利用しづらいものも見られます。 今後トイレの整備、管理にあたっては、利用者にとって快適な環境を整え、河川景観への調和を図ると共に、汚水処理の有効なシステムを備えたものを目指すこととし、以下次のとおり検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) ● 洪水の流下や水防活動への影響等の河川管理上支障がない位置において、移動式また又は固定式トイレの設置を検討します。 イ) ● 移動式トイレについて、洪水の際は、撤去計画に基づき、確実に撤去できるように運用します。 エ) ● トイレ内の設備にあたっては照明及び手洗い場等の付属設備の設置に配慮されたものとを検討します。 オ) ● 水洗式（あるいはバイオ式）トイレの設置を検討します。また、トイレの清掃等、適切な管理体制を整えます。 <ul style="list-style-type: none"> ● 利用者の安全に配慮したデザインや景観へのデザインについても配慮します。 ● 背後地に高台がある場合等は、利用者の使い勝手を勘案しながら、洪水時に撤去が不要となるよう高台にトイレ等の施設を設置する等も検討します。  <p>図 32-3674 河川敷へのトイレ整備例（足立区 虹の広場のバリアフリースペース）</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>3) 利便施設の設置について 荒川下流部の河川敷には様々な方々に利用されていることから、訪れる全ての方が快適に利用できるように、ユニバーサルデザインの理念に沿った形で、荒川下流部の特徴を生かしたトイレ、ベンチ、^{あづまや}四阿等の河川敷利便施設の設置・管理の基本的な考え方をとりまとめます。また、福祉の荒川広場のように高齢者が利用しやすいような施設整備を行っていきます。</p> <p>① トイレ 荒川下流部のトイレは、沿川自治体の努力により充実してきましたが、現在荒川にあるトイレの中にはメンテナンスが行き届かず、悪臭等で快適に利用しづらいものも見られます。 今後トイレの整備、管理にあたっては、利用者にとって快適な環境を整え、河川景観への調和を図ると共に、汚水処理の有効なシステムを備えたものを目指すこととし、以下のとおり検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 洪水の流下や水防活動への影響等の河川管理上支障がない位置において、移動式または固定式トイレの設置を検討します。 b) トイレ内の照明及び手洗い場等の付属設備の設置に配慮されたものとします。 c) 水洗式（あるいはバイオ式）トイレの設置を検討します。また、トイレの清掃等、適切な管理体制を整えます。 d) 利用者の安全に配慮したデザインや景観へのデザインについても配慮します。  <p>図 3-36 荒川下流部河川敷のトイレの整備例（足立区 虹の広場のバリアフリースペース）</p>

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-55</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-57</p>
<p>②ベンチ・^{あづまや}四阿</p> <p>ベンチや四阿は、河川敷利用者の利便性を向上させるためにも、積極的に設置していくことが望まれます。このため、人がアクセスしやすい場所や、景観・眺望の良好な地点にベンチや四阿を設置し、ゆったりと荒川の景観を楽しめる場とします。</p> <div data-bbox="471 422 1273 716"> </div> <p>四阿（戸田市）四阿（板橋区）</p> <p>図 32-3775 荒川下流部に整備されている四阿（板橋区）</p> <p>③駐車場</p> <p>河川区域内の駐車場の設置についてはにあたっては、規定に従って河川敷地の占用許可に関する規則に基づき、今後も必要に応じて駐車場の設置・管理を行っていきます。</p> <p>なお、駐車場を今後新たに設置・管理する場合については、利用者の安全に配慮し、動線との交差箇所へのサインの充実、車止めの整備、他の河川利用者の安全確保のためのフェンス等誘導員を整備配置といった対策を検討します。</p> <div data-bbox="442 1056 1291 1367"> </div> <p>図 32-3876 荒川河川敷の駐車場</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>② ^{あづまや}ベンチ・^{あづまや}四阿</p> <p>ベンチや四阿は、河川敷利用者の利便性を向上させるためにも、積極的に設置していくことが望まれます。このため、人がアクセスしやすい場所や、景観・眺望の良好な地点にベンチや四阿を設置し、ゆったりと荒川の景観を楽しめる場とします。</p> <div data-bbox="1656 604 2531 926"> </div> <p>戸田市 四阿板橋区 四阿</p> <p>図 3-37 荒川下流部河川敷の四阿の整備例</p> <p>③ 駐車場</p> <p>河川区域内の駐車場設置については、規定に従って、今後も必要に応じて駐車場の設置・管理を行っていきます。</p> <p>なお、駐車場を今後新たに設置する場合については、利用者の安全に配慮し、動線との交差箇所へのサインの充実、車止めの整備、利用者の安全確保のためのフェンス等を整備します。</p> <div data-bbox="1570 1329 2614 1709"> </div> <p>図 3-38 荒川河川敷の駐車場</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-56	2010 推進計画 P. 3-52
<p>2) 河川空間の緑化推進について 河川敷における植樹の検討により木陰を創出していくことや、利用施設であるグラウンド等においてエコアップを進めていくことで、緑化の推進を図ります。</p> <p>(3) ④植樹河川敷の緑化 荒川下流部の河川敷は、河川敷造成の結果、水面と一体となって広く開放的な空間を構成していますが、平らで変化に乏しい面があります。河川敷に樹木を植えることによって、植樹等の緑化は平面的な川河川敷の中に、ランドマークやアクセントをつけ、利用者に木陰を提供するとともに、快適に利用できる河川空間を創出することができます。 河川敷に植樹を行う場所に関する基準としては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が平成 10(1998)年に策定されています。また、植樹の樹種については、「荒川下流における植栽種選定の手引てびき」が平成 15(2003)年に策定されています（コラム 7 参照）。 荒川下流部の河川敷における樹木の植樹・伐採・管理の実施に当あたっては、これらの基準や手引きに従って個々の場所での対応を検討していきます。 一方で、河道内樹木は治水能力の低下につながる恐れもあります。植樹等の緑化は適切な維持管理を前提として取り組む必要があります。 今後は、荒川下流河川維持管理計画に基づき、洪水流下障害による流下能力の低下、樹木群と堤防間の流速を増加させることによる堤防の損傷等、治水上の支障が生じないように、点検あるいは河川巡視等による状態把握に基づいて、周辺環境に配慮しつつ適切に樹木の伐採等の対策を行います。</p>  <p>図 32-3077 多目的広場と水面の間の樹木</p>  <p>図 32-3478 荒川下流植栽種選定の手引てびき</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>2) 河川空間の緑化推進について 河川敷における植樹の検討により木陰を創出していくことや、利用施設であるグラウンド等においてエコアップを進めていくことで、緑化の推進を図ります。</p> <p>① 植樹 荒川下流部の河川敷は、河川敷造成の結果、水面と一体となって広く開放的な空間を構成していますが、平らで変化に乏しい面があります。河川敷に樹木を植えることによって、平面的な川の中に、ランドマークやアクセントをつけ、利用者に木陰を提供するとともに、快適に利用できる河川空間を創出することができます。 河川敷に植樹を行う場所に関する基準としては、「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準」が平成 10 年に策定されています。また、植樹の樹種については、「荒川下流における植栽種選定の手引き」が平成 15 年に策定されています（コラム 7 参照）。 荒川下流部の河川敷における樹木の植樹・伐採・管理の実施に当あたっては、これらの基準や手引きに従って個々の場所での対応を検討していきます。</p>  <p>図 3-30 多目的広場と水面の間の樹木</p>  <p>図 3-31 荒川下流植栽種選定の手引き</p>

■（コラム8）駐車場整備にあたっての配慮事項 ～荒川将来像計画（1996）より～■

河川敷内にも必要な所には駐車場を整備し、より利用しやすくします。

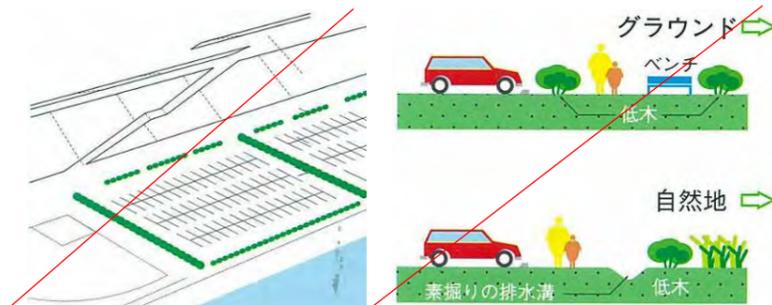
- ・~~駐車場の利用は荒川の利用者に限られるため、利用時間以外の駐車のないよう管理します。~~
- ・~~夜間や増水時等の非常時に確実に車が堤内地へ移動ができるよう管理されなくてはなりません。~~
- ・~~駐車場以外に自動車が入りできないような構造とします。~~
- ・~~安全の確保に注意するとともに、河川景観に調和したものとなるよう様々な工夫を積極的に取り入れていきます。~~

○荒川における駐車場のあり方

駐車場のアプローチは、他の河川利用者の安全を考慮して動線交差点に、車止め・注意看板などを設置します。~~堤防天端や緊急用河川敷道路は、必要最小限の通過・横断しか認めていないため、なるべく坂路を下りた所に入口がくるよう計画します。また、駐車場以外の場所には入れないよう、植栽で囲むことや、車止めを設置することによって規制します。~~

○河川景観への配慮

- ・~~巨大で単調な空間とならないよう、植栽などで区切るなどの工夫をします。~~
- ・~~駐車場の舗装は、河川敷の緑の空間と調和するものとします。例えば、芝保護材等をうまく利用することで、草地に似た景観をつくることができます。~~
- ・~~駐車場以外の侵入防止と周辺への景観調和を考え、周囲を低木・花壇などで囲みます。~~



植栽で駐車場を区切った計画例——駐車場エッジの計画例
図 3-39 河川敷の駐車場の自然度向上の取組み例

○運営・管理

- ・~~河川内の施設の利用時間外には、駐車できないようゲートを閉めます。~~
- ・~~増水時等の非常時に確実に車を堤内地へ移動できるような体制を整えます。~~

■（コラム8）駐車場整備にあたっての配慮事項 ～荒川将来像計画（1996）より～■

河川敷内にも必要な所には駐車場を整備し、より利用しやすくします。

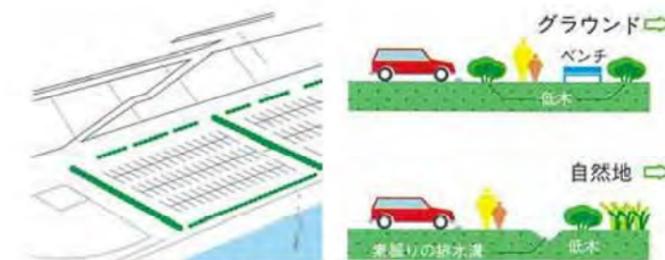
- ・ 駐車場の利用は荒川の利用者に限られるため、利用時間以外の駐車のないよう管理します。
- ・ 夜間や増水時等の非常時に確実に車が堤内地へ移動ができるよう管理されなくてはなりません。
- ・ 駐車場以外に自動車が入りできないような構造とします。
- ・ 安全の確保に注意するとともに、河川景観に調和したものとなるよう様々な工夫を積極的に取り入れていきます。

○荒川における駐車場のあり方

駐車場のアプローチは、他の河川利用者の安全を考慮して動線交差点に、車止め・注意看板などを設置します。堤防天端や緊急用河川敷道路は、必要最小限の通過・横断しか認めていないため、なるべく坂路を下りた所に入口がくるよう計画します。また、駐車場以外の場所には入れないよう、植栽で囲むことや、車止めを設置することによって規制します。

○河川景観への配慮

- ・ 巨大で単調な空間とならないよう、植栽などで区切るなどの工夫をします。
- ・ 駐車場の舗装は、河川敷の緑の空間と調和するものとします。例えば、芝保護材等をうまく利用することで、草地に似た景観をつくることができます。
- ・ 駐車場以外の侵入防止と周辺への景観調和を考え、周囲を低木・花壇などで囲みます。



植栽で駐車場を区切った計画例——駐車場エッジの計画例
図 3-39 河川敷の駐車場の自然度向上の取組み例

○運営・管理

- ・ 河川内の施設の利用時間外には、駐車できないようゲートを閉めます。
- ・ 増水時等の非常時に確実に車を堤内地へ移動できるような体制を整えます。

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-57</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-67</p>
<p>(4) 良好な河川景観を保全する川づくり</p> <p>荒川の下流部の良好な景観の要素として、広大な水面や河川敷のヨシ原、桜堤等の自然景観や、公園、橋梁、水門・船着場等の河川管理施設等の人工的景観の2種類に大別されます。</p> <p>現在良好な河川景観が見られるところについては、その景観を保全することを基本とし、可能であればさらにより良い景観を再生・復元していきます。</p> <p>現在良好な河川景観が失われているところについては、過去に有していた良好な河川景観の再生・復元もしくは流域の将来像に見合う新たな河川景観の創出を図ります。</p> <p>①自然景観を活かした荒川の景観づくり</p> <p>荒川の下流区間は、人工的に掘削されたために直線的な河川景観を呈していますが、建物が密集している稠密な大都市圏にあって広々と大きなスケールを有しているため、その荒川の特徴を活かした景観づくりを進めます。</p> <p>また荒川ならではの貴重な自然や水際線に広がるヨシ原、多様な水際ラインをみせるワンドなどの自然景観の特徴を活かすとともに、自然の乏しいところに新たに自然をつくり出し、荒川の魅力ある景観づくりを進めていきます。</p>  <p>図 32-5779 笹目橋下流（板橋区、戸田市）</p>  <p>図 32-5880 西新井橋上流右岸の自然地（足立区）</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(4) 良好な河川景観を保全する川づくり</p> <p>荒川の下流部の良好な景観の要素としては、広大な水面や河川敷のヨシ原、桜堤等の自然景観や、公園、橋梁、水門・船着場等の河川管理施設等の人工的景観の2種類に大別されます。</p> <p>現在良好な河川景観が見られるところについては、その景観を保全することを基本とし、可能であればさらにより良い景観を再生・復元していきます。</p> <p>現在良好な河川景観が失われているところについては、過去に有していた良好な河川景観の再生・復元もしくは流域の将来像に見合う新たな河川景観の創出を図ります。</p> <p>1) 自然景観を活かした荒川の景観づくり</p> <p>荒川の下流区間は、人工的に掘削されたために直線的な河川景観を呈していますが、稠密な大都市圏にあって広々と大きなスケールを有しているため、その荒川の特徴を活かした景観づくりを進めます。また荒川ならではの貴重な自然や水際線に広がるヨシ原、多様な水際ラインをみせるワンドなどの自然景観の特徴を活かすとともに、自然の乏しいところに新たに自然をつくり出し、荒川の魅力ある景観づくりを進めていきます。</p>  <p>図 3-57 笹目橋下流（板橋区、戸田市）</p>  <p>図 3-58 西新井橋上流右岸の自然地（足立区）</p>

2) 歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり

荒川には洪水から地域を守るためにつくられ、地域とともに親しまれてきた旧岩淵水門などの歴史的な遺産と共に、近年整備された岩淵水門や荒川ロックゲート等の多くの水門があります。また、かつてワシントンに送られた桜が里帰りして堤防を彩っている桜堤や、かつしかハープ橋などの美しい橋梁、公園や堤防を利用したスタンドなど等があり、これらは荒川の魅力ある景観を形成するとともに、地域のランドマークとしてなくてはならない景観となっています。これらの歴史文化や地域のランドマークとしての景観を活かした荒川の景観づくりを進めます。特に旧岩淵水門は荒川放水路建設当時の重要な構造物であり、近代土木遺産に認定される等、歴史的価値が高く、沿川住民からも愛された構造物となっています。引き続き、その重要性を後世に伝えられるように保全を行っていきます。

また、個性的で開放的な景観は、映画撮影等にも利用されています。さらに花火大会などの地域のイベントが定着しています。愛着のある荒川づくりのために、今後とも荒川を舞台とした映画、テレビ撮影やイベントの安全な開催等に協力すると共に SNS 等での PR にも取り組む必要がありとていきます。



図32-5981 荒川下流部の歴史文化やランドマークの景観ポイント

2) 歴史文化やランドマークを活かした荒川の景観づくり

荒川には洪水から地域を守るためにつくられ、地域とともに親しまれてきた岩淵水門などの歴史的な遺産や近年整備された荒川ロックゲート等の多くの水門があります。また、かつてワシントンに送られた桜が里帰りして堤防を彩っている桜堤や、かつしかハープ橋などの美しい橋梁、公園や堤防を利用したスタンドなどがあり、これらは荒川の魅力ある景観を形成するとともに、地域のランドマークとしてなくてはならない景観となっています。これらの歴史文化や地域のランドマークとしての景観を活かした荒川の景観づくりを進めます。

また個性的で開放的な景観は、映画撮影等にも利用されています。さらに花火大会などの地域のイベントが定着しています。愛着のある荒川づくりのために、今後とも荒川を舞台とした映画、テレビ撮影やイベントの安全な開催等に協力していきます。



図 3-59 荒川下流部の歴史文化やランドマークの景観ポイント

改定後	現行
推進計画 (改定案) P. 2-59	2010 推進計画 P. 3-69
 <p>旧岩淵水門付近 (北区)</p>  <p>かつしかハープ橋</p>  <p>江北桜堤</p>  <p>荒川ロックゲート</p>  <p>板橋リバースタンド 21 (花火大会等の会場)</p>  <p>荒川の土手 (テレビドラマのロケ地)</p>  <p>荒川運動公園 (富士見百景に選定)</p>  <p>小松川スーパー地区高規格堤防</p>	<p>【II. 荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p>  <p>図 3-60 旧岩淵水門付近 (北区)</p>  <p>図 3-61 かつしかハープ橋</p>  <p>図 3-62 江北桜堤</p>  <p>図 3-63 荒川ロックゲート</p>  <p>図 3-64 板橋リバースタンド 21 (花火大会等の会場)</p>  <p>図 3-65 荒川の土手 (テレビドラマのロケ地)</p>  <p>図 3-66 荒川運動公園 (富士百景に選定)</p>  <p>図 3-67 小松川スーパー堤防</p>

改定後

推進計画（改定案） P. 2-59



荒川運動公園（富士見百景に選定）

図 2-82 景観ポイント

現行

2010 推進計画 P. 3-69

【II. 荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方



図 3-60 旧岩淵水門付近（北区）



図 3-61 かつしかハープ橋



図 3-62 江北桜堤



図 3-63 荒川ロックゲート



図 3-64 板橋リバースタンド 21
（花火大会等の会場）



図 3-65 荒川の土手（テレビドラマのロケ地）

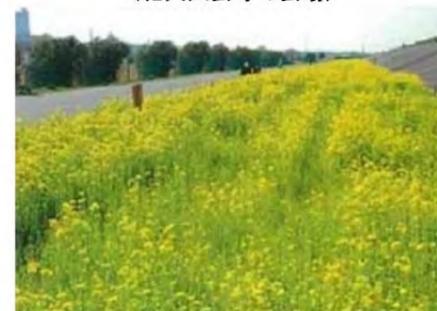


図 3-66 荒川運動公園（富士百景に選定）



図 3-67 小松川スーパー堤防

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-60～2-61	2010 推進計画 P. 3-3
<p>第2節 2.4 災害に強い安全・安心を守る川づくり</p> <p>(1) 2.4.1 堤防の決壊を防ぐために</p> <p>荒川下流部は、氾濫による災害発生の防止、被害の軽減に関して、高密度に都市化された展開した首都圏を氾濫区域として抱えていることから、洪水による災害の発生の防止や軽減に関しては、荒川全体としての上下流や本支川のバランスにも配慮しながら、荒川水系河川整備計画に基づき、治水に対する安全性を向上させていきます。整備にあたっては、治水・利水・環境・維持管理それぞれの目標が調和されながら達成できる効果的な施策を検討し、総合的な視点で整備を実施します。</p> <p>令和元年東日本台風では、荒川流域の広い範囲において強い降雨が断続的に続き、上流部 8 箇所の水位観測所のうち、5 箇所において観測史上の最高水位を記録し、入間川流域では堤防が 5 箇所も決壊し、甚大な被害が発生しました。このように気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を念頭に置き、堤防の整備、河道掘削等の対策をより一層加速すると共に、今後も状況把握、情報伝達、避難行動が円滑に進むよう、関係機関が連携し、円滑な水防活動や避難行動が実施できる体制の充実を図ります。</p> <div data-bbox="397 772 1341 1146" data-label="Image"> </div> <p>図 2-83 令和元年東日本台風出水前後の写真（左：平常時、右：台風 19 号出水時）</p> <p>(1) 着実な治水対策</p> <p>河川の整備にあたっては、氾濫域の資産の集積状況、土地利用の状況等を総合的に勘案し、適正な本支川、上下流及び左右岸の治水安全度のバランスを確保しつつ、段階的かつ着実に整備を進め、洪水、津波、高潮等による災害に対する安全性の向上を図ります。</p> <p>荒川下流部においては、河道掘削による河道断面の確保、洪水時に流下阻害となる橋梁の架け替え等の整備が進められています。また、荒川中流部においては、広大な河川敷に横堤が築造され、遊水機能を有していることから、この特性を活かした調節池群の整備が進められています。</p> <p>① 橋梁架け替え</p> <p>京成本線の荒川橋梁（葛飾区堀切～足立区柳原間）は、橋梁の高さが低いため荒川下流部で最も堤防の高さが不足しています。橋梁を高い位置に架け替え、堤防の高さが低い区間の解消を目指します。</p>	<div data-bbox="2285 268 2635 323" data-label="Text"> <p>【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> </div> <p>第2節 災害に強い安全・安心を守る川づくり</p> <p>(1) 堤防の決壊を防ぐために</p> <p>荒川下流部は、洪水による災害の発生の防止または軽減に関して、高密度に展開した首都圏を氾濫区域として抱えていることから、荒川全体としての上下流や本支川のバランスにも配慮しながら、治水に対する安全性を向上させていきます。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-61～2-62	2010 推進計画 P. -
<div data-bbox="608 247 1142 472" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="608 474 1142 514" data-label="Caption"> <p>周辺の堤防高さに対して低い京成本線荒川橋梁</p> </div> <div data-bbox="608 516 1142 829" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="608 831 1142 861" data-label="Caption"> <p>図 2-84 京成本線荒川橋梁付近の堤防の状況</p> </div> <div data-bbox="320 903 460 934" data-label="Section-Header"> <p>②河道掘削</p> </div> <div data-bbox="320 936 1469 1008" data-label="Text"> <p>河川敷を切り下げたり、河岸の掘削を行うことで、洪水を安全に流下させると共に、ヨシ原の保全や再生など多様性のある湿地環境の再生を目指します。</p> </div> <div data-bbox="519 1018 1216 1176" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="578 1186 1172 1218" data-label="Caption"> <p>図 2-85 河川敷の切り下げによる湿地環境の再生</p> </div> <div data-bbox="296 1260 608 1291" data-label="Section-Header"> <p>(2) 流域治水プロジェクト</p> </div> <div data-bbox="320 1302 1469 1501" data-label="Text"> <p>昨今の気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化から、河川管理者が主体となって行う治水対策に加え、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、その河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」への転換を進めることが必要です。荒川流域においては、関係する国の機関、地方公共団体、民間企業からなる「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」を設立し、流域治水の取組を計画的に推進する体制を確保すると共に、「荒川水系流域治水プロジェクト」として、ハード・ソフト一体の事前防災対策を加速していきます。</p> </div> <div data-bbox="320 1507 1469 1606" data-label="Text"> <p>また、流域治水の取組では、自然環境が有する多様な機能をいかすグリーンインフラの考えを普及させ、災害リスクの低減に寄与する生態系の機能を積極的に保全又は再生することにより、生態系ネットワークの形成に貢献します。</p> </div> <div data-bbox="320 1612 1469 1675" data-label="Text"> <p>参考に、「荒川水系（東京ブロック）流域治水協議会」でとりまとめている沿川自治体の対策事例の一例を次に示します。</p> </div>	

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-62～2-63	2010 推進計画 P. -
<p>①沿川自治体の対策事例</p> <p>(ア) 校庭貯留の取組（北区） 雨水流出抑制の取組として小・中学校校庭に雨水貯留施設を整備しています。校庭に一時的に雨水貯留を実施することにより、雨水流出を抑制することができます。</p> <p>(イ) 止水板設置の取組（板橋区、足立区、北区） 建物の浸水被害の防止・軽減を図るため、出入口等への止水板の設置及びこれに伴う関連工事を行う方々に工事費用の一部を助成しています。止水板の設置により床上・床下・地下室への浸水を軽減することができます。</p> <p>(ウ) 建物内の雨水貯留施設整備の取組（江東区） 流出抑制の取組として、小中学校の新築・改築に伴い建物地下ピットに雨水流出抑制槽を整備しています。さらに建物地下ピットに加えて、芝生や植栽等の緑地を整備することにより雨水流出の抑制を図っています。</p> <p>(エ) 防災教育の推進の取組（北区、江戸川区、墨田区） 防災教育の推進の取組として、小・中学校において防災講話（水害対策含む）の実施やモデル校にて大規模水害についての防災学習を実施しています。</p> <p>(オ) 高台まちづくりの推進 （墨田区、江東区、北区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区） まちづくりを担う地方公共団体等と河川管理者が一体となって、まちづくりや避難に関する計画等を踏まえつつ、高台まちづくりを推進しています。</p> <p>河川管理者や沿川自治体だけでなく、あらゆる関係者が主体となり、流域に関わるみんなで治水対策を推進するためには、流域にお住まいの沿川住民・企業等も協働で流域治水に参画していただく必要があります。そのためには、まず「流域治水」を知っていただき、沿川住民・企業等の行動変容を促進する取組を実施する必要があります。</p> <p>また、沿川住民・企業がこれらの取組に参加しやすく、参画した効果を可視化して実感できるよう、HP、SNS等を通じて発信していきます。個人でできる流域治水対策の例を次に示します。</p>	

②個人でできる対策事例

(ア) 家で雨を浸透 (貯留) させる

家の庭等は、アスファルトやコンクリートで固めず、木や芝生等にして緑を残し、雨を浸透させることで、雨水流出を抑制することができます。

(イ) マイ・タイムラインの作成

マイ・タイムラインとは住民一人ひとりのタイムライン (事前防災行動計画) であり、台風の接近によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、とりまとめるものです。時間的な制約が厳しい洪水発生時に、行動のチェックリストとして、また判断のサポートツールとして活用されることで、「逃げ遅れゼロ」に向けた効果が期待されています。

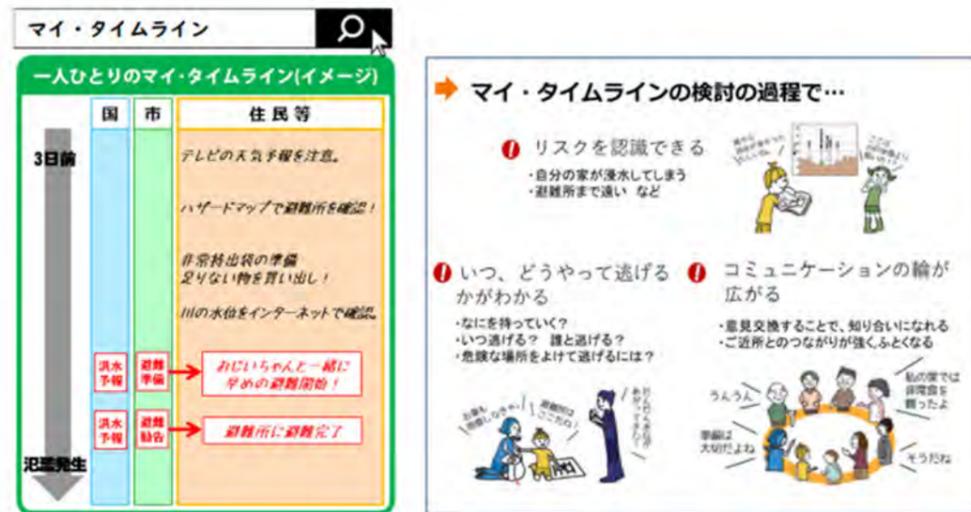


図 2-86 マイ・タイムライン

4) (3) ~~スーパー堤防~~超過洪水対策

荒川下流部は、人口資産が高密度に展開した都市化された首都圏を抱えており、氾濫した場合には壊滅的な被害が予想されます。このためまた、想定を上回る降水量となった場合近年では、気候変動の影響による降雨の激甚化・頻発化が進んでいることから、早期に超過洪水に対しても、~~する治水上の安全性を確保する高められるようため~~、関係機関と調整しながら、高規格堤防の整備を進められています。

高規格堤防は、治水上の安全性を確保するとともに、沿川の土地利用と一体化した~~なって~~水辺に親しまちづくりが可能となります（~~図2-23参照~~）。

平成令和 214 (2022) 年度末時点において、高規格堤防の整備状況は図 32-287 の通りであり、平成 8 (1996) 年以降、事業計画区間 58.251.9km 中、4114 箇所 2.946.22km で整備が済み完了し、74 箇所 7.051.23km で現在事業が進められています。

首都「東京」において、大規模洪水や首都直下地震等による壊滅的な被害の発生を回避するための防災まちづくりについて検討することを目的に連絡会議を設置し、国土交通省と東京都により「災害に強い首都「東京」形成ビジョン」をとりまとめ、命の安全・最低限の避難生活水準を確保できる避難場所にもなる「高台まちづくり」を推進していきます。現在高台まちづくりを推進している箇所を図 2-90 に示します。



図 3-2 荒川下流部における高規格堤防整備状況

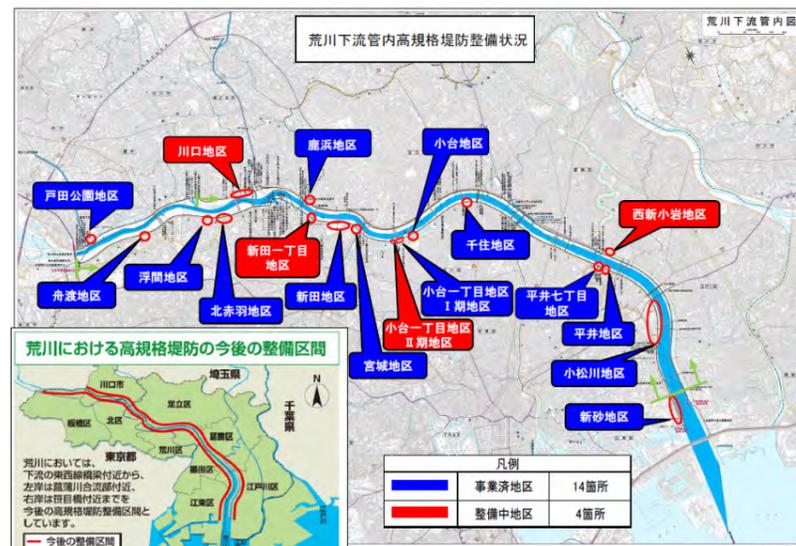


図 2-87 荒川下流部における高規格堤防整備状況（令和 4 (2022) 年現在）

1) スーパー堤防

荒川下流部は、人口資産が高密度に展開した首都圏を抱えており、氾濫した場合には壊滅的な被害が予想されます。このため、想定を上回る激しい降雨となった場合に対しても治水上の安全性を高めるため、関係機関と調整しながら、スーパー堤防の整備が進められています。スーパー堤防は、治水上の安全性を確保するとともに、沿川の土地利用と一体となって水辺に親しまちづくりが可能となります（図 2-23 参照）。

平成 21 年度末時点において、スーパー堤防の整備状況は図 3-2 の通りであり、平成 8 年以降、事業計画区間 58.2km 中、11 箇所 2.91km で整備が済み、7 箇所 7.05km で事業が進められています。



図 3-2 荒川下流部におけるスーパー堤防整備状況

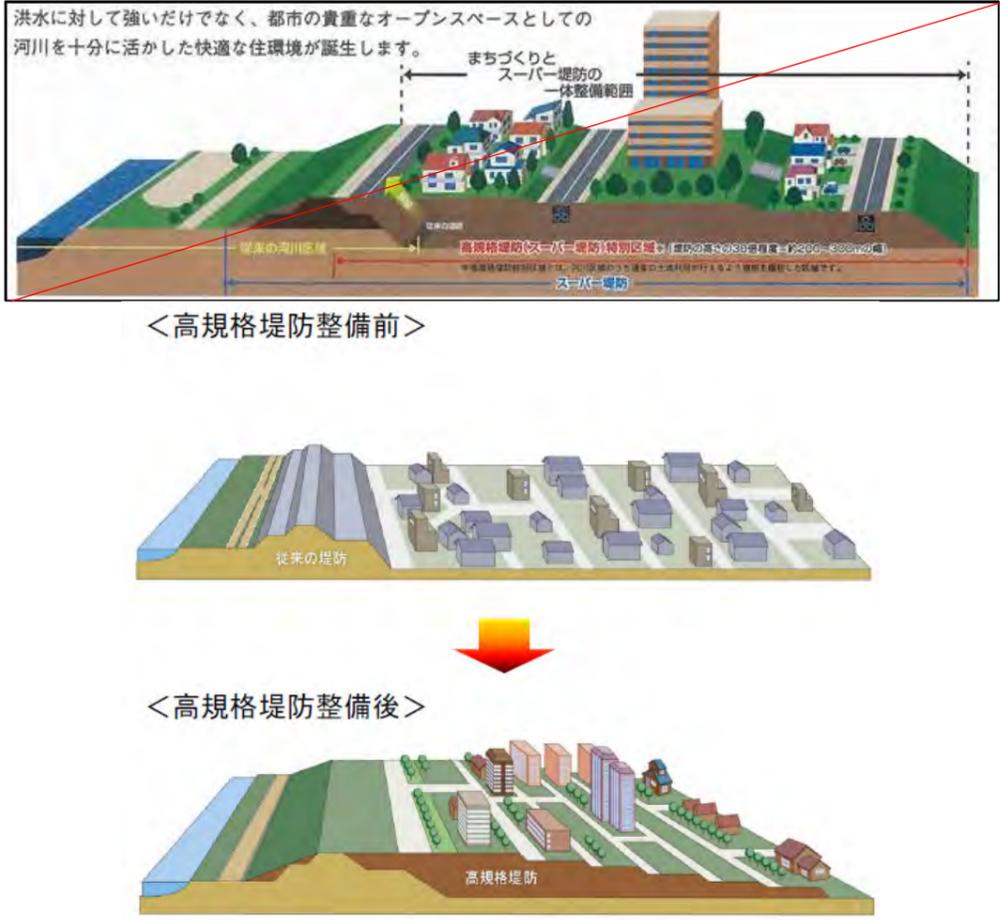
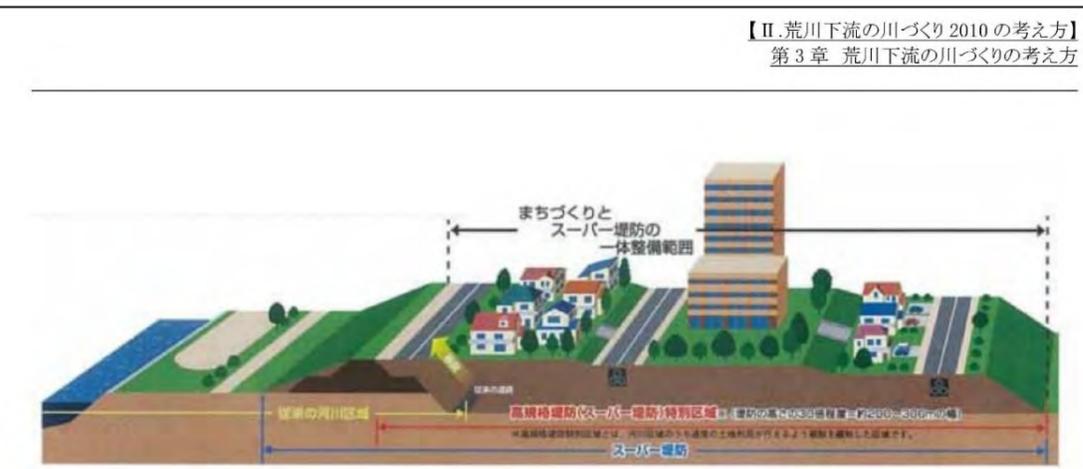
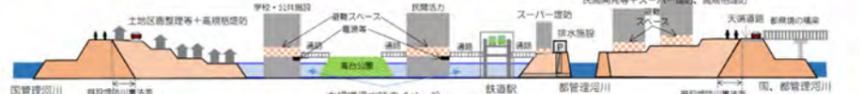
改定後	現行												
<p>推進計画（改定案） P. 2-65～2-66</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-4</p>												
<p>洪水に対して強いだけでなく、都市の貴重なオープンスペースとしての河川を十分に活かした快適な住環境が誕生します。</p>  <p><高規格堤防整備前></p> <p><高規格堤防整備後></p> <p>図 32-388 スーパー高規格堤防整備の概念図</p>	<p>【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p>  <p>図 3-3 スーパー堤防整備の概念図</p>												
<p>高台まちづくりのイメージ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="430 1297 727 1323">建築物等(建物群)による高台まちづくり</th> <th data-bbox="736 1297 1023 1323">高台公園を中心とした高台まちづくり</th> <th data-bbox="1032 1297 1320 1323">高規格堤防の上を活用した高台まちづくり</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="430 1329 727 1396"> <p>【平常時】賑わいのある駅前空間 【浸水時】避難スペース等を有する建築物とヘデストリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保</p> </td> <td data-bbox="736 1329 1023 1396"> <p>【平常時】河川沿いの高台公園 【浸水時】緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能</p> </td> <td data-bbox="1032 1329 1320 1396"> <p>【平常時】良好な都市空間・住環境を形成 【浸水時】緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連絡橋土等を通じて浸水区域外への移動も可能</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 1402 727 1575"> <p>平常時</p>  </td> <td data-bbox="736 1402 1023 1575"> <p>平常時</p>  </td> <td data-bbox="1032 1402 1320 1575"> <p>平常時</p>  </td> </tr> <tr> <td data-bbox="430 1581 727 1753"> <p>浸水時</p>  </td> <td data-bbox="736 1581 1023 1753"> <p>浸水時</p>  </td> <td data-bbox="1032 1581 1320 1753"> <p>浸水時</p>  </td> </tr> </tbody> </table>  <p>図 2-89 高台まちづくりのイメージ</p>		建築物等(建物群)による高台まちづくり	高台公園を中心とした高台まちづくり	高規格堤防の上を活用した高台まちづくり	<p>【平常時】賑わいのある駅前空間 【浸水時】避難スペース等を有する建築物とヘデストリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保</p>	<p>【平常時】河川沿いの高台公園 【浸水時】緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能</p>	<p>【平常時】良好な都市空間・住環境を形成 【浸水時】緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連絡橋土等を通じて浸水区域外への移動も可能</p>	<p>平常時</p> 	<p>平常時</p> 	<p>平常時</p> 	<p>浸水時</p> 	<p>浸水時</p> 	<p>浸水時</p> 
建築物等(建物群)による高台まちづくり	高台公園を中心とした高台まちづくり	高規格堤防の上を活用した高台まちづくり											
<p>【平常時】賑わいのある駅前空間 【浸水時】避難スペース等を有する建築物とヘデストリアンデッキ等をつないだ建物群により命の安全・最低限の避難生活水準を確保</p>	<p>【平常時】河川沿いの高台公園 【浸水時】緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。道路や建築物等を通じて浸水区域外への移動も可能</p>	<p>【平常時】良好な都市空間・住環境を形成 【浸水時】緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能。浸水しない連絡橋土等を通じて浸水区域外への移動も可能</p>											
<p>平常時</p> 	<p>平常時</p> 	<p>平常時</p> 											
<p>浸水時</p> 	<p>浸水時</p> 	<p>浸水時</p> 											



図 2-90 高台まちづくりを検討・推進しているモデル地区

2) 堤防強化、橋梁架け替え

荒川本川においては、洪水を安全に流すため、堤防の整備・強化や河床掘削による河道断面の確保、洪水時に危険な橋梁等の架け替え、護岸等の整備が進められています。平成 21 年度末時点で荒川下流部の堤防の整備・強化は、約 30% 完成しています。

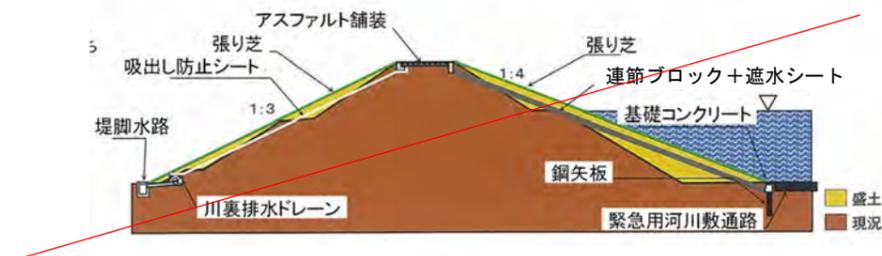


図 3-4 堤防強化のイメージ



図 3-3 スーパー堤防整備の概念図

2) 堤防強化、橋梁架け替え

荒川本川においては、洪水を安全に流すため、堤防の整備・強化や河床掘削による河道断面の確保、洪水時に危険な橋梁等の架け替え、護岸等の整備が進められています。平成 21 年度末時点で荒川下流部の堤防の整備・強化は、約 30% 完成しています。

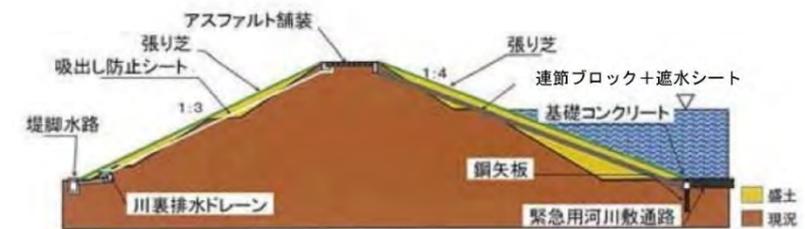


図 3-4 堤防強化のイメージ



図 3-5 京成本線荒川橋梁付近の堤防の状況

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-67	2010 推進計画 P. 3-5
<p>(2)-2.4.2 災害時の救助・復旧活動をスムーズにするための川づくり</p> <p>(1) 災害時の防災ネットワーク</p> <p>阪神・淡路大震災では、ビルや家屋、の倒壊・高速道路など等の構造物が倒壊等の被害被災を受け、都市部の陸上交通が完全に麻痺し、避難や救出活動、救援物資の輸送、復旧活動など等に大きな支障が生じました。東日本大震災では、荒川下流部の河川管理施設では大きな被害はなかったものの護岸の沈下等の被害がありました。</p> <p>荒川下流部では、災害発生時における有効な輸送手段である舟運や、迅速な復旧のための広大な河川空間を有効活用した防災ネットワークづくりを進めており、緊急用河川敷道路や緊急用船着場（リバーステーション）など等の整備がを進められていきます。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <hr/> <p>(2) 災害時の救援・復旧活動をスムーズにするための川づくり</p> <p>1) 災害時の防災ネットワーク</p> <p>阪神・淡路大震災では、ビルや家屋の倒壊・高速道路などの構造物が被災を受け、都市部の陸上交通が完全に麻痺し、避難や救出活動、救援物資の輸送、復旧活動などに大きな支障が出ました。</p> <p>荒川下流部では、災害発生時における有効な輸送手段である舟運や、広大な河川空間を有効活用した防災ネットワークづくりを進めており、緊急用河川敷道路や防災船着場（リバーステーション）などの整備が進められています。</p>

改定後

推進計画（改定案） P. 2-68

(2) 災害時の防災拠点

平成 21 (2009) 年 6 月から本格運用を開始した「浮間地区荒川防災ステーション」は、洪水時や地震時に、水防活動や復旧活動を行うために必要な土砂、根固めブロック、鋼矢板等資材を備蓄した防災拠点として、北区と国土交通省荒川下流河川事務所が共同で整備した、東京都内では初の河川防災ステーションです。

~~平成 21 年 6 月から本格運用を開始しました。~~

荒川下流部には、このほかにも、図 2-92 に示す緊急用船着場（リバーステーション）が整備されており、緊急用河川敷道路と連携し災害時の物資輸送等に活用します。

また、にぎわいづくりの観点からも占用主体と調整しながら、平常時の利用促進も図ります。



図 32-691 浮間地区荒川防災ステーション



図 2-92 緊急用船着場整備箇所

現行

2010 推進計画 P. 3-5

2) 災害時の防災拠点

浮間地区荒川防災ステーションは、洪水時や地震時に、水防活動や復旧活動を行うために必要な資材を備蓄した防災拠点として、北区と国土交通省が共同で整備した、東京都内では初の防災ステーションです。

平成 21 年 6 月から本格運用を開始しました。



図 3-6 浮間地区荒川防災ステーション



【Ⅱ. 荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方





図3-8 緊急用船着場・緊急用河川敷道路整備状況平面図



図3-8 緊急用船着場・緊急用河川敷道路整備状況平面図

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-69	2010 推進計画 P. -
<p>(3) 平常時・災害時における施設の利活用</p> <p>荒川の河川敷や河川沿いの高台は、平常時は、自然地やグラウンドとして人々の自然空間・利用空間となっていますが、災害時は緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点として機能します。特に、高規格堤防や高台公園は、緊急的な避難場所や救出救助等の活動拠点、浸水しない連続盛土等を通じて浸水区域外への移動も可能となります。</p> <p>また、緊急用河川敷道路は、平常時は散策、ジョギング、サイクリング等、多くの方々に利用されていますが、地震等災害時は物資等を輸送するための道路として整備すると共に、緊急用河川敷道路から一般道路へアクセスするためのスロープ（防災用坂路）の整備を進めています。</p> <p>このように、荒川下流部には多数の防災施設が整備されており、これらの施設を災害時に有効に活用するための計画として、「荒川下流防災施設活用計画」が策定されています。この計画は、各災害対応機関が荒川を有効に活用するための基本的な考え方や具体的な対応を示したものです。よって、防災施設の利活用については、平常時は荒川将来像計画に基づき有効に利用するものとし、災害発生後は、「荒川下流防災施設活用計画」で定める用途・目的で活用するものとします。</p> <div data-bbox="332 730 1427 1222" data-label="Diagram"> </div> <p>図 2-93 平常時と緊急時・災害時の計画の位置づけ</p>	

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-70</p>	<p>2010 推進計画 P. -</p>
<p>併せて、災害時の迅速な復旧、河川防災施設の運用検証、防災機関の連携強化として平常時より水防演習や地震時の実働訓練を行っています。</p> <div data-bbox="546 352 1199 1220" data-label="Image"> </div> <p>図 2-94 荒川下流部で行われた訓練の様子 （上：機器操作訓練、下：令和 4 年度荒川下流防災施設現地実動訓練）</p>	

3) (4) 震災時の広域避難場所

荒川の河川敷の多くは、地震などの災害時における広域避難場所として、地方自治体が指定しています。広域避難場所は、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のことで、火災の輻射熱から身体を守るために、荒川の河川敷のような広大なオープンスペースが必要となります。

避難する際に、安全に遅滞なく避難できるよう広域の行政間連携を図っていきます。

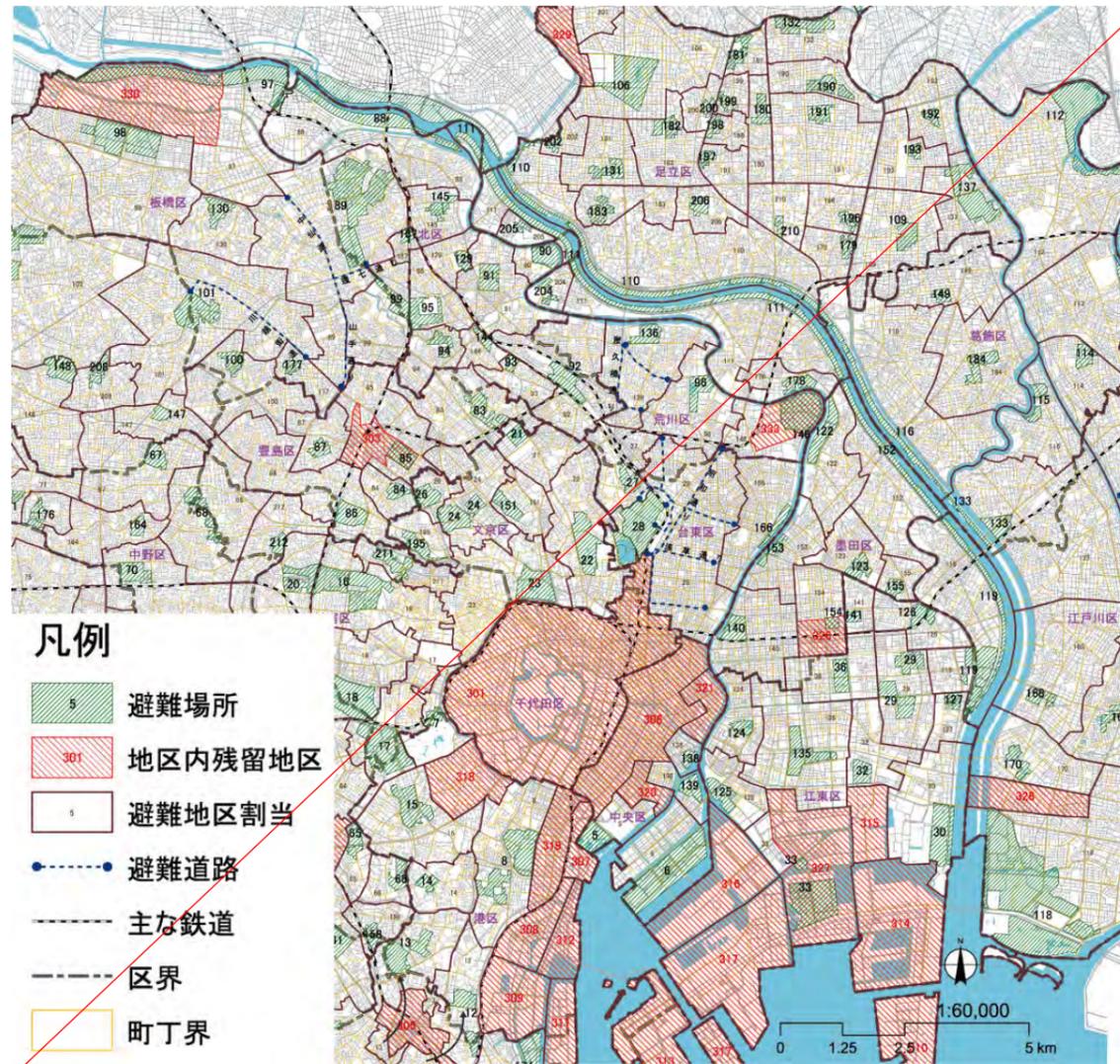


図3-7 荒川河川敷に指定された広域避難場所

(出典：東京都防災部ホームページ、震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(平成19年度改定)、http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/hinan/pdf/hinanbasyo_dourozu.pdf、を参考に作成)

3) 震災時の広域避難場所

荒川の河川敷の多くは、地震などの災害時における広域避難場所として、地方自治体が指定しています。広域避難場所は、地震などによる火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所のことで、火災の輻射熱から身体を守るために、荒川の河川敷のような広大なオープンスペースが必要となります。

避難する際には、スムーズに避難できるようにするため、広域の行政間連携を図っていきます。



図3-7 荒川河川敷に指定された広域避難場所

(出典：東京都防災部ホームページ、震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定(平成19年度改定)、http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/hinan/pdf/hinanbasyo_dourozu.pdf、を参考に作成)

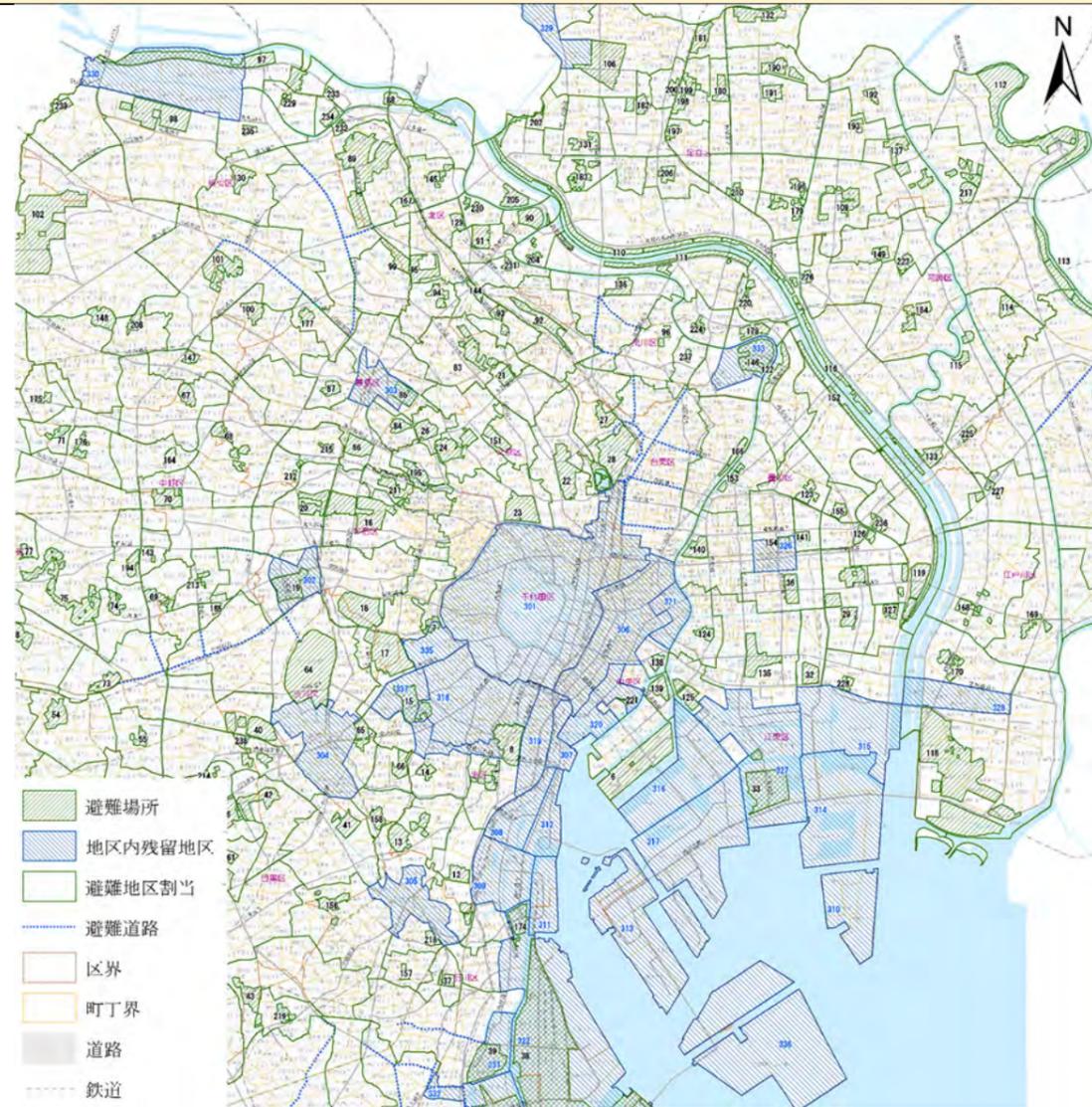


図 2-95 荒川下流部の河川敷に指定された広域避難場所
(出典：東京都都市整備局 HP 震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定)



図 3-7 荒川河川敷に指定された広域避難場所
(出典：東京都防災部ホームページ、震災時火災における避難場所及び避難道路等の指定（平成 19 年度改定）、
http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/bosai/hinan/pdf/hinanbasyo_dourozu.pdf、を参考に作成)

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P.2-72</p>	<p>2010 推進計画 P.3-9</p>
<p>(3)-2.4.3 防災意識の向上のための川づくり</p> <p>平成 27(2015)年 9 月関東・東北豪雨では鬼怒川の堤防が決壊する等の被害がありました。これを受け「水防災意識社会再構築ビジョン」として「大規模氾濫に関する減災協議会」を設置し、荒川で発生しうる大規模水害に対し、逃げ遅れゼロ、社会経済被害の最小化を目標として定め、ハード・ソフト対策を一体的に進めています。</p> <p>洪水時に特に注意が必要な箇所である「重要水防箇所」や荒川洪水浸水想定区域の指定など等により、少しでも被害を少なくするための減災対策を進めています。また、関係機関と連携して洪水ハザードマップの作成、高度化を進めるとともに、各市区で連携した防災訓練を行っています。荒川下流部では台風等の発生に併せて早期の危機感の共有、早期対応の意思決定を促すタイムラインとして、「荒川下流域水防災タイムライン」の運用に取り組んでいます。あわせて個々の氾濫ブロックについて危険度を把握できるよう、上流から下流にかけて連続的かつ左右岸別に時々刻々と変化する洪水の危険性を表示する「水害リスクライン」を運用し、洪水予測の高度化を進めています。</p> <p>さらにまた、これまで、洪水ハザードマップの更なる普及として、荒川流域の自治体が整備した洪水ハザードマップを基に「携帯版ハザードマップ」として携帯サイトで提供しています。この他、浸水深や避難所等の洪水に関する情報を標識にして、生活空間である“まちなか”に表示することにより、浸水深・避難所等の知識の普及を図り、洪水への意識を向上させる取り組みを行っています。</p> <p>また、コビキタス・ネットワーク社会(コラム5参照)を捉えた災害時の都県及び沿川市区や防災機関との相互の情報交換と一般市民への情報伝達を円滑に行う取り組みを推進しています。</p> <p>今後は、これまでの取り組みを推進していくとともに、関係自治体等と連携・協働し、荒川の水災に対する危機意識を啓発・促進させ、自らできる防災への取り組みを支援していきます。</p> <p>さらに、荒川下流河川事務所では、3次元データを活用した河川管理の取組も行っており、自宅等の浸水深を3Dで表示する「荒川3D洪水浸水想定区域図(下流域)～3D洪水ハザードマップ～」を公開しています。これまでの2Dの洪水浸水想定区域図を3Dで表示することで洪水リスクをよりイメージしやすくなります。併せて、荒川下流部の様々なデータを3次元で立体的に表現できる「荒川3D河川管内図(下流域)」を公開し、重要水防箇所や治水地形分類図等を3Dで閲覧できるようにしています。このような最新のツールを活用し、沿川住民や利用者が、洪水や避難について自分事として捉えられるような行動変容を促していきます。</p> <p>なお、これらの情報の一部や浸水想定区域図、ハザードマップ等を多言語で公開し、日本に滞在する外国人の方が災害発生時に迅速な避難行動をとれるように情報発信を行っています。</p> <p>また、流域治水の取組として、従来の想定最大規模降雨の洪水で想定される洪水浸水想定区域図に加えて、より発生頻度の高い降雨による浸水範囲、浸水頻度、浸水深の関係をわかりやすく図示した「多段階の浸水想定図」を公開しています。また、「多段階の浸水想定図」を用いて、降雨規模毎の浸水範囲を浸水深毎に重ね合わせた「水害リスクマップ(浸水頻度図)」を公開しています。これらを河川整備の進捗状況に応じて作成することで、事業進捗や効果の見える化を図ると共に、防災まちづくりを推進していきます。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(3) 防災意識の向上のための川づくり</p> <p>洪水時に特に注意が必要な箇所「重要水防箇所」や荒川浸水想定区域の指定などにより、少しでも被害を少なくするための減災対策を進めています。また、関係機関と連携して洪水ハザードマップの作成、防災情報の提供を進めるとともに、各市区で連携した防災訓練を行っています。さらに、洪水ハザードマップの更なる普及として、荒川流域の自治体が整備した洪水ハザードマップを基に「携帯版ハザードマップ」として携帯サイトで提供しています。この他、浸水深や避難所等の洪水に関する情報を標識にして、生活空間である“まちなか”に表示することにより、浸水深・避難所等の知識の普及を図り、洪水への意識を向上させる取り組みを行っています。</p> <p>また、コビキタス・ネットワーク社会(コラム1参照)を捉えた災害時の都県及び沿川市区や防災機関との相互の情報交換と一般市民への情報伝達を円滑に行う取り組みを推進しています。</p> <p>今後は、これまでの取り組みを推進していくとともに、関係自治体等と連携・協働し、荒川の水災に対する危機意識を啓発・向上させ、自らできる防災への取り組みを支援していきます。</p> <div data-bbox="1546 1060 2635 1829" data-label="Figure"> </div> <p style="text-align: center;">図 3-9 荒川浸水想定区域図(荒川下流部版)</p>



図3-9 荒川浸水想定区域図（荒川下流部版）

(3) 防災意識の向上のための川づくり

洪水時に特に注意が必要な箇所「重要水防箇所」や荒川浸水想定区域の指定などにより、少しでも被害を少なくするための減災対策を進めています。また、関係機関と連携して洪水ハザードマップの作成、防災情報の提供を進めるとともに、各市区で連携した防災訓練を行っています。さらに、洪水ハザードマップの更なる普及として、荒川流域の自治体が整備した洪水ハザードマップを基に「携帯版ハザードマップ」として携帯サイトで提供しています。この他、浸水深や避難所等の洪水に関する情報を標識にして、生活空間である“まちなか”に表示することにより、浸水深・避難所等の知識の普及を図り、洪水への意識を向上させる取り組みを行っています。

また、ユビキタス・ネットワーク社会（コラム1参照）を捉えた災害時の都県及び沿川市区や防災機関との相互の情報交換と一般市民への情報伝達を円滑に行う取り組みを推進しています。

今後は、これまでの取り組みを推進していくとともに、関係自治体等と連携・協働し、荒川の水災に対する危機意識を啓発・向上させ、自らできる防災への取り組みを支援していきます。



図3-9 荒川浸水想定区域図（荒川下流部版）

改定後

推進計画（改定案） P. 2-73

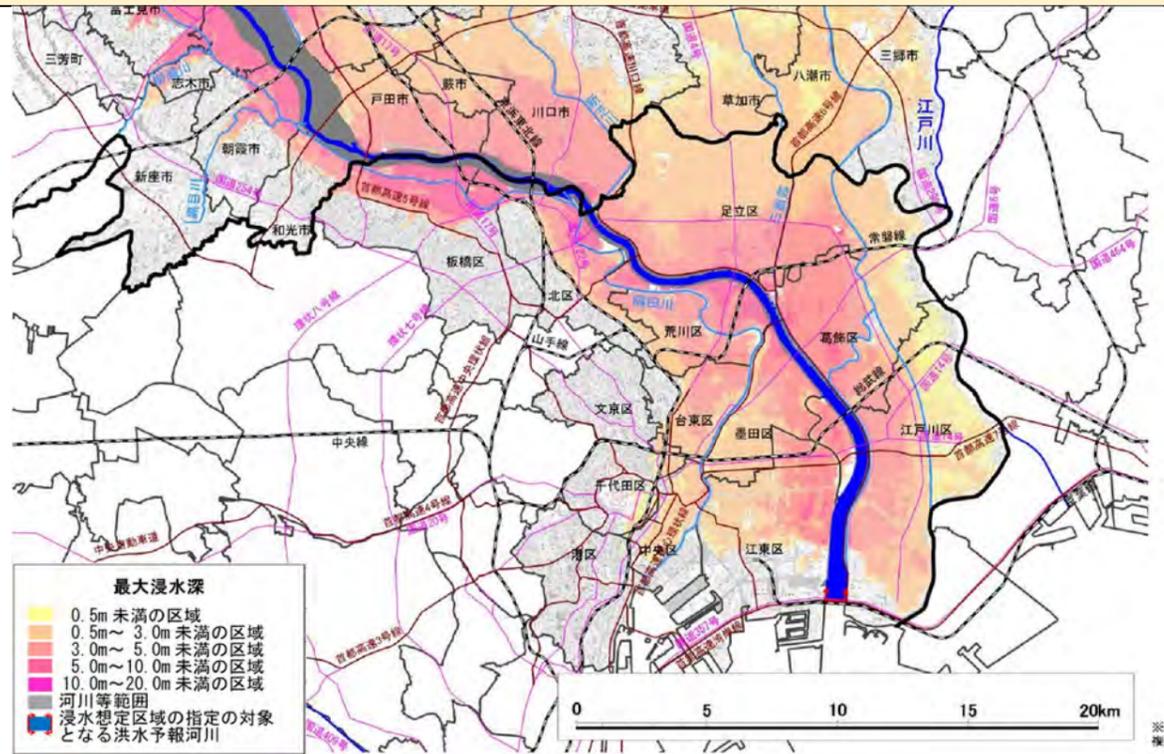


図 2-96 荒川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）



図 2-97 荒川3D洪水浸水想定区域図（下流域）～3D洪水ハザードマップ～

現行

2010 推進計画 P. 3-9

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

(3) 防災意識の向上のための川づくり

洪水時に特に注意が必要な箇所「重要水防箇所」や荒川浸水想定区域の指定などにより、少しでも被害を少なくするための減災対策を進めています。また、関係機関と連携して洪水ハザードマップの作成、防災情報の提供を進めるとともに、各市区で連携した防災訓練を行っています。さらに、洪水ハザードマップの更なる普及として、荒川流域の自治体が整備した洪水ハザードマップを基に「携帯版ハザードマップ」として携帯サイトで提供しています。この他、浸水深や避難所等の洪水に関する情報を標識にして、生活空間である“まちなか”に表示することにより、浸水深・避難所等の知識の普及を図り、洪水への意識を向上させる取り組みを行っています。

また、ユビキタス・ネットワーク社会（コラム1参照）を捉えた災害時の都県及び沿川市区や防災機関との相互の情報交換と一般市民への情報伝達を円滑に行う取り組みを推進しています。

今後は、これまでの取り組みを推進していくとともに、関係自治体等と連携・協働し、荒川の水災に対する危機意識を啓発・向上させ、自らできる防災への取り組みを支援していきます。

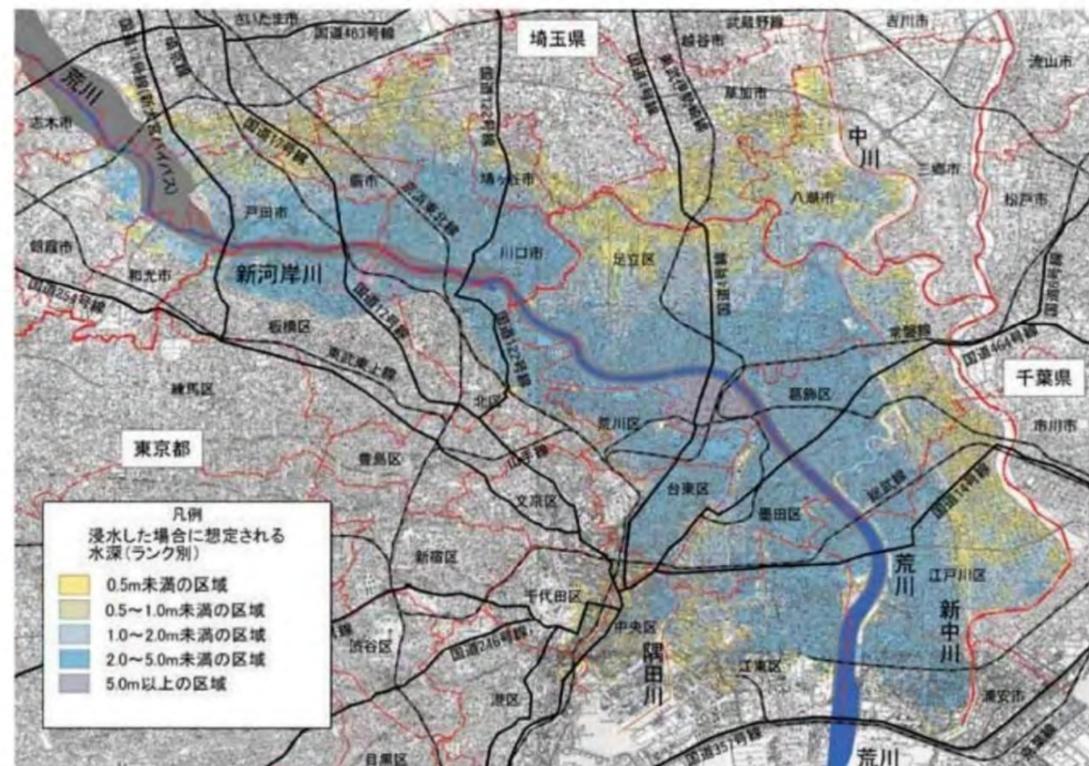


図 3-9 荒川浸水想定区域図（荒川下流部版）

改定後

推進計画（改定案） P. 2-74

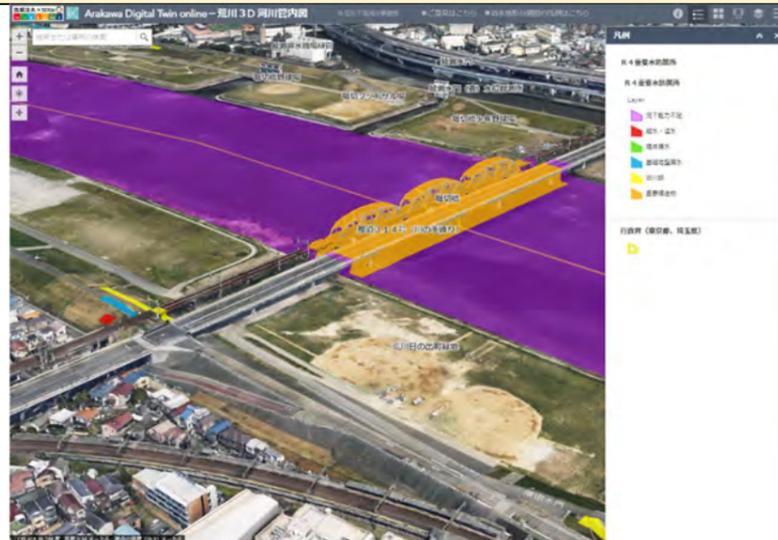


図 2-98 荒川 3D 河川管内図（下流域）

『携帯版ハザードマップ』

『携帯版ハザードマップ』は、荒川流域の自治体が整備している『洪水ハザードマップ』を基に作成し、携帯サイトで提供しているものです。

アクセス方法

携帯電話機から以下にアクセスしてください。

携帯電話専用のURL

<http://www3.ktr.mlit.go.jp/arage/mobile-hm/index.html>



ハザードマップ用 QRコード



地図表示画面

図 3-10 携帯版ハザードマップについて



平成21年4月からアドレスが変更になりました。看板のアドレスはまだ修正されていません。

図3-11 まちなかに洪水関連情報として想定浸水深を標示した例（北区）

現行

2010 推進計画 P. 3-10

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

『携帯版ハザードマップ』

『携帯版ハザードマップ』は、荒川流域の自治体が整備している『洪水ハザードマップ』を基に作成し、携帯サイトで提供しているものです。

アクセス方法

携帯電話機から以下に

アクセスしてください。

携帯電話専用のURL

<http://www3.ktr.mlit.go.jp/arage/mobile-hm/index.html>



ハザードマップ用 QRコード



地図表示画面

図 3-10 携帯版ハザードマップについて



平成21年4月からアドレスが変更になりました。看板のアドレスはまだ修正されていません。

図 3-11 まちなかに洪水関連情報として想定浸水深を標示した例（北区）



図 3-0-1 洪水関連情報 (想定浸水深) 標識の設置状況 (葛飾区)

■ (コラム1) ユビキタス・ネットワーク社会 ■

~~ユビキタス・ネットワーク社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることであり、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会です。~~

- ~~・「いつでも」とは、パソコンで作業を行う時だけでなく、日常の生活活動の待ち時間や移動時間等あらゆる瞬間においてネットワークに接続できるということ~~
- ~~・「どこでも」とは、パソコンのある机の前だけでなく、屋外や電車・自動車等での移動中等あらゆる場所においてネットワークに接続できるということ~~
- ~~・「何でも、誰でも」とは、パソコン同士だけでなく、人と身近な端末や家電等の事物 (モノ) やモノとモノ、あらゆる人とあらゆるモノが自在に接続できるということ~~

~~(出典：総務省ホームページ、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h16/html/G1401000.html>)~~

【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方



図 3-12 洪水関連情報 (想定浸水深) 標識の設置状況 (葛飾区)

■ (コラム1) ユビキタス・ネットワーク社会 ■

ユビキタス・ネットワーク社会とは、「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」ネットワークにつながることであり、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会です。

- ・「いつでも」とは、パソコンで作業を行う時だけでなく、日常の生活活動の待ち時間や移動時間等あらゆる瞬間においてネットワークに接続できるということ
- ・「どこでも」とは、パソコンのある机の前だけでなく、屋外や電車・自動車等での移動中等あらゆる場所においてネットワークに接続できるということ
- ・「何でも、誰でも」とは、パソコン同士だけでなく、人と身近な端末や家電等の事物 (モノ) やモノとモノ、あらゆる人とあらゆるモノが自在に接続できるということ

(出典：総務省ホームページ、<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h16/html/G1401000.html>)

改定後

推進計画（改定案） P. 2-74

現行

2010 推進計画 P. -

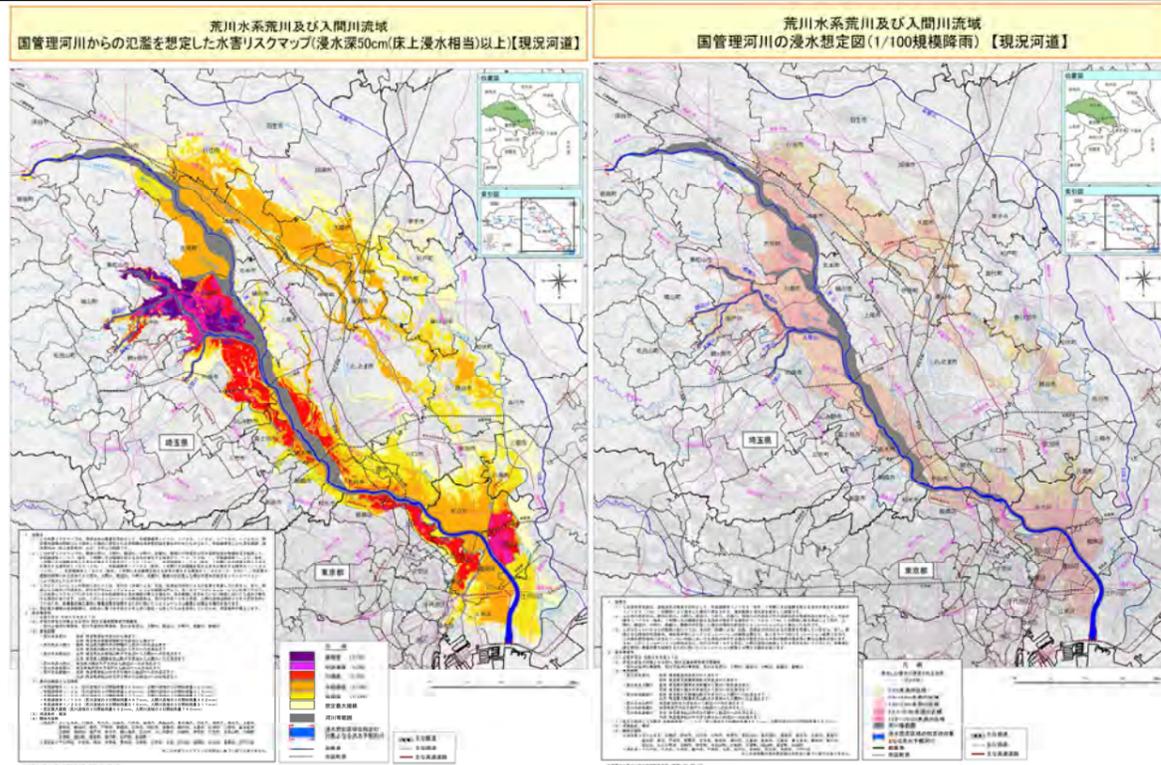


図 2-99 (左) 水害リスクマップ(浸水深50cm(床上浸水相当)以上)【現況河道】(令和4年8月時点)
(右) 多段階の浸水想定図(1/100規模降雨)【現況河道】(令和4年8月時点)

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-75	2010 推進計画 P. 3-12
<p>(4)-2.4.4 災害発生時に備えた川づくり</p> <p>緊急時は、河川内の施設の被害状況を正確かつ迅速に把握することが、適切な復旧活動を進めていく上で重要です。そのことが二次被害を最小限に食い止めることとなります。荒川では、大容量かつ高品質な情報を伝えられる光ファイバー網など等を活用した河川管理システムの整備を進めています。また、沿川住民に災害情報等を迅速に周知するため、荒川下流河川事務所ホームページの充実を図るととも共に、CCTV カメラの充実を図り、河川の流況、河川空間及び地震防災等のために広範囲の監視、排水機場等の操作を行う際の安全確認等に活用しています。</p> <p>今後は、上記取組みのさら更なる充実を図っていくととも共に、沿川住市民、メディア、事業者、行政が連携し、普段の暮らしにも災害時にも役立つ情報ネットワークづくりに向けて、様々な取組みを進めます。これらの取組みにより、非常時及び平常時における河川流況、河川管理施設等の状況を的確に把握し、河川管理等における業務を円滑に遂行します。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <hr/> <p>(4) 災害発生時に備えた川づくり</p> <p>緊急時は、河川内の施設の被害状況を正確かつ迅速に把握することが、適切な復旧活動を進めていく上で重要です。そのことが二次被害を最小限に食い止めることとなります。荒川では、大容量かつ高品質な情報を伝えられる光ファイバー網などを活用した河川管理システムの整備を進めています。また、沿川住民に災害情報等を迅速に周知するため、荒川下流河川事務所ホームページの充実を図るとともに、CCTV カメラの充実を図り、河川の流況、河川空間及び地震防災等のために広範囲の監視、排水機場等の操作を行う際の安全確認等に活用しています。</p> <p>今後は、上記取組みのさらなる充実を図っていくとともに、市民、メディア、事業者、行政が連携し、普段の暮らしにも災害時にも役立つ情報ネットワークづくりに向けて、様々な取組みを進めます。これらの取組みにより、非常時及び平常時における河川流況、河川管理施設等の状況を的確に把握し、河川管理等における業務を円滑に遂行します。</p>

改定後		現行																																																											
推進計画（改定案） P. 2-76		2010 推進計画 P. 3-70																																																											
<p>第5節-2.5『自らできる川づくり支援』を推進するパートナーシップによる川づくり</p> <p>(4) 2.5.1 沿川住民・企業等のあらゆる関係者と行政連携による取り組みの実施状況</p> <p>荒川下流部では、平成8年の荒川将来像計画の策定後、下表に示す「荒川クリーンエイド」や「荒川クリエーション」、「あらかわ学会」等の荒川下流域独自の市民と連携した活動が充実してきました。また、行政が市民活動を支援し、より良い荒川の環境の創出・保全を目的とした活動等も充実しています。</p> <p>荒川の市民活動には、個々の拠点で行われている市民活動と、クリーンエイドのような広域的な活動の大きく2種類があります。</p> <p>荒川下流部を身近な自然として、「河川環境を活用したい、維持していきたい」と思う沿川住民は多く、沿川住民や活動団体による住民活動の範囲は清掃活動や施設修繕、草刈り、環境調査といった河川敷の保全・管理の分野にも広がり、主体的に実施されている事例も多い状況です。</p> <p>住民活動等の多くは、行政がその責任の範囲で実施している維持管理とは別に、沿川住民が自発的に実施しており、役割分担が明確になっていない状況がみられます。また、住民活動の継続的な実施に向けて、ボランティアの高齢化と後継者が育たないこと、個人の負担が大きいこと等の課題を抱える活動団体が多いとの声も聞かれます。</p> <p>行政側も、社会的背景から財政的に余裕があるとはいえず、行政単独での維持管理が難しくなっている状況です。</p> <p>このような状況に対し、これまでも荒川水辺サポーター、水辺の楽校、河川協力団体、荒川クリーンエイド、荒川情報レポーターに代表される積極的な活動が行われてきました。</p>		<p style="text-align: right;">【Ⅱ. 荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>第5節 自らできる川づくり支援を推進する川づくり</p> <p>(1) 市民・行政連携による取り組みの実施状況</p> <p>荒川下流では、平成8年の荒川将来像計画の策定後、下表に示すように「荒川クリーンエイド」や「荒川クリエーション」、「あらかわ学会」等の荒川下流域独自の市民と連携した活動、もしくは行政が市民活動を支援し、より良い荒川の環境の創出・保全を目的とした活動等が充実しています。</p> <p>荒川の市民活動には、個々の拠点で行われている市民活動と、クリーンエイドのような広域的な活動の大きく2種類があります。</p>																																																											
<p style="text-align: center;">表 32-43 荒川下流域の市民・行政連携による活動取り組み（例）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>名前</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会</td> <td>ミズベリング荒川下流会議</td> <td>沿川住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目的とした会議。</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">市住民活動</td> <td>荒川クリエーション</td> <td>平成6年度から行政が主体となったイベント・地域交流・情報交流事業を推進。</td> </tr> <tr> <td>荒川クリーンエイド</td> <td>荒川のごみを調査しながら回収することで、美化啓発や環境保全の意識向上を目的とした活動。 (流域全体で年間150会場、約1.3万人参加)</td> </tr> <tr> <td>水辺の楽校</td> <td>子供達の自然体験活動を支援するため、生物調査や水質調査等を行っている。</td> </tr> <tr> <td>荒川水辺サポーター</td> <td>荒川下流河川事務所と連携して一般公募の活動団体と、地元自治体や企業が自然地の維持管理を行っている。</td> </tr> <tr> <td>新河岸川流域川づくり連絡会</td> <td>総合治水対策を含めた健全な水循環形成の意義・重要性等について、広く一般の方に理解を深めてもらうと共に、川づくり活動への参加、行政と沿川住民、市民団体間と連携を深めることを目的とした会議。</td> </tr> <tr> <td>河川愛護モニター 荒川情報レポーター</td> <td>地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取り組み 荒川情報レポーターとして登録することで、河川敷の散策、自然観察、スポーツ活動、イベント参加など、日常生活の中で河川を利用した際に気付いたこと、意見などをアプリケーションを利用して投稿する活動。</td> </tr> <tr> <td>施設</td> <td>荒川知水資料館 amoa</td> <td>荒川流域の人と情報の交流、北区における河川公園管理の拠点として平成10年度に開館。(来訪者年間約7万人)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">情報媒体</td> <td>荒川下流河川事務所ホームページ</td> <td>荒川に関するポータルサイト(アクセス数最大月間約60万件) http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html</td> </tr> <tr> <td>twitter</td> <td>防災情報のほか、イベントや工事の情報等を発信。 https://twitter.com/mlit_arakawa_ka</td> </tr> <tr> <td>YouTube</td> <td>動画で荒川の情報等を発信 https://www.youtube.com/user/arakawakaryukasen/featured</td> </tr> </tbody> </table>		種目	名前	主な内容	議会	ミズベリング荒川下流会議	沿川住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目的とした会議。	市住民活動	荒川クリエーション	平成6年度から行政が主体となったイベント・地域交流・情報交流事業を推進。	荒川クリーンエイド	荒川のごみを調査しながら回収することで、美化啓発や環境保全の意識向上を目的とした活動。 (流域全体で年間150会場、約1.3万人参加)	水辺の楽校	子供達の自然体験活動を支援するため、生物調査や水質調査等を行っている。	荒川水辺サポーター	荒川下流河川事務所と連携して一般公募の活動団体と、地元自治体や企業が自然地の維持管理を行っている。	新河岸川流域川づくり連絡会	総合治水対策を含めた健全な水循環形成の意義・重要性等について、広く一般の方に理解を深めてもらうと共に、川づくり活動への参加、行政と沿川住民、市民団体間と連携を深めることを目的とした会議。	河川愛護モニター 荒川情報レポーター	地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取り組み 荒川情報レポーターとして登録することで、河川敷の散策、自然観察、スポーツ活動、イベント参加など、日常生活の中で河川を利用した際に気付いたこと、意見などをアプリケーションを利用して投稿する活動。	施設	荒川知水資料館 amoa	荒川流域の人と情報の交流、北区における河川公園管理の拠点として平成10年度に開館。(来訪者年間約7万人)	情報媒体	荒川下流河川事務所ホームページ	荒川に関するポータルサイト(アクセス数最大月間約60万件) http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html	twitter	防災情報のほか、イベントや工事の情報等を発信。 https://twitter.com/mlit_arakawa_ka	YouTube	動画で荒川の情報等を発信 https://www.youtube.com/user/arakawakaryukasen/featured	<p style="text-align: center;">表 3-1 荒川下流の市民・行政連携による活動取り組み</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種目</th> <th>名前</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">会議</td> <td>荒川市民会議</td> <td>荒川将来像計画の実現に向け、あるべき姿を討議(2市7区に設置)</td> </tr> <tr> <td>地域・市民との連携のあり方を考える懇談会</td> <td>河川行政を取り巻く情勢の変化および荒川における実績の積み重ねや課題を踏まえ発足、提言をとりまとめました。(活動終了)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">市民活動</td> <td>荒川クリエーション</td> <td>平成6年度から行政が主体となったイベント、地域交流、情報交流事業を推進</td> </tr> <tr> <td>荒川クリーンエイド</td> <td>種類別に集計する河川清掃を通じ、美化啓発や環境保全の意識向上を行う活動。流域全体で年間100会場、1万人参加。</td> </tr> <tr> <td>荒川下流市民パトロール隊</td> <td>河川愛護モニターにかわる仕組みとして、良好な河川管理を目指し市民と連携して情報交換を行う活動。平成16年度設置、隊員数67名</td> </tr> <tr> <td>あらかわ学会</td> <td>歴史・自然等様々な分野で活動、平成15年にNPO法人化</td> </tr> <tr> <td>河川愛護モニター</td> <td>地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取り組み</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">施設</td> <td>荒川知水資料館</td> <td>情報・交流・情報の受発信の拠点、来訪者7万人/年</td> </tr> <tr> <td>あらかわ福祉体験広場</td> <td>車椅子を体験できる。10年間で3万人以上が参加。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">情報媒体</td> <td>荒川下流河川事務所ホームページ</td> <td>荒川に関するポータルサイト アクセス数最大60万件/月 http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html</td> </tr> <tr> <td>情報誌「ARA」</td> <td>荒川流域の生活に密着した情報を掲載</td> </tr> </tbody> </table>		種目	名前	主な内容	会議	荒川市民会議	荒川将来像計画の実現に向け、あるべき姿を討議(2市7区に設置)	地域・市民との連携のあり方を考える懇談会	河川行政を取り巻く情勢の変化および荒川における実績の積み重ねや課題を踏まえ発足、提言をとりまとめました。(活動終了)	市民活動	荒川クリエーション	平成6年度から行政が主体となったイベント、地域交流、情報交流事業を推進	荒川クリーンエイド	種類別に集計する河川清掃を通じ、美化啓発や環境保全の意識向上を行う活動。流域全体で年間100会場、1万人参加。	荒川下流市民パトロール隊	河川愛護モニターにかわる仕組みとして、良好な河川管理を目指し市民と連携して情報交換を行う活動。平成16年度設置、隊員数67名	あらかわ学会	歴史・自然等様々な分野で活動、平成15年にNPO法人化	河川愛護モニター	地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取り組み	施設	荒川知水資料館	情報・交流・情報の受発信の拠点、来訪者7万人/年	あらかわ福祉体験広場	車椅子を体験できる。10年間で3万人以上が参加。	情報媒体	荒川下流河川事務所ホームページ	荒川に関するポータルサイト アクセス数最大60万件/月 http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html	情報誌「ARA」	荒川流域の生活に密着した情報を掲載
種目	名前	主な内容																																																											
議会	ミズベリング荒川下流会議	沿川住民、企業、行政と連携し、にぎわい、美しい景観、豊かな自然環境を備えた水辺空間をまちづくりと一体となって創出を目的とした会議。																																																											
市住民活動	荒川クリエーション	平成6年度から行政が主体となったイベント・地域交流・情報交流事業を推進。																																																											
	荒川クリーンエイド	荒川のごみを調査しながら回収することで、美化啓発や環境保全の意識向上を目的とした活動。 (流域全体で年間150会場、約1.3万人参加)																																																											
	水辺の楽校	子供達の自然体験活動を支援するため、生物調査や水質調査等を行っている。																																																											
	荒川水辺サポーター	荒川下流河川事務所と連携して一般公募の活動団体と、地元自治体や企業が自然地の維持管理を行っている。																																																											
	新河岸川流域川づくり連絡会	総合治水対策を含めた健全な水循環形成の意義・重要性等について、広く一般の方に理解を深めてもらうと共に、川づくり活動への参加、行政と沿川住民、市民団体間と連携を深めることを目的とした会議。																																																											
	河川愛護モニター 荒川情報レポーター	地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取り組み 荒川情報レポーターとして登録することで、河川敷の散策、自然観察、スポーツ活動、イベント参加など、日常生活の中で河川を利用した際に気付いたこと、意見などをアプリケーションを利用して投稿する活動。																																																											
	施設	荒川知水資料館 amoa	荒川流域の人と情報の交流、北区における河川公園管理の拠点として平成10年度に開館。(来訪者年間約7万人)																																																										
情報媒体	荒川下流河川事務所ホームページ	荒川に関するポータルサイト(アクセス数最大月間約60万件) http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html																																																											
	twitter	防災情報のほか、イベントや工事の情報等を発信。 https://twitter.com/mlit_arakawa_ka																																																											
	YouTube	動画で荒川の情報等を発信 https://www.youtube.com/user/arakawakaryukasen/featured																																																											
種目	名前	主な内容																																																											
会議	荒川市民会議	荒川将来像計画の実現に向け、あるべき姿を討議(2市7区に設置)																																																											
	地域・市民との連携のあり方を考える懇談会	河川行政を取り巻く情勢の変化および荒川における実績の積み重ねや課題を踏まえ発足、提言をとりまとめました。(活動終了)																																																											
市民活動	荒川クリエーション	平成6年度から行政が主体となったイベント、地域交流、情報交流事業を推進																																																											
	荒川クリーンエイド	種類別に集計する河川清掃を通じ、美化啓発や環境保全の意識向上を行う活動。流域全体で年間100会場、1万人参加。																																																											
	荒川下流市民パトロール隊	河川愛護モニターにかわる仕組みとして、良好な河川管理を目指し市民と連携して情報交換を行う活動。平成16年度設置、隊員数67名																																																											
	あらかわ学会	歴史・自然等様々な分野で活動、平成15年にNPO法人化																																																											
	河川愛護モニター	地域の要望を把握し、地域と連携を進めるための全国的な取り組み																																																											
施設	荒川知水資料館	情報・交流・情報の受発信の拠点、来訪者7万人/年																																																											
	あらかわ福祉体験広場	車椅子を体験できる。10年間で3万人以上が参加。																																																											
情報媒体	荒川下流河川事務所ホームページ	荒川に関するポータルサイト アクセス数最大60万件/月 http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html																																																											
	情報誌「ARA」	荒川流域の生活に密着した情報を掲載																																																											

改定後	現行																																																																
推進計画（改定案） P. -	2010 推進計画 P. 3-71																																																																
<p>1) 拠点的活動</p> <p>荒川下流で現在行われている市民活動の「拠点的活動」は、水辺の楽校やワンド・干潟等の整備が行われているような場所を拠点として行われています。</p> <p>主な拠点的活動としては、以下のような活動があげられます。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2 荒川下流の拠点的市民活動の主な事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>場所</th> <th>整備内容 活動概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河原町原っぱ</td> <td>川口市</td> <td>素掘り池の整備 市民活動展開中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北区・子どもの水辺</td> <td>北区</td> <td>池を中心とした自然地整備 市民活動展開中</td> <td>子供の水辺 水辺の楽校</td> </tr> <tr> <td>本木ワンド</td> <td>足立区</td> <td>樋管撤去跡地のワンド化 市民活動展開中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堀切水辺公園・しょうぶ田</td> <td>葛飾区</td> <td>野草系広場 市民グループ活動展開中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中土手五色池</td> <td>江戸川区</td> <td>国土交通省と市民団体で整備 市民団体管理中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下平井水辺の楽校</td> <td>江戸川区</td> <td>池、ワンドの整備 市民活動展開中</td> <td>水辺の楽校</td> </tr> <tr> <td>新砂干潟</td> <td>江東区</td> <td>干潟の再生（閉鎖管理中） 市民活動展開中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動	場所	整備内容 活動概要	備考	河原町原っぱ	川口市	素掘り池の整備 市民活動展開中		北区・子どもの水辺	北区	池を中心とした自然地整備 市民活動展開中	子供の水辺 水辺の楽校	本木ワンド	足立区	樋管撤去跡地のワンド化 市民活動展開中		堀切水辺公園・しょうぶ田	葛飾区	野草系広場 市民グループ活動展開中		中土手五色池	江戸川区	国土交通省と市民団体で整備 市民団体管理中		下平井水辺の楽校	江戸川区	池、ワンドの整備 市民活動展開中	水辺の楽校	新砂干潟	江東区	干潟の再生（閉鎖管理中） 市民活動展開中		<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>1) 拠点的活動</p> <p>荒川下流で現在行われている市民活動の「拠点的活動」は、水辺の楽校やワンド・干潟等の整備が行われているような拠点をベースとして行われています。</p> <p>主な拠点的活動としては、以下のような活動があげられます。</p> <p style="text-align: center;">表 3-2 荒川下流の拠点的市民活動の主な事例</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>活動</th> <th>場所</th> <th>整備内容 活動概要</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河原町原っぱ</td> <td>川口市</td> <td>素掘り池の整備 市民活動展開中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北区・子どもの水辺</td> <td>北区</td> <td>池を中心とした自然地整備 市民活動展開中</td> <td>子供の水辺 水辺の楽校</td> </tr> <tr> <td>本木ワンド</td> <td>足立区</td> <td>樋管撤去跡地のワンド化 市民活動展開中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>堀切水辺公園・しょうぶ田</td> <td>葛飾区</td> <td>野草系広場 市民グループ活動展開中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中土手五色池</td> <td>江戸川区</td> <td>国土交通省と市民団体で整備 市民団体管理中</td> <td></td> </tr> <tr> <td>下平井水辺の楽校</td> <td>江戸川区</td> <td>池、ワンドの整備 市民活動展開中</td> <td>水辺の楽校</td> </tr> <tr> <td>新砂干潟</td> <td>江東区</td> <td>干潟の再生（閉鎖管理中） 市民活動展開中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	活動	場所	整備内容 活動概要	備考	河原町原っぱ	川口市	素掘り池の整備 市民活動展開中		北区・子どもの水辺	北区	池を中心とした自然地整備 市民活動展開中	子供の水辺 水辺の楽校	本木ワンド	足立区	樋管撤去跡地のワンド化 市民活動展開中		堀切水辺公園・しょうぶ田	葛飾区	野草系広場 市民グループ活動展開中		中土手五色池	江戸川区	国土交通省と市民団体で整備 市民団体管理中		下平井水辺の楽校	江戸川区	池、ワンドの整備 市民活動展開中	水辺の楽校	新砂干潟	江東区	干潟の再生（閉鎖管理中） 市民活動展開中	
活動	場所	整備内容 活動概要	備考																																																														
河原町原っぱ	川口市	素掘り池の整備 市民活動展開中																																																															
北区・子どもの水辺	北区	池を中心とした自然地整備 市民活動展開中	子供の水辺 水辺の楽校																																																														
本木ワンド	足立区	樋管撤去跡地のワンド化 市民活動展開中																																																															
堀切水辺公園・しょうぶ田	葛飾区	野草系広場 市民グループ活動展開中																																																															
中土手五色池	江戸川区	国土交通省と市民団体で整備 市民団体管理中																																																															
下平井水辺の楽校	江戸川区	池、ワンドの整備 市民活動展開中	水辺の楽校																																																														
新砂干潟	江東区	干潟の再生（閉鎖管理中） 市民活動展開中																																																															
活動	場所	整備内容 活動概要	備考																																																														
河原町原っぱ	川口市	素掘り池の整備 市民活動展開中																																																															
北区・子どもの水辺	北区	池を中心とした自然地整備 市民活動展開中	子供の水辺 水辺の楽校																																																														
本木ワンド	足立区	樋管撤去跡地のワンド化 市民活動展開中																																																															
堀切水辺公園・しょうぶ田	葛飾区	野草系広場 市民グループ活動展開中																																																															
中土手五色池	江戸川区	国土交通省と市民団体で整備 市民団体管理中																																																															
下平井水辺の楽校	江戸川区	池、ワンドの整備 市民活動展開中	水辺の楽校																																																														
新砂干潟	江東区	干潟の再生（閉鎖管理中） 市民活動展開中																																																															

2) 広域的活動

広域的な活動の代表的な取組みとして、「荒川クリーンエイド」があります。

「荒川クリーンエイド」は、1994年に荒川放水路の通水70周年を記念して、市民が荒川を一斉清掃するために始めた活動です。対象箇所は、荒川の中流と下流、および支流の三十数カ所（2市9区：川口市、戸田市、板橋区、北区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、荒川区、台東区）であり、1994年には2,600名だった参加者が近年約1万人超となっています。活動会場も設立当初から徐々に拡大してきており、平成20年は全111個所で実施されました。

クリーンエイドでは、荒川の河川敷や水辺に落ちているゴミを種類別に集計しながら収集し、それらのゴミがどのようにして捨てられたのか、それをなくすためにはどうすれば良いか、市民参加で一緒に行動し、一緒に考えようというコンセプトで続けられています。



図3-1 ヨシ原でのゴミ拾い



図3-2 干潟でのゴミ拾い

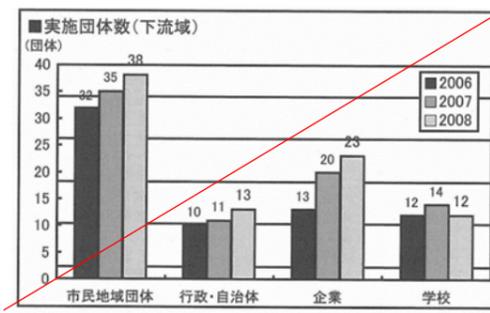
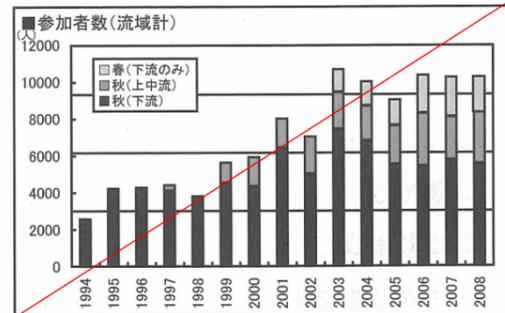


図3-3 荒川クリーンエイドの参加者数と実施団体数の推移

(出典：荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド2008報告集)

2) 広域的活動

広域的な活動の代表的な取組みとして、荒川クリーンエイド活動があります。

「荒川クリーンエイド」は、1994年に荒川放水路の通水70周年を記念して、市民が荒川の一斉清掃のために始めた活動です。対象箇所は、荒川の中流と下流、および支流の三十数カ所（2市9区：川口市、戸田市、板橋区、北区、足立区、葛飾区、墨田区、江東区、江戸川区、荒川区、台東区）であり、1994年には2,600名だった参加者が近年約1万人超となっています。活動会場も設立当初から徐々に拡大してきており、平成20年は全111個所で実施されました。

クリーンエイドでは、荒川の河川敷や水辺に落ちているゴミを種類別に集計しながら収集し、それらのゴミがどのようにして捨てられ、それをなくすためにはどうすれば良いか、市民参加で一緒に行動し、一緒に考えようというコンセプトで続けられています。



図3-1 ヨシ原でのゴミ拾い



図3-2 干潟でのゴミ拾い

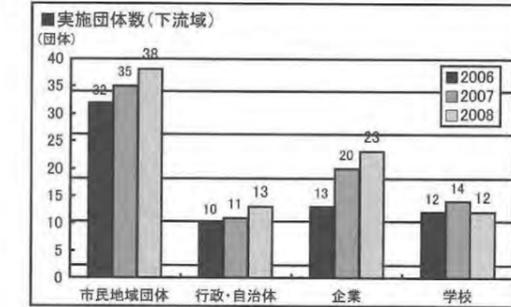
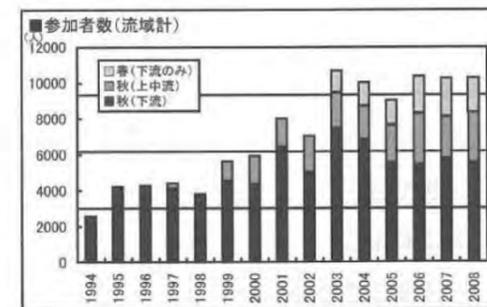


図3-3 荒川クリーンエイド活動の参加者数と実施団体数の推移

(出典：荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド2008報告集)

改定後

推進計画 (改定案) P. -

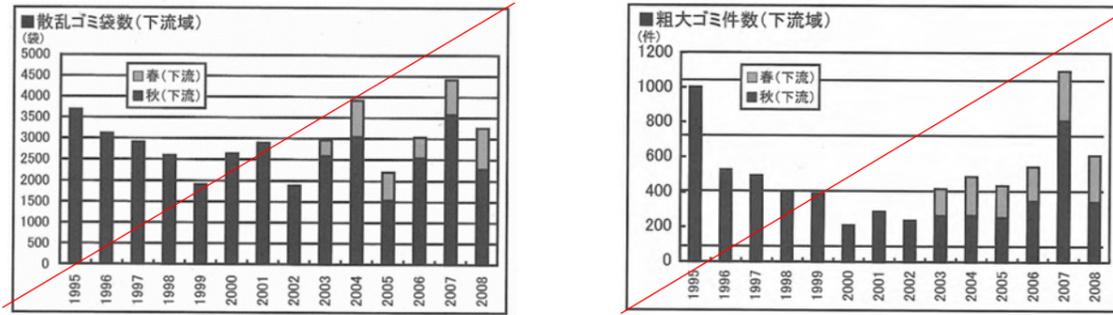


図3-4 荒川クリーンエイド活動により回収されたゴミ袋数と粗大ゴミ件数

(出典: 荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド2008報告集)



図3-5 クリーンエイド2008年活動会場

(出典: 荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド2008報告集)

現行

2010 推進計画 P. 3-73

【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】
第3章 荒川下流の川づくりの考え方

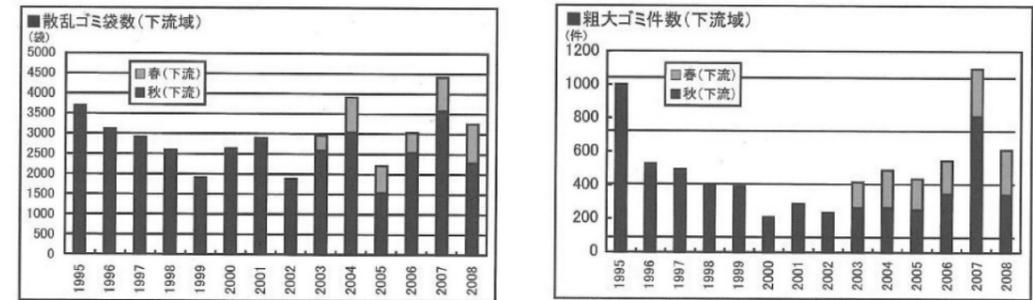


図3-4 荒川クリーンエイド活動により回収されたゴミ袋数と粗大ゴミ件数

(出典: 荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド2008報告集)



図3-5 クリーンエイド2008年活動会場

(出典: 荒川でちょっといいことゴミ拾い、荒川クリーンエイド2008報告集)

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 2-77～2-78</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-74</p>
<p>(2) 2.5.2 今後の荒川下流部を守り育てていくための今後の沿川住民活動と行政の連携について</p> <p>「荒川将来像計画 2010」は、河川敷を占有する沿川自治体や河川管理者といった行政機関のみならず、荒川の将来に関心のある沿川住民の方々より広くご意見をお伺いしながら計画を策定しました。また、計画策定後も計画に添い、荒川を守り育てる様々な活動を実施していきます。</p> <p>一方、荒川下流部で活動していただいている活動団体から、メンバーの高齢化、若手の新たな誘致の機会の不足による人手不足、モチベーションの維持が困難など持続的に活動するうえでの課題として意見が挙げられています。また、治水対策についても荒川水系流域治水プロジェクトを推進しており、今後の水災害リスクの増大に備えるためにはあらゆる関係者により、荒川流域全体で対策を行うことが必要です。荒川下流河川事務所では、流域治水（River Basin Disaster Resilience And Sustainability by All）は、「河川を舞台に強靱で持続可能な地域づくりをみんなで取り組む」こととして取り組んでいます。荒川水系流域治水プロジェクトを推進するためには、沿川住民、企業等あらゆる関係者と協働していくことが重要となります。</p> <p>そのため、今後は、さらに多様な方々に参画していただき、住民活動と行政の連携を深めて持続的に荒川を育てていくため、柔軟な社会対話に基づくパートナーシップ構築を目指します。</p> <p>1) これからの市民活動と行政の連携</p> <p>(1) ④ 市住民活動と行政の連携のあり方</p> <p>現在の荒川では、荒川を身近な自然として「河川環境を活用したい・維持していきたい」と思う地域沿川住民によって、多くの活動が実施されています。これらの活動は、清掃活動や施設の修繕、草刈り、環境保全といった河川空間管理の分野にも広がっています。</p> <p>このような、地域沿川住民自ら取り組む活動と行政が連携して河川環境を保全していく仕組みを検討していきます。</p> <p>荒川においては、個々の拠点における活動の活性化と、広域的な活動を支えるクリーンエイドのような団体活動が両輪ようになって地域を連携させていくことが望まれます。</p> <p>荒川下流河川事務所は荒川水辺サポーターを募集し、企業や団体が活動しています。これらの活動団体同士を結び付けられ、互いの活動を知ることができることがモチベーションの向上や組織のつながりを維持するうえで重要です。このために水辺サポーターをHPで紹介したり、ミズベリング等の活動を通じて横のつながりがもてるように取り組んでいきます。</p> <p>若年層の川への関心の定着や愛着を促すため、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携していくとともに、活動を継続できる仕組みづくりを検討していきます。</p> <p>(2) ② 市住民活動と行政の連携に向けた具体策</p> <p>① a) 拠点的活動</p> <p>(ア) 計画段階からの協働</p> <p>行政は、地元自治会や商店街、小・中学校（PTA 活動も含む）等と計画段階から情報共有や協働することで、地元の活性化や地元の関心の高まりにつながる計画となるように、留意します。</p> <p>(イ) 積極的な広報活動</p> <p>活動団体は沿川自治体、地元の自治会や学校への広報・情報提供を積極的に実施します。</p> <p>また、イベント等の開催にあたり、沿川自治体の広報誌への掲載や行政関係施設での掲示等、広報媒体の提供を通じた市住民活動と行政との連携を行っていきます。</p> <p>(ウ) 協議会方式による協働管理</p> <p>水辺空間の利活用や、清掃美化活動など沿川住民の意識向上を求めていくためには、活動に対する共感・参加者の輪を広げていくことが重要です。個々の団体が独自に活動をするのではなく、国、自治体、自治会、関係機関、地元住民等が集まった協議会を設立し、関係者間で協議をしながら、互いに実施可能な役割を分担しながら管理を行っていくことも検討していきます。</p>	<p style="text-align: right;">【II. 荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <p>(2) 今後の荒川下流を守り育てていくための市民活動と行政の連携について</p> <p>「荒川将来像計画 2010」は、河川敷を占有する沿川自治体や河川管理者といった行政機関のみならず、荒川の将来に関心のある市民の方々より広くご意見をお伺いしながら計画を策定しました。また、計画策定後も計画に添い、荒川を守り育てる様々な活動を実施していきたいと考えています。</p> <p>1) これからの市民活動と行政の連携</p> <p>① 市民活動と行政の連携あり方</p> <p>現在の荒川では、荒川を身近な自然として「河川環境を活用したい・維持していきたい」と思う地域住民によって、多くの活動が実施されています。これら活動は、清掃活動や施設の修繕、草刈り、環境保全といった河川空間管理の分野にも広がっています。</p> <p>このような、地域住民自ら取り組む活動と行政が連携して河川環境を保全していく仕組みを検討していきます。</p> <p>荒川においては、個々の拠点における活動の活性化と、広域的な活動を支えるクリーンエイドのような団体活動が両輪ようになって地域を連携させていくことが望まれます。</p> <p>② 市民活動と行政の連携に向けた具体策</p> <p>a) 拠点的活動</p> <p>ア) 計画段階からの協働</p> <p>行政は、地元自治会や商店街、小学校等と計画段階から情報共有や協働することで、地元の活性化や地元の関心の高まりにつながる計画となるように、留意します。</p> <p>イ) 積極的な広報活動</p> <p>活動団体は自治体、地元の自治会や学校への広報・情報提供を積極的に実施します。</p> <p>また、イベント等の開催にあたり、自治体広報誌への掲載や行政関係施設での掲示等、広報媒体の提供を通じた市民活動と行政との連携を行っていきます。</p> <p>ウ) 協議会方式による協働管理</p> <p>水辺空間の利活用や、清掃美化活動など沿川住民の意識向上を求めていくためには、活動に対する共感・参加者の輪を広げていくことが重要です。個々の団体が独自に活動をするのではなく、国、自治体、自治会、関係機関、地元住民等が集まった協議会を設立し、関係者間で協議をしながら、互いに実施可能な役割を分担しながら管理を行っていくことも検討していきます。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-78	2010 推進計画 P. 3-75
<p>(エ) 市民活動と行政の協働の仕組みづくり 行政と沿川住民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的にPRしていきます。 また、環境保全や子どもの育成活動に対する助成制度の拡充によるボランティア保険加入のサポートや、活動にあたって必要な資機材の提供、資機材等を提供するための倉庫の設置、河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いに隣接している公共施設等と連携する仕組み、公益的な市民活動に対して等社会貢献に対する表彰制度を設置する等、市民活動に対してインセンティブを与えるような取り組みを検討していきます。</p> <p>(オ) 環境教育 住民活動の後継を育てていくためには環境に関する教育が必要不可欠と考えます。荒川や荒川知水資料館等の施設や水辺の楽校では治水・防災、まちづくり、自然体験等の環境学習の場となり、持続可能な社会の人材づくりを進めます。 具体的には、小・中・高等学校の防災教育等や、大学等の研究活動と連携を深めていきます。</p> <p>② 中間支援的組織による広域的活動の運営 拠点的な活動だけでは対応できない流域全体にかかる課題について、地域の代表、市民活動のリーダーが協働して対応していくための中間支援組織の立ち上げを検討します。この中間支援組織は、住民と行政をつなぐ橋渡しの役割を担うとともに、個々の拠点における活動を連携させる窓口として機能するようにします。 例えば、荒川クリーンエイドでは、NPO 法人が中間支援組織的に流域全体の調整を実施することで、クリーンエイドの主体となる個々の沿川住民やグループの活動と行政の橋渡しを行い、活動の規模と継続性が維持されています。このような活動が、広域的な活動を行っていくために重要と考えられます。</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅱ.荒川下流の川づくり2010の考え方】 第3章 荒川下流の川づくりの考え方</p> <hr/> <p>エ) 市民活動と行政の協働の仕組みづくり 行政と市民がスムーズな連携を行っていくため、行政側の連携や相談の窓口を積極的にPRしていきます。 また、環境保全や子どもの育成活動に対する助成制度の拡充によるボランティア保険加入のサポートや資機材の提供の可能性、活動にあたって必要な資機材等を提供する倉庫の設置、河川敷を利用しているスポーツ団体や河川沿いに隣接している公共施設等と連携する仕組み、公益的な市民活動に対して社会貢献等の表彰制度を設置する等の市民活動に対するインセンティブを与えるような取り組みを検討していきます。</p> <p>b) 中間支援的組織による広域的活動の運営 拠点的な活動だけでは対応できない流域全体にかかる課題について、地域の代表、市民活動のリーダーが協働して対応していくための中間支援組織の立ち上げを検討します。この中間支援組織は、住民と行政をつなぐ橋渡しの役割を担うとともに、個々の拠点における活動を連携させる窓口として機能するようにします。 例えば、荒川クリーンエイド活動では、NPO 法人が中間支援組織的に流域全体の調整を実施することで、クリーンエイド活動の主体となる個々の市民やグループの活動と行政の橋渡しを行い、活動の規模と継続性が維持されています。このような活動が、広域的な活動を行っていくために重要と考えられます。</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 2-79	2010 推進計画 P. -
<p>③これからの市民活動と維持管理や流域治水の取組について</p> <p>行政、活動団体、沿川住民の協働による維持管理や流域治水対策を持続的に実施していくうえでは、人材と活動費用を集める仕組み作りも重要であると考えます。</p> <p>荒川クリーンエイドは社会貢献、ボランティア活動として多くの沿川住民、企業に参加いただいています。これらの取組をさらに広げるためには、人的資源と維持管理資金が必要となります。</p> <p>沿川住民がこれらの活動に参加いただくためには、河川管理者と活動団体、荒川水辺サポーター等をつなぎ、HP など活動状況の発信等を行うことで、参加者がより参加しやすい環境をつくっていきます。</p> <p>維持管理や活動の資金の調達のためには ESG 投資のような持続可能な環境のための活動等に対して寄付や資金提供いただくことが考えられます。近年、パリ協定や持続可能な開発目標 (SDGs) などを背景として環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) (ESG) を考慮した資金の流れが、世界的にかつ急速に広がっています。荒川下流部を対象とした ESG に寄与する企業や団体を応援したいという方から寄付や支援をいただき、ESG に寄与する企業や団体に資金を提供する仕組みが考えられます。寄付をする方にとっては ESG 投資として、環境活動や流域治水対策に寄与すると共に企業の社会的価値の向上につながるものとなります。これらの支援と活動のように、民間資金を活用した住民活動、環境保全、維持管理も見据えて引き続き検討していきます。</p> <div data-bbox="379 829 1359 1243" data-label="Diagram"> </div>	

図 2-100 ESG のイメージ図

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. -</p>	<p>2010 推進計画 P. 3-76</p>
<p>2) 荒川市民会議による討議の推進について 「荒川将来像計画 1996」の策定後、荒川下流部のあるべき姿を議論するために、関係 2 市 7 区に荒川市民会議が平成 9 年に設置され、平成 26 年の休止まで約 20 年あまり議論が続けられてきました。 今回、荒川将来像計画 2010 の策定にあたり、全体荒川市民会議からの提言や将来像計画の進捗確認をより一層推進していくため、2 市 7 区荒川市民会議の代表者で構成される荒川市民会議代表者会議を新たに設置します。荒川市民会議代表者会議は、荒川の将来を考える協議会へ、荒川全体に関わる課題などの提言と、各市区の荒川市民会議へ、問題解決のための助言をすることを目的とした会議です。</p> <div data-bbox="638 604 1121 1759" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; text-align: center; padding: 2px;">荒川の将来を考える協議会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・役 割：荒川将来像計画の策定 ・メンバー：自治体、国土交通省荒川下流河川事務所 <hr/> <p>※補佐機関：「企画調整会議」 将来像計画に関する具体的な取り組み方針を検討。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↑ 課題への提言</div> <div style="background-color: #e91e63; color: white; text-align: center; padding: 2px;">荒川市民会議代表者会議</div> <ul style="list-style-type: none"> ・役 割：荒川下流に関わる課題について提言、助言する組織 ・メンバー：2 市 7 区市民会議委員代表者 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↑ 委員の参加 ↓ 助言</div> <div style="background-color: #ffeb3b; text-align: center; padding: 2px;">2市7区荒川市民会議</div> <ul style="list-style-type: none"> ・役 割：各市区毎に荒川のあるべき姿の実現に向けて議論 ・メンバー：2 市 7 区の市民、学識者等 <hr/> <p>●市区别会議名称(下流側から上流側の順に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川をよくする会Koto ・えどがわく・荒川市民会議 ・荒川をよくする墨田区民会議 ・荒川を考える葛飾区民会議 ・足立区あらかわ市民会議 ・北区荒川市民会議 ・板橋区荒川市民会議 ・川口ARAKAWAフォーラム ・荒川の将来を考える戸田市民会議 </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p>【Ⅱ.荒川下流の川づくり 2010 の考え方】 第 3 章 荒川下流の川づくりの考え方</p> </div> <p>2) 荒川市民会議による討議の推進について 「荒川将来像計画 1996」の策定後、荒川下流部のあるべき姿を議論するために、関係 2 市 7 区に荒川市民会議が平成 9 年に設置され、その後約 10 年あまり議論が続けられてきました。</p> <p>今回、荒川将来像計画 2010 の策定にあたり、全体荒川市民会議からの提言や将来像計画の進捗確認をより一層推進していくため、2 市 7 区荒川市民会議の代表者で構成される荒川市民会議代表者会議を新たに設置します。荒川市民会議代表者会議は、荒川の将来を考える協議会へ、荒川全体に関わる課題などの提言と、各市区の荒川市民会議へ、問題解決のための助言をすることを目的とした会議です。</p> <div data-bbox="1884 772 2320 1810" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="background-color: #00a0e3; color: white; text-align: center; padding: 2px;">荒川の将来を考える協議会</div> <ul style="list-style-type: none"> ・役 割：荒川将来像計画の策定 ・メンバー：自治体、国土交通省荒川下流河川事務所 <hr/> <p>※補佐機関：「企画調整会議」 将来像計画に関する具体的な取り組み方針を検討。</p> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↑ 課題への提言</div> <div style="background-color: #e91e63; color: white; text-align: center; padding: 2px;">荒川市民会議代表者会議</div> <ul style="list-style-type: none"> ・役 割：荒川下流に関わる課題について提言、助言する組織 ・メンバー：2 市 7 区市民会議委員代表者 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">↑ 委員の参加 ↓ 助言</div> <div style="background-color: #ffeb3b; text-align: center; padding: 2px;">2市7区荒川市民会議</div> <ul style="list-style-type: none"> ・役 割：各市区毎に荒川のあるべき姿の実現に向けて議論 ・メンバー：2 市 7 区の市民、学識者等 <hr/> <p>●市区别会議名称(下流側から上流側の順に記載)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・荒川をよくする会Koto ・えどがわく・荒川市民会議 ・荒川をよくする墨田区民会議 ・荒川を考える葛飾区民会議 ・足立区あらかわ市民会議 ・北区荒川市民会議 ・板橋区荒川市民会議 ・川口ARAKAWAフォーラム ・荒川の将来を考える戸田市民会議 </div>
<p>図3-6—今後の荒川市民会議代表者会議と全体市民会議の位置付け</p>	<p>図 3-6 今後の荒川市民会議代表者会議と全体市民会議の位置づけ</p>

改定後	現行
推進計画（改定案）	2010 推進計画
	

4.3. 新たなゾーニング計画

第2節 3.1 荒川将来像計画 2010 地区別推進計画の土地利用区分

(1) 3.1.1 基本的な土地利用区分の考え方

荒川下流部の面的な利用状況を区分するため、荒川将来像計画では、河川敷の土地利用を表 3-1 に示す 6 つに分類することとします。

これらの詳細な土地利用区分は、地区別計画において、現状の利用状況や沿川住民の意見を反映しながら踏まえて検討し、設定するものとします。

表 3-1 地区別計画における土地利用区分

推進計画 ゾーニング	地区別計画で 設定する土地利用区分		新しい区分	
			目的	利用例
自然系ゾーン	自然 地	自然保全地	現存する自然環境を保全する (荒川の川らしい姿を形成するための 整備・維持管理を実施)	モニタリング調査
		自然利用地	市民が自然環境に親しむ (誰もが身近に触れ合える自然地と して整備・維持管理を実施)	環境教育自然体験活動、自然 観察、釣り、散策、サイクリ ング、草摘み、虫取り
	利用 地	多目的 地	多目的に利用 (誰もが多目的に利用できる場として、 自然度を向上させるような整備・ 維持管理を実施)	散策、サイクリング、ピク ニック、球技以外のスポーツ などを含む誰もが自由に出入 りできる緑地・公園・休憩施 設等
		ゴルフ場	ゴルフに利用 (市民への敷地開放もに向けた自然 度の向上を検討)	ゴルフ (散策、ピクニック)
		土砂仮置き場	治水整備に伴う土砂の仮置き場として 利用する (仮置き場として利用しない場合 は、自然度の高い場所として維持管 理を実施)	河川工事の施行用地
			グラウンド (各種競技 場)	ゴルフ以外の特定のスポーツを行う (芝生化など、自然度向上に向けた 検討を実施)
利用系 ゾーン	利用施設	その他	利便施設(休憩施設、ベン チ・四阿、トイレ、駐車 場)、船着場、緊急用河川敷 道路等	

第2節 荒川将来像計画 2010 地区別計画の土地利用

(1) 基本的な土地利用区分の考え方

「荒川将来像計画 2010 推進計画」で設定した、「自然系ゾーン」、「利用系ゾーン」の詳細な土地利用区分は、表 4-1 に示すとおりです。

これらの詳細な土地利用区分は、地区別計画において市民の意見を反映しながら設定します。

表 4-1 地区別計画における区分

推進計画 ゾーニング	地区別計画で設定する区分	目的	利用例	
自然系 ゾーン	自然保全地	現存する自然環境を 保全する	モニタリング調査	
	自然利用地	市民が自然環境に親 しむ	環境教育、自然観察、釣り、 散策、草摘み、虫取り	
	多目的 地	多目的に利用	散策、ピクニック、球技以外 のスポーツ等	
	ゴルフ場	ゴルフに利用 (市民への敷地開放 も検討)	ゴルフ (散策、ピクニック)	
	土砂仮置き場	治水整備に伴う土砂 の仮置き場として利 用する	河川工事の施工用地	
	利用系 ゾーン	各種競技場	ゴルフ以外の特定の スポーツを行う	野球、サッカー、テニス、ゲ ートボール、陸上競技等
		その他	スポーツ以外の特定 の目的で使用	駐車場、船着場、緊急用河川 敷道路等

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 3-2</p>	<p>2010 推進計画 P. 4-5</p>
<p>(2) 3.1.2 個別の土地利用区分</p> <p>(1) 自然保全地</p> <p>自然保全地は、現存する自然環境の創出・保全・川らしい自然環境を創出し、荒川の川らしい姿を形成する区域です。この区域は自然環境の保全を主目的とし、人の利用を前提とした整備は行いません。</p> <p>管理については、自然地が荒地とならないよう配慮しつつ、最小限の程度手入れに留め、原則区域内への沿川住民の立ち入りは、原則外来植物の駆除、不法投棄・漂着ゴミの処理等といった管理及び環境状況の把握のためのモニタリング調査を目的とした活動のみとします。例としては、小松川干潟や新小岩ワンド等が挙げられます。</p>  <p>図 3-1 新小岩ワンド（葛飾区）</p> <p>(2) 自然利用地</p> <p>自然利用地は、沿川住民が自然に親しむ場として開放した自然地の区域と位置づけます。背丈の高い野草の広場や水辺の楽校の箇所等が対象区域であり、自然体験活動、自然観察等に利用できます。自然保全地は次世代に引き継ぐ環境の場と位置づけたのに対し、自然利用地は、水辺の楽校、自然体験活動、自然観察等を通じた教育の場となり、次世代を育てる環境となります。</p> <p>沿川住民の立ち入り前提となりますが、岸辺や干潟等の自然環境を極力保全するため、区域への立ち入りに際しては、注意書き等により沿川住民の自主性を尊重した安全な利用を促します。また、日常の管理として、ゴミ拾い、草刈、巡視等を行います。</p>  <p>図3-2 下平井水辺の楽校（江戸川区）</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅲ. 荒川下流の新たなゾーニングの考え方】 第4章 新たなゾーニング計画</p> <p>(2) 個別の土地利用区分</p> <p>1) 自然保全地</p> <p>自然保全地は、現存する自然環境の保全・川らしい自然環境を創出し、荒川の川らしい姿を形成する区域です。この区域は自然環境の保全を主目的とし、人の利用を前提とした整備は行いません。</p> <p>管理は、自然地が荒地とならないよう配慮しつつ最小限の程度に留め、原則区域内への市民の立ち入りは、外来植物の駆除、不法投棄・漂着ゴミの処理等の管理及び環境状況の把握のためのモニタリング調査を目的とした活動のみとします。例としては、小松川干潟や新小岩ワンド等が挙げられます。</p>  <p>図 4-5 新小岩ワンド（葛飾区）</p> <p>2) 自然利用地</p> <p>自然利用地は、環境学習や自然観察等の市民の利用に配慮し、市民の利用のために開放した自然地です。市民の立ち入り前提となりますが、岸辺や干潟等の自然環境を極力保全するため、区域への立ち入りに際して、注意書き等により市民の自主性を尊重した安全な利用を促します。日常の管理として、ゴミ拾い、草刈、巡視等を行います。利用例としては、水辺の楽校等が挙げられます。</p>  <p>図 4-6 下平井水辺の楽校（江戸川区）</p>

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 3-3	2010 推進計画 P. 4-6
<p>(3) 多目的地</p> <p>多目的地は、背丈の低い草地系の広場や芝生系広場等のオープンスペースを包括した区分です。散策、ピクニック等を含むあらゆる人が自由に出入りできる緑地・公園がこの多目的広場に分類され、最も多様な沿川住民の利用が想定されます。あらゆる人が多目的に利用できる場として、自然度を向上させるような整備・維持管理を実施します。</p> <p>管理については、占有する自治体や沿川住民等が連携して行います。また、日常の管理内容として、ゴミ拾い、草刈、巡視等を想定して行います。現在河川敷に整備されている公園・緑地がこれに該当します。</p>  <p>図 3-3 公園・緑地の例（板橋区、江戸川区）</p> <p>(4) ゴルフ場</p> <p>ゴルフ場も経営者と調整を行い、将来的には休業日等に一般市民への開放日を設ける等、ゴルフ以外に散策、ピクニック等の利用を考えていきます。ゴルフ場は笹目橋より下流の荒川の河川敷に4箇所あり、芝生やシダレヤナギ等が生育し、利用施設の中では良く管理された緑の多い場所となっています。ゴルフ場の管理は、ゴルフ場を経営する団体が行います。</p>  <p>図 3-4 ゴルフ場の例（板橋区 赤羽ゴルフ場）</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅲ.荒川下流の新たなゾーニングの考え方】 第4章 新たなゾーニング計画</p> <p>3) 多目的地</p> <p>多目的地は、草地系広場や芝生系広場等のオープンスペースを包括した区分です。ピクニックやレクリエーション等に利用される公園的施設がこの多目的広場に分類され、最も多様な市民の利用が想定されます。</p> <p>管理は、占有する自治体や市民等が連携して行います。また管理内容は、ゴミ拾い、草刈、巡視等を想定しています。現在河川敷に整備されている公園・緑地がこれに該当します。</p>  <p>図 4-7 公園・緑地の例（板橋区、江戸川区）</p> <p>4) ゴルフ場</p> <p>ゴルフ場も経営者との調整を行い、将来的には休業日等に一般市民への開放日を設ける等、ゴルフ以外に散策、ピクニック等の利用を考えていきます。管理は、ゴルフ場を経営する団体が行います。</p>  <p>図 4-8 ゴルフ場の例（板橋区 赤羽ゴルフ場）</p>

(5) 土砂の仮置き場

現状の現在、荒川下流部の河川敷には、~~全 12 箇所~~の土砂仮置き場があり、堤防や高規格堤防の盛土整備に必要な土砂や河道掘削した土砂を仮置きする土砂仮置き場があります。

~~堤防を整備するための盛土として活用したり、また河床掘削の発生土置場として利用されたりしています。~~

治水河川整備を効率的かつ計画的に進めていくためには、河川敷上の土砂の仮置き場は必要不可欠なものです。自然環境の豊かな河川敷にしていくという観点から、今後は土砂仮置き場の配置計画を精査し、~~土砂仮置き場の箇所数を現状の 12 箇所から削減することや、規模の縮小、撤去した後の自然地の整備等を図り検討していきます。~~



5) 土砂の仮置き場

現状の荒川下流部の河川敷には、全 12 箇所の土砂の仮置き場があり、堤防を整備するための盛土として活用したり、また河床掘削の発生土置場として利用されたりしています。

治水整備を進めていくため、河川敷上の土砂の仮置き場は必要ですが、今後見直しを行い、箇所数を現状の 12 箇所から削減することや規模の縮小を図ります。

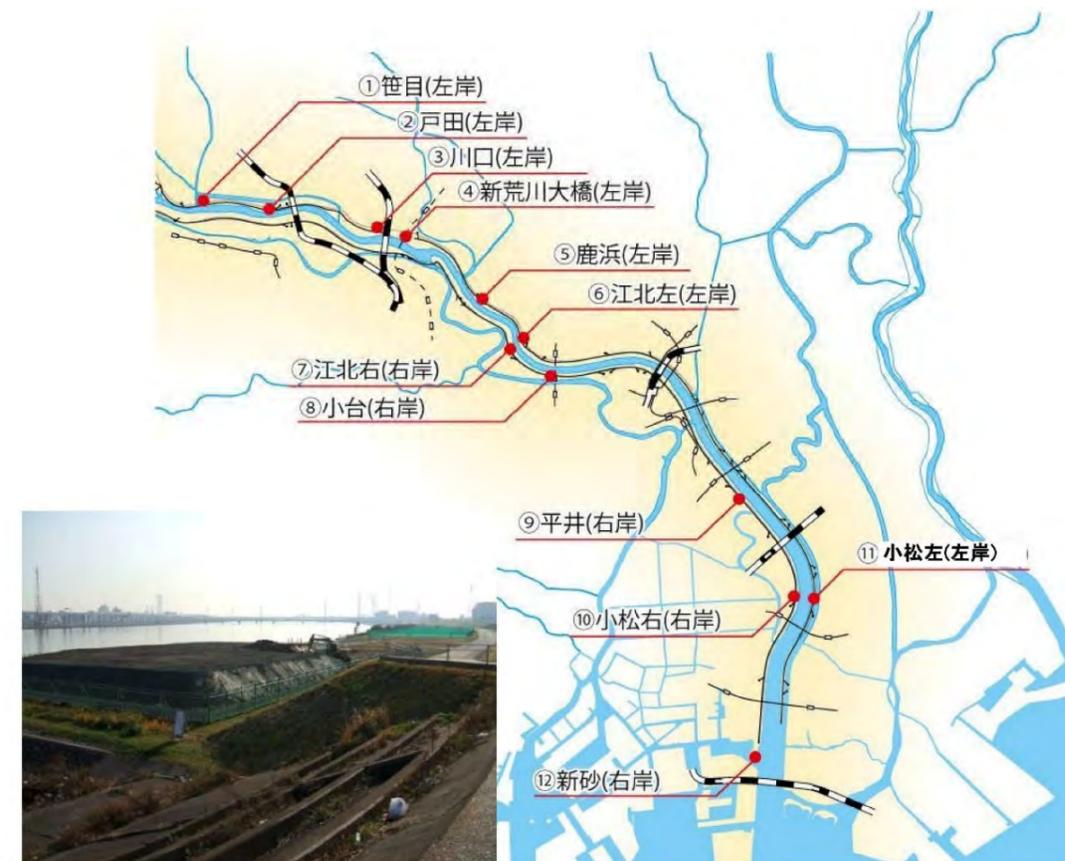


図 4-9 土砂仮置き場の位置

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 3-4</p>	<p>2010 推進計画 P. 4-8</p>
<p>(6) 利用施設 利用施設は、野球やサッカー、テニス等のスポーツに使用されているスポーツグラウンドや駐車場、緊急用船着場（リバーステーション）、緊急用河川敷道路の区域です。なお、緊急用船着場（リバーステーション）、緊急用河川敷道路は災害時・緊急時の緊急輸送路として活用されますが、平常時は散策、ジョギング、サイクリング等、多くの方々が利用しています。 管理は、占有する自治体や河川管理者、沿川住民が連携して行います。また、日常の具体的な管理内容として、ゴミ拾い、草刈、日常的な巡視等を想定して行います。</p>  <p>図 3-5 野球場（葛飾区）</p>  <p>図 3-6 駐車場と緊急用河川敷道路の利用状況（板橋区）</p>	<p style="text-align: right;">【Ⅲ.荒川下流の新たなゾーニングの考え方】 第4章 新たなゾーニング計画</p> <p>6) 利用施設 利用施設は、野球やサッカー、テニス等のスポーツに使用されているスポーツグラウンドや駐車場、船着場、緊急用河川敷道路の区域です。 管理は、占有する自治体や河川管理者、市民が連携して行います。具体的な管理内容は、ゴミ拾い、草刈、日常的な巡視等を想定しています。</p>  <p>図 4-10 野球場と緊急用河川敷道路（葛飾区）</p>  <p>図 4-11 駐車場と緊急用河川敷道路（板橋区）</p>

第1節 荒川将来像計画2010のゾーニング計画

(1) 3.2 平成20年度末の現況土地利用状況

現状（平成令和304(2022)年度末）における時点の土地利用状況については、自然地が286227haあり、その内訳は干潟が67ha、河川敷の自然地が219160haとなっています。また、多目的地（公園・緑地広場）が9365ha、ゴルフ場が104117ha、利用施設（スポーツグラウンド、駐車場等）が188250haあり、**その他に河川整備に必要な河川の利水安全性を確保する等の目的で土砂等の仮置き場が1733ha**あります。

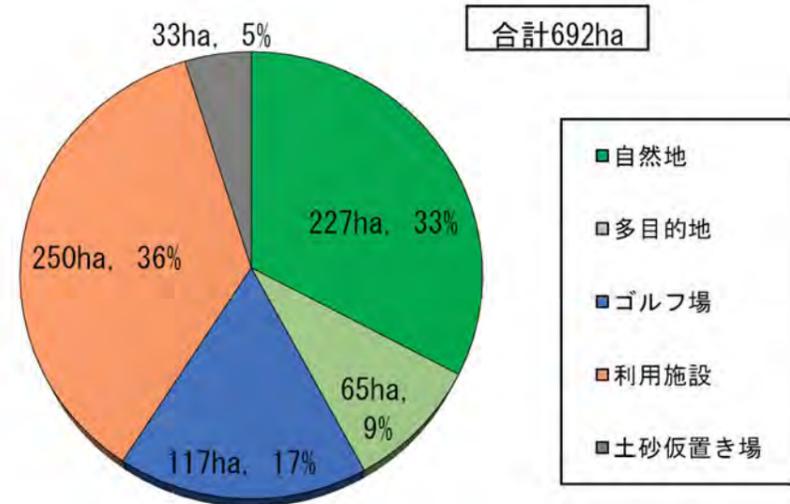


図 3-7 荒川下流部の河川敷利用状況（令和4(2022)年度時点）

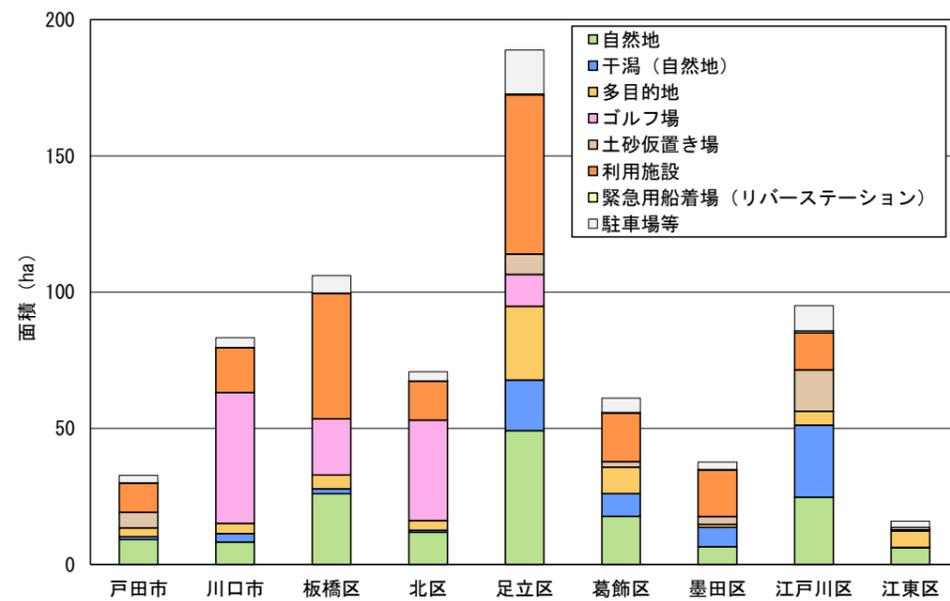


図 3-8 荒川下流部沿川市区別の河川敷利用状況（令和4(2022)年度時点）

第1節 荒川将来像計画2010のゾーニング計画

(1) 平成20年度末の土地利用状況

現状（平成20年度末）における土地利用状況については、自然地が286haあり、その内訳は干潟が67ha、河川敷の自然地が219haとなっています。また、多目的地（公園・緑地広場）が93ha、ゴルフ場が104ha、利用施設（スポーツグラウンド、駐車場等）が188haあり、その他に河川の利水安全性を確保する等の目的で土砂の仮置き場が17haあります。

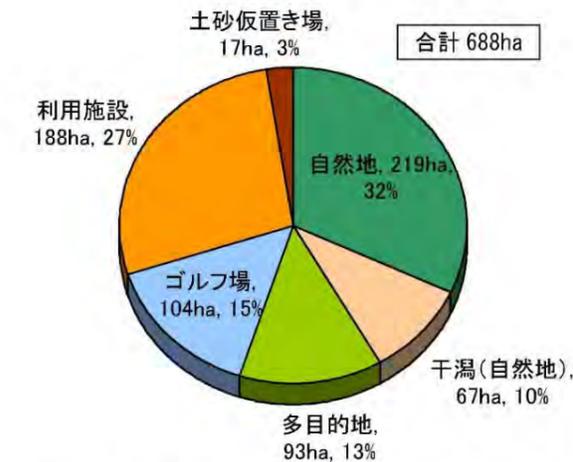


図 4-1 荒川下流部の平成20年度末時点の利用状況

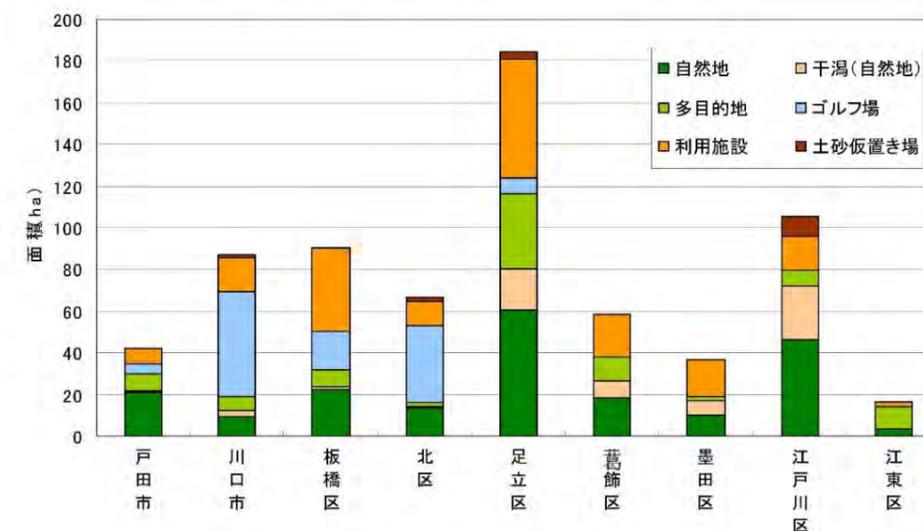


図 4-2 荒川下流部沿川市区別の平成20年度末時点の河川敷土地利用状況

改定後	現行
<p>推進計画（改定案） P. 3-6</p>	<p>2010 推進計画 P. 4-2</p>
<p>2)3. 3将来的なゾーニングの考え方</p> <p>荒川将来像計画 2010 推進計画の新たなゾーニング計画では、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」、「利用系ゾーン」の2つに大別して、穏やかな土地利用誘導を図っていくこととします。</p> <p>「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドやゴルフ場、公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。</p> <p>なお、自然地と利用施設等が混在している場合には、荒川下流部全体で一連の生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりに配慮するため、利用系ゾーンであっても現状の自然地を原則保全することを目指とします。これにより、荒川下流部全体で一連の自然生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりをもった配置計画とします。</p> <p>推進計画で位置づけるゾーニングは、荒川下流部全体で一連の生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりを設けるための線的な配置計画です。ゾーニング内の土地利用区分を必ずしも制限するものではありませんが、ゾーニングという大きな区分を設けることで、それぞれのゾーニングに即した土地利用を促進するものです。</p> <p>また、水際を含むゾーニング内部の詳細な土地利用区分については、地区別計画において整理することとします。</p> <p>なお、地区別計画で設定する区分によってゾーニングが変更になる場合は再調整するものとします。</p> <p>それぞれのゾーニングの定義は次のとおりとします。</p> <div data-bbox="320 999 1371 1236" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><自然系ゾーン> 定義 自然地の適切な維持管理を前提として、現存する自然環境の保全と、沿川住民が自然環境に親しむ空間の創出を図っていくゾーン</p> <p><利用系ゾーン> 定義 公園・緑地等での散策・ピクニック等の多目的な利用やスポーツグラウンドやゴルフ場等の利用を図っていくゾーン</p> </div>	<p>2) ゾーニングの考え方</p> <p>荒川将来像計画 2010 推進計画の新たなゾーニング計画は、現状の河川敷利用状況をふまえながら、これから概ね10年後の荒川下流部全体の望ましい姿を想定し、河川敷を流下方向に「自然系ゾーン」、「利用系ゾーン」の2つに大別して、緩やかな土地利用誘導を図っていくこととします。</p> <p>「自然系ゾーン」は主に自然地の適切な維持管理を前提として保全を図っていくゾーン、「利用系ゾーン」は主にスポーツグラウンドやゴルフ場、公園・緑地等の適切な利用を図っていくゾーンとします。</p> <p>なお、自然地と利用施設等が混在している場合には、利用系ゾーンであっても現状の自然地を原則保全することとします。これにより、荒川下流部全体で一連の自然生態系ネットワークとなる縦断的な繋がりをもった配置計画とします。</p> <p>また、水際を含むゾーン内の詳細な土地利用区分については、地区別計画において整理することとします。</p> <p>なお、地区別計画で設定する区分によってゾーニングが変更になる場合は再調整するものとします。</p>



図 43-39 現況の土地利用区分を踏まえた推進計画のゾーニング設定例

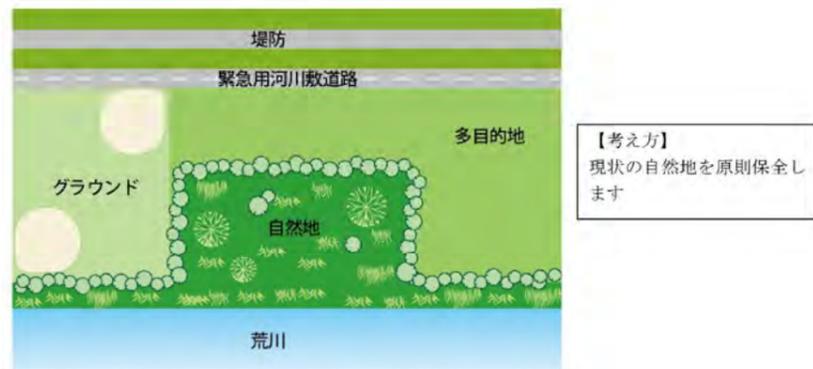


図 43-410 利用地と自然地が混在する場合のイメージ

【Ⅲ.荒川下流の新たなゾーニングの考え方】
第4章 新たなゾーニング計画



図 4-3 現況の土地利用をふまえた推進計画のゾーニング計画の設定例

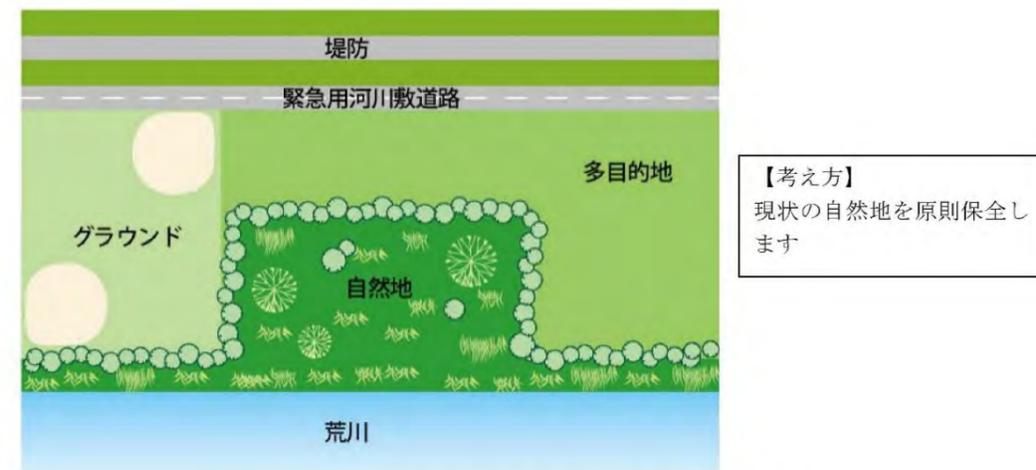


図 4-4 利用地と自然地が混在する場合のイメージ

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 3-8	2010 推進計画 P. 4-2
<p>(2) 3.4 推進計画のゾーニング計画の考え方全体目標について</p> <p>1) 全体目標について</p> <p>荒川将来像計画 2010 推進計画での新たなゾーニング計画は、ゾーニング計画の全体目標として、「自然地の増加」、「グラウンド面積の維持」、「自然度向上の推進」という 3 項目を設定します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>①自然地の増加 アンケート調査結果等荒川将来像計画の理念をふまえ、荒川下流部全体の自然地の全体面積については増加を図っていくこととします。</p> <p>②グラウンド面積の維持 スポーツグラウンド利用者の意向やアンケート調査結果等からの現状を踏まえ、荒川下流部全体のスポーツグラウンドの全体の面積については、現状を維持することとします。</p> <p>③自然度向上の推進 現在ある自然地を保全するとともに、ゴルフ場、スポーツグラウンド等については、バッファゾーン（緩衝帯）の整備、利用地の芝生化、草地化等により自然度向上（エコアップ）を促進することで、自然環境の増加を図っていきとします。</p> </div>	<p style="text-align: right;">【Ⅲ.荒川下流の新たなゾーニングの考え方】 第 4 章 新たなゾーニング計画</p> <hr/> <p>(2) 推進計画のゾーニング計画の考え方</p> <p>1) 全体目標について</p> <p>荒川将来像計画 2010 推進計画の新たなゾーニング計画は、全体目標として「自然地の増加」、「グラウンド面積の維持」、「自然度向上の推進」という 3 項目を設定します。</p> <p>① 自然地の増加 アンケート調査結果等をふまえ、自然地の全体面積については増加を図っていくこととします。</p> <p>② グラウンド面積の維持 スポーツグラウンド利用者の意向やアンケート調査結果等から、スポーツグラウンドの全体の面積については現状を維持することとします。</p> <p>③ 自然度向上の推進 現在ある自然地を保全するとともに、ゴルフ場、スポーツグラウンド等については、バッファゾーンの整備、利用地の芝生化、草地化等により自然度向上（エコアップ）を促進することで、自然環境の増加を図っていきます。</p>

3.5 ゾーニング・土地利用区分を見直す場合の考え方

推進計画のゾーニング全体目標では、自然地の増加・グラウンド面積の維持を掲げています。本目標を達成するためには、原則として土地利用の変化（自然地から利用施設）が生じないことが重要ですが、社会情勢や沿川住民等の利用者から新たな利用施設整備の要望により、地区別計画における土地利用区分の見直しが生じ、それに伴いゾーニングの見直しが必要となることが考えられます。

ゾーニングと土地利用区分には関連があるため、土地利用区分を見直す場合の考え方を図 3-11 に示します。

見直しが必要な場合は、次の考え方を基に検討します。

<土地利用区分を見直す場合の基本的な考え方>

- ◆ 推進計画の目標①「自然地の増加」に鑑み、利用地から自然地への変更は自然地の増加に寄与するため、変更は推奨される。
- ◆ 自然地から利用地への変更は、ゾーニング目標①②と近年の利用形態を踏まえ、自然地から利用地へ変更する際は、同等規模の自然地の代替地を設けることを検討する。やむを得ず、自然地の代替を設けられない場合は、目標③の利用地の自然度向上に努めます。

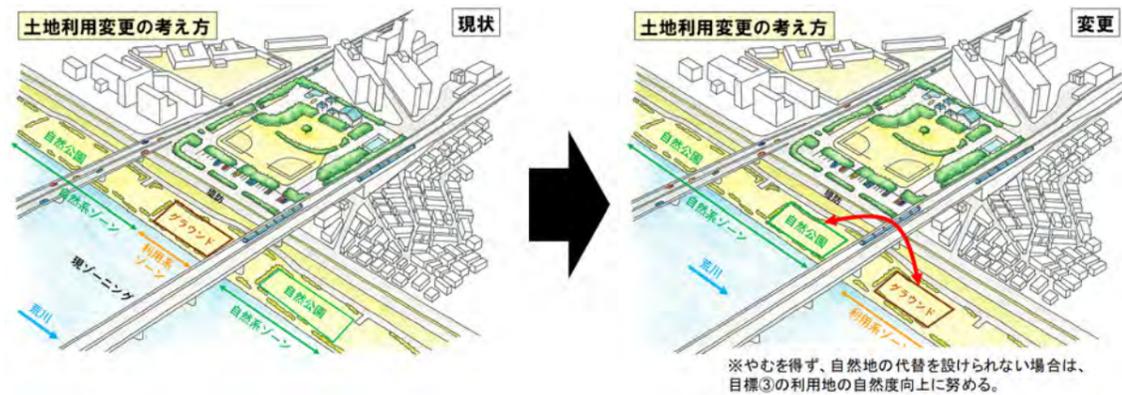


図 3-11 土地利用区分を見直す場合の考え方

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 3-10	2010 推進計画 P. -
<p>3.6 現況土地利用図及び将来ゾーニング図</p> <p>令和4(2022)年度時点の土地利用状況及び将来ゾーニングは、次項以降に示すとおりです。今後は、荒川将来像計画の整備方針に基づき、河川敷の整備を進めていきます。</p> <p>なお、将来的な土地利用区分の計画は、地区別計画に記載します。</p>	

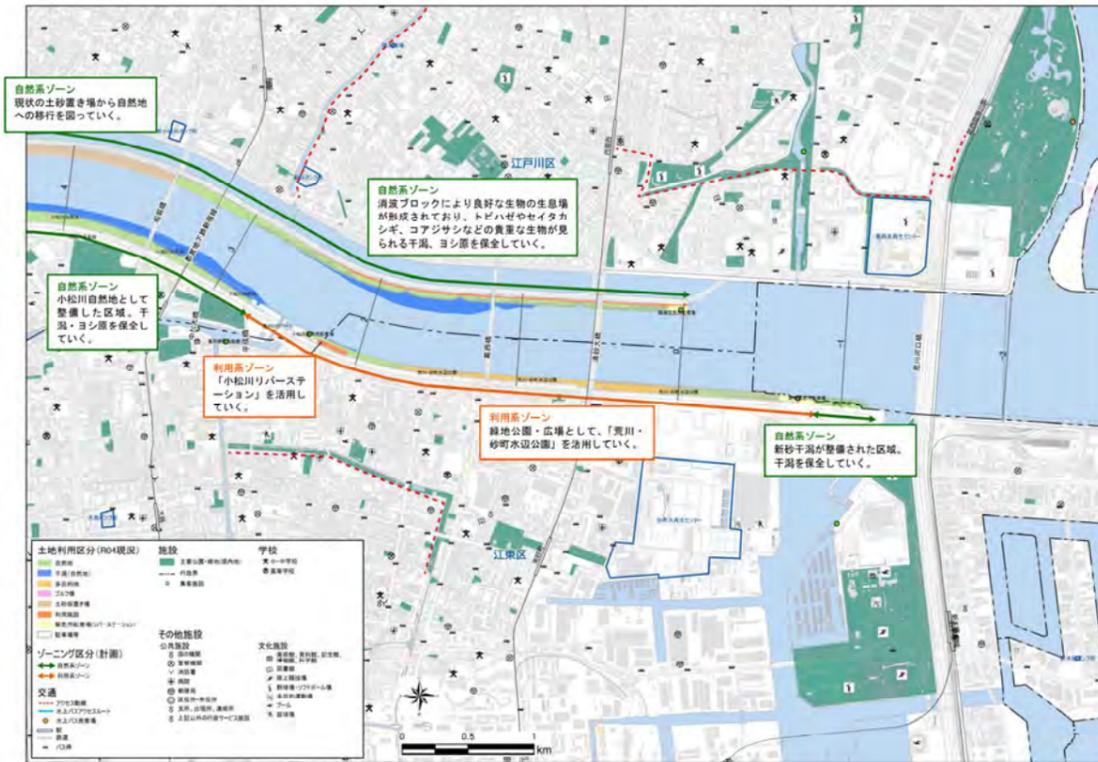
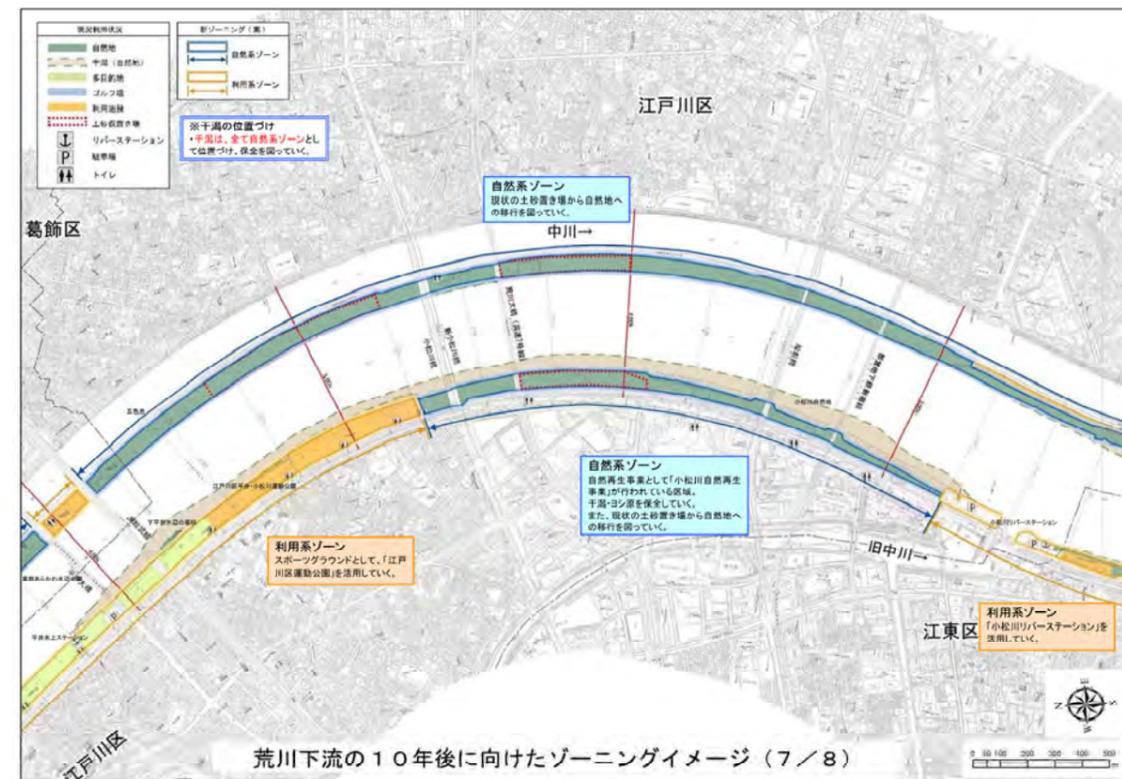
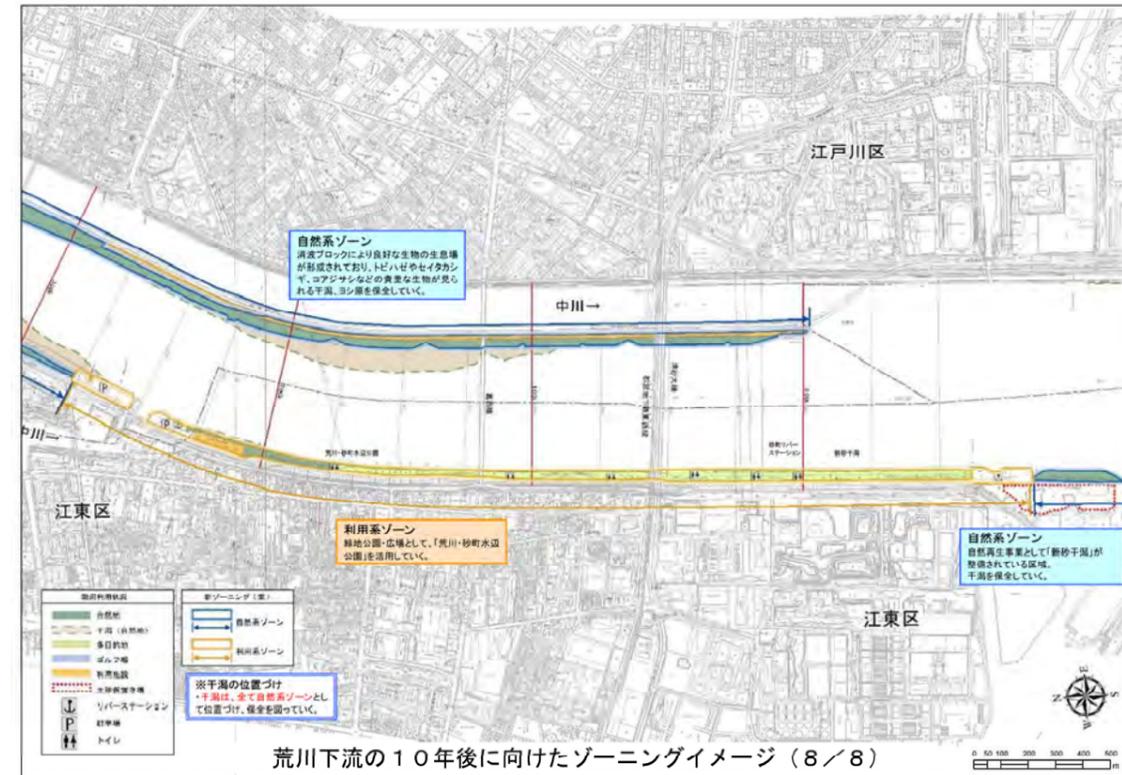


図 3-12 現況土地利用図及び将来ゾーニング(1)



改定後

推進計画 (改定案) P. 3-12

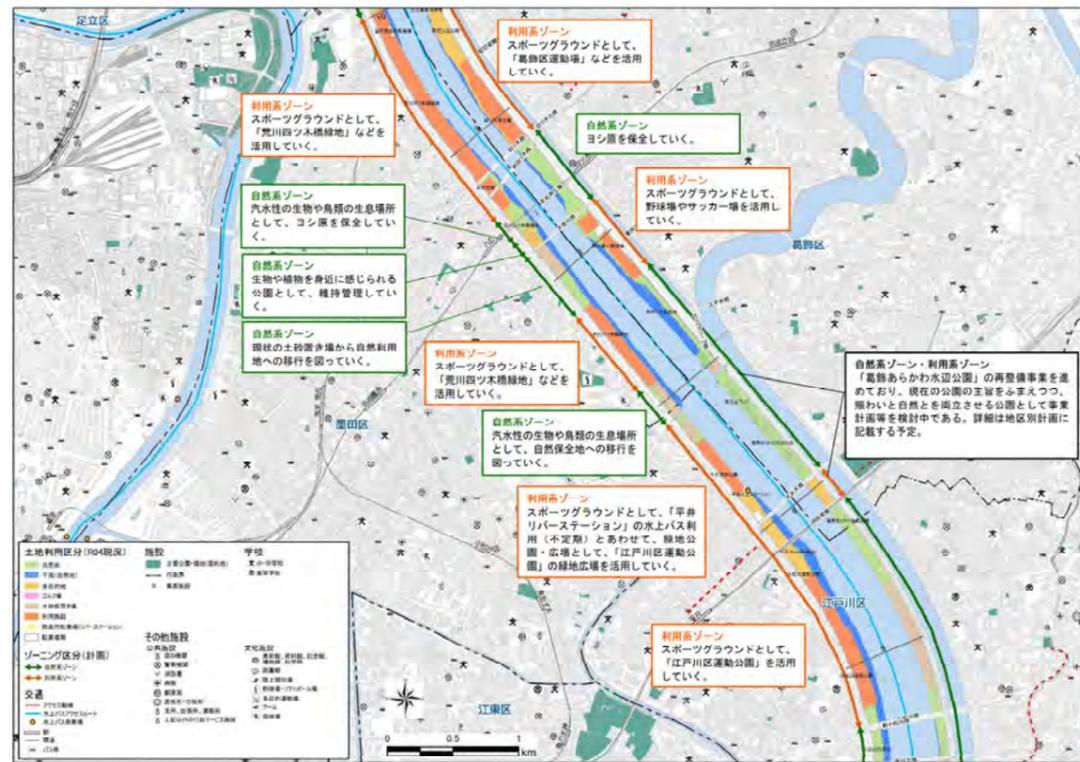
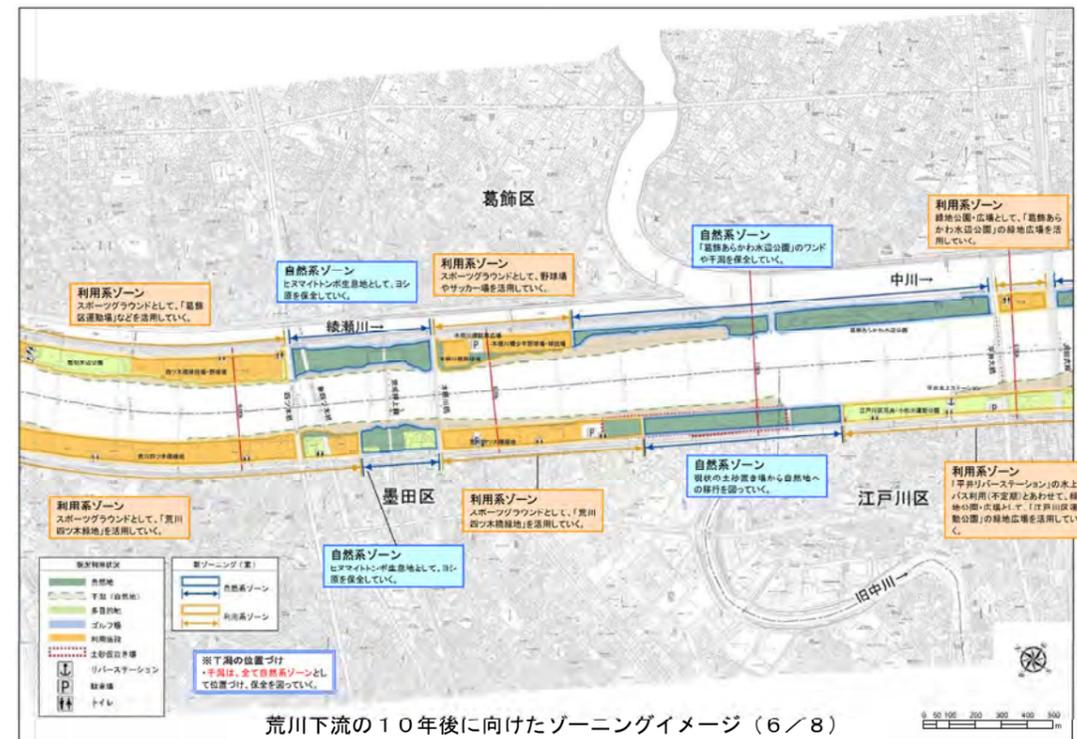
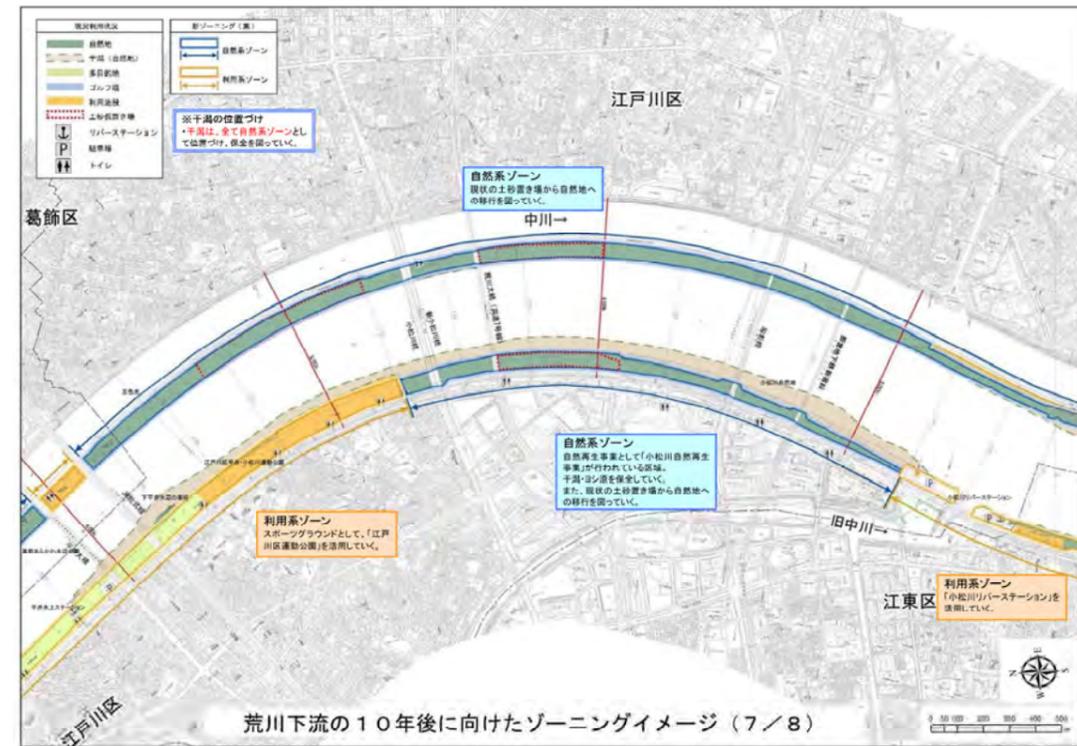
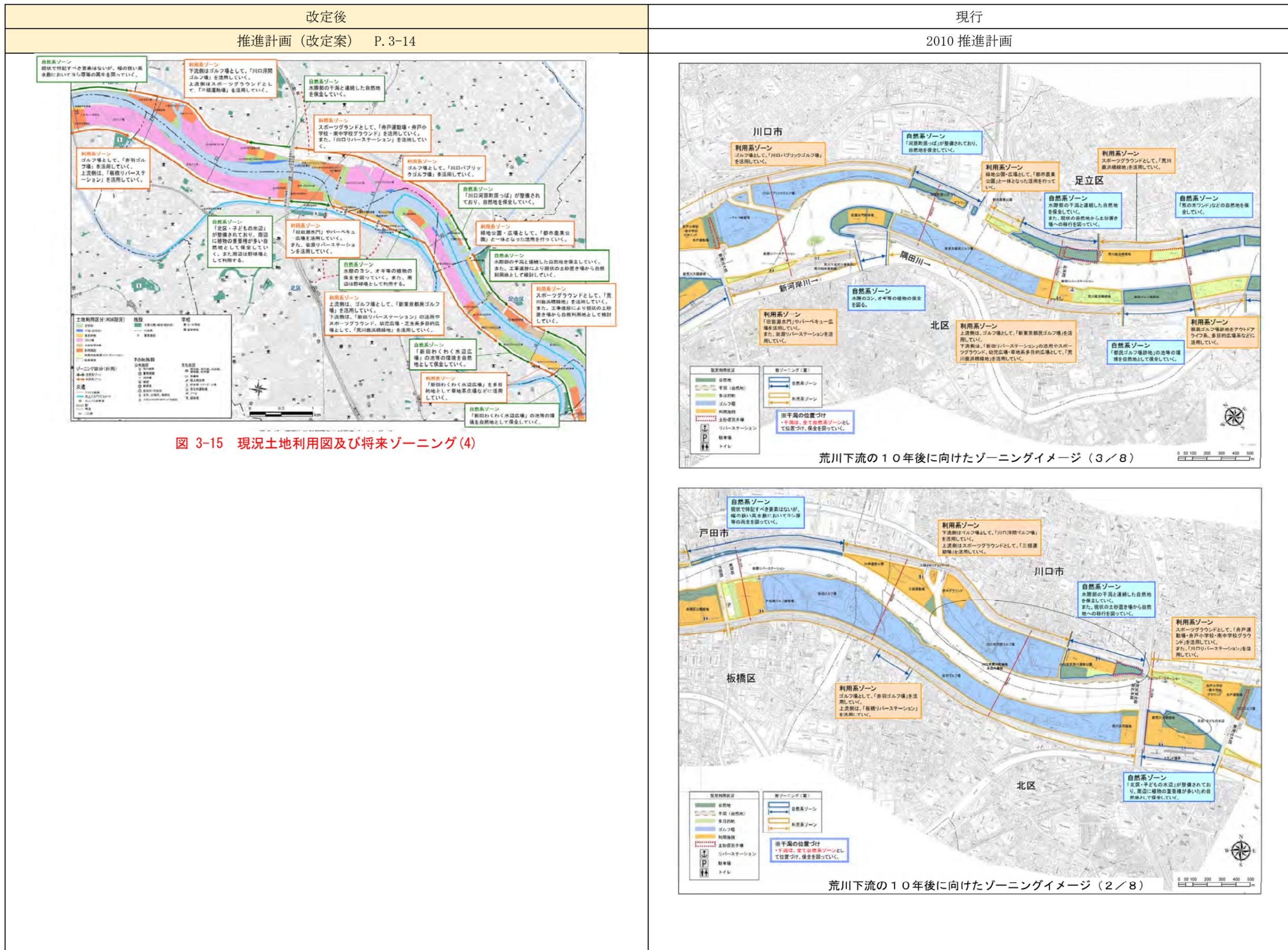


図 3-13 現況土地利用図及び将来ゾーニング (2)

現行

2010 推進計画





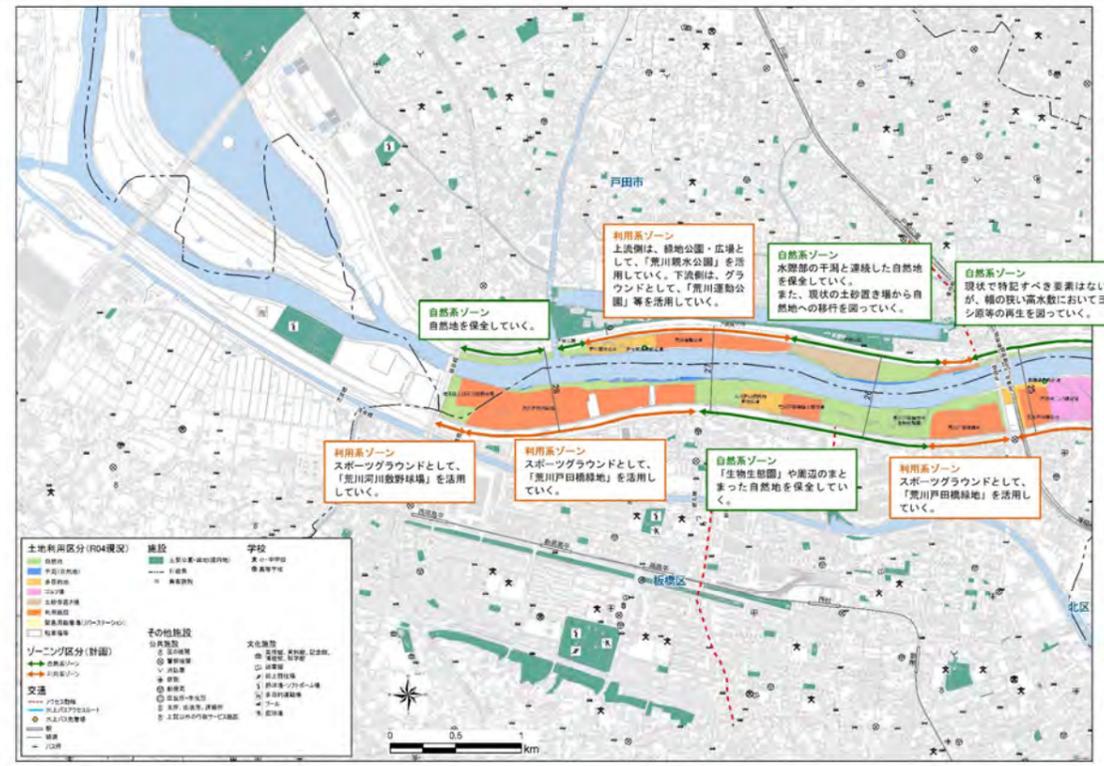
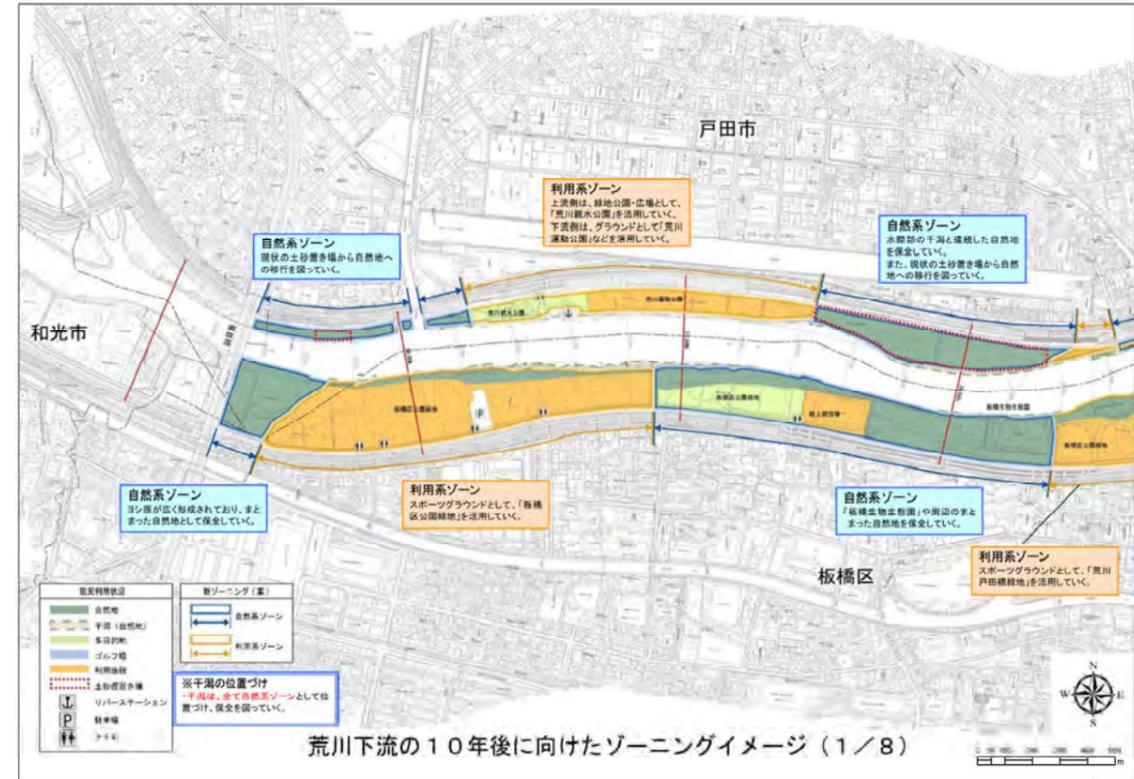


図 3-16 現況土地利用図および将来ゾーニング(5)

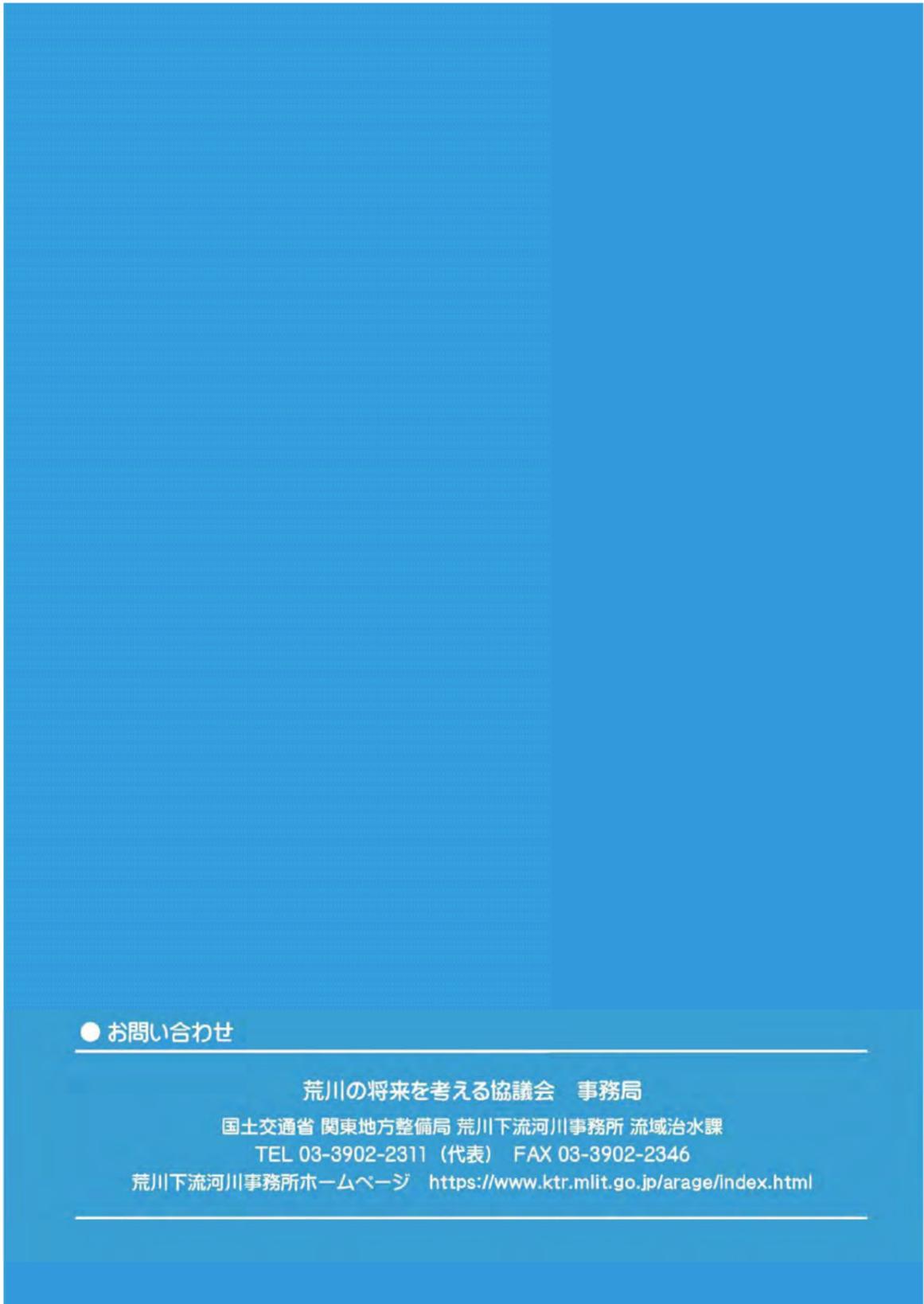
図 3-16 現況土地利用図及び将来ゾーニング(5)



荒川下流の10年後に向けたゾーニングイメージ(1/8)

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 4-1	2010 推進計画 P. -
<p>4. 荒川将来像計画の推進方策</p> <p>4.1 荒川将来像計画の推進の枠組み</p> <p>4.1.1 荒川将来像計画の推進体制</p> <p>荒川将来像計画は、これまで沿川自治体の協力のもと「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により全体構想書、推進計画、地区別計画の取組を推進していくことが重要です。このため、「荒川の将来を考える協議会」において、計画のフォローアップシステムとしてのPDCAサイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。内容の確認等を通して、各ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取組について変更の必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。</p> <p>また、計画を推進する上で、必要に応じて、行政、占有者、沿川住民・活動団体、学識経験者等に意見聴取することとします。</p> <div data-bbox="415 724 1335 1375" data-label="Diagram"> <pre> graph TD Plan((Plan)) --- Do((Do)) Do --- Check((Check)) Check --- Act((Act)) Act --- Plan </pre> <p>Plan (計画づくりの場)</p> <p>Do (国、自治体住民により各種取組を実行する場)</p> <p>Check (内容を確認し、議論する場)</p> <p>Act (フィードバックして活動を実行する場)</p> </div> <p>図 4-1 PDCA サイクルによる計画の推進</p> <p>4.1.2 荒川将来像計画の周知</p> <p>荒川将来像計画を沿川住民と行政の連携・協働のもと推進するためには、全体構想書・推進計画・地区別計画を広く沿川住民に周知していく必要があります。</p> <p>このため、荒川将来像計画の説明会や、公共施設や、防災・環境教育、市区の懇談会・タウンミーティング等の場での広報資料（パンフレット）の配布、荒川下流河川事務所・沿川自治体 HP への掲載、荒川知水資料館での企画展示等による計画の周知・広報を推進します。</p>	

改定後	現行
推進計画（改定案） P. 4-2	2010 推進計画 P. -
<p>4.2 荒川将来像計画のフォローアップ 荒川将来像計画の全体構想書、推進計画、地区別計画では、計画の進捗状況等を経年的に把握し、課題が見られた場合等に迅速に対応することを目的に、計画のフォローアップを実施します。</p> <p>4.3 荒川将来像計画の改定プロセス フォローアップ等を踏まえ、計画の理念・川づくりの考え方等について乖離が見られると判断された場合や新たなニーズ・課題等が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを検討します。</p>	

改定後	現行
推進計画（改定案） P. -	2010 推進計画 P. -
 <p data-bbox="379 1528 587 1566">● お問い合わせ</p> <hr data-bbox="379 1570 1377 1575"/> <p data-bbox="664 1604 1098 1638">荒川の将来を考える協議会 事務局</p> <p data-bbox="560 1650 1199 1682">国土交通省 関東地方整備局 荒川下流河川事務所 流域治水課</p> <p data-bbox="605 1686 1160 1717">TEL 03-3902-2311（代表） FAX 03-3902-2346</p> <p data-bbox="448 1722 1311 1753">荒川下流河川事務所ホームページ https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/index.html</p> <hr data-bbox="379 1780 1377 1785"/>	